

I 環境の概況

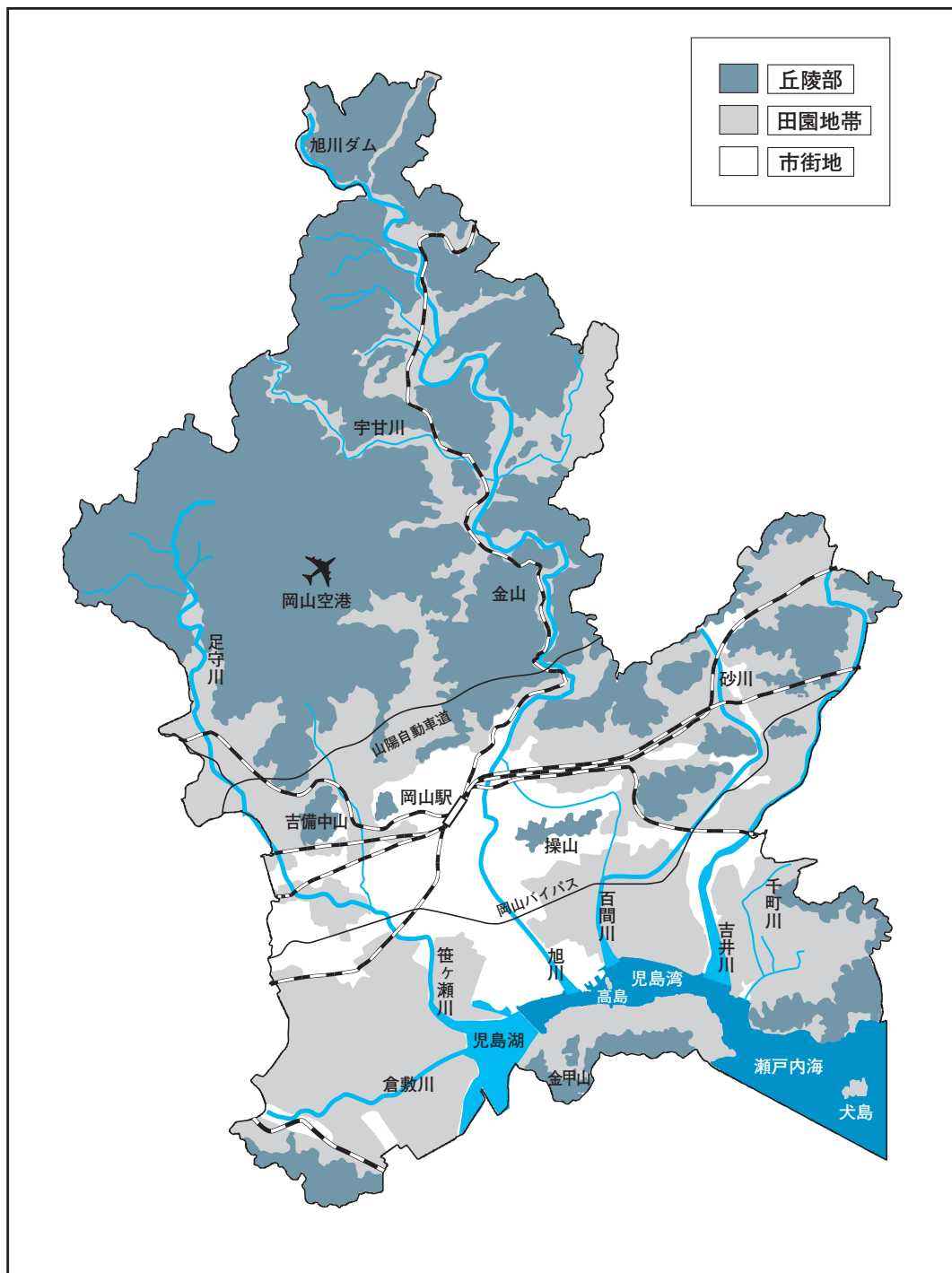
1 自然的条件

(1) 地 勢

岡山市は、平成17年3月22日に、旧御津町、旧灘崎町と、平成19年1月22日には旧建部町、旧瀬戸町と合併し「新岡山市」となり、面積が789.95㎢

となりました。岡山市は中国地方最大の平野である岡山平野の中央に位置しており、市域は北部吉備高原をはじめとした丘陵地域と、それに連なる南部の平野とに大別されます。

図1 地形概要図



このうち、北部丘陵地域は、吉備高原南縁部の第四紀隆起準平原であり、標高400m～500mのなだらかな小起伏面となっています。本地域は、緑と清流豊かな自然に恵まれており、昭和60年に完成した岡山空港や近年整備された高速道路などを拠点として地域整備が進められています。

一方、南部の平野はその大部分が標高2m以下の低地で、市域内を貫流する旭川や吉井川等の河川によって生まれた沖積平野と江戸時代以降に進められた干拓地によって形成され、児島湾、児島湖を隔てて児島半島部があります。本地域には、児島湾・児島湖沿岸部の旧干拓地域をはじめ、田園地帯が広がっていましたが、近年、旧市街地部を中心に都市化が著しく進行しています。

また、岡山平野の基盤は古生代の砂岩、粘板岩とこれを貫く中生代末の花崗岩類からなり、古生層は花崗岩類による熱の影響により接触変成作用を受けてホルンフェルス化しています。

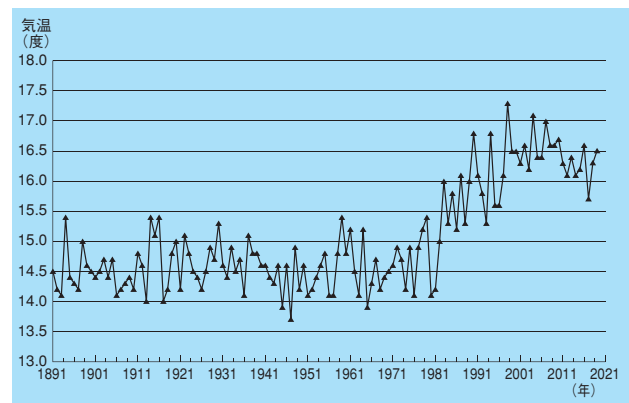
(2) 気 候

岡山市は気候区分上、温暖小雨で特徴づけられる瀬戸内式気候区に属しています。一般に、「気候

温和の地」と言われているように、冬は比較的暖かく、降雪もほとんど見られません。また、春・秋も快晴の日が多くなっています。夏本土を襲う台風も四国山脈が防壁になって勢力が弱められ、影響が少ないなど非常に恵まれています。

また、市街地内の平均気温は、1980年代以降高くなる傾向が見られます。

図2 岡山市の年平均気温の推移



(注) 岡山地方気象台は、1896年、1949年、1982年に観測場所を移転しており、観測データがこの前後で均質でない可能性があります。

統計期間：1891～2019年
(気象庁資料より作成)

2 社会的条件

(1) 人 口

岡山市は、古代吉備文化の発祥の地であり、かつては山陽道をはじめとする交通の拠点として、また、製鉄や製塩、農業生産の地として発展し、1573年に、戦国武将宇喜多直家が城を大改修するとともに、城下町の建設に着手、現在の中心市街地発達の基を築きました。

また、明治に入り、市制施行は、1889年（明治22年）で、当時の人口は47,564人でしたが、1952年（昭和27年）の周辺10か村の合併をはじめとする周辺市町村との合併や、自然増、社会増により、人口が増加を続け、1970年代半ばには50万都市と

なりました。その後、人口増加率は以前よりも鈍化する傾向にありましたが、平成17年3月22日に旧御津町、旧灘崎町と、平成19年1月22日には旧建部町、旧瀬戸町と合併し、令和2年3月末現在、総人口は707,981人となっています。

表1 岡山市の人口等の推移

単位：人・戸（各年度3月末現在）

| 年度 項目 | 昭和 50年度 | 昭和 60年度 | 平成 7年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 |
|----------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 人 口 | 518,342 | 565,481 | 604,262 | 706,728 | 707,625 | 707,595 | 707,355 | 707,981 |
| 世 帯 数 | 161,390 | 196,387 | 229,160 | 318,188 | 321,447 | 324,534 | 327,878 | 331,652 |

(2) 土地利用

岡山市の土地利用の状況は、宅地や道路などの都市的土地利用が26%、農地や森林などの自然的土地利用が74%となっています。

また、市街化区域の面積は、平成26年10月1日現在で、10,390haと市域の約13%で、都市計画法に基づく用途地域は住居系地域が65%、商業系地域が12%、工業系地域が23%となっています。

(3) 産 業

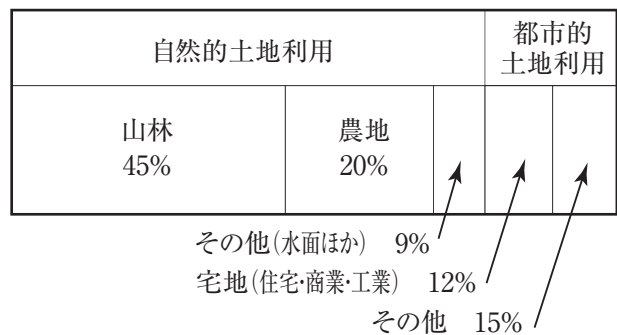
瀬戸内沿岸の商業都市として発展してきた岡山市の産業構造は、商業をはじめとする第3次産業が最も大きなウエイトを占めています。特に、瀬戸大橋・岡山空港をはじめ山陽自動車道などの基幹交通網が整備されたことに伴い、流通機能の集積が進む傾向にあります。就業人口は全体の約7割、年間商品販売額は県内シェアの6割を占めるまでになっています。

また、日本三名園の一つである後樂園や岡山城、吉備路などの観光地等も多く、年間約760万人の観光客が訪れています。

一方、工業を中心とする第2次産業は、就業人口比で見ると昭和55年の28.1%から平成22年の20.7%と減少する傾向にあります。業種別で見ると、伝統的な食料品製造業や繊維関連産業に加え、臨海部中心の化学工業、電気機械器具、一般機械器具や、都市集積を背景とした出版・印刷関連産業などの付加価値の高い都市型工業の割合が高まっています。

農業を中心とする第1次産業の就業人口は、全国的な傾向と同じく減少する傾向にあり、昭和55年の7.5%から平成27年には2.4%になってきてい

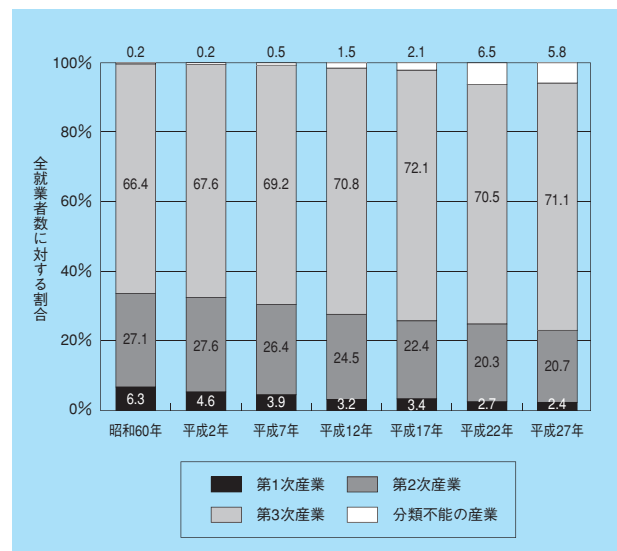
図3 岡山市の土地利用面積比率



(平成24年度 岡山市都市計画基礎調査)

ます。しかし、その中でも、岡山市の地理的特徴を活かして、多面的な農業が展開されており、丘陵地域のマスカット、白桃は全国的にも特産地として知られ、また、平野部は、中国地方有数の水田地帯となっています。また、水産業では、沿岸地域での海苔養殖を中心とした栽培漁業が中心となっています。

図4 産業大分類別15歳以上就業者数



(国勢調査)

3 環境問題の推移

(1) 公害問題の発生

我が国における昭和30年代以降の急激な社会・経済活動の変化・発展に伴い、主に重化学工業等の産業活動に起因する種々の公害問題が、全国的に大きな社会問題となりましたが、これは、域内に重化学工業などの大規模な工業の集積度があまり高くない岡山市においても決して無縁なことではなく、水質汚濁や大気汚染などの種々の公害問題が生じました。

このような状況の中で、国においては、昭和30年代の大気保全や水質汚濁防止等に関する立法や昭和42年の公害対策基本法の制定等の対策を進めましたが、それらの対策は経済の急速な発展と汚染の増加に追いつかず、公害問題はますます悪化し、重大な社会問題となっていました。

こうした中で、公害対策を求める世論の盛り上がり等を背景に、昭和45年11月のいわゆる「公害国会」（第64回臨時国会）において、公害対策基本法の経済との調和条項の削除をはじめ、水質汚濁防止法等の関連13法案が成立し、翌年には、環境庁が設置され、総合的、統一的な環境・公害行政が推進されることとなりました。

岡山市でも、昭和39年に衛生部保健衛生課内に公害係を配置し、公害苦情処理や環境調査等に取り組み始めましたが、昭和40年9月、市議会において「公害防止条例の早急制定に関する決議」があり、昭和41年に「岡山市公害防止条例」を制定するとともに、昭和45年に「岡山市公害対策本部」（市長が本部長）や衛生局公害課を設置し、昭和48年には、その後の社会情勢等の変化に対応するため、「岡山市公害防止条例」の全面改正を行うなどの対応を図りました。

また、同条例に基づき、市内主要工場について、公害防止協定の締結を開始するなど、国等での公害防止等に関する一定の枠組みの整備を踏まえた上で、市民生活に密着する行政を担う立場からのきめの細かい対応に努めました。

(2) 環境問題の多様化

昭和50年代に入ると、さらに、公害防止等に関する関係法令の整備が進み、また、岡山市に、大気汚染監視センターが設置されるなど、環境監視体制も整備されてきました。そして、このような行政の取組と、多くの事業者や市民等の努力によって、大規模な工場・事業場等からの公害問題はかなり改善されてきました。

しかし、その後の経済の安定成長や大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式の定着などを背景として、自動車による大気汚染や騒音・振動問題、生活排水などによる水質汚濁などのいわゆる都市・生活型公害、廃棄物の増大等が大きな問題となってくるとともに、身近な自然とのふれあいなど快適な環境に対する市民のニーズの高度化や多様化、また自主的な社会参加を指向するなどの市民意識の変化も見られるようになってきました。

このような状況の中で、岡山市では、昭和46年に「岡山市緑化条例」を制定、昭和49年には、市内中心部を南流する西川についての「緑道公園」としての整備に着手しました。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法や湖沼水質保全特別措置法、岡山県児島湖環境保全条例の運用等による富栄養化防止・生活排水対策や廃棄物の適正処理、公共下水道等の整備、自動車排出ガス測定局の設置等を進める一方、「水辺教室」・「ふるさと環境教室」等の地域の身近な環境と市民等とのふれあいを図る事業を開始しました。

さらに、昭和63年に、公害課から環境保全課に課名を変更、平成4年には、岡山市水辺環境計画や岡山市緑のマスタープランを策定するとともに、地域の住民と行政が協働して環境づくりを進める「ホタルの里」制度や「緑の倍增作戦」などの快適環境づくりを進めてきました。

(3) 新たな行政手法の確立へ

地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少を始めとする地球環境問題や野生生物の種の減少など

の生物多様性の保全の問題が、国境を越え世代を越えた影響を及ぼす人類の生存基盤そのものを揺がす問題として、顕在化してきました。これらの広範な問題に対処するためには、課題ごとのばらばらの捉え方でなく、環境そのものを総合的に捉え、計画的な施策を講じていく必要があります。また、都市・生活型公害や地球温暖化問題に見られるように、わたしたちの通常の社会経済システムやライフスタイルそのものの転換が大きな社会的課題となってきています。

これらの諸課題に対応していくためには、これまで進めてきた産業公害の規制を中心とするいわゆる「公害問題」への対応から、より幅を広げた「環境問題」へ対応するための新たな行政手法の枠組みが必要となってきています。

国においては、このような環境行政の変化に対応するため、平成5年11月に、従来の「公害対策基本法」を発展的に継承した「環境基本法」を制定し、翌年の12月には、本法に基づいて環境基本計画を策定するなど、新たな環境行政への取組を始めています。

岡山市でも、市民生活に密着した行政を担う立場から、このような環境問題を取り巻く状況の変化に対処するため、平成10年3月、今後の岡山市における予見的・総合的な環境関連行政を効率的に進めるための指針とすることや、行政・市民・事業者がそれぞれの役割分担に基づき、協働して取り組んでいくための指針となることを目指して、「岡山市環境基本計画」を策定しました。また、平成11年5月に岡山市公害審議会からの答申を受けて、平成12年3月、「岡山市の環境保全と創造に関する施策推進の方向性を明確にし、その制度的な枠組みを整備するとともに、今後の施策推進に当たっての必要事項」を定めた「岡山市環境保全条例」を制定しました。

(4) 今日の環境問題と課題

① 自然環境の保全と回復

岡山市は市域の約7割が自然的な土地利用であり、河川や池沼等も多く、市内には、環境省から「絶

滅の恐れのある野生生物の種のリスト」に掲載されている種が100種を超えるなど、岡山市は、人口約71万人の都市としては、稀にみるほどの多様な生きものたちが生息できる環境が残されています。

しかし、岡山市においても、近年の社会経済活動の変化や都市化の進行等により、これらの野生生物の生息環境が急速に失われる傾向にあります。

特に、岡山市の希少野生生物等の生息地域は、一般に里地や里山等と呼ばれる地域で、人間活動との関わりの中で形成されてきた「二次的自然環境地域」ですが、このような地域の保全については、「保護地域化」等の従来の自然保護手法では限界があるため、その保全対策の確立が急務となっています。

また、市街地内の水辺や緑地など、暮らしの場所に近いところの身近な自然も失われる傾向にあり、日常生活との調和をとりながら、それらの良好な自然環境を守り育てていくことが必要です。

② 快適な環境の創出

岡山市は、なだらかな山並みや田園、大小の河川や海岸、足守などの古い町並み、古代吉備文化以来の多くの歴史的遺産、緑豊かな社寺林や公園緑地等の個性的で多様な風景が見られますが、近年の都市化の進展等に伴いこれらの景観が失われる傾向にあります。

また、市民の暮らしの近くにある水路や並木、竹やぶなどをはじめ、伝統行事や鳥・虫の声なども市民が地域に愛着を持ち、地域ごとの特色ある環境づくりを進めるうえで、貴重な環境資源となっています。

このため、長い年月をかけて育まれてきた地域の自然や歴史的遺産などの美しい風景を守ることはもとより、今後は、行政・市民・事業者等が一体となって身近な環境資源を守り育て、岡山らしい良好な景観を新たにつくり出していくことも重要な課題となっています。

特に、岡山市では、旭川や吉井川、笹ヶ瀬川等の河川をはじめ、国立公園に指定されている瀬戸

内海、3,000kmを超える水路や1,000を超えるため池等の多様で豊かな水辺があり、岡山市の貴重な環境資源の一つとなっており、これを生かし、さらに快適なものとしていくために、水質保全対策や水辺の再生に取り組んでいく必要があります。

③ すべての主体による環境負荷の低減

岡山市では、自動車による大気汚染や幹線道路沿いでの騒音、児島湖や市街地周辺中小河川等での主に生活排水による水質汚濁、過密な住環境や住工混在による騒音や悪臭、カラオケ公害等の「都市・生活型公害」とよばれる公害問題が大きくなってきています。

また、廃棄物量の増大や不法投棄、産業廃棄物の不適正処理等の「廃棄物問題」や、「身近な自然の減少」などの地域の環境問題をはじめ、ダイオキシン類・環境ホルモン等の有害化学物質問題は社会問題化しており、さらに、地球温暖化や生物多様性の保全等は、人類の生態系の存続そのものに深刻な影響を及ぼす重大な問題となっています。

このような問題の多くは、現代の通常の世界経済活動や私たちのライフスタイルそのものに起因しており、市民の生活環境の保全はもとより、地球環境保全等の意味からも、私たち一人ひとりが資源やエネルギーを大量に消費し、大量の廃棄物を排出する従来型の都市活動を見直し、環境への負荷のより少ない生活の実践に取り組むことが求められています。

このためには、社会経済活動が営まれる各段階、各局面に環境配慮を織り込み、社会の仕組みそのものを転換させるとともに、それを支える環境意識の高まりを促していく必要があります。

II 総合的な環境保全施策の推進

1 環境保全のための組織

(1) 環境の保全に関する審議会

環境の保全に関する基本的事項の調査審議を行うため、平成23年度から、岡山市環境保全条例の改正により、これまでの「岡山市環境保全審査会」に替わり、「岡山市環境総合審議会」、「岡山市公害対策審議会」、「岡山市自然環境保全審議会」を設置しました。また、平成30年度から岡山市環境影響評価条例に基づき、「岡山市環境影響評価審議会」を設置しました。

① 岡山市環境総合審議会

環境基本計画に関すること、環境の保全に係る新たな制度のあり方に関すること等について審議します。

② 岡山市公害対策審議会

環境汚染物質の監視並びに大気汚染、水質汚濁その他の公害事象の防止対策に関すること、環境中における未規制・有害化学物質の健康影響及び安全性の評価に関すること等について審議します。

③ 岡山市自然環境保全審議会

生物多様性地域戦略、生物多様性保全基本方針等に関すること、自然環境保全地区の指定及び「身近な生きものの里」の認定等に関すること等について審議します。

④ 岡山市環境影響評価審議会

岡山市環境影響評価条例に定める環境影響評価等に関する事項について審議します。

表2 各審議会の開催実績等

(令和元年度実績)

| 審議会名 | 委員数 | 実 績 | |
|------------------|-----|--------------|---|
| | | 開催日 | 主 な 議 題 |
| 岡山市 環境総合審議会 | 18名 | | 令和元年度は開催されませんでした。 |
| 岡山市 公害対策審議会 | 9名 | 令和元年 6月3日 | (1)審議事項 ・大気測定局の配置検討について (2)報告事項 ・平成30年度有害大気汚染物質調査結果について ・平成30年度PM2.5成分分析調査結果について ・平成30年度飽浦地内環境監視結果について ・平成30年度平井埋立跡地周辺環境監視調査結果について ・特定発生源周辺ダイオキシン類調査結果について |
| 岡山市 自然環境保全審議会 | 9名 | 令和2年 2月9日 | (1)会長及び副会長の選任について (2)身近な生きものの里の認定について |
| 岡山市 環境影響評価審議会 | 10名 | | 令和元年度は開催されませんでした。 |

(2) 庁内調整組織

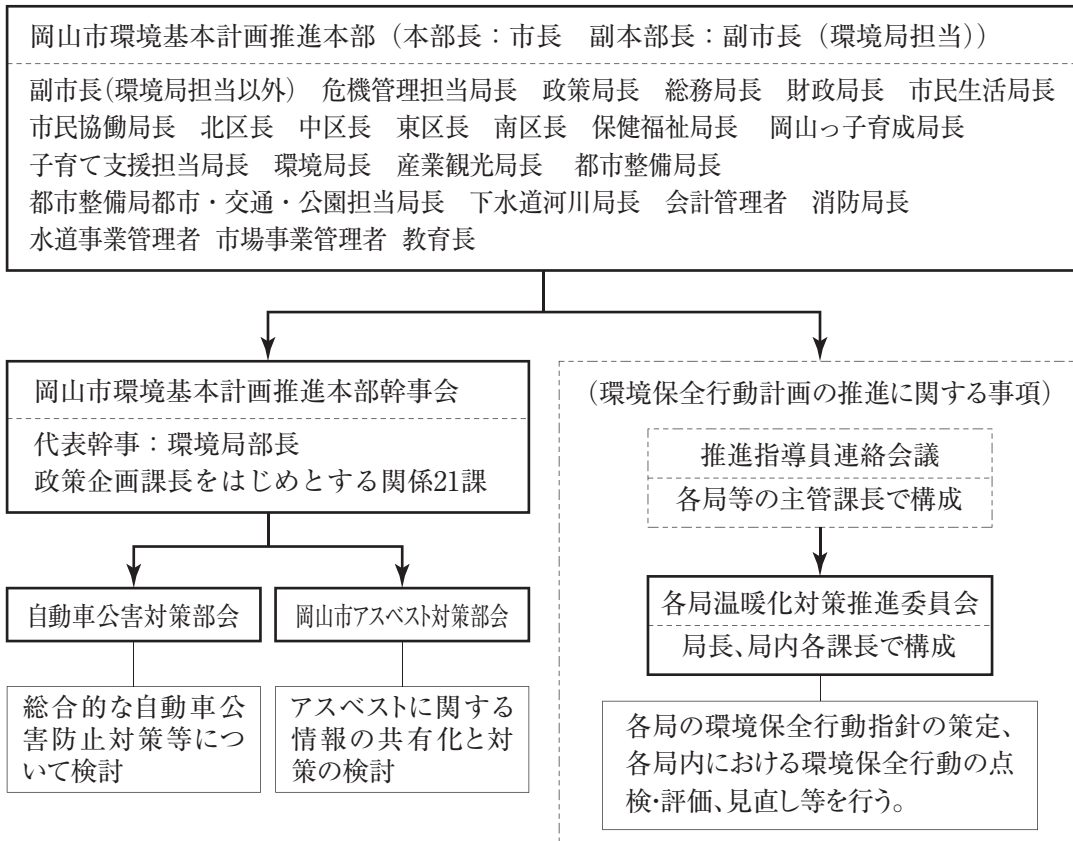
① 岡山市環境基本計画推進本部

岡山市の環境関連計画・関連事業に方向性を与える基本計画として位置づけられる岡山市環境基本計画（平成10年3月策定）のもとに、岡山市の

環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成10年6月16日、岡山市環境基本計画推進本部設置規程に基づき設置されました。構成は図5のとおりです。

図5 庁内調整組織構成図

(令和2年4月1日現在)



② 岡山市環境基本計画推進本部幹事会

岡山市環境基本計画推進本部の所掌事項（計画の効果的な推進及び進行管理に関すること、環境に関する各種施策・事業の総合的な調整に関する

こと、その他環境行政の推進に関し、必要と認められる事項）の円滑な推進を図るため、関係課長等をもって岡山市環境基本計画推進本部設置規程により設置されています。

2 環境保全対策

(1) 岡山市環境保全条例

岡山市は、昭和48年に「岡山市公害防止条例」を制定し、国、県等の各種公害規制に関する規定を踏まえ、地域生活に直結するレベルの行政を担う岡山市の立場から、きめの細かい環境保全行政

を進めてきました。

しかし、今日の環境問題の多くは、わたしたちの日常生活や通常の事業活動が原因となっており、その蓄積が、身近な環境はもとより、地球規模の環境問題として、人類の生存基盤そのものを

脅かし始めています。

わたしたちには、良好な環境の中で、健康で快適な生活を営む権利と恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために環境を保全する責務があり、そして、これに基づき、市民、事業者、行政のすべての人々は、地域の環境を守り育てることが、地球環境の保全につながることを理解し、身近なところから環境にやさしいまちづくりに取り組む必要があります。

そこで、岡山市では、このようなまちづくりの実現を目指して、従来の岡山市公害防止条例を発展させ、新たに岡山市環境保全条例を定め、平成12年6月5日から一部施行しました。(全面施行は平成13年4月1日)

岡山市環境保全条例の概要は、次のとおりです。

① 性格

- ア. 今後の環境関連施策推進に当たっての方向性を明確にするとともに、当面必要となる事項を示す。
- イ. 環境保全施策に関する最も基本的な事項を定める「環境基本条例」的性格と具体的な事業場等の規制を規定する「実施条例」的性格を併せ持つ。

② 基本理念

- ア. 市民の健康で快適な生活の確保と将来世代への継承
- イ. 環境保全を基調とする文化を有する都市・おかやまの構築
- ウ. 地球環境の保全

③ 条例に規定された主な特徴

- ア. 条例の対象範囲の拡大（旧条例の対象範囲である産業公害の防止に加え、市の重点的施策として、地球環境の保全、自然環境の保全、都市生活型公害の防止等に取り組むこと等を規定）
- イ. 岡山市環境基本計画の位置づけの明確化とその進捗状況の把握・公表、市の施策との整合性の確保等を規定
- ウ. 各主体による自主的な環境配慮推進のため、市による環境配慮指針の策定と市民・事業

者による行動指針の策定及びそれに対する市の認証・表彰等を規定

- エ. 各種事業での適正な環境への配慮の推進のため環境影響評価の推進等を規定
- オ. 市自身の環境保全事業の推進及び市民等の自発的な活動・事業者の環境管理の促進を規定
- カ. 従来の公害防止協定の対象範囲の拡大（環境の保全に関する協定の締結）を規定
- キ. アイドリング・ストップの励行、デイスポーターの使用制限等を規定
- ク. 旧条例の事業場等からの公害防止に関する規定を引き継ぐとともに、一部規制対象施設を拡大
- ケ. 事業活動に伴う化学物質の適正管理、事故時における適切な措置等を規定

なお、自然保護に関連する現行の法律や県条例を補完し、岡山市の特性に応じた生物多様性の保全を図っていくため、平成16年3月22日に岡山市環境保全条例の改正を行い、様々な人間活動における適切な環境への配慮や、市民との協働に関する事項を新たに規定するとともに、従来の緑化条例等に関する規定の移行・強化を図りました。また、あわせて、これらの改正内容との整合性を図るため、条例に規定されていた公害規制項目に関する罰則の強化を図りました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- ア. 市の生物多様性の保全に関する基本的な方針を明らかにするため、「生物多様性保全基本方針」「自然環境配慮ガイドライン」の策定を規定
- イ. 「貴重野生生物種」や「自然環境保全地区」の指定を行い、許可制や届出制により、生物多様性の保全に影響を与えるおそれのある人間活動について適切な配慮の促進を規定
- ウ. 市民との協働による取組を進めるため、自然保護活動推進員の委嘱や、市の象徴とな

る野生生物種の選定を可能とすることを規定

- エ. 「緑の基本計画」の策定や「緑化推進重点地区」の指定、「緑化協定書」の締結、「保存樹等」の指定とその伐採等の制限により、緑の保全と育成を図ることを規定
- オ. 条例の公害発生施設の届出、計画変更命令、改善命令等に関する規定違反の強化を図ることを規定

また、岡山市総合政策審議会の見直しに伴い、平成23年3月16日に岡山市環境保全条例の改正を行い、第4章に「環境の保全に関する審議会」を加え、「岡山市環境総合審議会」、「岡山市公害対策審議会」及び「岡山市自然環境保全審議会」を新たに設置しました。

(2) 第2次岡山市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画

平成10年に策定した岡山市環境基本計画（2005年（平成17年）3月改訂）の計画期間が平成22年度で終了となったことから、その成果や課題、現在の社会情勢等を踏まえて、岡山市の環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するため平成24年3月に第2次岡山市環境基本計画を策定しました。

この計画は、環境に関する都市づくりの方向性をより具体的に明確にするとともに、市民・事業者・行政等の役割を示すことで、協働して目標の実現に向けて取り組んでいくことを目指しています。令和7年度を目標年度としており、「岡山市環境保全条例」に基づき策定しました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の平成20年度改正により「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が義務づけられたことから、岡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）を策定しました。この計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、その目的を達成するため具体的な行動指針を示しており、第2次岡山市環

境基本計画を踏まえた、地球温暖化対策分野での個別計画としても位置づけられているものです。

その後、「岡山市第六次総合計画長期構想」、国の「第4次環境基本計画」、「生物多様性国家戦略2012-2020」、「第三次循環型社会形成推進基本計画」、「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」等が示されたことを踏まえ、平成27年度が中間目標であった基本計画と実行計画を平成28年度に改訂しました。改訂にあたっては、基本計画の環境施策の取組が地球温暖化対策に深く関連することから、「第2次岡山市環境基本計画（含地球温暖化対策実行計画）」として統合しました。

各々の計画の概要は、下記のとおりです。

① 第2次岡山市環境基本計画（改訂版）

ア. 計画の目的・位置づけ

目標年度を令和7年度までとし、環境保全施策にかかる基本理念、望まれる環境像、基本方針、施策体系を定めています。最上位計画「岡山市第六次総合計画」を踏まえた岡山市の環境保全施策を策定するものであり、岡山市環境保全条例に基づき、岡山市の環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定したものです。

イ. 計画策定の基本方針

目標とその実現に必要な施策の関係を分かりやすくすることで、市民と目標・施策を共有し推進できる計画としています。また、市民・事業者・行政の役割を示し、協働して取り組んでいくための行動指針となることをねらいとしています。

ウ. 環境像と環境目標

低炭素・循環型社会の推進や、市民一人ひとりが地球環境や将来世代に配慮した行動を実践することで、環境負荷の少ない持続可能な社会づくりを進め、多様な自然環境と調査した豊かな暮らしを将来世代に引き継ぐ都市を目指すものとし、目指す環境像を「豊かな自然と調和した持続可能なまち 岡山」としました。

また、その環境像を、より具体的に目指す目標として以下の4つの環境目標を掲げています。

- ・市民協働による環境づくりと快適な都市環境が実現しているまち
- ・豊かな自然環境の保全と共生が実現しているまち
- ・賢い選択による低炭素化と地球にやさしい活動が実現しているまち
- ・安全な生活環境と循環型社会が実現しているまち

エ. リーディングプロジェクト

多くの主体が関わることができ、テーマ性と実施の効果が高く、岡山市の地域特性と独自性を活かした展開を図るべき施策をリーディングプロジェクトとして位置づけ、計画の目標実現を効果的に先導していきます。岡山市が取り組むべき環境施策等を踏まえて、「まち」と「ひと」と「里山」に焦点を当てた以下の3つのリーディングプロジェクトを設定しました。

- ・エコまちなか推進リーディングプロジェクト
- ・自然・環境・文化交流推進リーディングプロジェクト
- ・共生の里づくり推進リーディングプロジェクト

② 岡山市地域温暖化対策実行計画（改訂版）

ア. 計画の目的・位置づけ

温室効果ガスの排出抑制に向けた総合的かつ計画的な取組を推進していくため、市民・事業者・行政等の具体的な行動指針を示しています。また、第2次岡山市環境基本計画（改訂版）の4つの環境目標のうちの1つ「賢い選択による低炭素化と地球にやさしい活動が実現しているまち」で示される目標を、より具体化した地球温暖化対策分野での個別計画としても位置づけられます。

イ. 温室効果ガス排出量の削減目標

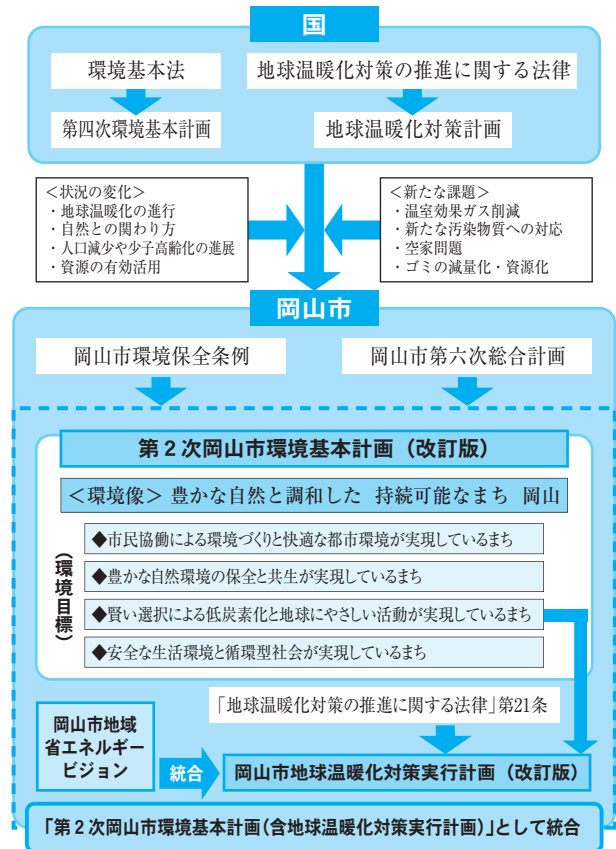
国の施策との整合、国と市の温室効果ガス排出特性の類似性などを考慮し、温室効

果ガス削減目標は2030年度（令和12年度）の温室効果ガス削減量が国と同等となる2013年度（平成25年度）比▲26%をめざすことを前提として、温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり設定しました。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

- 基準年度：2013年度
- 短期目標（2020年度）：9.7%削減
- 中期目標（2025年度）：18%削減
- （2030年度）：26%削減

図6 第2次岡山市環境基本計画（含地球温暖化対策実行計画）



ウ. 環境目標と基本目標

市民や事業者一人ひとりが、地球上の一員としての責任を持ち、常に環境負荷の低減に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルや製品・サービスを選択する“賢い選択”が実施される低炭素社会の構築を目指し、環境目標を「賢い選択で みんなで低炭素化するまち 岡山市」としました。

この目標の実現に向け、以下の4つの環境目標を掲げ、環境目標の実現に向けて取り組んでいきます。

- ・暮らしと産業の低炭素化に取り組もう
- ・低炭素型まちづくりを進めよう
- ・協働して低炭素化に取り組もう
- ・気候変動への適応策を進めよう

(3) 岡山・倉敷地域公害防止計画

公害防止計画は、「環境基本法」第17条に基づく法定計画で、現に公害が著しい地域又は著しくなるおそれがある地域について、公害の早急な解決と未然防止を図ることを目的として策定するもので、この計画に基づいて公害防止に係る規制、指導の他、土地利用の適正化、自然環境の保全等の諸施策を総合的・計画的に実施することにより、住民の健康を保護し、潤いのある生活環境を確保しようとするものです。

岡山市を中心とする地域については「岡山地域」（昭和59年度までは「岡山・備前地域」）として昭和50年度から3度にわたり公害防止計画を策定し、実施してきました。その後、水島地域と統合され、昭和63年度から5度にわたり「岡山・倉敷地域公害防止計画」を策定し、実施してきました。平成23年度は第6次の公害防止計画を策定しました。

これら計画に基づき、汚染物質の排出量の抑制、除去を中心とする直接的公害防止策を始め、工場立地の指導、道路交通対策、緑地の保全などの公害防止に関連する施策も積極的に推進してきました。

この結果、環境質の状況は、長期的な改善の傾向が見られるものの、近年においては、都市化が一層進展し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動に伴う都市・生活型公害問題へ変化してきており、交通公害問題や都市内河川、児島湖、児島湾の水質汚濁問題のほか廃棄物問題等の改善すべき課題が環境保全上の課題として残っています。

このような状況に的確に対処し、環境基準の達成維持を図り、地域住民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するために、国、地方公共団体、住民及び事業者が互いに協力・協働して引き続き総合的・計画的な公害防止対策を推進していく必要があります。

(4) 環境保全協定（旧公害防止協定）

環境保全協定（旧公害防止協定）は、法令等を補完し、あるいは法令等の基準より厳しい内容を定めること等により、公害の未然防止や環境負荷の低減を図るもので、岡山市環境保全条例第25条に規定しています。

昭和48年以降、排水量や排ガス量が著しく多い大規模事業所を対象として協定を締結し、必要に応じ協定の見直し等を行っています。（表3、表4参照）

また、環境保全協定に準ずるものとして、公害の未然防止や環境負荷の低減を誓約した環境保全に関する誓約書が提出されています。（表5参照）

(5) 自然保護協定

無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図り、良好な生活環境の確保を目的として、岡山県自然保護条例第34条に基づき、開発事業者、岡山県、岡山市の3者で締結しているものです。10ヘクタール以上の工場敷地、ゴルフ場及び住宅団地等の開発を対象として締結しています。（表6参照）

(6) 開発行為の指導

都市計画法、自然公園法及び岡山県自然保護条例等に基づき工場、事業所・各種店舗及び住宅団地等の開発行為に際し、各種申請及び届出時に公害の未然防止対策や野生動植物生息地域の保全について適正な環境保全対策が図られるよう事前指導しています。

また、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある大規模な開発事業に対して適切な環境配慮を促すため、平成31年4月1日に岡山市環境影響評価条例

を施行しました。

表3 環境保全協定（旧公害防止協定）一覧表（御津・灘崎・建部・瀬戸以外）

（令和2年3月31日現在）

| | 事業場名等 | 当初締結日 |
|----|--|--------------|
| 1 | パナソニック（株）AVCネットワークス社イメージング事業部プロフェッショナルビジネスユニット岡山工場 | S 48. 2. 26 |
| 2 | 林原（株）岡山第2工場 | S 50. 1. 14 |
| 3 | 協同組合 岡山鋳物センター | S 50. 10. 25 |
| 4 | 日本エクスラン工業（株）西大寺工場 | S 51. 3. 15 |
| 5 | 岡山大建工業（株） | 〃 |
| 6 | DOWA IP クリエイション（株） | 〃 |
| 7 | （株）クラレ岡山工場 | 〃 |
| 8 | （株）岡山製紙 | S 51. 7. 24 |
| 9 | アテナ製紙（株）岡山工場 | 〃 |
| 10 | 山陽板紙工業（株） | 〃 |
| 11 | 独立行政法人 国立印刷局岡山工場 | 〃 |
| 12 | テイカ（株）岡山工場 | 〃 |
| 13 | 吉備ゴルフクラブ（株）、ベネフィットホテル（株）（岡山空港ゴルフコース、レスパール藤ヶ鳴） | H 3. 3. 7 |
| 14 | （有）アップフィールズ（新岡山36カントリー倶楽部キングコース） | H 6. 9. 16 |
| 15 | みのる観光開発（株）（後楽ゴルフ倶楽部） | 〃 |
| 16 | 金陵観光開発（株）（岡山金陵カントリークラブ） | 〃 |
| 17 | 桃の郷観光開発（株）（岡山カントリークラブ） | 〃 |
| 18 | 同和興産（株）（花回廊ゴルフコース） | 〃 |
| 19 | （株）岡山北ゴルフ倶楽部 | H 11. 6. 30 |
| 20 | ヤンマーエネルギーシステム製造（株） | H 12. 7. 21 |
| 21 | 大黒天物産（株）（ラ・ムーショッピングセンター大安寺店） | H 18. 3. 22 |
| 22 | （株）リックコーポレーション（ホームセンタータイム大安寺店） | H 19. 3. 13 |
| 23 | （株）天満屋ストア（ハッピーズ大安寺店） | 〃 |
| 24 | （株）ビッグ・エス（ケーズデンキ岡山大安寺店） | H 21. 1. 14 |
| 25 | DOWAエレクトロニクス岡山（株） | H 21. 2. 19 |
| 26 | （株）ニトリ | H 24. 11. 30 |

表4 環境保全協定（旧公害防止協定）一覧表（御津・灘崎・建部・瀬戸）

（令和2年3月31日現在）

（旧御津町分）

| 事業場名等 | | 当初締結日 |
|-------|-----------------------------|--------------|
| 1 | 親和機械工作所 | S 49. 2. 20 |
| 2 | 水島プレス工業(株) | S 50. 9. 30 |
| 3 | (有)まつだ牧場 | S 51. 2. 1 |
| 4 | (株)ダイメイ・岡山 | S 54. 1. 10 |
| 5 | 近藤発動機(株) | S 61. 2. 17 |
| 6 | 東京シリコーン(株)岡山事業部 | S 62. 5. 27 |
| 7 | (株)アイメックス岡山事業所 | S 63. 9. 10 |
| 8 | エヌエス日進(株)虎倉最終処分場、(有)ナオイ住宅建設 | S 63. 12. 19 |
| 9 | (株)ニシエイ | H 1. 2. 28 |
| 10 | (株)ウエキ | H 1. 3. 15 |
| 11 | 日本ゴア(株)ポリマーサイエンスセンター | H 1. 3. 29 |
| 12 | (株)タイムス岡山工場 | H 1. 9. 4 |
| 13 | 大日本印刷(株)岡山工場 | H 2. 5. 25 |
| 14 | カバヤ食品(株)岡山工場 | H 2. 7. 5 |
| 15 | 内山工業(株)御津工場 | H 4. 3. 6 |
| 16 | メタコート工業(株)岡山工場 | H 6. 2. 24 |
| 17 | 阪神溶接機材(株)岡山工場 | H 7. 3. 29 |
| 18 | アサゴエ工業(株)御津工場 | H 7. 11. 13 |
| 19 | 田村砕石工業(株) | H 8. 10. 21 |
| 20 | (有)御津砕石工業所 | H 9. 3. 25 |
| 21 | 第一建設(株) | H 10. 6. 22 |
| 22 | 平林金属(株)リサイクルファーム御津 | H 12. 11. 9 |
| 23 | (株)貝阿弥紙商店PAPYRUS KAIAMI | H 15. 6. 2 |

（旧灘崎町分）

| 事業場名等 | | 当初締結日 |
|-------|----------------|------------|
| 1 | (株)アートコーポレーション | H 15. 5. 2 |

（旧建部町分）

| 事業場名等 | | 当初締結日 |
|-------|---------------------------|--------------|
| 1 | 大洋電子工業(株) | S 56. 3. 9 |
| 2 | 大東電機工業(株) | S 56. 11. 10 |
| 3 | 日本ゴルフ振興(株)（グレート岡山ゴルフ倶楽部） | H 5. 3. 26 |
| 4 | PMGプロパティーズ(株)（たけの森ゴルフ倶楽部） | H 7. 2. 1 |

（旧瀬戸町分）

| 事業場名等 | | 当初締結日 |
|-------|-----------------|-------------|
| 1 | ユニバーサル製缶(株)岡山工場 | H 5. 12. 1 |
| 2 | ロイヤルデリカ(株) | H 13. 9. 20 |
| 3 | (株)ユノス、(株)リオラ | H 16. 11. 8 |
| 4 | 麒麟麦酒(株)岡山工場 | H 21. 3. 12 |

表5 誓約書提出事業所一覧

(令和2年3月31日現在)

| 事業場名等 | | 提出日 | 事業場名等 | | 提出日 |
|-------|---------------|--------------|-------|---------------|--------------|
| 1 | 東海リース(株) | S 58. 9. 16 | 12 | ナカシマプロベラ(株) | H 16. 5. 11 |
| 2 | (株)ニッカリ | S 58. 12. 16 | 13 | (株)メディテックジャパン | H 17. 7. 27 |
| 3 | 小岩金網(株) | H 3. 10. 21 | 14 | ネオケミカル(株) | H 17. 8. 1 |
| 4 | (株)イーオールディー | H 4. 6. 3 | 15 | 日進ゴム(株) | H 17. 9. 1 |
| 5 | (株)フジワラテクノアート | H 5. 6. 11 | 16 | (株)サンキ商会 | H 18. 1. 19 |
| 6 | 山陽印刷(株) | H 8. 10. 21 | 17 | (株)K G 情報 | H 18. 5. 29 |
| 7 | エム・エフエスアイ(株) | H 10. 2. 27 | 18 | 高雄工業(株) | H 18. 6. 8 |
| 8 | 日本ゴア(株) | H 12. 1. 31 | 19 | 平林金属(株) | H 19. 9. 26 |
| 9 | カーツ(株) | H 12. 10. 13 | 20 | (株)ティーオールエス | H 19. 11. 2 |
| 10 | 日本メジフィジックス(株) | H 15. 10. 15 | 21 | 浜田工業(株) | H 19. 12. 25 |
| 11 | (株)I H I シバウラ | H 15. 12. 3 | | | |

表6 自然保護協定一覧表

(令和2年3月31日現在)

| 協定締結事業者 | 地区 | 事業計画面積(m ²) | 当日締結日 (最終変更日) | 事業名 |
|-----------------------------|--------|-------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 金陵観光開発(株) | 山上、石妻 | 1,411,513 | S 51. 1. 30 (H 8. 10. 25) | 岡山金陵カントリークラブ |
| 東京多摩地所(株) | 上道北方他 | 652,779 | S 55. 7. 25 (H 11. 1. 27) | 東岡山レークタウン |
| (株)エス・ケイリース | 津高 | 340,701 | H 1. 3. 7 (H 19. 1. 9) | 津高台団地 |
| 吉備ゴルフクラブ(株) ベネフィットホテル(株) | 菅野 | 1,569,397 | H 2. 1. 30 (H 13. 8. 31) | 岡山空港ゴルフコース |
| みのる観光開発(株) | 河原、真星 | 1,459,040 | H 2. 1. 30 (H 8. 7. 15) | 後楽ゴルフ倶楽部 |
| 加計学園 | 横井上、津高 | 220,225 | H 3. 7. 20 | 岡山理科大学 |
| 玉野耐火礦業(株) | 目黒、長利 | 182,228 | H 6. 5. 31 (H 8. 5. 10) | アビオ目黒台 |
| (株)岡山北ゴルフ倶楽部 | 菅野、御津町 | 1,619,851 | H 6. 6. 1 (H 11. 10. 26) | 岡山北ゴルフ倶楽部 |
| (株)倉敷組 | 芳賀 | 133,234 | H 13. 3. 29 | サンノゼの丘 |
| DOWAホールディングス(株) | 築港緑町他 | 550,096 | H 14. 11. 27 | 花回廊ゴルフコース |
| 京セラTCL ソーラー合同会社 | 築港緑町 | 155,940 | H 28. 12. 21 | 岡山・浦安水上メガソーラー 発電所建設工事 |
| 旭メガソーラー 西山内発電株式会社 | 西山内 | 165,152 | H 31. 1. 15 | 旭メガソーラー西山内発電 設備工事 |

**(7) 岡山市中小企業公害防止施設改善資金
保証融資制度**

この制度は、岡山市内の中小企業者の行う公害防止施設の新設又は改善並びに公害防止のための工場又は事業場の移転に必要な資金、500万円を限度として融資することにより、公害防止の実を

あげ岡山市中小企業の健全な発展を図ることを目的とするものです。

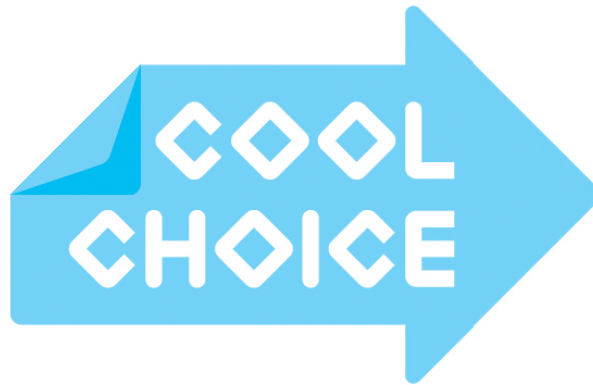
また、この融資を受けた者に対して、支払われた利子の額に2分の1を乗じた額以内で補助金を交付し、中小企業の公害防止対策を促進しています。

【トピックス】

「COOL CHOICE (賢い選択)」について

「COOL CHOICE」は、2030年に向けて、温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという目標を達成するために、省エネ、低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

電気の消灯、エアコンの設定温度、節水など日常の行動から見直すとともに、燃費のいい自動車、消費電力の小さい家電製品、断熱性の高い住宅など、身の回りのものを選ぶときに環境負荷をより小さくする製品の選択が家計の節約になり、地球の未来のために繋がります。



未来のために、いま選ぼう。

◆ 「COOL CHOICE」の具体的な取り組み・アクション ◆

【低炭素製品への買替】

- ・ LED・エアコン・冷蔵庫・エコカーなどの省エネ製品
- ・ 高効率給湯器、節水型トイレ
- ・ 建物のZEH、ZEB化

【低炭素サービスの選択】

- ・ 公共交通の利用
- ・ カーシェアリング
- ・ 低炭素物流サービスの利用
- ・ スマートメーターによる「見える化」

【低炭素なライフスタイル転換】

- ・ クールビズ、ウォームビズ等を通じた節電
- ・ ウォームシェア（公共施設、銭湯の利用等）
- ・ エコドライブ、自転車の利用
- ・ 森里川海の保全・活用

各論

- I 大気環境
- II 水環境
- III 土壌汚染対策
- IV 化学物質対策
- V 騒音・振動
- VI 交通公害
- VII 公害苦情
- VIII 廃棄物・リサイクル
- IX 自然環境
- X 快適環境
- XI 地球温暖化対策
- XII すべての人の参加による環境づくり
- XIII 施策の実施状況
- XIV 岡山市役所の環境保全行動計画

I 大気環境

1 大気汚染の現況

大気汚染とは、工場・事業場等の固定発生源や自動車などの移動発生源から排出される汚染物質により大気が汚染される現象をいいます。

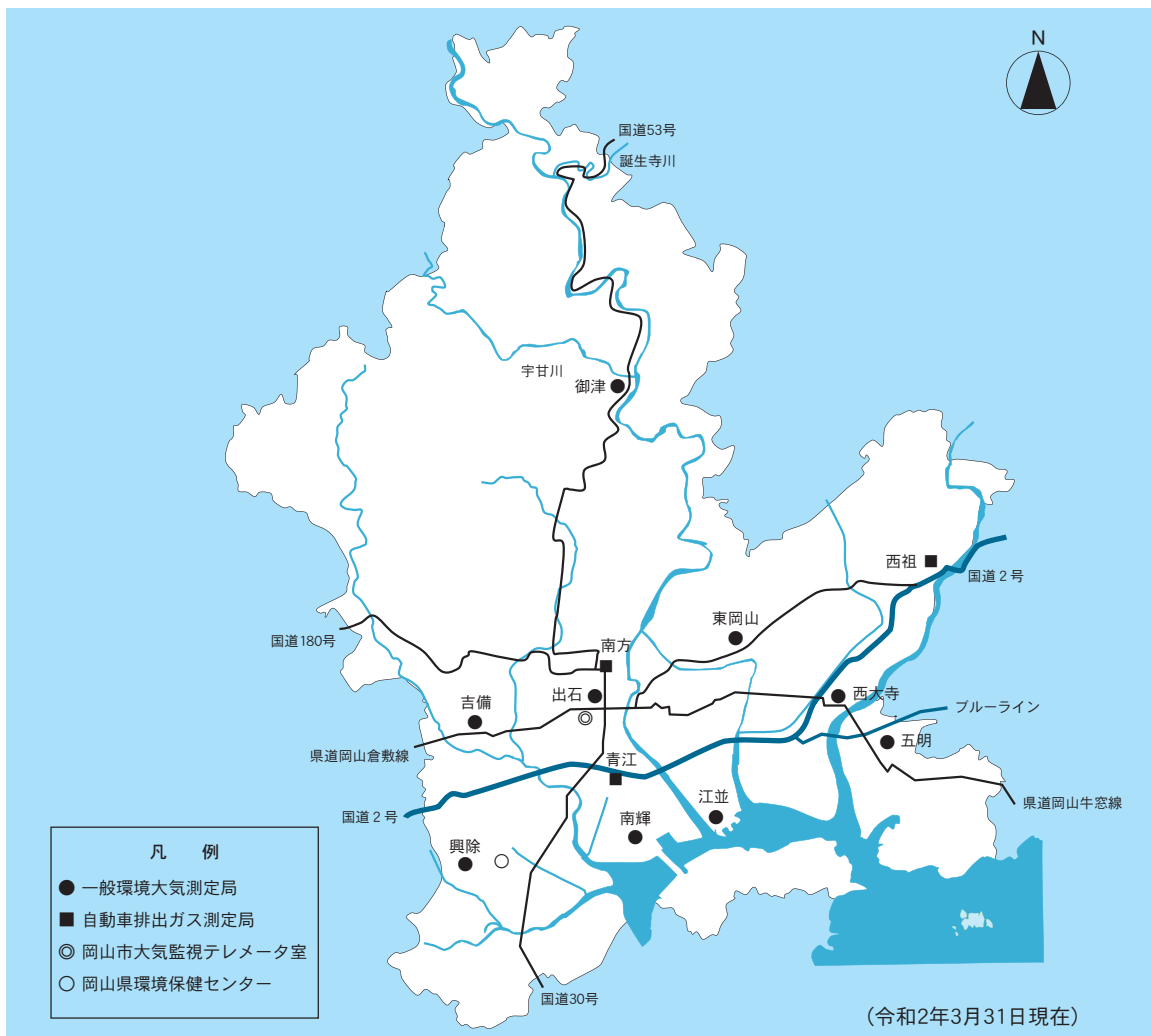
岡山市の大気汚染は、昭和40年代の産業の発展と自動車の増加によって悪化しましたが、その後の規制強化などの対策によって改善されてきました。市内の主な発生源は南部の工場群、市街地を中心としたビル群と自動車に大別されます。これらの大気汚染の状況を把握するため、岡山市では、大気自動測定局を設けて監視しています。

一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）8局、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」と

いう。）3局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素等16項目の測定を行っています。測定データはテレメータシステムにより集められ、大気汚染の状況を常時監視し、市民への周知や汚染物質の削減指導等に利用しています。

令和元年度は、一般局1局を岡山市の北部地域の御津地域に新設しました。なお、御津局については、測定日数が少なく必要なデータ数が収集できていないため、評価の対象外としています。

図7 大気測定局等の位置



① 二酸化硫黄 (SO₂)

【発生原因】

二酸化硫黄は、主に工場・事業場で燃料・原料として使用される石炭や石油等に含まれる硫黄化合物の燃焼により排出される物質です。また、ディーゼル自動車等の移動発生源やビル暖房等からも排出されます。

【影響】

濃度が高くなると呼吸器系器官に対して影響を及ぼし気管支炎などを起こすほか、農作物や植物を枯らしたりします。

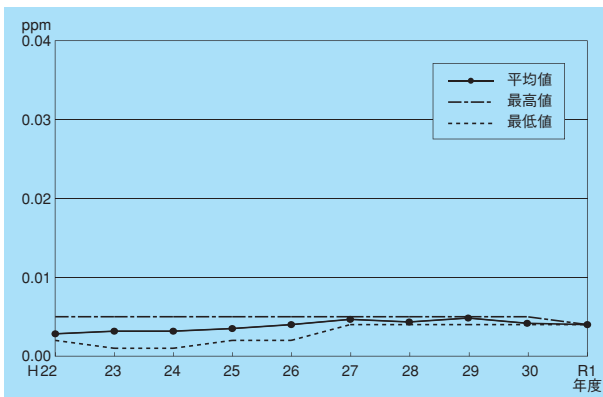
【近年の傾向】

主な発生源である工場・事業場からの二酸化硫黄の排出量は、逐年にわたる排出規制の強化等により低硫黄燃料への転換、脱硫装置の設置等が行われ、環境大気中の濃度は大幅に減少しています。

【昨年度の状況】

測定した一般局6局において環境基準（日平均値：0.04ppm）を達成しました。

図8 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）



② 二酸化窒素 (NO₂)

【発生原因】

二酸化窒素はその大部分が燃焼することにより発生します。燃焼により直接発生する物質の大部分は一酸化窒素であり大気中で酸化されて二酸化窒素に変化します。主に工場・事業場の燃焼施設や自動車などから排出されます。

【影響】

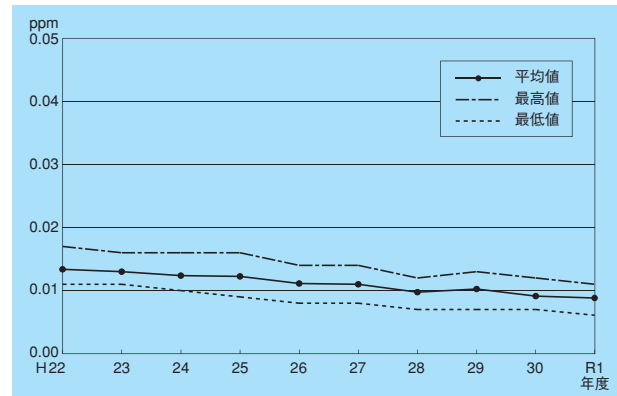
濃度が高くなると粘膜を刺激しのとや肺に対して毒性を示します。また、光化学反応により発生

する光化学オキシダントの原因物質のひとつとなっています。

【昨年度の状況】

全ての一般局において環境基準（日平均値：0.06ppm）を達成しました。

図9 二酸化窒素の経年変化（年平均値）



③ 光化学オキシダント (Ox)

【発生原因】

光化学オキシダントは、工場・事業場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素等が大気中に排出され太陽の強い紫外線を受けることによって光化学反応してできる酸化性物質の総称です。主な成分はオゾンで約80%を占めています。

【影響】

濃度が高くなると人体に対して目の刺激（チカチカ、流涙等）症状や、鼻やのどの粘膜刺激（のどの痛み、息苦しさ等）症状等の健康被害が発生することがあり、農作物等へ被害が生じることもあります。

【近年の傾向】

近年、光化学オキシダント濃度が全国的に上昇し広域化している原因に、アジア大陸や欧州からの越境汚染の影響が考えられています。光化学オキシダント濃度は気象条件によって左右されますが、濃度を下げるには、発生原因物質である窒素酸化物や炭化水素などの濃度を下げることが必要です。

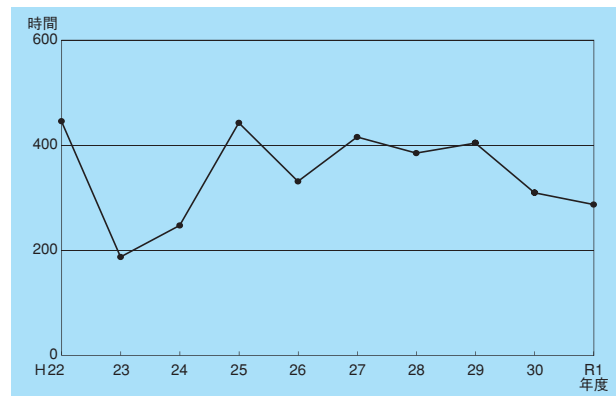
【昨年度の状況】

光化学オキシダント情報が3回、光化学オキシ

表7 光化学オキシダント情報等発令回数

| 年 度 | 月・日 | 発令内容 | 発令時間 |
|-------|------|-------------|-------------|
| 平成22年 | 5.21 | 情報 | 15:10～17:20 |
| | 5.22 | 情報 | 13:10～14:20 |
| | | 注意報 | 14:20～17:20 |
| | 6.10 | 情報 | 14:10～16:10 |
| | 6.11 | 情報 | 13:10～14:20 |
| | | 注意報 | 14:20～19:10 |
| 8.22 | 情報 | 14:10～16:30 | |
| 8.24 | 情報 | 14:10～17:20 | |
| 平成23年 | | | 発令なし |
| 平成24年 | | | 発令なし |
| 平成25年 | 5.23 | 情報 | 15:10～17:40 |
| | 7.20 | 情報 | 15:10～17:20 |
| | 8.9 | 情報 | 13:10～14:10 |
| | | 注意報 | 14:10～16:20 |
| | 8.10 | 情報 | 13:10～14:10 |
| | | 注意報 | 14:10～18:10 |
| | 8.11 | 情報 | 12:40～13:10 |
| | | 注意報 | 13:10～17:20 |
| | 8.12 | 情報 | 16:30～17:10 |
| 注意報 | | 17:10～19:30 | |
| 8.13 | 情報 | 13:10～14:10 | |
| | 注意報 | 14:10～18:30 | |
| 8.14 | 情報 | 13:30～16:40 | |
| | 情報 | 12:30～13:10 | |
| 平成26年 | 6.1 | 注意報 | 13:10～16:10 |
| | 5.27 | 情報 | 14:10～17:40 |
| 平成27年 | 8.1 | 情報 | 12:40～16:50 |
| | 8.2 | 情報 | 12:40～16:30 |
| | 8.4 | 情報 | 12:10～13:10 |
| | | 注意報 | 13:10～16:10 |
| | 8.9 | 情報 | 13:30～16:10 |
| | 8.10 | 情報 | 13:30～14:10 |
| 注意報 | | 14:10～16:30 | |
| 平成28年 | 8.10 | 情報 | 13:30～15:10 |
| 平成29年 | 5.30 | 情報 | 14:20～17:20 |
| | 7.13 | 情報 | 14:10～15:10 |
| | | 注意報 | 15:10～17:30 |
| 平成30年 | 5.27 | 情報 | 13:20～14:30 |
| | 7.14 | 情報 | 14:10～16:10 |
| | | 情報 | 13:10～14:10 |
| | 7.18 | 注意報 | 14:10～16:10 |
| 8.4 | | 情報 | 15:30～17:10 |
| 令和元年 | 5.24 | 情報 | 12:10～16:10 |
| | 5.25 | 情報 | 12:10～16:10 |
| | | 注意報 | 16:10～19:30 |
| | 5.26 | 情報 | 14:10～16:10 |
| 注意報 | | 16:10～19:10 | |

図11 光化学オキシダントの経年変化 (0.06ppmを超えた時間数)



ダント注意報が2回発令されました。

環境基準を超えた時間数は近年減少傾向ですが、全ての一般局で環境基準（1時間値が0.06ppm以下）を達成することができませんでした。また、昼間（5時から20時：日射があり光化学反応によりオキシダント生成される時間帯）の年平均値はほぼ横ばいで推移しています。

④ 浮遊粒子状物質 (SPM)

【発生原因】

大気中に長期間浮遊している粒子状の物質のうち粒径が10マイクロメートル以下のものを浮遊粒子状物質といいます（マイクロ（μ）は百万分の1の意味）。土砂の巻き上げ等自然現象によるもののほか、石炭や石油燃料の燃焼過程から発生するばいじん、粉じん、自動車排出ガスに含まれる鉛化合物やカーボン粒子等が主なものですが、約50%は大気中でつくられる二次生成物であると言われています。

図10 光化学オキシダントの経年変化 (昼間の年平均値)

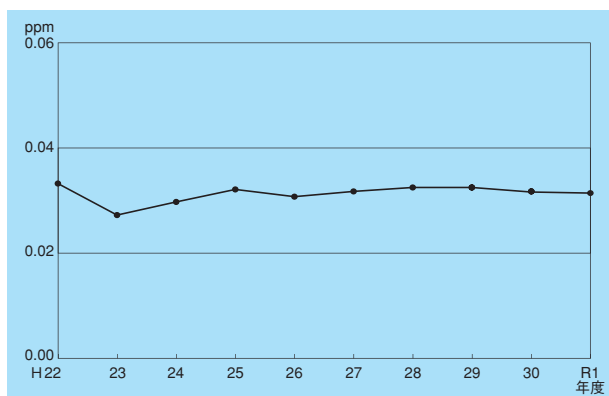
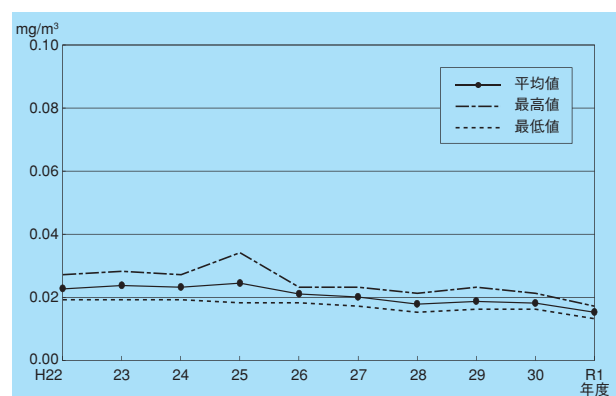


図12 浮遊粒子状物質の経年変化 (年平均値)



【影響】

一般には視程障害や植物の葉に付着して呼吸作用等を阻害するほか、人体に対しては気道や肺に沈着して呼吸機能に悪影響を及ぼすことがあります。

【昨年度の状況】

全ての一般局で環境基準（日平均値：0.10mg/m³）を達成しました。

⑤ 微小粒子状物質（PM2.5）

【発生原因】

PM2.5とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5マイクロメートル以下の非常に小さな粒子のことです。（マイクロ（μ）は百万分の1の意味）

【影響】

粒子が小さく肺の奥まで到達しやすいため健康影響が心配されています。

【近年の傾向】

一般局では平成24年度から江並局、東岡山局の2局で測定を開始しました。また、越境汚染の影響を調べるために平成26年4月末から平成30年3月末まで、建部小学校（建部）と西祖地区農業集落排水処理場（西祖農集）でも測定を行いました。この結果を踏まえ、平成31年1月から南輝局、吉備局、西大寺局の3局で、令和2年1月からは興除局で測定を開始しています。

岡山県では日平均値が暫定指針値（70μg/m³）を超過すると予想される場合に注意喚起を行いますが、令和元年度末までに注意喚起が行われた日はありませんでした。

また、効果的な微小粒子状物質対策の検討のために発生源についての情報を集める目的で、平成25年度から東岡山局で成分分析を実施しています。調査項目は、イオン成分8項目、無機元素成分14項目及び炭素成分3項目で、季節ごとに行っています。

【昨年度の状況】

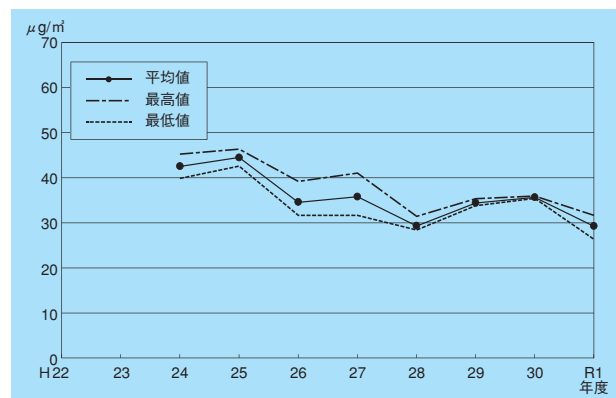
環境基準には短期基準（日平均値35μg/m³以下：年間98パーセントイル値）と長期基準（年平均値15μg/m³以下）があり、その両方を満足した場合

に環境基準を達成したと評価します。

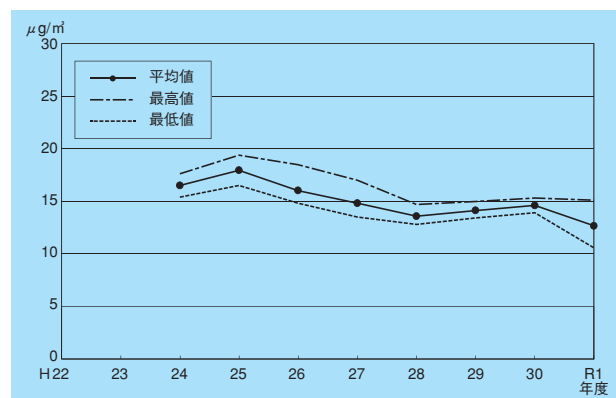
令和元年度は、短期基準はすべての一般局で満足していましたが、長期基準は1局のみ満足していませんでした。

このことから、環境基準は4局（東岡山局、南輝局、吉備局、西大寺局）で達成し、1局（江並局）で達成できませんでした。なお、興除局については、測定日数が少なく必要なデータ数が収集できていないため、評価の対象外としています。

**図13 微小粒子状物質の経年変化
（短期基準：日平均値）**



**図14 微小粒子状物質の経年変化
（長期基準：年平均値）**



⑥ 非メタン炭化水素（NMHC）

【発生原因】

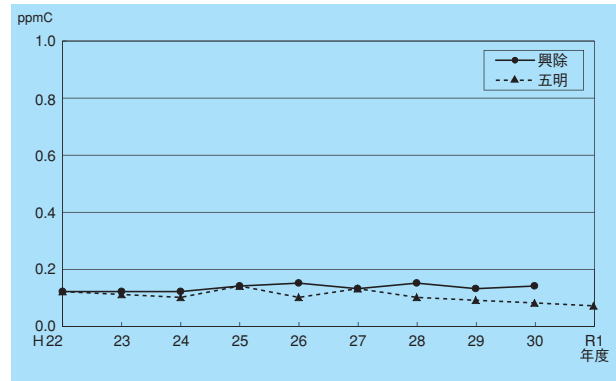
非メタン炭化水素は光化学反応性のメタンを除いた炭化水素で、窒素酸化物とともに光化学オキシダント生成の原因物質とされており、自動車排出ガスやガソリンスタンド等の給油貯蔵施設などから発生します。

【昨年度の状況】

環境基準は定められていませんが、光化学オキシダント生成防止に係る濃度レベルの指標となる炭化水素濃度の指針値と比べると、令和元年度は一般局において指針値の上限（0.31ppmC）を超える日が出現しましたが、年平均値は横ばいとなっています。

なお、興除局については、令和元年度からのPM2.5の測定開始に伴い、非メタン炭化水素の測定を終了しました。

図15 非メタン炭化水素の経年変化
(6～9時の年平均値)



2 大気汚染防止対策

(1) 工場・事業場の規制

岡山市では大気環境基準等を達成・維持するため、「大気汚染防止法」をはじめ「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」や「岡山市環境保全条例」に基づいて、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設等を設置する工場や事業場に立入調査を行い、排出基準等の遵守や適正な維持管理の指導を行っています。

(2) 大気汚染緊急時対策

大気の汚染が著しくなり人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれがある事態が発生した場合は、その事態を解消するとともに人体等への被害を最小限に抑えるために、岡山県では大気汚染緊急時対策を定めています。

岡山市では「岡山市大気汚染防止夏期対策実施要領」を定め、岡山県と協力して硫黄酸化物と光化学オキシダントについての情報・注意報・警報を発令し、こうした事態の発生を市民や関係機関へ周知し注意を促しています。また、大気汚染物質削減協力工場等に対し、大気汚染物質の排出量削減要請を行い、健康被害及び農作物被害の未然防止に努めています。

(3) 注意喚起情報

PM2.5について、日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （暫定指針値）を超えると予測され、広範囲の地域にわたって健康影響の可能性が懸念される場合に岡山県が注意喚起を行います。連絡を受けた岡山市は市民に周知し、保育園、学校や高齢者福祉施設などには関係課を通じて連絡し注意を促します。

表8 情報・注意報等の発令基準と協力工場排出ガス量の削減率

| | 硫黄酸化物 | | 光化学オキシダント | |
|-------|---------------------------|-------------|---------------------------|-------------|
| | 発令基準 | 二酸化硫黄削減率 | 発令基準 | 窒素酸化物削減率 |
| 情報 | 0.15ppm以上となり、継続するおそれがある場合 | 届出排出量の20%以上 | 0.10ppm以上となり、継続するおそれがある場合 | 届出排出量の20%以上 |
| 注意報 | 0.20ppm以上である状態が、3時間継続した場合 | 届出排出量の20%以上 | 0.12ppm以上となり、継続するおそれがある場合 | 届出排出量の20%以上 |
| 第1次警報 | | | 0.24ppm以上となり、継続するおそれがある場合 | 届出排出量の30%以上 |
| 第2次警報 | 0.50ppm以上である状態が、3時間継続した場合 | 届出排出量の80%以上 | 0.40ppm以上となり、継続するおそれがある場合 | 届出排出量の40%以上 |

表9 微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起の実施について

| 対象局 | 対象時刻 | 1時間値の平均値 | 発令時刻 |
|---------------|--------------|--------------------------------|-------|
| 岡山県南部の一般局2局以上 | 午前5時から午前7時まで | 85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過 | 午前8時頃 |
| 岡山県南部の一般局1局以上 | 午前5時から正午まで | 80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過 | 午後1時頃 |

※岡山市は県南部に属します。

次のいずれかに該当するときも、県全域に注意喚起が行われます。

○県南部あるいは県北部のいずれか一方の区域で、注意喚起を行っていて、広域的な視点から他方の区域にも注意喚起を行うと必要があると認められるとき

○県南部における一般局の1局、かつ、県北部における一般局の1局において、午前5時から午前7時までのPM2.5の1時間の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過したとき

測定値が明らかに下降傾向である場合は、注意喚起しないものとする。

※注意喚起の解除について 注意喚起が行われた日の24時に自動解除されます。

3 悪臭の現況と防止対策

(1) 悪臭の現況

悪臭とは人に不快感を与え生活環境を損なうおそれのあるにおいのことで、一般には、し尿臭や動植物の腐敗臭、薬品臭等があります。また、多くの人から好まれる食べ物や香水等においても、においが強かったり、常時ににおいのする状態が長く続くと、人によっては悪臭と感ずることがあり、苦情につながる事例も見られます。

岡山市に寄せられる悪臭苦情の多くは畜産農業、製紙業、飲食店、食品製造業及び印刷業等が発生源となっています。

(2) 悪臭防止対策

悪臭は、人間の嗅覚が敏感なうえに個人差があることと、通常、多くの原因物質を含む複合臭であることもあって、一律に規制することが難しい公害です。このことから、平成18年6月1日より、分析機器により測定する「特定悪臭物質濃度規制」から人の嗅覚を利用した「臭気指数規制」に変更しました。なお、変更後に合併し、新たに岡山市の区域になった建部支所管内及び瀬戸支所管内については、従前どおりの規制方法となります（※建部支所管内：規制地域に指定していない、瀬戸支所管内：特定悪臭物質濃度規制）。

令和元年度は、飼料製造業、銑鉄鋳物業、産業廃棄物処理業者(3事業場5地点)を対象に調査を行いました。

4 その他の大気環境問題

(1) 有害大気汚染物質等

有害大気汚染物質は、大気汚染防止法で「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（ばい煙及び特定粉じんを除く）」とされています。このうち人の健康に係る被害を防止するために早急に排出抑制をしなければならない22物質が優先取組物質として指定されました。岡山市では、そのうち環境基準が定められているベンゼン、ジクロ

ロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの4物質を含む20物質について、南輝小学校及び陵南小学校で毎月1回モニタリング調査を実施し、大気環境中の汚染の状況を把握しています。平成30年度からは、大気汚染防止法改正により、水銀等が有害大気汚染物質から除かれましたが、水銀等による大気汚染の状況を把握することは重要であるため、引き続き監視を行っています。

表10 有害大気汚染物質等環境調査結果

単位：μg/m³

| 優先取組物質 | | 南輝小学校 | 陵南小学校 | 環境基準 |
|--------|-----------------|----------|----------|---------|
| 1 | アクリロニトリル | 0.026 | 0.014 | (2) |
| 2 | アセトアルデヒド | 2.0 | 1.8 | — |
| 3 | 塩化ビニルモノマー | 0.073 | 0.32 | (10) |
| 4 | 塩化メチル | 1.6 | 1.6 | — |
| 5 | クロム及び三価クロム化合物※1 | 0.0057 | 0.0045 | — |
| 6 | 六価クロム化合物※1 | | | |
| 7 | クロロホルム | 0.18 | 0.17 | (18) |
| 8 | 酸化エチレン | 0.044 | 0.047 | — |
| 9 | 1,2-ジクロロエタン | 0.13 | 0.13 | (1.6) |
| 10 | ジクロロメタン | 0.67 | 0.71 | 150 |
| 11 | 水銀及びその化合物 | 0.0013 | 0.0013 | (0.04) |
| 12 | ダイオキシン類※2 | | | |
| 13 | テトラクロロエチレン | 0.037 | 0.029 | 200 |
| 14 | トリクロロエチレン | 0.18 | 0.048 | 130 |
| 15 | トルエン | 4.1 | 6.2 | — |
| 16 | ニッケル化合物 | 0.0043 | 0.0031 | (0.025) |
| 17 | ヒ素及びその化合物 | 0.0019 | 0.0014 | (0.006) |
| 18 | 1,3-ブタジエン | 0.077 | 0.048 | (2.5) |
| 19 | ベリリウム及びその化合物 | 0.000018 | 0.000017 | — |
| 20 | ベンゼン | 1.1 | 0.89 | 3 |
| 21 | ベンゾ(a)ピレン | 0.00072 | 0.00035 | — |
| 22 | ホルムアルデヒド | 2.3 | 2.0 | — |
| 23 | マンガン及びその化合物 | 0.029 | 0.045 | (0.14) |

※1 クロム及びその化合物として測定

※2 ダイオキシン法に基づき別途調査、別掲

※3 ()内の数値は指針値

※ 測定回数は毎月1回

※ 表中の値は年平均値

令和元年度は調査した南輝小・陵南小の2地点ともに、すべての物質で環境基準及び指針値を下回っていました。

(2) 酸性雨

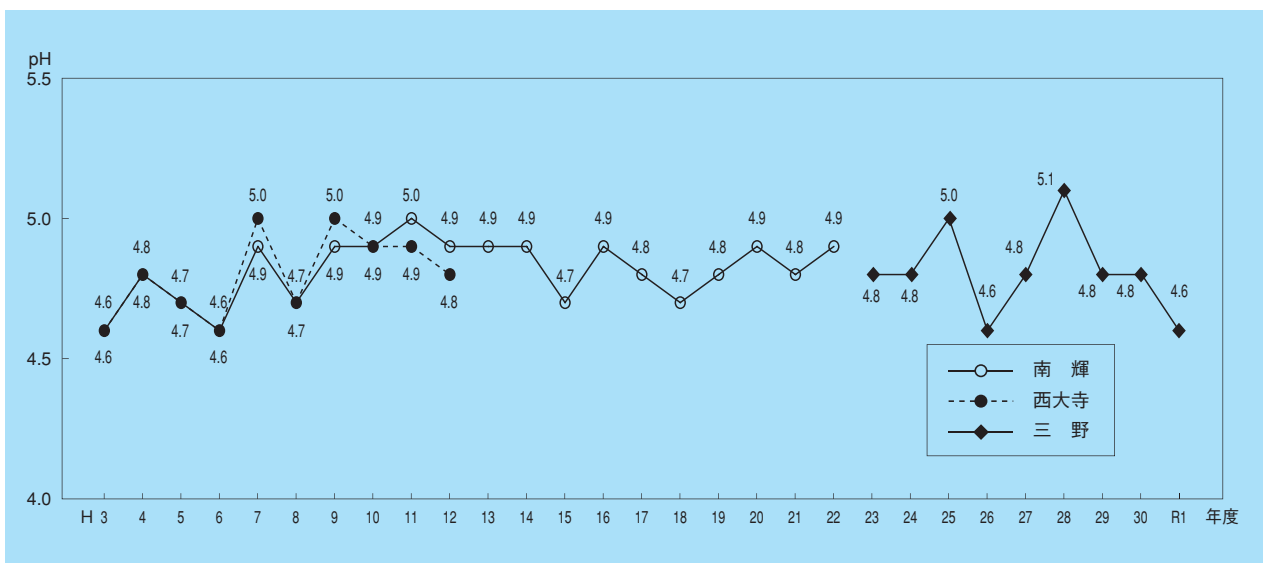
酸性雨とは、工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が上空で移動する間に水や酸素と反応し、酸性をおびた降雨のことです。通常は大気中の二酸化炭素が溶け込んで弱酸性となっていることからpH5.6以下の雨を酸性雨と言います。

ます。

岡山市では酸性雨の実態を把握するため、平成3年度から南輝測定局及び西大寺測定局の2地点で、平成13年度から22年度までは南輝測定局1地点で調査を行いました。平成23年度からは水道局水質試験所（北区三野一丁目）に場所を移して監視しています。

令和元年度の降雨pHの年平均値は、4.6でした。図16には酸性雨の経年変化を示しています。

図16 降雨pHの経年変化



(3) アスベスト対策

環境大気中のアスベスト濃度について、平成6年度から経年的に調査を実施しています。令和元年度は計3地点6箇所で行い、いずれの地点においても高い濃度はみられませんでした。

令和元年度は吹付け等アスベストが使用されている建築物その他の工作物を解体・改造又は補修する作業について届出が91件あり、工事業者からの「環境測定結果の報告」、「立入調査」、及び「記録の確認」等により作業基準が守られていることを確認しました。

なお、この作業場所のうち、発生源周辺等調査として吹付けアスベスト除去作業場2地点6箇所で行ったアスベスト濃度の測定を実施しました。

II 水 環 境

1 水質汚濁の現況

図17 公共用水域水質測定地点



岡山市では、水質汚濁防止法に基づき岡山県が「公共用水域及び地下水の水質測定計画（以下「水質測定計画」という。）」に定めた地点において、同法に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため水質分析を実施しています。また、水質測定計画に定めのない主要な河川・用水路の地点においても同様に水質分析を実施し補完することで、全市域の水質の状況を監視しています。

令和元年度の河川の水質については、水質汚濁の状況を評価する上で重要な指標となるBOD（生

物化学的酸素要求量）が、環境基準点の全地点で環境基準を達成しており、環境基準補助点の1地点（妹尾川国道30号線下 環境基準5.0mg/Lのところ5.4mg/L）を除き環境基準を達成していました。

湖沼・海域の水質については、COD（化学的酸素要求量）で環境基準が設定されていますが、児島湖、児島湾では依然として環境基準の適合率の低い状況が続いています。

健康項目については、河川、湖沼、海域の全水域で環境基準を達成しています。

児島湖のCODは、環境基準（5.0mg/L）を上回っていますが、近年では横ばいの状況が続いています。また、富栄養化の目安ともいえる全窒素（T-N）及び全りん（T-P）については、環境基準がそれぞれ

1.0mg/L、0.10mg/Lのところ、1.0mg/L、0.18mg/Lであり、全りんが環境基準を上回っていましたが、近年では横ばいの状況が続いています。

図18 COD濃度の経年変化（湖心の75%値）

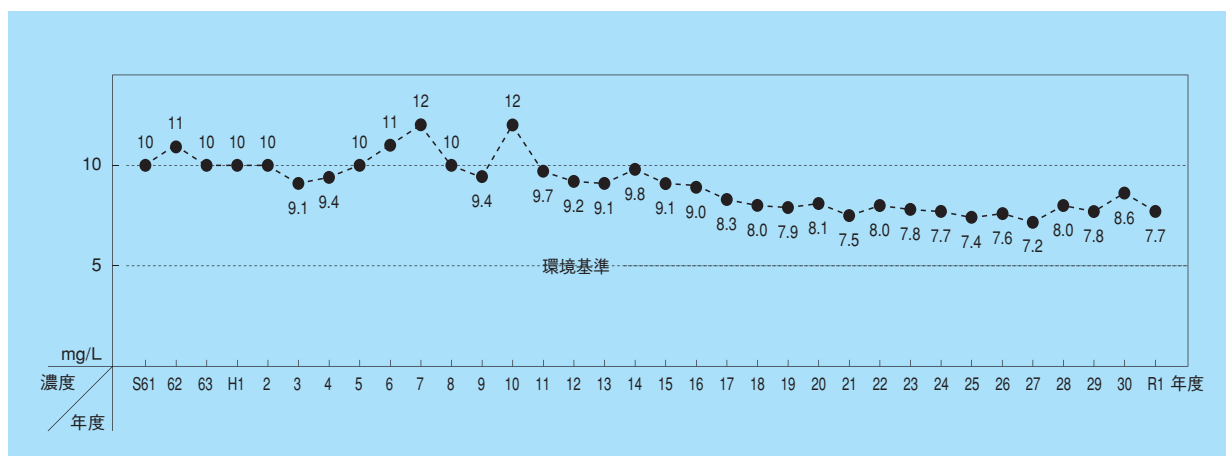


図19 全窒素濃度の経年変化（湖心の年度平均値）

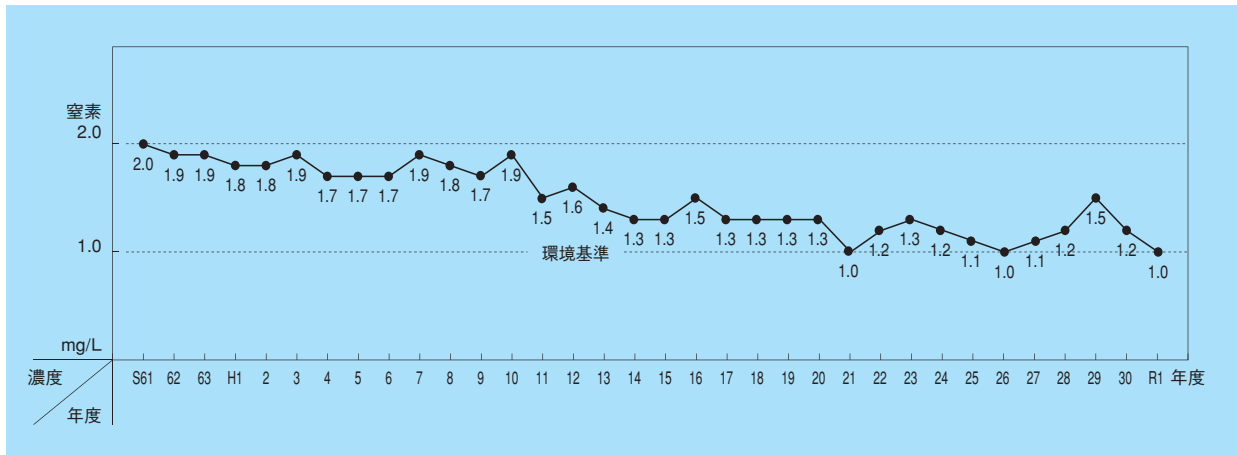
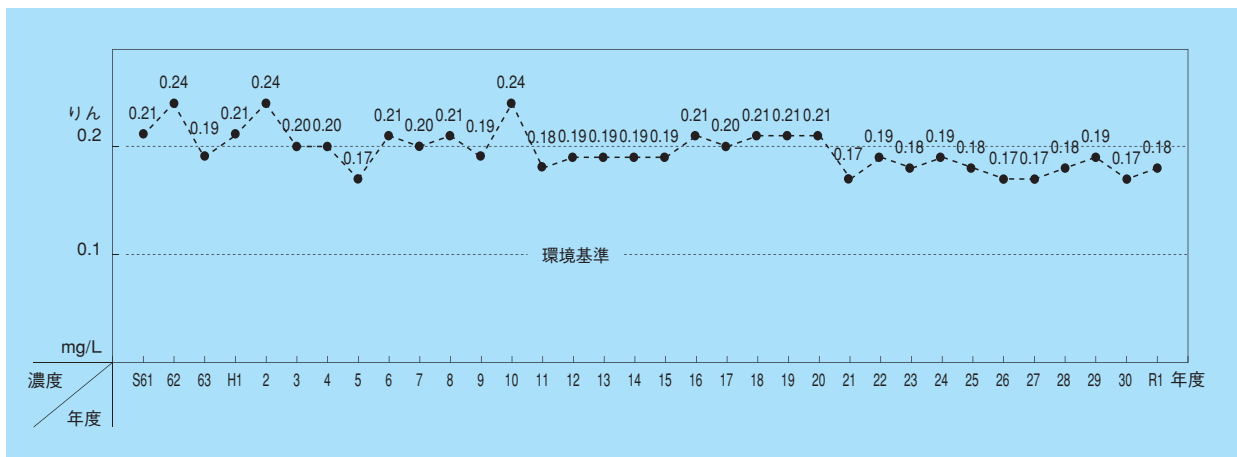


図20 全りん濃度の経年変化（湖心の年度平均値）



2 水質保全

(1) 規制の枠組み

① 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、公共用水域及び地下水の汚濁を防止するため、規制対象施設（特定施設）を設置している工場・事業場（特定事業場）に対して、施設の設置の届出、排水基準及び構造基準の遵守、有害物質の地下浸透の禁止、排出水の自主測定及び漏えい等の定期点検の義務について規定しています。

また、特定事業場からの排水について、岡山県は条例により、国が定める基準（一律基準）よりも厳しい基準（上乘せ排水基準）を定めて、岡山市を含む全県域で規制をしています。

さらに、児島湖流域においては、窒素及びりんの上乘せ排水基準を設けて規制しています。

② 瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排水量が50 m³以上である特定事業場（下水道終末処理施設など一部を除く。）が特定施設を設置（変更）する場合は、環境影響評価を実施し、許可申請を行うことになっています。

特に、汚濁負荷量が増加する場合には、詳細な環境影響評価を実施することとされており、汚濁負荷量の削減を図るため高度処理施設の導入など適正な処理施設の整備等について指導しています。

また、水質汚濁防止法では、日平均排水量が50 m³以上である特定事業場については、COD、全窒素及び全りんの総量規制基準が適用され、排水処理水などの特定排水（冷却水を除く排水）の水

量及びその濃度を、排水量規模に応じた頻度で測定することが義務付けられており、特に一日当たりの平均的な排水量が400 m³以上の特定事業場は機器により連続測定することとされています。

③ 湖沼水質保全特別措置法による規制

児島湖が昭和60年12月、湖沼水質保全特別措置法による指定湖沼に指定されたことに伴い、日平均排水量が50 m³以上の湖沼特定事業場には、COD、全窒素及び全りんに係る汚濁負荷量規制基準が適用されています。

また、小規模畜舎などにも、指定施設として、構造及び使用の方法等に関する届出が義務付けられています。

**④ 岡山県環境への負荷の低減に関する
条例による規制**

岡山県環境への負荷の低減に関する条例では、水質汚濁防止法で規制されていない業種のうち、比較的汚濁負荷の高い業種を対象に特定施設を指定し、排水基準を設けて規制しています。

特に、児島湖流域については、水質汚濁防止法の規制対象規模未満の飲食店などを特定施設に追加し、窒素及びりんも項目に加えて排水基準を設けて規制しています。

表11 法律及び条例に基づく規制対象事業場数

| | 規制対象事業場数 | うち総量規制対象事業場数 |
|--------------------|----------|--------------|
| 瀬戸内海環境保全特別措置法 | 79 | 74 |
| 水質汚濁防止法（※） | 1,025 | 73 |
| 岡山県環境への負荷の低減に関する条例 | 77 | - |

※瀬戸内海環境保全特別措置法分は除外している。

(2) 特定事業場等の立入調査・指導

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場を対象に立入調査を実施し、特定施設の設置状況の確認、排水処理施設の適正な維持管理の指導を行っています。

また、排水基準が適用される特定事業場については、立入調査にあわせて排水の採水を行い、排水基準監視を行っています。立入調査の結果、排水基準の違反などが確認された場合には、その違反原因の究明や改善対策について報告を求め、違反が再発しないよう指導を行っています。

さらに、総量規制基準が適用される特定事業場については、前年度1年間分の汚濁負荷量の結果を徴収しています。

表12 水質汚濁防止法に基づく立入調査件数

| 立入調査内容 | 立入調査件数 |
|-----------------|--------|
| 特定事業場採水に係るもの | 228 |
| 有害物質使用特定施設に係るもの | 14 |
| 苦情調査に伴うもの | 53 |
| 事故等に伴うもの | 1 |
| その他 | 53 |
| 計 | 349 |

(3) 児島湖の環境保全対策

児島湖の水質を改善するため、湖沼水質保全特別措置法に基づき岡山県が平成29年3月に策定した第7期湖沼水質保全計画により諸施策を総合的、計画的に推進しています。

① 児島湖クリーン基金の交付

流域住民の水質浄化意識の高揚を図るとともに、地域特性に応じたきめ細かな水質浄化実践活動を支援していくことを目的とした「公益財団法人児島湖流域水質保全基金」（児島湖クリーン基金）が設立されています。この基金の運用益で地域住民などが実施する環境美化推進実践活動などについて助成がなされています。令和元年度は市内において8件の助成金の交付を行いました。

② 児島湖流域環境保全推進ポスター

コンクール及びポスター展

児島湖流域環境保全意識の高揚と実践活動への取組みの契機とするため、岡山県を事務局として、児島湖の水質浄化をテーマとした環境保全ポスターを児島湖流域内の市町村を対象に小学校の児童及び中学校の生徒からポスターを募集しています。応募作品のうち、入賞・入選作品については、児島湖流域環境保全推進ポスター展において展示を行っています。令和元年度は令和元年11月1日（金）～3日（日）の3日間、イオンモール岡山（北区下石井）のイベントスペースで開催しました。

令和元年度の岡山市分の応募数は253点でした。小学生の部では、岡山市立芳泉小学校5年 石原良洋さんが、中学生の部では、岡山市立中山中学校2年 是利佑奈さんが、岡山市長賞に入賞されました。

③ 児島湖流域清掃大作戦

児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的に、毎年9月から11月までを「児島湖流域環境保全推進期間」と定め、この期間の主要行事として一斉清掃を行っています。岡山市では児島湖流域の用水のうち、市内中心部にある西川緑道公園周辺で実施しており、清掃美化活動の推進により、「ポイ捨て防止」等の啓発とともに水環境への意識高揚を図っています。令和元年度は11月3

日（日）に下田町公園を会場に、西川用水、枝川用水、大供三股用水及びその周辺で実施し247人が参加しました。

(4) 生活排水対策

平成3年7月に岡山市（合併前の旧岡山市）全域が水質汚濁防止法の規定に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されたことに伴い、平成4年3月に「岡山市生活排水対策推進計画」を、また、合併前の旧灘崎町についても平成5年5月に同地域に指定されたことに伴い、平成7年3月に「灘崎町生活排水対策推進計画」をそれぞれ策定しました（以下両者合わせて「前計画」という）。その後、前計画に基づき快適な水環境づくりを目指し、生活排水処理施設の整備や生活排水対策に係る啓発などを推進してきました。その結果、市内の河川の多くは水質環境基準を達成し、その維持が図られるようになってきましたが、依然、一部の河川や児島湖、児島湾においては未達成の状況が続いています。

そこでそれらの水質環境基準の達成に向け、さらなる生活排水対策の取り組みを推進していくため、平成29年3月に前計画を改定し、「岡山市生活排水対策推進計画（第二期）」を策定し、生活排水対策行政のさらなる推進を図っています。

(5) 瀬戸内海の環境保全対策

瀬戸内海の水質を改善するため、瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づく、第7次の総量削減計画により、COD、全窒素及び全りん排出状況の調査及び削減指導を実施しています。

瀬戸内海における自然海浜が各種開発により減少する傾向にあることから、こうした自然海浜をできるだけ海水浴等の利用に好適な状況で保全するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく岡山県自然海浜保全地区条例が定められ、宝伝海岸が自然海浜保全地区に指定されています。毎年、清掃が実施され、快適な状況に保つための保全活動が行われています。

(6) 水浴場水質調査

宝伝海水浴場沖及び犬島海水浴場沖の両海水浴場沖で、開設前の4月上旬～5月中旬、開設中の7月下旬～8月中旬において水質調査を実施しています。

(7) おまちアクアガーデン湧水の水質検査

おまちアクアガーデンの地下水について、定期的に水質検査を実施しています。

(8) 水質事故への対応

水質事故への迅速な対応や水質保全、水質事故の未然防止を図ることを目的として、国、岡山県、広島県、流域市町村、消防組合及び水道企業団と岡山三川の水質及び水質事故発生状況を情報共有し、水質事故時の迅速な対応を図る「岡山三川水質汚濁防止連絡協議会」に加入しており、流水の正常な機能の維持を図ること及び事故の未然防止対策に努めることを目的に、研修会及び事故時の連絡伝達訓練等に参加しています。

3 公共下水道の整備

(1) 下水道整備の促進

岡山市では快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るため、昭和27年から下水道整備をおこなってきました。令和元年度末の全市人口に対する下水道処理人口普及率は、67.6%となっており、未だに多くの市民が汚水処理施設を利用できない状況にあります。近年、財政面で厳しい状況が続くなか、未整備地区の早期解消を目指して、アクションプランを平成28年度末に策定し、概ね10年程度での重点的な整備を推進しています。

(2) 下水の高度処理の推進

岡山市内には、旭川、吉井川の一級河川をはじめその他の中小河川が縦横に流れており、これらの河川水は閉鎖性水域である児島湖及び児島湾に流れ込んでいます。

児島湖流域については、水質汚濁防止法・湖沼水質保全特別措置法に基づき、下水道処理施設からの放流水に対し、非常に厳しい濃度規制とCOD・窒素・りん の総量規制が適用されています。また、児島湾も、濃度規制とCOD・窒素・りん の総量規制が適用されています。そのため、岡山市のほとんどの下水道処理施設では、通常の二次処理に加え、栄養塩類である窒素やりん の除去を行う高度処理を行っています。

しかしながら、近年の瀬戸内海における養殖ノリの色落ち等の課題を踏まえ、岡山県では平成29年度に児島湾での下水道業における窒素・りん の総量規制基準を緩和する見直しが行われました。

こうしたことから、児島湾に放流を行っている岡東浄化センターでは、平成30年度より、水環境中の栄養塩のバランスを適切に保ちつつ、豊かな海の実現を目的として、ノリ養殖時期である冬季に窒素・りん の除去を抑制する季節別管理運転を実施しています。

図21 岡山市公共下水道計画図（污水）

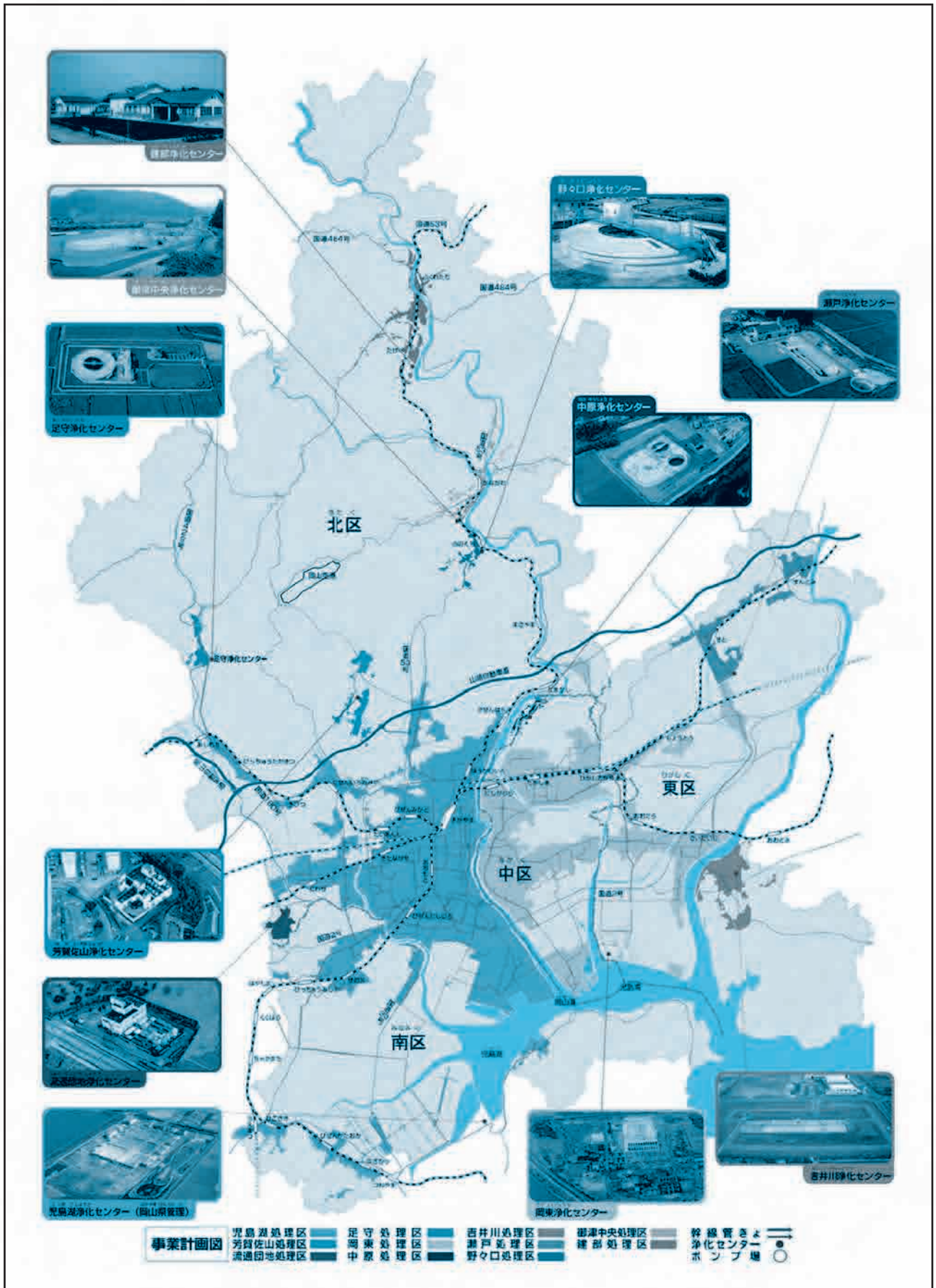


表13 公共下水道汚水整備状況

(令和2年3月末)

| 区分 | 処理区 | 全体計画 | R元年度まで |
|-------------------------|---------|---------------|---------|
| 処理 区域内 面積 (ha) | 岡東処理区 | 4,184.9 | 2,018.4 |
| | 児島湖処理区 | 7,174.5 | 4,872.1 |
| | 芳賀佐山処理区 | 児島湖流域関連処理区へ統合 | 154.4 |
| | 流通団地処理区 | 児島湖流域関連処理区へ統合 | 88.0 |
| | 吉井川処理区 | 327.7 | 68.6 |
| | 中原処理区 | 岡東処理区へ統合 | 27.0 |
| | 足守処理区 | 児島湖流域関連処理区へ統合 | 35.6 |
| | 野々口処理区 | 55.1 | 49.6 |
| | 御津中央処理区 | 136.7 | 91.7 |
| | 建部処理区 | 139.6 | 118.3 |
| | 瀬戸処理区 | 岡東処理区へ統合 | 313.8 |
| | 計 | 12,018.5 | 7,837.5 |
| 処理 区域内 人口 (人) | 岡東処理区 | 191,420 | 135,361 |
| | 児島湖処理区 | 362,170 | 316,502 |
| | 芳賀佐山処理区 | 児島湖流域関連処理区へ統合 | 3,818 |
| | 流通団地処理区 | 児島湖流域関連処理区へ統合 | 0 |
| | 吉井川処理区 | 6,580 | 1,422 |
| | 中原処理区 | 岡東処理区へ統合 | 1,211 |
| | 足守処理区 | 児島湖流域関連処理区へ統合 | 1,444 |
| | 野々口処理区 | 1,330 | 1,239 |
| | 御津中央処理区 | 3,370 | 2,432 |
| | 建部処理区 | 2,740 | 2,526 |
| | 瀬戸処理区 | 岡東処理区へ統合 | 12,598 |
| | 計 | 567,610 | 478,553 |

(3) 下水道汚泥の資源化への取組

下水道の普及促進に伴い増加している下水汚泥を安全かつ経済的に処理処分することはきわめて重要です。

岡山市では、資源の有効利用や循環型社会への貢献という観点から下水汚泥のセメント原料化(下水道から発生した下水汚泥をセメント原料の一部にします。)を行っています。近年は、民間コンポスト業者による下水汚泥のコンポスト化、また、一般可燃ごみと下水汚泥の混焼・灰溶融により生成した溶融スラグを舗装材料に使用するな

ど、100%の再資源化を図っており、今後も資源化・循環型社会への取り組みを強化していきます。

表14 終末処理場整備状況

| 処理場名 | 処理方式 | 処理能力 (m ³ /日最大) | | 処理開始年月 |
|-------------|------------------------------|----------------------------|--------|------------|
| | | 全体計画 | R元年度まで | |
| 岡東浄化センター※ | ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加 | 115,960 | 63,280 | 平成 4年 3月 |
| | | 14池 | 8池 | |
| 芳賀佐山浄化センター※ | 循環式硝化脱窒法+凝集沈殿 | 児島湖流域関連処理区へ統合 | 2,680 | 昭和 53年 10月 |
| | | | 2池 | |
| 流通団地浄化センター※ | 硝化内生脱窒法+凝集沈殿 | 児島湖流域関連処理区へ統合 | 1,255 | 昭和 59年 6月 |
| | | | 1池 | |
| 吉井川浄化センター※ | 嫌気・無酸素・好気活性汚泥法+凝集剤添加+急速ろ過 | 4,650 | 2,325 | 平成 14年 5月 |
| | | 2池 | 1池 | |
| 中原浄化センター※ | 高度処理オキシデーションディッチ法+凝集剤添加 | 岡東処理区へ統合 | 2,100 | 平成 11年 10月 |
| | | | 2池 | |
| 足守浄化センター※ | 高度処理オキシデーションディッチ法+凝集剤添加+急速ろ過 | 児島湖流域関連処理区へ統合 | 1,000 | 平成 16年 3月 |
| | | | 1池 | |
| 野々口浄化センター | 高度処理オキシデーションディッチ法 | 1,000 | 1,000 | 平成 11年 3月 |
| | | 2池 | 2池 | |
| 御津中央浄化センター※ | 高度処理オキシデーションディッチ法+凝集剤添加 | 1,800 | 900 | 平成 17年 3月 |
| | | 2池 | 1池 | |
| 建部浄化センター | 高度処理オキシデーションディッチ法 | 1,700 | 1,400 | 平成 13年 3月 |
| | | 2池 | 1池 | |
| 瀬戸浄化センター | 高度処理オキシデーションディッチ法 | 7,575 | 7,575 | 平成 6年 12月 |
| | | 3池 | 3池 | |

※高度処理施設を有する処理場

※流通団地浄化センターは、令和2年3月末に児島湖流域関連処理区へ統合

4 合併処理浄化槽設置整備事業

(1) 小型合併処理浄化槽の特長

小型合併処理浄化槽は、家庭の生活排水（水洗便所の汚水と台所・風呂・洗濯などの生活雑排水）を各戸ごとに処理し、公共用水域に放流するもので、その特長は、次のとおりです。

- ① 生活排水の汚れが10分の1以下に減り、きれいな水を流すことにより、身近にある水路などがきれいになります。
- ② 公共用水域に放流することにより、水路な

どの水量の確保につながります。

- ③ 比較的狭いスペースにも設置できます。
- ④ 設置工事の期間が短く、すぐに効果が発揮できます。
- ⑤ 補助金交付制度があり、交付条件に合えば工事費用の負担が軽減されます。

**(2) 合併処理浄化槽設置整備事業に対する
補助金交付制度**

国が昭和62年度に合併処理浄化槽設置整備事業を創設したことにより、岡山市も昭和63年度から「岡山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、小型合併処理浄化槽の人槽ごとに補助金額を定め、同要綱の条件に合う設置者個人に対して補助金を交付しています。

(3) 合併処理浄化槽の維持管理

合併処理浄化槽の処理能力は優れていますが、使用開始後、適切な保守点検と清掃が行われなければその性能は発揮できません。

また、毎年1回、岡山県知事指定の検査機関による検査を受けることにより、浄化槽の機能と良好な水質を維持していることを確認しなければなりません。

(4) 現状と対策

令和元年度末で市内には65,449基の浄化槽が設置されています。浄化槽法が改正され、平成13

年4月1日以降は単独処理浄化槽の新設は原則禁止されましたが、浄化槽全体の43.4%を占める、28,417基の単独処理浄化槽は未だ使用されています。

単独処理浄化槽は公共下水道の普及に伴い減少しているものの、生活雑排水が未処理のまま放流されるため、児島湖や瀬戸内海などの公共用水域の水質汚濁がなかなか改善されない原因の一つとなっています。

このため岡山市では、合併処理浄化槽を公共下水道、農業集落排水施設と並ぶ恒久的汚水処理施設の一つとして位置づけ、これらの施設の役割分担を定める中で、合併処理浄化槽の普及促進に努めています。

表15 岡山市合併処理浄化槽設置整備事業に基づく補助基数

(単位：基)

| 年 度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R01 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 補助基数 | 903 | 938 | 870 | 819 | 808 |

表16 浄化槽設置基数の推移

(単位：基)

| 年度 | | H27 | H28 | H29 | H30 | R01 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合併処理浄化槽 | 51人槽以上 | 805 | 793 | 769 | 769 | 764 |
| | 50人槽以下 | 33,203 | 34,113 | 34,827 | 35,557 | 36,268 |
| | 計 | 34,008 | 34,906 | 35,596 | 36,326 | 37,032 |
| 単 独 処 理 浄 化 槽 | | 31,278 | 30,560 | 29,298 | 28,883 | 28,417 |
| 合計 | | 65,286 | 65,466 | 64,894 | 65,209 | 65,449 |

5 農業集落排水事業

本農業集落排水事業の目的は、汚水処理を進めることにより、公共水域の水質保全と農村の生活環境の改善を図ることです。

岡山市では、平成26年度までに三和・日応寺、小串、菅野、富吉、田原、西祖、中牧、草ヶ部・

谷尻、山上、国ヶ原、宇甘東、鹿瀬、湯須・十谷、紙工、吉田、大田、塩納、坂根、弓削、寺地・光明谷、観音寺、保木、鍛冶屋、宿奥、大内、肩脊、菊山、御津新庄の28地区で供用開始しております。

Ⅲ 土壤汚染対策

(1) 背景

近年、有害物質による土壤汚染事例の判明件数の増加が著しく、土壤汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっています。この状況を踏まえ、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策の実施を目的に、平成15年2月に土壤汚染対策法が施行されました。平成22年4月には、改正法が施行され、法の対象となる事象が拡大しました。また、改正法の施行から5年が経過したことから、平成29年5月に「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」が公布され、平成31年4月1日に全面施行されました。今後、法の対象となる事象が大幅に拡大することが予想されています。

(2) 土壤汚染対策法

土壤汚染対策法は、土壤の汚染状況を把握するため、一定の機会をとらえて土地所有者等が調査を行い、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合は措置を講ずることを定めています。

同法の概要を図22に示します。

(3) 工場・事業場への指導

土壤汚染対策法第3条第1項には、水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定施設（土壤汚染対策法施行令第1条に定める特定有害物質を製造等するものに限る。）の使用を廃止した場合には、土地所有者等がその敷地内の土壤汚染の状況を調査し、その結果を岡山市に報告することが定められており、令和元年度は、2件の報告がありました。また、有害物質使用特定施設が設置されている工場等の土地において引き続き工場等の敷地として用いる場合で岡山市の確認を受けた土地で、土地所有者等が一定規模（900㎡以上）の土地の形質変更を行う場合には、届出することが定められており、同条第8項において、岡山市は当該届

出を受理した後、土地の所有者等に対して当該土地の土壤汚染の状況を調査し、その結果を報告すべき旨を命じるもの（調査命令）と定められています。令和元年度は、同条第8項に基づく調査命令の案件は1件、土壤汚染状況調査の結果報告は1件ありました。

同法第4条第1項では、一定規模（3,000㎡以上）の土地の形質変更を行う場合には、届出することが定められています。令和元年度は、届出に対して土壤汚染のおそれがあると判断し、同法第4条第3項に基づく調査命令を発出した案件は2件、土壤汚染状況調査の結果報告は3件ありました。

同法では、調査結果が法に定める基準に適合しない場合には、岡山市がその区域を土壤が汚染されている区域として指定することを定めています。令和2年3月末時点では、同法第6条に基づく要措置区域の指定はなく、同法第11条に基づく形質変更時要届出区域を16か所指定しています。

(4) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

土壤汚染に関しては、岡山県環境への負荷の低減に関する条例にも規定（有害物質等による土壤及び地下水の汚染に関する規制）があります。同条例では、有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所を設置している者に対し、土壤又は地下水の汚染発見時の届出や浄化対策の実施などを義務付け、汚染の拡散防止を図っています。

(5) 過去の土壤汚染事例

過去、土壤汚染の発覚した事例について、岡山市公害対策審議会の意見を踏まえた監視計画を作成し、周辺環境を継続的に監視するため、公共用水域及び地下水の水質分析を実施しています。

(6) リスク管理の推進

土壤汚染対策法では、土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に努めることが規定されています。

このため、水質汚濁防止法や下水道法に基づく届出情報を収集・整理し、全特定事業場のリスト並びに現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場リストを調製して公表して

います。

また、今後、地下水の利用状況等に関する情報収集及び整理を行っていくこととしています。

図22 土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき (第3条)

- ・ 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能 (第3条第1項ただし書)
- ・ 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行うこと (第3条第7項・第8項)

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき (第4条)

- ・ 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
- ・ 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能 (第4条第2項)

③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき (第5条)

④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる (第14条)

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域 (第6条)

- 土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
- ・ 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと (第7条)
 - ・ 土地の形質の変更の原則禁止 (第9条)

○形質変更時要届出区域 (第11条)

- 汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域 (摂取経路の遮断が行われた区域を含む)
- ・ 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと (第12条)

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤の搬出の規制 (第16条、第17条) (事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守)
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務 (第20条)
- 汚染土壤の処理業の許可制度 (第22条)

その他

- 指定調査機関の信頼性の向上 (指定の更新、技術管理者*の設置等) (第32条、第33条)
- 土壤汚染対策基金による助成 (汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成) (第45条)

(※) 指定調査機関は技術管理者を置く必要があり、この者の指導・監督の下、調査を実施する。技術管理者は国家試験に合格し一定の実務経験を有する必要があり、資格更新のため更新講習を修了することが必要

表17 岡山市内の要措置区域等の一覧

(令和2年3月31日現在)

| 整理番号 | 指定番号 | 区域の所在地 | 指定基準に適合しない特定有害物質 |
|--------|------|-----------|---|
| 整-24-1 | 形-1 | 北区撫川 | 鉛及びその化合物 |
| 整-25-1 | 形-2 | 南区築港元町 | 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 |
| 整-25-3 | 形-4 | 南区東畦 | 六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 |
| 整-25-4 | 形-5 | 北区理大町 | 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 |
| 整-26-1 | 形-6 | 南区築港緑町1丁目 | ふっ素及びその化合物 |
| 整-26-2 | 形-7 | 南区富浜町 | 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 |
| 整-28-1 | 形-9 | 南区築港緑町一丁目 | 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 |
| 整-28-2 | 形-10 | 中区海吉 | シス-1,2-ジクロロエチレン |
| 整-28-3 | 形-11 | 北区天瀬 | 水銀及びその化合物 |
| 整-29-1 | 形-12 | 中区江並 | クロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン ふっ素及びその化合物 |
| 整-30-1 | 形-13 | 中区桜橋 | ベンゼン シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 |
| 整-R1-2 | 形-15 | 北区高柳東町 | 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 |
| 整-R1-3 | 形-16 | 中区古京町 | 鉛及びその化合物 |
| 整-R1-4 | 形-17 | 南区中畦 | 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 |
| 整-R1-6 | 形-19 | 南区築港新町 | ベンゼン 鉛及びその化合物 |

表18 岡山市内の指定解除した形質変更時要届出区域の一覧

(令和2年3月31日現在)

| 整理番号 | 指定番号 | 区域の所在地 | 指定基準に適合しない特定有害物質 |
|--------|------|----------|------------------|
| 整-25-2 | 形-3 | 北区鹿田町二丁目 | - |
| 整-26-3 | 形-8 | 東区西大寺川口 | - |
| 整-R1-1 | 形-14 | 北区津島中三丁目 | - |

Ⅳ 化学物質対策

1) ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類対策

岡山市ではダイオキシン類の環境基準の達成状況を把握するため、大気汚染状況、公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質及び底質、地下水質及び土壌の汚染状況の調査を実施しています。

(2) 現 況

① 一般環境調査

岡山市ではダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中におけるダイオキシン類の環境基準達成状況を把握するため、大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌について調査しています。

大気について、令和元年度は南輝小学校（南区南輝三丁目）、陵南小学校（北区東花尻）及び岡山市東区役所瀬戸支所（東区瀬戸町瀬戸）の計3地点で調査したところ、南輝小学校が0.036 pg-TEQ/m³、陵南小学校が0.015 pg-TEQ/m³、瀬戸支所が0.013pg-TEQ/m³であり、全地点で環境基準（0.6 pg-TEQ/m³）に適合していました。

公共用水域水質及び底質について、令和元年度

は河川8地点、湖沼2地点、海域3地点の計13地点で調査したところ、水質は0.092～0.51 pg-TEQ/L、底質は0.16～13 pg-TEQ/gであり、全地点で各環境基準（水質1 pg-TEQ/L、底質150 pg-TEQ/g）に適合していました。

地下水について、令和元年度は6地点で調査したところ、0.063～0.16 pg-TEQ/Lであり、全地点で環境基準（1 pg-TEQ/L）に適合していました。

土壌について、令和元年度は10か所で調査したところ、0.00090～0.24 pg-TEQ/gであり、全地点で環境基準（1,000pg-TEQ/g）に適合していました。

② 規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、一定規模以上の焼却炉など基準が適用される施設（特定施設）が定められ、排出ガス及び排出水についてそれぞれ排出基準が定められています。特定施設を設置している事業者は、年1回以上の自主測定の実施及びその結果を市に報告することが義務付けられており、岡山市はその結果を公表しています。

表19 ダイオキシン類濃度の自主測定結果

| 調査対象 | 特 定 施 設 | 測定実施 施設数 | 測 定 結 果 | |
|-------|----------------------------|-------------|----------|-------|
| 排出ガス | 廃棄物焼却炉 | 31 | 0 | ~ 2.7 |
| 排 出 水 | 廃棄物焼却炉に係る施設 ^{注1)} | 1 | 0.000066 | |

注1) 汚水又は廃液を排出する廃棄物焼却炉に係る施設：灰の貯留施設、湿式集じん施設、排ガス洗浄施設

注2) 単位：大気関係 ng-TEQ/Nm³ 水質関係 pg-TEQ/L

注3) pg：ピコグラム 1兆分の1グラム ng：ナノグラム 10億分の1グラム
TEQ：ダイオキシン類のそれぞれの異性体を、もっとも毒性の強い2,3,7,8-TCDD（テトラクロロジベンゾパラジオキシン）に換算して合計したものの。

(3) 今後の対応

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき自主測定の実施・報告について、また、引き続き排出基

準が遵守されるよう、施設の適正な運転管理や焼却施設改善等について、事業者に対して文書の送付や立入調査を実施して指導していきます。

2 外因性内分泌かく乱化学物質及び残留性有機汚染物質

(1) 対 策

人や野生生物の内分泌作用をかく乱し、生殖機能障害、発がん作用を引き起こす可能性のある外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）による環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがあることから環境保全上の重要課題となっています。

岡山市では、水環境における外因性内分泌かく乱化学物質及び残留性有機汚染物質の存在状況を把握し、今後の適切な対応策の検討に資することを目的とし、河川水中の外因性内分泌かく乱化学物質について調査を実施しています。

(2) 現 況

令和元年度は、足守川（2地点）、笹ヶ瀬川、妹尾川、砂川、庄内川及び日近川（各1地点）の合計7地点について、岡山市公害対策審議会の意見に基づき、過去の調査で検出された7物質群を対象に河川水質の調査を実施しました。

また、この調査は国（環境省、国土交通省）、岡山県でも実施しており、岡山市の調査結果は全国調査結果と同レベルでした。

表20 令和元年度外因性内分泌かく乱化学物質等調査対象物質一覧

| No. | 調 査 対 象 物 質 | 用 途 例 |
|-----|----------------------------|---------------------|
| 1 | ポリ塩化ビフェニール類（1塩化物～10塩化物） | 熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品 |
| 2 | ビスフェノールA | 樹脂の原料 |
| 3 | ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びその塩 | 撥水撥油剤、調理器具のコーティング剤等 |
| 4 | ペルフルオロオクタン酸（PFOA） | 撥水撥油剤（PFOS関連物質） |
| 5 | N,N-ジメチルホルムアミド | 合成皮革、合成繊維製造用溶剤 |
| 6 | エストロン | 女性ホルモンの代謝物質 |
| 7 | ノニルフェノール | 界面活性剤の原料／分解生成物 |

表21 令和元年度外因性内分泌かく乱化学物質等調査結果

| 物 質 名 | 単 位 | 調 査 結 果 | |
|----------------|------|---------|---------------|
| | | 検出頻度 | 検出範囲 |
| ポリ塩化ビフェニール類 | ng/L | 3/3 | 0.12 ～ 0.51 |
| ビスフェノールA | μg/L | 2/3 | ND ～ 0.02 |
| PFOS | μg/L | 6/7 | ND ～ 0.003 |
| PFOA | μg/L | 7/7 | 0.002 ～ 0.026 |
| N,N-ジメチルホルムアミド | μg/L | 3/7 | ND ～ 0.2 |
| エストロン | μg/L | 0/7 | — |
| ノニルフェノール | μg/L | 1/7 | ND ～ 0.07 |

※ 調査日：令和元年5月21日、調査地点数：7地点

※ PFOS：ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩（PFOS）

※ PFOA：ペルフルオロオクタン酸

※ ng（ナノグラム）：10億分の1グラム

※ 「ND」とは、定量下限値未満を示す

※ μg（マイクログラム）：100万分の1グラム

3 ゴルフ場排水

(1) 対 策

ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、平成2年5月に、ゴルフ場の排水の農薬濃度に係る上限としての水濁指針値が定められ、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(旧指導指針)が策定されています。

また、平成29年3月に、生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値を新たに定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」(新指導指針)が策定されており、岡山市

においても、同指導指針に基づき、調査・指導を行っています。

(2) 現 況

令和元年度は、2事業場(ゴルフ場)の排水について調査したところ、両排水とも農薬類は検出されず、水濁指針値及び水産指針値を下回っていました。

4 特定化学物質対策

現在、製造等が行われている化学物質は非常に種類が多く、人の健康や生態系への影響に関し

て十分な科学的知見を整備するためには、極めて長い時間と膨大な費用を要します。このため規制を中心とした従来の法律による対応には限界があることが指摘されてきました。このような状況を踏まえ、化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたかを把握・集計し、公表する仕組み(PRTR制度)を定めた「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が平成11年7月に公布され、平成14年度から施行されました。

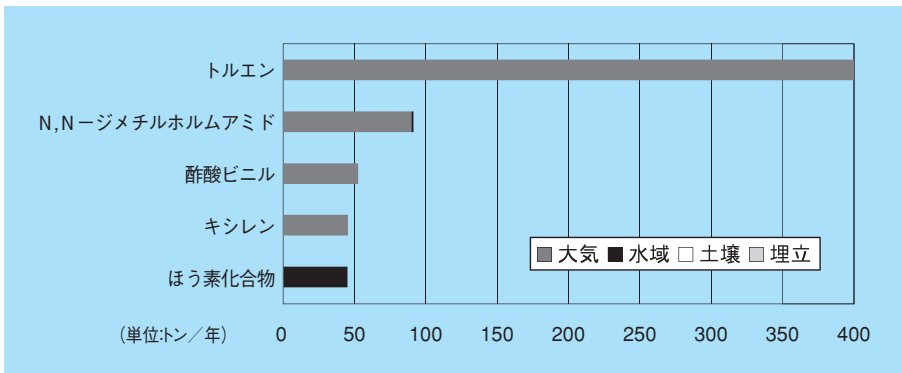
化管法では、人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められる物質として政令で化学物質を指定しています。一定の要件を満たす事業者は、これら化学物質の環境中への排出量や廃棄物等に含まれて事業所の外に移動する量(前年度分)を自ら把握し、都道府県または都道府県から事務を委譲された政令指定都市等を経由して国へ届け出ることとなっています。このことにより、事業者の化学物質の自主的な管理が促進

され、環境保全上の支障の未然防止に役立ち、リスクコミュニケーションの取り組みにつながることを期待されます。国は届出量に加え、自動車などの移動体や家庭からの排出量などを算出(推計)し、公表しています。これらは、環境省のホームページから知ることができるようになっています。

届出対象となる第一種指定化学物質は462物質、うち特定第一種指定化学物質は15物質となっています。

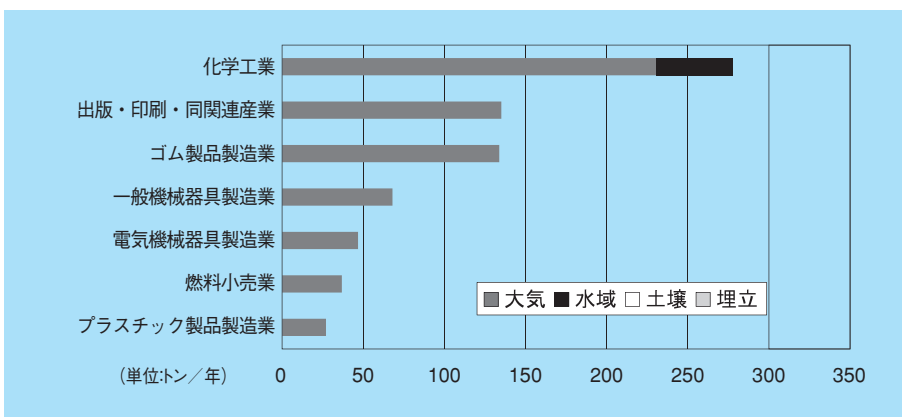
令和元年度は、平成30年度の化学物質の排出量等について、221件の届出を受理しました。

図23 物質別の届出排出量（平成30年度）



上位5物質の合計は679トンで、全体（753トン）の約90%を占めています。

図24 業種別の届出排出量（平成30年度）



排出量が多い上位7業種の合計は726トンで全体量の約96%を占めています。
排出先は大気が多くなっています

V 騒音・振動

1 騒音・振動の現況

騒音・振動の発生源は工場、建設工事、自動車など多種多様で、しかもあらゆるところに存在しています。その騒音・振動が公害問題として取り上げられるようになったのは、近隣の問題にとどまらず、相当範囲にわたり住民の生活環境を損なうものとなってきたからです

騒音とは、「やかましい音」「好ましくない音」のことで、きわめて主観的、心理的なものです。ある人にとっては不愉快な音であっても、他人にとってはそうではなかったり、また同じ音でも、その人の心理状態や健康状態で感じ方が異なります。

振動とは、「不愉快な振動」「好ましくない振動」のことで、騒音と同じく主観的な要素によるところがあります。自分が車や電車に乗っているときの振動はかなり大きなものですが、不快とは感じません。しかし、工場や建設工事に伴う振動は、小さいものであっても不快に感じます。

騒音については環境基本法第16条に基づいて「騒音に係る環境基準」が定められています。岡山市では工業専用地域を除く全地域に類型指定をしています。そのうち、代表的な地点を選択し環境基準の適合状況調査を実施しています。

図25 騒音の大きさの例

| | |
|---------|----------------------------------|
| 120デシベル | 飛行機のエンジンの近く |
| 110デシベル | 自動車の警笛（前方2m） くい打ち ロックコンサート |
| 100デシベル | 電車が通る時のガード下 |
| 90デシベル | 大声による独唱 騒々しい工場の中 どなり声 |
| 80デシベル | 地下鉄の車内 交通量の多い道路 電話が聞こえない |
| 70デシベル | 電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭 |
| 60デシベル | 静かな乗用車 普通の会話 |
| 50デシベル | 静かな事務所 |
| 40デシベル | 市内の深夜 図書館 静かな住宅地の昼 |
| 30デシベル | 郊外の深夜 ささやき声 |
| 20デシベル | 木の葉のふれあう音 置時計の秒針の音（前方1 m） |

図26 振動による影響

| | | | |
|----------------|---------------------------------|--|---------------|
| 90 デシ ベル | 人体に生理的影響が生じ始める | 家屋の振動が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震 | 中震 震度 4 |
| 80 デシ ベル | 産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合) | 家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震 | 弱震 震度 3 |
| 70 デシ ベル | 浅い睡眠にも影響が出始める | 大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震 | 軽震 震度 2 |
| 60 デシ ベル | 振動を感じ始める | 静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震 | 微震 震度 1 |
| 50 デシ ベル | ほとんど睡眠に影響はない | 人体には感じないで地震計に記録される程度 | 無感 震度 0 |
| 40 デシ ベル | 常時微動 | | |

2 騒音・振動防止対策

(1) 工場、事業場に対する規制

騒音規制法、振動規制法及び岡山市環境保全条例の騒音に係る特定施設を設置している事業場等に対して、届出や規制基準の遵守など騒音・振動の軽減、防止について指導しています。

令和元年度末において騒音規制法の対象となっているのは、1,107事業場であり、苦情が発生した場合は、立入調査して騒音測定及び指導等を行いました。

令和元年度末において振動規制法の対象となっているのは、673事業場であり、苦情が発生した場合は、立入調査して指導等を行いました。

(2) 建設作業に対する規制

さく岩機の使用など騒音規制法、振動規制法で定められた建設作業（特定建設作業）については、法に基づき施工業者に対して届出や作業方法の工夫など騒音・振動防止について指導しています。

令和元年度には、特定建設作業の届出が、騒音

規制法に基づく届出は381件、振動規制法に基づく届出は270件ありました。また、苦情が発生した場合は、立入調査して指導等を行いました。

(3) 生活騒音への取り組み

私たちの日常生活の中から発生する音が、知らず知らずのうちに隣近所に迷惑をかけていることがあります。テレビやエアコン、ピアノから犬の鳴き声までいろいろな音がありますが、このような生活騒音は法などの規制対象外の施設や機器等から発生するため、私たち自身が解決していかなければならない問題ともいえます。

VI 交通公害

1 交通公害の現況

(1) 自動車排出ガスの現況

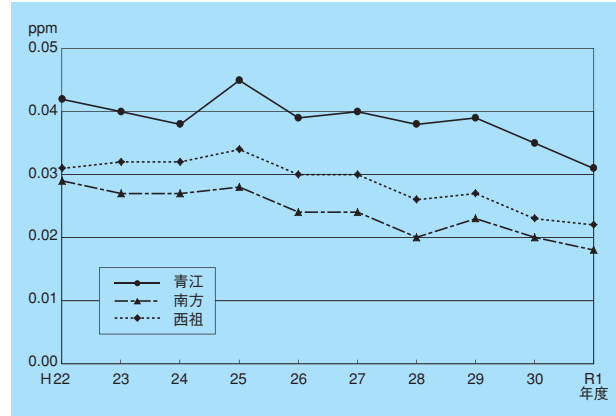
自動車は日常生活や産業・経済活動の重要な交通手段として欠かすことのできないものですが、その一方では排出ガスによる大気汚染や走行に伴う騒音・振動等が公害の発生源になっています。排出ガスや騒音の規制も逐年にわたって強化されてきました。岡山市でも各種の規制、ハイブリッド自動車や低排出ガス自動車等の次世代自動車（低公害車）の普及、道路改良などにより環境基準を達成している状況が継続しています。

令和元年度は、主要幹線道路沿線の自動車排出ガス測定局（以下、自排局という。）3局で大気汚染物質の常時監視を行ないました。

① 二酸化窒素（NO₂）

自動車の排出ガス規制が始まった昭和50年代には濃度が低下してきましたが、昭和60年代に入ってからには反対に濃度が上昇してきました。これは自動車の保有台数並びに交通量が増加してきたことが原因と考えられます。自排局における環境基準の達成が十分でなかったのは全国的な傾向であり、岡山市においても平成元年度から平成19年度にかけては青江局で環境基準（日平均値：0.06ppm）を超えた年度がありました。平成20年度以降は青江局を含む全ての自排局で環境基準を達成しており、年平均値は平成25年度を除き、ほぼ横ばいとなっています。

図27 二酸化窒素（年98%値）の経年変化

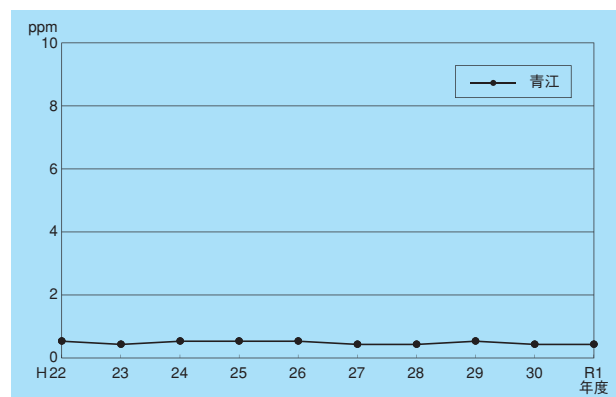


② 一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、血液中のヘモグロビンと結合することで、酸素を運搬する機能を阻害し中枢神経のマヒや貧血を起こします。発生源は自動車の排出ガスがその大部分を占めていると考えられ、交通量の頻繁な道路や交差点付近において高い濃度が測定されます。

平成18年度から青江局で測定を行っています。年平均値は環境基準の約8分の1の値で推移しており、令和元年度もほぼ同程度でした。

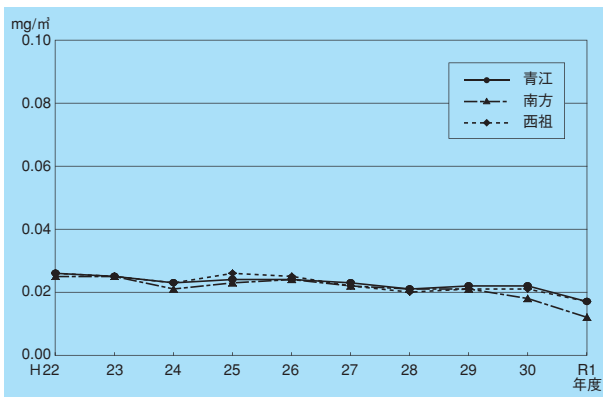
図28 一酸化炭素濃度の経年変化（年平均値）



③ 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和元年度は全ての自排局で環境基準（日平均値：0.1mg/m³）を達成していました。一般局と同じく年平均値は環境基準値の約4分の1以下の濃度でここ数年は減少傾向となっています。

図29 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値）



④ 微小粒子状物質 (PM2.5)

自排局は、平成25年2月から南方局で測定を開始しています。令和元年度は、長期基準及び短期基準をともに満たしており、環境基準を達成していました。

なお、長期基準及び短期基準ともに一般局の5局とほぼ変わらない値でした。

図30 微小粒子状物質の経年変化（短期基準：日平均値）

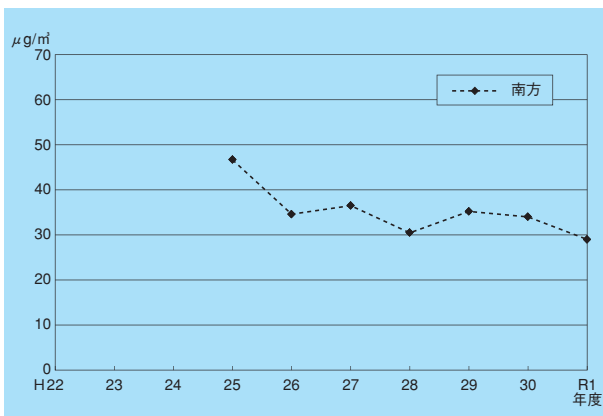
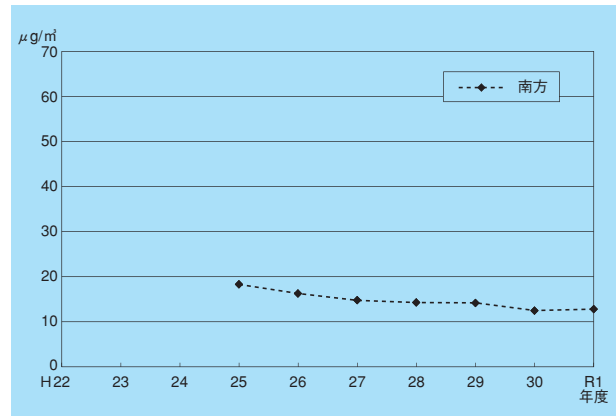


図31 微小粒子状物質の経年変化（長期基準：年平均値）

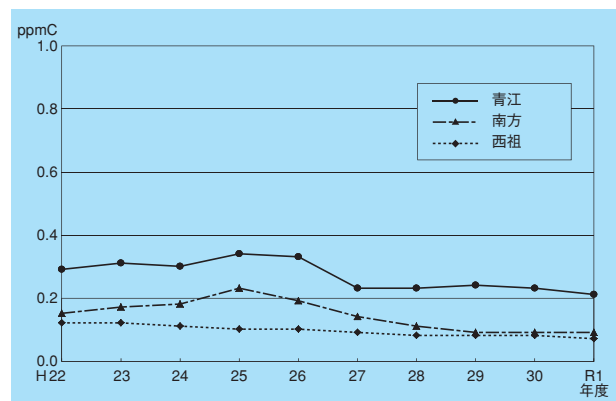


⑤ 非メタン炭化水素 (NMHC)

光化学オキシダント生成の原因物質となる非メタン炭化水素の環境基準は定められていませんが、指針値と比べると青江局と南方局で上限値（0.31ppmC）を超える日が出現しています。令和元年度の年平均値は、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。

なお、自排局は一般局に比べて値が大きく、自動車排出ガスの影響があることが見受けられます。

図32 非メタン炭化水素の経年変化（6～9時の年平均値）



(2) 自動車騒音・道路交通振動

自動車騒音の実態を把握するため、幹線道路沿道の29地点で調査を行いました。道路に面する地域の環境基準と比較すると、昼間の時間帯は3地点、夜間の時間帯は8地点で環境基準を超過していました。また、面的評価を行った区間では、計

682.3km、64,799戸のうち63,719戸（98.3%）が昼間及び夜間の時間帯で環境基準以下であり、環境基準を昼間のみ超過、夜間のみ超過、両方とも超過した戸数はそれぞれ、61戸（0.1%）、515戸（0.8%）、504戸（0.8%）でした。

また、騒音規制法では、騒音レベルが一定の限度（要請限度）を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、公安委員会に対して交通規制を要請したり、道路管理者に対し道路構造の改善などの意見を述べたりできます。

道路交通振動についても振動規制法で要請限度

が定められていますが、調査した2地点すべてで要請限度以下となっていました。

(3) 新幹線鉄道騒音・振動

新幹線鉄道の騒音については、環境基準（類型Ⅰ：70デシベル、類型Ⅱ：75デシベル）が設定されており、令和元年度の調査では測定した1地点において環境基準を達成していませんでした。

また、振動については新幹線鉄道振動対策指針値（70デシベル）を超えていませんでした。

表22 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

| 測定場所及び軌道側 | 用途地域及び地域類型 | 東京起点距離及び平均列車速度 | 構造物の種類及び軌道面の高さ | 軌道の種類 | 防音壁の種類及び軌道面からの高さ | 軌道からの距離 | 騒音レベル(dB) | 振動レベル(dB) |
|--------------------|--------------------|----------------------|------------------------|-------|------------------|---------|-----------|-----------|
| 東区 東平島 (上り側) | 第1種住居 地域 類型Ⅰ | 662.350km 284km/h | 高架 (ラーメン構造) 7.7m | バラスト | 直防+遮音板 2.8m | 12.5m | 69 | 66 |
| | | | | | | 25.0m | 74 | 61 |
| | | | | | | 50.0m | 68 | 59 |

2 交通公害防止対策

(1) 自動車排出ガス

自動車公害対策の推進に向けては、国による自動車排出ガスや騒音の規制強化はもとより、低公害車の導入促進、公共交通機関の利用促進、道路整備の推進並びにエコ・ドライブの促進などの取組を進めています。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（県条例）では、国道2号バイパス沿いの一部をディーゼル自動車に係る粒子状物質の削減地域に指定し、その地域内に一定台数以上のディーゼル自動車を保有する事業者に対して粒子状物質の削減措置の計画作成とその実施状況を報告させ、自主的な削減を図っています。

さらに、県条例は一部の状態を除いて運転者に自動車の駐車時にアイドリング・ストップの実施を、また駐車場管理者にはその周知に努めること

を義務づけることで、自動車排出ガスの抑制を図っています。

(2) 低公害車の導入

自動車排出ガスによる大気汚染の改善や地球温暖化を防止するために、新規購入や買い替え時における低公害車の普及を促進しています。

岡山市では、平成15年度から新たに導入するリース車（主に軽四輪自動車）についても、低公害車の要件を加えています。また、令和元年度は電気自動車を3台導入するなど率先して公用車への低公害車の導入を進めています。

(3) 公共交通等の利用促進

自動車公害の低減を図るためには、自家用自動車の利用を抑制するとともに、公共交通や自転車

の利用を促進する必要があることから、地域公共交通網形成計画の策定、生活交通の導入及び運行改善、桃太郎線LRT化の検討、路面電車乗り入れを含めた岡山駅前広場整備事業の推進、路面電車のネットワーク検討、モビリティマネジメントの実施、コミュニティサイクル「ももちやり」の運用、自転車走行空間や駐輪場の整備などを行いました。

(4) ノーマイカーデー運動

岡山市では、交通渋滞や自動車排出ガスなど環境問題への対応を進めるため、「岡山市・倉敷市まちづくり協議会」の主旨に則り倉敷市と連携して、平成16年度から「ノーマイカーデー運動」に取り組んできました。

平成18年度から岡山県と両市が統一し、それ以降、段階的に参加団体が増え、平成28年度は国の多くの出先機関や県、27の市町村が参加し、「岡山県下統一ノーマイカーデー運動」として実施しています。職員一人ひとりが率先して取り組む姿勢を市民に示し、広く環境保全意識の高揚を図ることを目的としています。

令和元年度は5月31日に実施し、距離で4,823km、CO₂換算で1,306kg削減することが出来ました。

(5) 普及啓発

6月の環境月間に市役所1階市民ホールにおいて、自動車の利用者に対し環境に配慮した運転方法などの自主的・積極的な環境づくりを呼びかけています。

(6) 新幹線鉄道騒音・振動

岡山県及びJR西日本に対し測定結果を報告・通知するとともに、騒音防止対策の推進を要請しています。今後も新型車両の導入や高速化が見込まれるため、引き続き測定を行います。

VII 公害苦情

1 公害苦情の現況

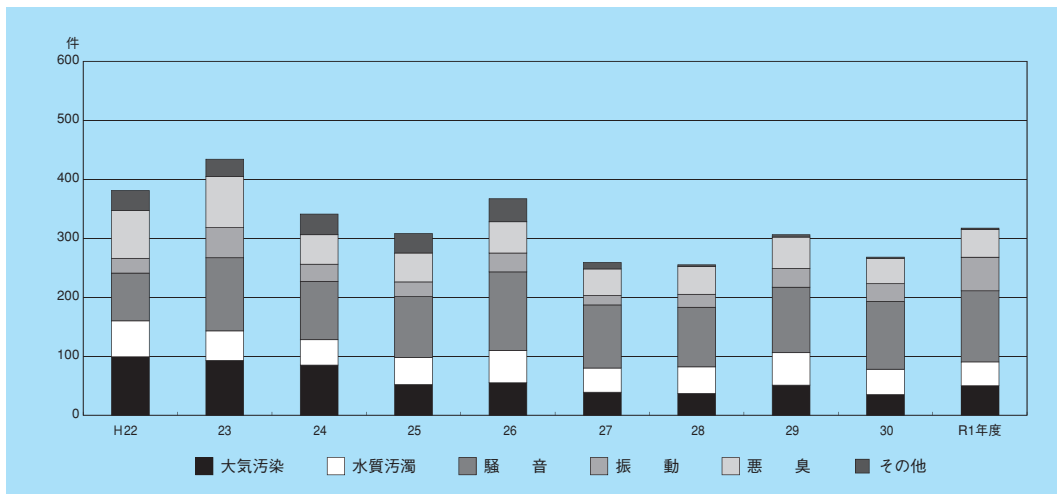
令和元年度における岡山市の公害苦情は317件でした。

(1) 苦情件数の経年推移

図33は過去10年間の公害苦情件数の推移を示したものです。

令和元年度は、昨年度と比較して約2割程度苦情が増加しました。

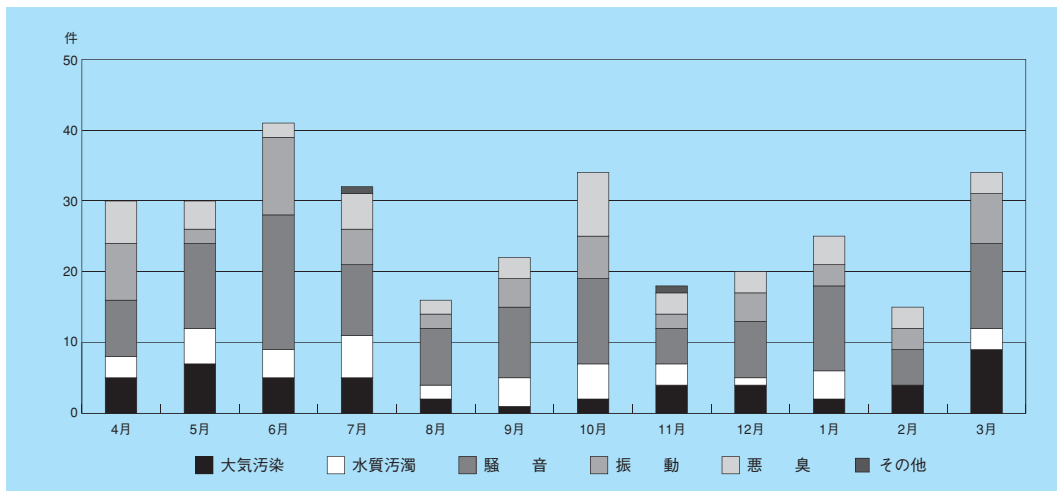
図33 苦情件数の経年推移



(2) 月別苦情件数

苦情の発生を月別に見ると図34のとおり、春から秋にかけての窓を開けたり外で活動する機会が多くなる時期に苦情が増える傾向にあります。

図34 月別苦情件数

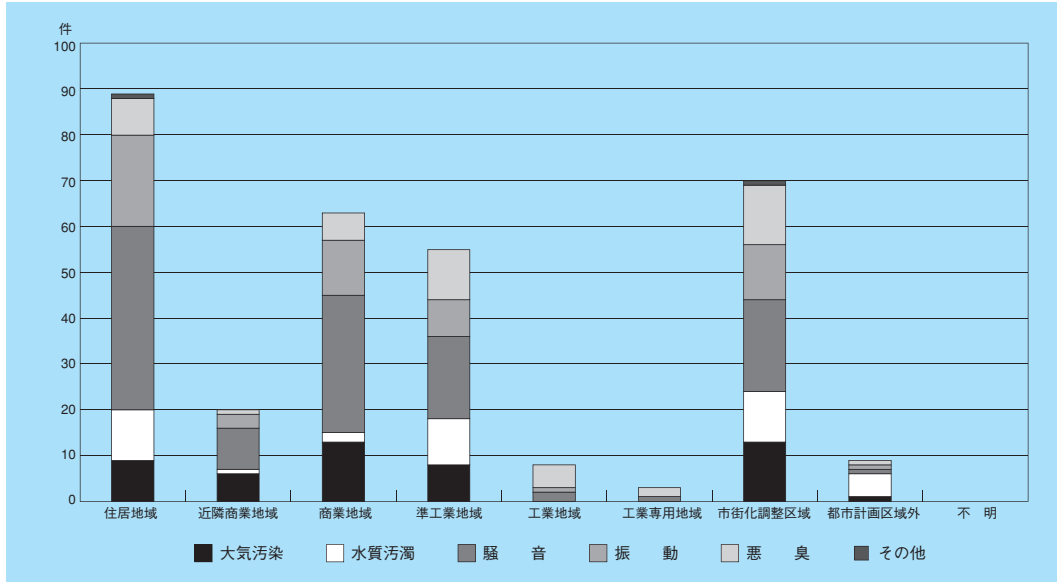


(3) 用途地域別苦情件数

用途地域別に苦情の発生を示したのですが、住居地域が最も多く次いで市街化調整区域となっており、これら2つで全体の約50%を占めています。

その次に商業地域、準工業地域の順で苦情が多く発生していますが、その原因として、住居と工場や商店等の事業所が混在していることが考えられます。

図35 用途地域別苦情件数

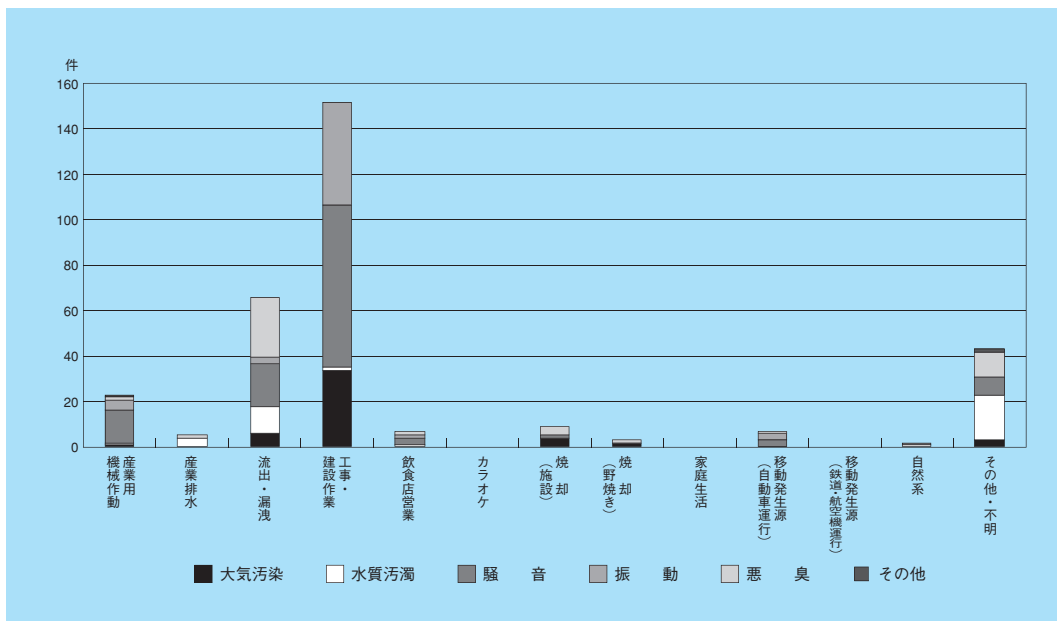


(4) 発生源別苦情件数

発生源別の苦情発生状況をみると、大気汚染については工事・建設作業、製造業からの流出・漏洩が原因となっている件数が多く、水質汚濁については魚のへい死事象など発生源が分からないもの等が多くなっています。騒音・振動については工事・建設作業や産業用機械作動から発生するものが多く、悪臭については製造業からの流出や漏洩が原因となる苦情が多く発生しています。

の等が多くなっています。騒音・振動については工事・建設作業や産業用機械作動から発生するものが多く、悪臭については製造業からの流出や漏洩が原因となる苦情が多く発生しています。

図36 発生源別苦情件数



2 公害苦情への取組

岡山市では、従来から環境法令の規制対象となる工場・事業場に関する苦情については、それらの法令の適切な運用・指導によりその解決に努めています。特に環境法令に基づく届出時には、公害苦情の未然防止の観点から周辺に配慮して作業あるいは設備の設置等を行うよう指導していま

す。環境法令の規制対象外となる工場・事業場に関する苦情についても、関係機関と連携を図りながら現場調査を行い、原因の調査や解決策を検討し、発生源に対して改善のための指導や助言を行っています。

Ⅷ 廃棄物・リサイクル

1 一般廃棄物

ごみ問題を含む環境問題は全国的に論議され、特に「ごみ」の減量化・リサイクルの推進は最重要課題の一つとして社会的に注目されています。

岡山市においては、昭和50年代後半からの急激なごみ量の増加・多様化、そして焼却施設の老朽化・定期点検等に伴う処理能力の低下、さらには最終処分場用地の確保の困難性等の問題について、早急な対応が必要となりましたが、ごみの減量化・リサイクルに対する普及啓発や、施設整備への取組、5種分別収集の全市域での実施、簡易包装等による排出抑制、そして、自主的なリサイクル活動の促進など、地域と一体となってごみの減量化に取り組んだ結果、危機的状況は乗り越えることができました。

その後、平成12年6月に公布された「循環型社会形成推進基本法」とその個別法としての「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」等の各種リサイクル法の制定等により、「ごみ」を「循環資源」と位置づけ、単に出されたごみを焼却・埋立処分するだけでなく、まず、可能な限り廃棄物の発生を抑制し、廃棄物となったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環資源として利用を行い、最終的には循環的利用が行われな

いものについてのみ、環境に配慮した適正処分（埋立て）を行うという、循環を基調とした新たな観点から取り組まれるようになってきています。

また、平成13年4月からの粗大ごみ戸別収集、11月から市内全域統一の分別収集をすることにより、ごみの減量化を図っています。

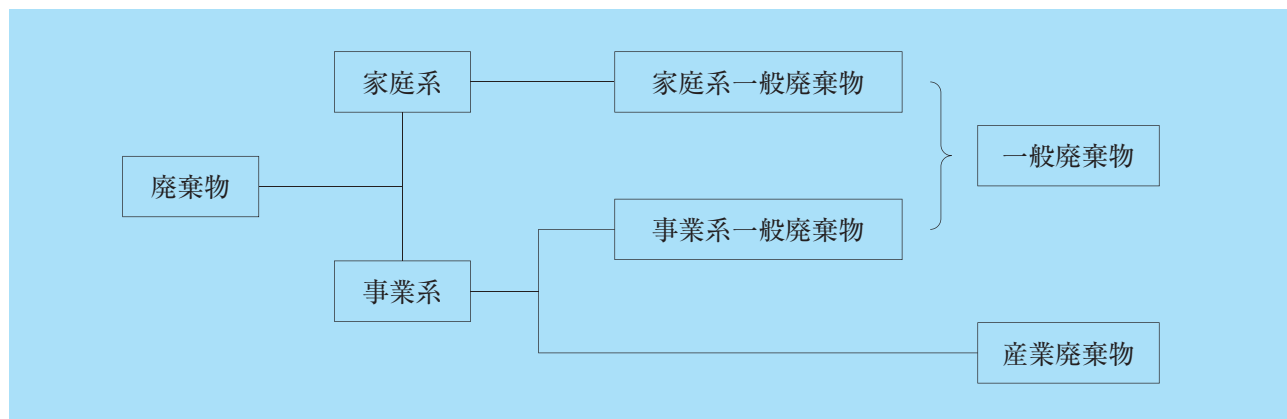
さらに、平成21年2月には、家庭ごみ有料化を実施し、あわせてざつがみ回収等の関連施策を実施しました。

有料化により家庭ごみ量が大きく減少したことから、平成24年3月には、より高い減量目標を掲げた「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、平成29年3月には、本計画を改訂して市民・事業者・行政の三者が協働してさらなるごみの減量化・資源化を推進しています。

(1) 一般廃棄物とは

廃棄物とは、占有者自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物で、固形状又は液状のものをいいます。また、一般廃棄物とは、その主たるものは地域住民の日常生活に伴って生じた、ごみ、粗大ごみ、し尿及び浄化槽にかかる汚泥ですが、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のものもこれに含まれます。

図37 廃棄物とは



(2) 岡山市のごみ処理の現状（令和元年度実績）

人口 708,973人（令和元年12月末現在人口）
世帯 330,998世帯

① ごみ処理経費

処理単価（令和元年度決算から）

総 額 約90億4,736万円

（施設整備部門、道路下水清掃部門を除く）

1日あたり 約2,472万円

1人あたり 12,859円

1人1日あたり 約35円

収集経費 22,326円/t（135,252.20t）

焼却経費 18,247円/t（219,825.97t）

破碎・資源化経費 52,529円/t（15,907.06t）

埋立経費 20,937円/t（4,555.73t）

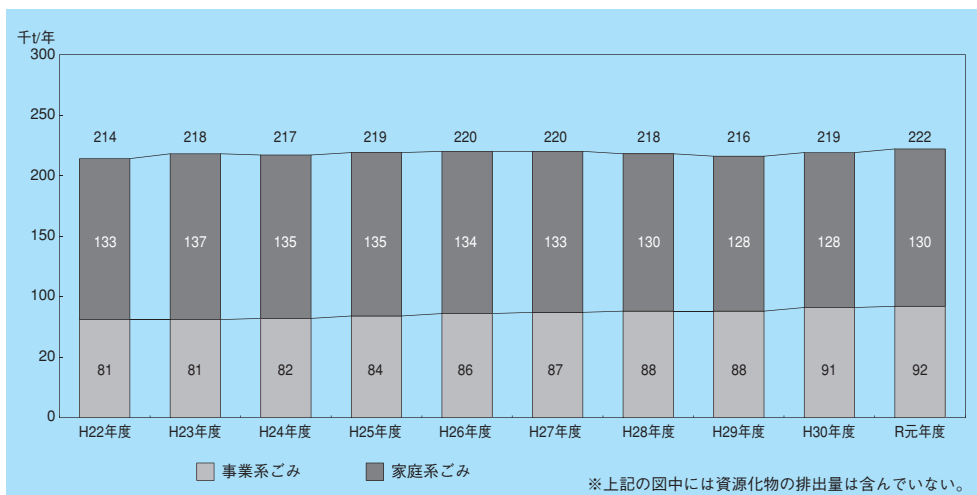
② 令和元年度ごみ量 221,608.91トン

（平成30年度 218,911.35トン）

表23 岡山市におけるごみ排出量（令和元年度実績）

| | 年間排出量 | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 1日当たり | 1人1日当たり | 比率 |
|-------------|------------|------------|----------|----------|--------|---------|-------|
| 家庭系ごみ(単位:t) | 129,728.50 | 121,083.85 | 4,852.35 | 3,792.30 | 355.42 | 501g | 58.5% |
| 事業系ごみ(単位:t) | 91,880.41 | 87,603.18 | 2,876.31 | 1,400.92 | 251.73 | | 41.5% |
| 令和元年度合計 | 221,608.9 | 208,687.0 | 7,728.7 | 5,193.2 | 607.1 | 856g | |
| 対前年比 | 101.2% | 100.7% | 108.6% | 114.0% | | | |

図38 岡山市におけるごみ排出量の推移



③ ごみ収集量の推移

ア. 昭和50年代は、人口・世帯数は増加しているにもかかわらず、ごみ量は年間約16万トンで横ばい。

イ. 昭和61年度から平成2年度まで、一転してごみ量は急増。5年間で21%増加。

ウ. 急激なごみ量の増加、多様化の中で、焼却施設の老朽化や定期点検等によるごみ処理能力の低下、さらには埋立地確保の困難性等のため、平成3年11月、「ごみ非常事態」を宣言し、市民、事業者にごみの減量とリサイクルの一層の協力を求

めた。

平成3年11月1日 非常事態宣言

平成4年4月1日 延長

平成6年4月1日 再延長

平成8年3月31日 解除

（5種分別収集の全市域拡大）

エ. 増加していたごみ量は、平成2年度をピークに「ごみ非常事態宣言」を受けた市民、事業者の協力により減少傾向に転じていたが、平成8年度以降増加の傾向を示していた。

- オ. 平成13年4月1日
粗大ごみ戸別収集開始
平成13年11月1日
市内全域プラスチック焼却地区へ分別変更
- カ. 平成20年12月1日
古紙・古布、ペットボトルの月2回収開始にあわせ、古紙として「ざつがみ」回収を開始する。
- キ. 平成21年2月1日
家庭ごみ有料化制度開始
- ク. 平成21年4月1日
てんぷら油の回収開始
- ケ. 平成22年6月1日
蛍光管、食品発泡トレイの拠点回収開始
- コ. 平成23年5月1日
粗大ごみインターネット受付及び粗大ごみふれあい収集開始
- サ. 平成24年5月1日
可燃ごみ等ふれあい収集開始
- シ. 平成26年10月1日
資源化物全品目月2回ステーション収集開始
- ス. 平成27年1月5日
小型家電の拠点回収開始
- セ. 平成28年4月1日
食品透明トレイの拠点回収開始
ボタン電池、家庭用充電式電池のステーション収集開始
- ソ. 増加していたごみ量は、有料化後大幅に減少。その後横ばい傾向が続いていたが、各種施策の効果により、平成27年度以降減少傾向を示している。

④ ごみ処理施設〈市有〉

- ア. 収 集
野殿事業所、当新田事業所、岡南事業所、西大寺事業所
- イ. 焼 却
岡南環境センター (220トン/日)
当新田環境センター (300トン/日)
東部クリーンセンター (450トン/日)
- ウ. 不用品の持込・展示など

- 東部リユースぶらざ、西部リユースぶらざ
- エ. 中間処理
東部リサイクルプラザ、西部リサイクルプラザ
- オ. 最終処分
山上新最終処分場(450,000立方メートル)を平成18年3月末より埋立開始
(令和元年度末埋立率：約42.2%)

(3) ごみの減量化・リサイクルの取組

岡山市では、市民意識の高揚を図り、ごみの減量化・リサイクルを促進するため各種事業の推進に取り組んでいます。

岡山市では、平成31年度の資源化率目標を27.5%と定めており、平成31年度の資源化率実績は27.39%となっています。

① リサイクル推進員の委嘱

ごみの減量化・リサイクル対策を推進するため、市と市民とのパイプ役として、平成4年11月から制度化しています。委嘱人数は、町内会の世帯数に応じて1～3人を原則とし、任期は2年です。

令和元年度末 2,527名

② 資源回収推進団体報奨金制度(昭和63年度～)

あらかじめ登録した子供会・町内会などの市民団体が、古紙類などの資源回収を年4回以上行った場合、1kg当たり5円の報奨金を交付する制度です。

③ ごみステーション等施設整備費補助制度等

町内会が自主的に整備するごみステーションに対して、20万円(新設は30万円)を上限に補助しています。

また、資源化物コンテナを収納する物置を設置する場合、利用世帯数に応じて15万円を上限に補助しています。

④ 資源化物の回収

東部資源回収所、当新田資源回収所、西部資源回収所(平成27年1月～)及び民間協力事業者において、資源化物を回収しています。

また、上記施設以外にも、市民の利便性を考え、品目は限定されるものの市内のスーパーや公民館

等の市有施設、協力店舗で回収を行っています。

なお、近年はスーパーやロードサイド等で資源化物を回収する民間リサイクルルートがポイント制であることや持ち込みやすさ等から店舗数が年々増加してきており、資源化物量の増加を目指すため、ごみ分別アプリにそういった事業者の情報を掲載するなどし、市の回収以外にも資源化物の回収を行っています。

⑤ 広報紙への記事の掲載

広報紙「市民のひろばおかやま」により、市民に理解と協力を呼びかけています。

⑥ 「どーすりゃーええ？」の活用

ごみ減量・リサイクルガイド「どーすりゃーええ？」（日本語版・英語版・中国語版・韓国・ベトナム語版）を活用し、ごみの減量及び正しい出し方などについて理解を呼びかけています。

⑦ ごみ分別アプリの活用

急速に普及する携帯端末のスマートフォンやタブレットを使ってごみの分け方・出し方などを啓発するアプリケーションソフト「ごみ分別アプリ」を一般開放し、活用を呼びかけています。

⑧ マイバッグ使用の推進

毎月1回、ノーレジ袋デーを実施し、マイバッグ使用の推進を図っています。

⑨ ごみ減量・リサイクル週間

5月30日の「ごみゼロの日」を中心として公民館講座等を実施しています。

⑩ 分別の徹底

家庭ごみ組成分析調査を実施し、結果を公表するとともに、分別の徹底のための啓発活動・指導を強化しています。また、不適正な分別排出物については、啓発シールを貼付して適正排出を促しています。

⑪ 環境教育（出前講座）

市の職員が講師となり公民館等に出向き、ごみ減量全般に関する講義を行う「ごみゼロ啓発講座」や食品ロス削減に特化した内容の「食品ロス削減のための講座」、直接収集作業に従事している職員が小学校等を訪問し、パッカー車による実演等を行う「環境ごみスクール・環境学習エコブン」や、パンフレット「ミコロ・ハコロのごみと資源とわたしたち」の配布による環境教育を行っています。

(4) 家庭ごみ有料化及び関連施策の実施について

家庭ごみの有料化については、平成20年9月議会で議会の承認を得て、平成21年2月1日から、「可燃ごみ」「不燃ごみ」について有料指定袋で排出されています。

この有料化制度は①ごみの減量化・資源化の推進、②排出量に応じた受益者負担の公平性の確保を目的として導入されたものです。

有料化制度の内容については表25、26のとおりです。

表24 有料化の範囲

| 分別収集の区分 | 有料化の対象区分 |
|------------|------------------|
| ・可燃ごみ | 有料化の対象 |
| ・不燃ごみ | |
| ・粗大ごみ | 現行どおり有料(持ち込みは無料) |
| ・資源化物 | 有料化の対象としない(無料) |
| ・廃乾電池・体温計等 | |

表25 種類と価格

| 種類 (可燃・不燃共通) | 価格 (袋1枚当り) | 販売価格 (10枚/セット) |
|-----------------|---------------|-------------------|
| 45ℓ袋(大袋) | 50円 | 500円 |
| 30ℓ袋(中袋) | 30円 | 300円 |
| 20ℓ袋(小袋) | 20円 | 200円 |
| 10ℓ袋(特小袋) | 10円 | 100円 |
| 5ℓ袋(超特小袋) | 5円 | 50円 |

制度の実施に伴い、乳幼児や高齢者等に対する減免制度（表26）や生ごみ処理容器の購入費補助制度をはじめとする各種支援制度（表27）を設けました。

表26 減免制度

| 項目 | 対象者 | 年間配布枚数 |
|--------|--|---------------------|
| 生活保護世帯 | 生活保護法に基づいて、生活扶助を受けている世帯 | 単身 70枚 2人以上 150枚 |
| 低所得者世帯 | 〈生活保護基準相当額×1.05〉より低所得の世帯 | |
| 重度の障害者 | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している在宅の人 | 100枚 |
| 障害者 | 市から日常生活用具給付事業で紙おむつを支給されている人 | 各 150枚 |
| 子育て支援 | 満2歳に達するまでの乳幼児を養育する人 | |
| 要介護者 | 介護保険法で規定する要介護4又は5で在宅の人及び要介護3で紙おむつを使用している在宅の人 | |

表27 各種支援制度

| | |
|-------------------------|--|
| 生ごみ処理容器購入費補助制度 | ・電気式生ごみ処理機(上限3万円)及び、コンポスト容器(上限3千円)の補助制度を開始。 |
| からす防護ネット貸与制度 | ・路上ステーションなどを対象に希望の町内会等に貸与。 |
| ごみステーション施設整備補助制度 | ・ごみステーション等施設整備補助金を一基あたり、20万円を上限に補助。(新設は30万円) |
| 資源化物コンテナ収納物置設置費補助金交付制度 | ・一定条件のもと15万円を限度に補助。 |
| 資源回収用物置設置費補助金交付制度 | ・1団体あたり15万円を限度に補助。 |
| ごみ収集ステーション等管理資材費補助金交付制度 | ・1団体あたり購入費の半額で3万円を限度に補助。 |
| ふれあい収集 | ・介護保険の要介護1以上、視覚障害又は肢体不自由2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方のごみ出しサービス。 |
| 住宅用太陽光発電システム設置費助成 | ・太陽光発電設備を設置する一般住宅に対して、その経費の一部を助成。 出力1kwあたりの2万円(上限5kw) |

また、家庭ごみの有料化に先立ち、平成20年12月から「古紙・古布、ペットボトル」について月2回収集を実施し、併せて古紙として「ぞつがみ」回収を開始しました。さらに、平成21年4月には

「てんぷら油」のステーション回収、平成26年10月1日から資源化物全品目月2回ステーション回収を開始しました。

表28 資源化施策の強化

| 主な施設 | ぞつがみ回収 | 月2回収集 | てんぷら油回収 | 食品発泡トレイ・蛍光管回収 | 月2回収集(品目追加) | 小型家電回収 | 資源化物回収品目追加 |
|-------|---|--|------------------------|---------------------------|---|-------------------------------|-------------------------------|
| 開始時期 | 平成20年12月 | 平成20年12月 | 平成21年4月 | 平成22年6月 | 平成26年10月1日 | 平成27年1月5日 | 平成28年4月1日 |
| 施策の内容 | 新聞紙・チラシ、雑誌、ダンボール、紙パック以外のぞつがみ類を新たに回収します。 | 古紙(ぞつがみ含む)、ペットボトルの回収回収を月1回から月2回に増やします。 | 使用済みてんぷら油をステーション回収します。 | 食品発泡トレイと蛍光管を市有施設で拠点回収します。 | びん、缶、廃てんぷら油、廃乾電池、体温計の回収回収を月1回から月2回に増やします。 | 小型家電を区役所(ボックス)、協力店(対面)等回収します。 | 食品透明トレイ、ボタン電池、家庭用充電式電池を追加します。 |
| 備考 | ノート・封筒・はがきなども資源となります。 | 2回収集し、資源化を推進していきます。 | てんぷら油はバイオディーゼル燃料となります。 | その他に缶、びんも回収します。 | 2回収集し、資源化を推進していきます。 | 随時回収し、資源化を推進していきます。 | 従来回収していたものと同じ回収方法です。 |

(5) バイオ燃料地域利用事業について

平成20年度、地球温暖化ガスや化石燃料使用の低減、および環境負荷減のため、使用済み天ぷら油（廃食用油）の新たな資源循環型システムの構築に着手し、平成21年度からバイオディーゼル燃料化への取り組みが始まりました。

平成21年4月より、岡山市は一般家庭の廃食用油を資源化物として回収を開始しました。回収した油は、パートナー企業（バイオディーゼル岡山(株)（南区海岸通））が平成21年6月に稼働開始したバイオディーゼル燃料製造施設において、事業系の廃食用油とともに再生され、市のごみ収集車等の軽油代替燃料として供給されています。

この事業は、市民の協力の下、官民の連携により実施しており、岡山市の環境対策事業としてリサイクルの環を構築しています。

(6) 不法投棄、環境美化等への取組

① 不法投棄対策

【岡山市不法投棄防止対策連絡協議会】

平成13年4月から「粗大ごみ戸別収集有料化」及び「家電リサイクル法」がスタートし、市民及び事業者等は排出者責任が明確になり、排出時に一定の負担が必要になることから、不法投棄の増加が懸念されました。その防止策として、市民・事業者・行政等の組織・団体等の協力により、効果的な市民協働型の不法投棄防止対策の構築に向けて立ち上げた組織であり、不法投棄の啓発・監視・取り締まりなどを検討・協議しています。

【不法投棄110番「233-5374（ごみなし）」】

不法投棄に関する窓口を一本化するため、不法投棄の通報があれば現場を確認・調査し、警告シールを貼ることによって不法投棄抑止効果を期待しています。

② 地域環境の美化対策

ア. 岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例

岡山市は、美しく快適なまちづくりを市民・事業者とともに推進するため、平成19年4月1日、岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例を施行し、同年9月3日、岡山駅・表町周辺を美化推進重点区域・路上喫煙制限区域（図39参照）として指定しました。これらにより、全市域でポイ捨てが禁止されるとともに、岡山駅・表町周辺での路上喫煙が禁止されました。

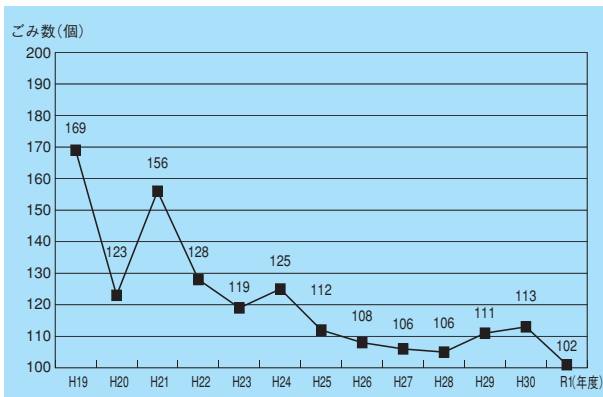
この条例に基づき、一斉ボランティア清掃（4月・10月）、市職員によるボランティア清掃（毎月1回）、美しく快適なまちづくり推進員の支援、新聞・広報紙・啓発グッズによる啓発活動、路面標示・看板の設置・巡回啓発指導等を実施しています。

美化推進重点区域・路上喫煙制限区域でのポイ捨て数・路上喫煙者数は図40・図41のとおりです。

図39 美化推進重点区域及び路上喫煙制限区域

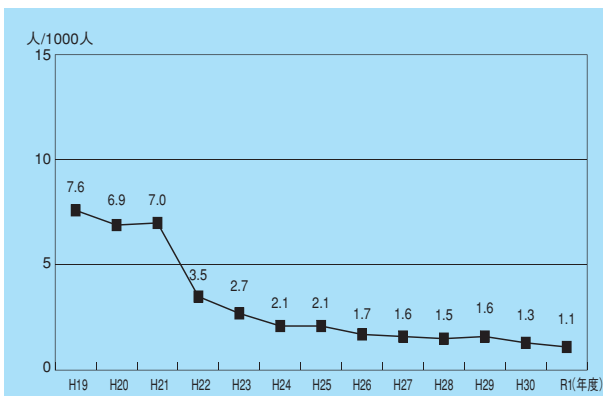


図40 美化推進重点区域内のポイ捨て数の年度別平均の推移



美化推進重点区域内のごみのポイ捨て数
美化推進重点区域内の300メートル程度の街路6か所でポイ捨て数を調査し、その一か所当たりの平均を算出したものです。

図41 路上喫煙制限区域内歩行者1000人当たりの年度別喫煙者数



路上喫煙制限区域内の路上喫煙者数
路上喫煙制限区域内の5か所で通行者と路上喫煙者数を調査し、通行者1,000人当たりの路上喫煙者数を算出したものです。

イ. 岡山市放置自動車の発生及び適正な処理に関する条例

岡山市は、市管理地における放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる被害を除去することにより、地域の美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的として、平成9年1月、岡山市放置自動車の発生及び適正な処理に関する条例を施行しました。これにより、自動車の放置が禁止されるととも

に、市管理地に放置された自動車の適正な処理が行われています。

③ 事業系ごみの減量化・資源化の推進

ア. 岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会

事業系一般廃棄物を排出する事業者等を構成員として、平成16年度に発足し、事業系ごみの減量化・資源化について、意見交換・企画調整を行っています。

イ. 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰

事業系ごみの減量化・資源化に取り組んでいる事業者を表彰しています。

ウ. 事業系ごみ減量化・資源化の手引き

毎年、事業系ごみの減量化・資源化のための手引きを作成し、配布しています。

エ. 岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会

毎年、岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進研修会を開催しています。

オ. 事業系廃棄物減量計画書

条例により、事業用大規模建築物の所有者等に対し、事業系廃棄物減量計画書の提出を義務付けています。

(7) 施設整備の概況

【焼却場】

可燃ごみは100%焼却し、積極的にサーマルリサイクルを図るとともに、最終処分場への負荷を極力軽減します。また、焼却時の排ガス・排水等による2次公害の防止を図り、周辺環境の保全にも努めます。さらに、平成23年度よりセメント原料化事業を開始し、岡南環境センター・当新田環境センター及び東部クリーンセンターの焼却残渣をセメント原料として資源化することにより、資源化率の向上を図ります。なお、岡南環境センターは今後10年間程度の安定稼働を図るため、平成25・26年度に延命化工事を行いました。

【埋立地】

ごみ処理事業を安定的・継続的に行う上で

最も重要な部分であり、埋立時における2次公害の発生防止に努めながら、ごみの最終処分を行っています。平成23年度よりセメント原料化事業を開始し、平成27年1月より、最終処分場に直接埋め立てされていた不燃ごみ等を処理するため、西部リサイクルプラザの運営を開始しました。山上新最終処分場への最終処分量を減らし、山上新最終処分場の延命化を図っています。

【資源選別施設】

資源化物収集日に回収された資源化物のうち、ビン、ペットボトル、古紙、古布、廃乾電池等について二次選別等の処理を行い、一定量溜まるまで保管した後、再生資源として回収業者に引き渡しました。同機能を併せ持つ西部リサイクルプラザが試運転を開始した平成26年9月末で、新保資源選別所は廃止しました。

【東部リサイクルプラザ・西部リサイクルプラザ・東部リユースぶらざ・西部リユースぶらざ】

リサイクル社会の拠点施設として建設した東部リサイクルプラザ、西部リサイクルプラザでは、粗大ごみ等の破碎選別処理や資源選別処理を行っています。

また、それぞれに併設された東部リユースぶらざ、西部リユースぶらざでは、リサイクル体験やリユース品の展示・販売を通して環境問題の啓発を行っています。

(8) し尿処理の状況

岡山市におけるし尿と浄化槽汚泥の収集処理量は、令和元年度実績で185,282kL/年（し尿38,472kL/年、浄化槽汚泥146,810kL/年）となっています。

岡山市域のし尿は、平成27年度と令和元年度の比較で16.0%下がっており、減少傾向にあります。また、浄化槽汚泥については、平成14年度までは増加してきたが、以後は横ばい状況である。

し尿の収集運搬は、市直営と許可業者8社、浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬については許可業者12社が当たっています。

処理については、昭和54年8月に海洋投棄を廃止して以来、一宮浄化センターをはじめとする5か所の処理施設へ計画的に搬入しています。離島である犬島には、昭和62年3月に犬島浄化センターを建設し処理を行っています。

また、浄化槽汚泥の円滑な処理を行うため、移動脱水車による現地での固液分離業務、さらに浄化槽汚泥処理専用施設である当新田浄化センターが昭和60年4月から稼働しています。

表29 し尿・浄化槽汚泥収集量

(単位：kℓ)

| 年 度 | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| し 尿 | 直 営 | 4,767 | 3,673 | 3,595 | 3,518 | 3,518 | 3,321 | 3,145 | 3,090 | 2,963 |
| | 許可業者 | 53,501 | 49,048 | 46,644 | 44,054 | 42,401 | 40,424 | 39,090 | 37,986 | 35,509 |
| | 委託業者 | | | | | | | | | |
| | 小 計 | 58,268 | 52,721 | 50,239 | 47,572 | 45,919 | 43,745 | 42,235 | 41,076 | 38,472 |
| 浄化槽汚泥 | | 155,420 | 152,374 | 151,224 | 148,138 | 149,282 | 150,848 | 147,970 | 147,702 | 146,810 |
| 合 計 | | 213,688 | 205,095 | 201,463 | 195,710 | 195,201 | 194,593 | 190,205 | 188,778 | 185,282 |

※ 19年1月22日合併以降の建部・瀬戸地区分を含む。

表30 し尿処理施設

| 施設名 (所在地) | 能力(kℓ/日) | 建設年月日 | 備考 | |
|-------------------------|-------------|------------|---------------------------------|-----------|
| 一宮浄化センター (北区一宮 217) | 旧 100kℓ 系 | 300 | 昭 43. 3.31(平 9 改造), 令 元 .6 ~ | 施工期間中仮設 |
| | 旧 200 k ℓ 系 | — | 昭 54. 3.31 | 施設改修工事施工中 |
| 神崎衛生施設組合(東区神崎町 2676) | 180 | 平 9. 3.31 | | |
| 備南衛生施設組合(倉敷市茶屋町 1919) | 80 | 昭 60.12.20 | | |
| 旭川中部衛生施設組合(北区御津鹿瀬 650) | 42 | 平 4. 3.31 | | |
| 犬島浄化センター (東区犬島 179) | 0.35 | 昭 62. 3.31 | | |
| 当新田浄化センター (南区当新田 488-4) | 70(+100) | 昭 60. 3.30 | 浄化槽汚泥処理施設 | |

(9) 災害時のし尿収集について

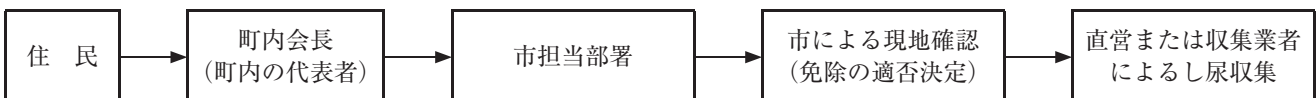
大雨などの災害により便槽が冠水(用水路、側溝等があふれ、一帯が水浸しになった場合等)し、

市が災害による冠水と確認した場合は、し尿処理手数料が免除の扱いとなります。(不良便槽等による冠水及び浄化槽は対象となりません。)

図42 災害時のし尿収集フロー

◎ 灘崎・御津・建部支所管内以外

原則として町内会長もしくは町内の代表者を通じて市の担当部署へ連絡するようになります。

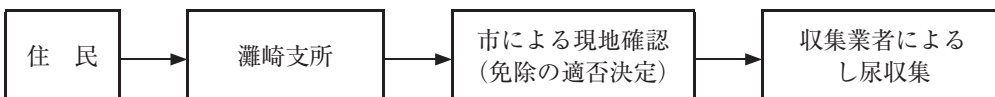


【問い合わせ先】

環境事業課、第1事業所、西大寺事業所、管轄の各区役所総務・地域振興課、地域センター、瀬戸支所

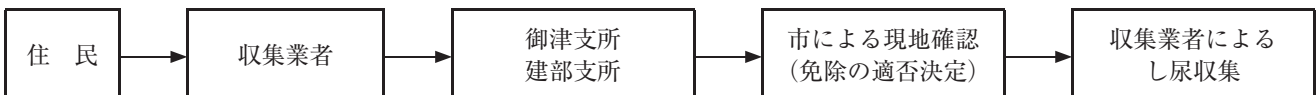
◎ 灘崎支所管内

原則として住民の方から灘崎支所へ連絡するようになります。



◎ 御津・建部支所管内

原則として住民の方から収集業者へ連絡するようになります。

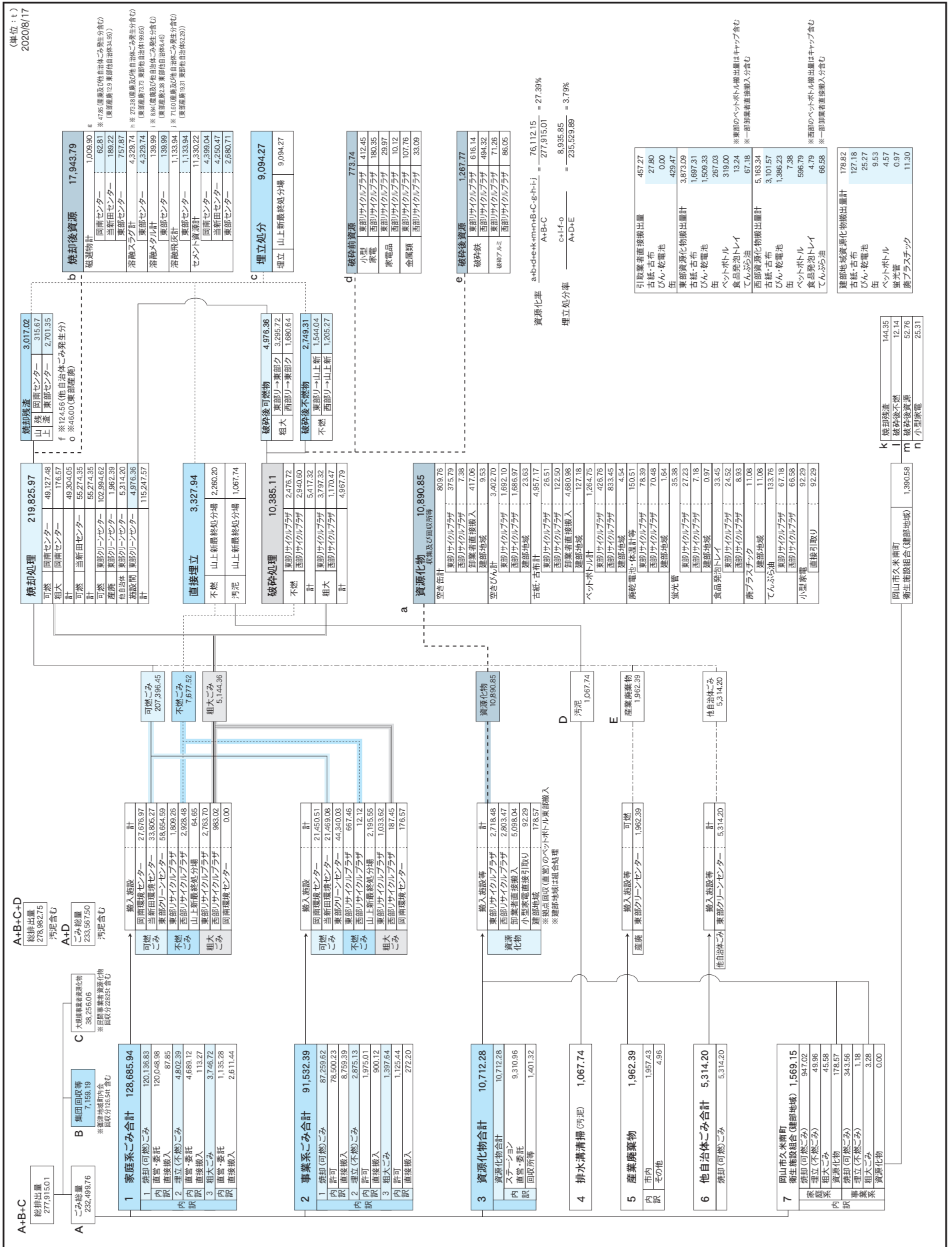


【問い合わせ先】

御津支所管内：有限会社御津衛生センター

建部支所管内：〔小倉地区〕 有限会社御津衛生センター
〔小倉地区以外〕 有限会社旭川環境

図43 令和元年度一般廃棄物等（ごみ）処理及び資源化物回収実績



2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物処理の状況

事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者自ら処理する責任があり、自ら処理できない場合には許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理することとされています。

しかしながら、産業廃棄物の不適正処理による苦情あるいは不法投棄、さらには最終処分場等処理施設の設置に伴う地域でのトラブル等の問題が数多く発生しています。

岡山市では平成6年度から産業廃棄物関連業務を所管しており、排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量化及び適正処理の指導等を行っています。

その主な業務は、処理業や処理施設の許可、排

出事業者や処理業者に対する立入検査・指導、苦情への対応等ですが、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止のため、平成14年度から産業廃棄物の監視班を設けるなど、産業廃棄物処理業者の指導や苦情に対する迅速な対応に努めています。

また、処理施設の設置許可については、平成15年度から、事業者への近隣住民に対する事業計画の説明会の開催等を義務付けた「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」を適用しています。

平成17年1月1日には「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法）」が本格施行され、使用済自動車の解体等を行う場

表31 産業廃棄物処理業者

| 処理業の区分 | | 平成30年度末 業者数 | 令和元年度許可数 | | | | 令和元年度末 業者数 |
|------------|-------|----------------|----------|----|----|-----|---------------|
| | | | 新規 | 更新 | 変更 | 失効等 | |
| 産業廃棄物 | 収集運搬業 | 238 | 3 | 34 | 5 | 8 | 233 |
| | 処分業 | 116 | 4 | 24 | 4 | 4 | 116 |
| 特別管理 産業廃棄物 | 収集運搬業 | 29 | 0 | 5 | 5 | 1 | 28 |
| | 処分業 | 9 | 0 | 1 | 0 | 0 | 9 |

表32 自動車リサイクル法許可業者

| 処理業の区分 | | 平成30年度末 業者数 | 令和元年度許可数 | | | 令和元年度末 業者数 |
|---------------|--------|----------------|----------|----|-----|---------------|
| | | | 新規 | 更新 | 失効等 | |
| 自動車 リサイクル法 | 引取業 | 114 | 7 | 17 | 8 | 113 |
| | フロン回収業 | 52 | 1 | 9 | 0 | 53 |
| | 解体業 | 38 | 0 | 25 | 2 | 36 |
| | 破砕業 | 14 | 0 | 11 | 0 | 14 |

表33 産業廃棄物処理施設設置者

| 産業廃棄物処理施設の種類 | | 平成30年度末 業者数 | 令和元年度許可数 | | | | 令和元年度末 業者数 |
|------------------|------|----------------|----------|----|----|----|---------------|
| | | | 新規 | 変更 | 譲受 | 廃止 | |
| 汚泥の脱水施設 | | 24 | 1 | 0 | 0 | 0 | 25 |
| 汚泥の乾燥施設 | 天日乾燥 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 機械乾燥 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 汚泥の焼却施設 | | 7 | 2 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 廃油の油水分離施設 | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 廃油の焼却施設 | | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 廃プラスチック類の破砕施設 | | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 廃プラスチック類の焼却施設 | | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 木くず・がれき類の破砕施設 | | 83 | 5 | 0 | 0 | 0 | 88 |
| 産業廃棄物の焼却施設(上記以外) | | 16 | 2 | 0 | 0 | 0 | 18 |
| 最終処分場 | 安定型 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | 管理型 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 合計 | | 180 | 14 | 0 | 0 | 0 | 194 |

合は許可等が必要になりました。

(2) 監視・指導

平成14年度から監視班を設置し、事業場への立入や不適正処理に対する監視・指導を強化しています。

① 立入検査

処理業者や処理施設を設置している排出事業者の事業場に対し、立入検査を行っています。

② 不適正処理に対する指導

市民から寄せられる産業廃棄物の不適正処理に関する苦情、通報に対しては迅速に対応し、関係者に対する厳正な指導、処分により改善が図られるように努めています。

③ 上空監視活動

市消防局と連携し、消防ヘリコプターによる不法投棄等の上空監視を行っています。

表34 立入検査

| 対象 | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | |
|-------------|----------|-------|----------|-------|-------|-------|
| | 立入箇所数 | 立入件数 | 立入箇所数 | 立入件数 | 立入箇所数 | 立入件数 |
| 排出事業者等 | 367 | 6,470 | 380 | 6,210 | 410 | 5,986 |
| 中間処理業者 | 106 | 1,274 | 106 | 1,275 | 107 | 1,107 |
| 最終処分場 | 15 | 186 | 15 | 194 | 15 | 172 |
| 自動車リサイクル法関係 | 26 | 278 | 25 | 256 | 25 | 212 |
| 合計 | 514 | 8,208 | 526 | 7,935 | 557 | 7,477 |

表35 苦情概要 (受付件数)

| 苦情の種類 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 野外焼却 | 27 | 16 | 25 |
| 黒煙 | 7 | 10 | 5 |
| 不適正保管 | 22 | 16 | 10 |
| 不適正処理 | 3 | 1 | 2 |
| 騒音・振動・粉塵 | 11 | 6 | 4 |
| 不法埋立 | 7 | 4 | 3 |
| 不法投棄 | 18 | 14 | 8 |
| 悪臭 | 18 | 11 | 7 |
| その他 | 13 | 8 | 9 |
| 合計 | 126 | 86 | 73 |

Ⅸ 自然環境

1 自然の概況（野生生物の生息・生育状況）

市域では、人為的な改変が進む水辺に生息・生育する野生生物を中心に希少化が進行しています。希少化の原因としては、自然への人間の係わり方が変わってきたことに伴う環境の変化や、人為的な環境への適応力が高い外来種による在来種の抑圧などが起因している事例が見られます。

一方、市街地中心部など、すでに人工改変が進んでいる地域の一部で、下水道の整備などに伴う環境改善により、一度は失われていた野生生物の生息・生育地が回復した事例も見られます。

「岡山市希少野生生物生息状況調査（平成24年、岡山市）」及び「絶滅危惧種基礎資料整理結果（平成27年、岡山市）」によると、市内で記録された種類は約7,000種です。また、市域内の野生生物には、環境省と岡山県のレッドデータブック掲載種も多数あり、適切な保護措置が必要です。なお、「絶滅危惧種基礎資料整理結果（平成27年、岡山市）」によると、市域内で確認された絶滅危惧種数は、計622種にのぼります。（哺乳類13種、鳥類90種、両生・爬虫類13種、魚類48種、昆虫類142種、昆虫以外の無脊椎動物119種、維管束植物197種）

（1）植物

市域の自然林はわずかで、それらの多くは社叢林としてのウバメガシ林、アラカシ林などです。多くの樹林地は、概ねアベマキ、コナラ、アカマツなどからなる二次林であり、歴史的には長らく人々の生活に利用されてきた里山でしたが、現在は放置され、次第に極相林へと遷移しつつあります。このため、森林の自然性は次第に高まりつつあるものの、里山に生育していたキキョウやオミナエシなどは減少しつつあります。

一方、農業形態の変化により、放棄された耕作地は増加し、農業地域の周辺に広がっていた里地はクズが繁茂するなど、低木林へと変化しつつあ

ります。このような地域では、農耕作業に共存してきた植物が減少し、セイタカアワダチソウなど外来帰化植物の繁茂が見られる場所も少なくありません。一般的に、里地・里山に生育する植物が少なくなり、極相林に生育する植物が増加する傾向が見られます。

また、丘陵部内の湿地やため池の中には小規模ながら良好な環境が点在し、ヒメミクリ、サギソウなどの水生植物、湿生植物が生育しています。

平野部には水田や水路網がひろがり、水田耕作や低湿地の環境に係わりが深い多様な植物が生育し、ヒメシロアサザ、オニバスなど絶滅の危機に瀕する水生植物も点在します。また、百間川、旭川、吉井川などの河川内にもミゾコウジュ、タコノアシなどが生育しています。

市内の海浜や河口部には自然植生がわずかしかなかったり残っていませんが、犬島や小串などに塩生植物のハマサジ、ウラギクなど注目すべき種が生育しています。

（2）淡水魚

市域内には、旭川や吉井川の大河川をはじめ、笹ヶ瀬川、足守川、宇甘川などの中小河川、岡山平野内を縦横に流れる水路、1,000を超えるため池などの多様な水環境があり、これらの水域に、※淡水魚と周辺の淡水魚が確認されています。

一般に、一生を淡水域で過ごす純淡水魚の地理的分布は、水系の地史を忠実に反映するとも言われていますが、市内の純淡水魚相は、淀川水系と似ており、中国大陸や朝鮮半島に共通する種類が多く、スイゲンゼニタナゴやアユモドキ、カワバタモロコ、シロヒレタビラ、サンヨウコガタスジシマドジョウなどの全国的に見ても希少な種が多いことも、特徴の一つと言われています。

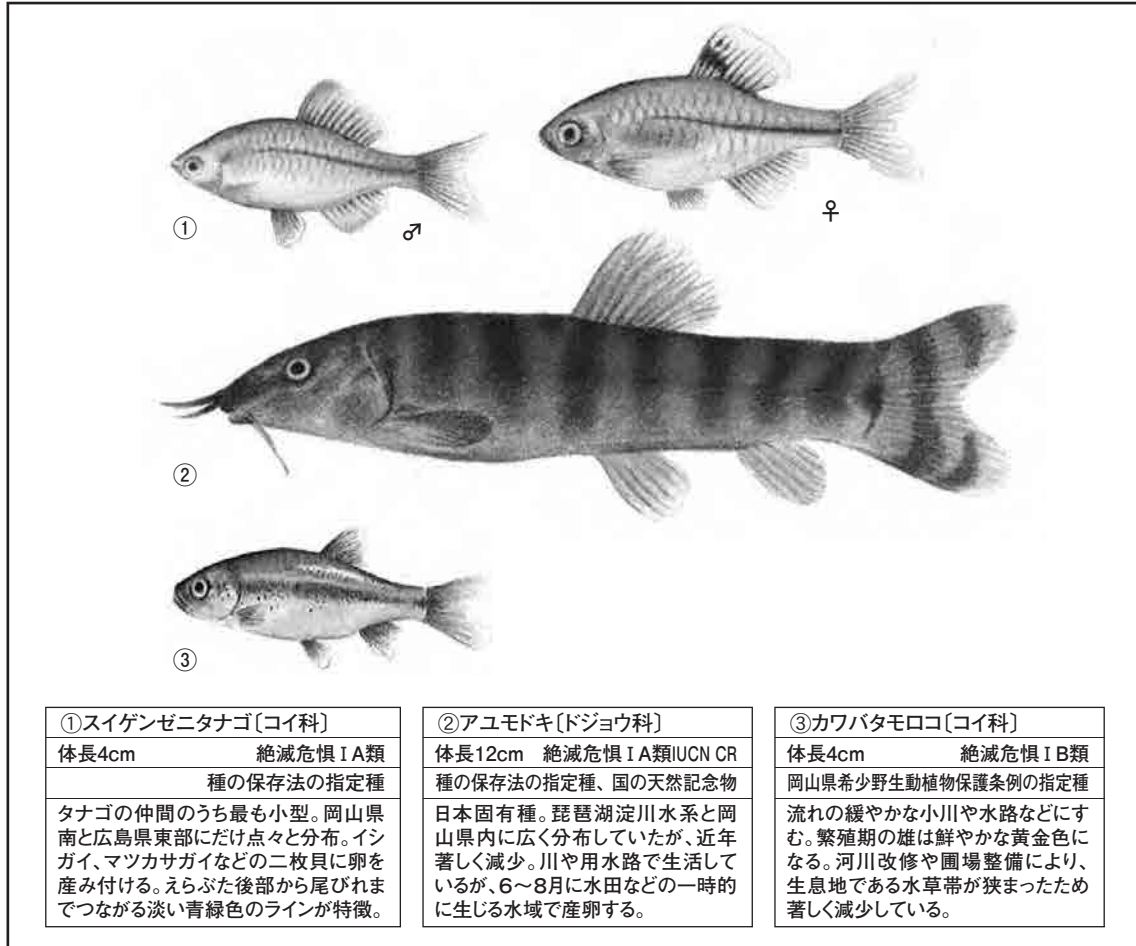
岡山平野のスイゲンゼニタナゴ等生息地が「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定さ

れているように、大河川はもとより、川、水路、水田の間を往来できる構造と自然性の高い護岸が残る平野部の水路群が淡水魚の重要な生息地となっています。

※ 生活環の全部を淡水中で経過するか、少な

くともある時期には必ず淡水域に入ってくるものを淡水魚といい、淡水域で生活することはあるが、それが必ずしもその種にとって必要のないものは周回的淡水魚といいます。

図44 スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ、カワバタモロコ



(3) 野鳥

北部丘陵部では森林性の野鳥が繁殖・越冬する他、ハチクマ・サシバなど渡り鳥の休息地となっています。

平野部では、児島湖・阿部池が県下最大のカモ類などの水鳥渡来越冬地となっている他、児島湖周辺に広がるハス田などは、シギ・チドリ類などの生息地や、サギ類・クイナ類などの採餌場となっています。

また、河川の中州、干潟、ヨシ原は周辺の水田・水辺と一体となって、多くの野鳥たちの貴重な繁殖地や休息地、採餌場として、また渡り鳥の中継地として重要です。

一方、市街地へのハヤブサの営巣やムクドリへの進出、カラス類やサギ類の増加、水田地へのケリの定着など、人為的な環境への適応力が高いと見られる野鳥の事例や、以前は少数の冬鳥だったカワウの繁殖と個体数増加などの事例が見られます。

(4) 昆虫

北部丘陵部やそれに隣接する平野部、中・南部の丘陵部周辺の水辺には、ゲンジボタル・ヘイケボタルの生息地があり、また、市中北部では県内に生息が確認されているトンボ類の約半数が確認されているなど、昆虫相は、全国的に見ても豊かです。

特に、祇園・西川用水路群や百間川上流部などの水辺、龍ノ口山・金山・笠井山・操山・貝殻山、吉備高原などの市街近郊の里山が、注目すべき昆虫の主要な生息地になっています。

(5) その他（ほ乳類等）

上記の他、ほ乳類では、カヤネズミが河原や放棄田などの草原に確認されるとともに、北部地区では樹林性のムササビなど、また、市街地の線路の高架下でヒナコウモリの営巣が確認されています。両生類では、岡山平野の湿地地帯の一部にナゴヤダルマガエル岡山種族が生息していますが、水田の開発等が原因で、生息数が減少しています。丘陵部の沢・湿地環境には、広く、セトウチサンショウウオの生息が見られます。

さらに、軟体動物のうち、淡水貝類は岡山平野の河川・水路に多種が生息し、オバエボシガイやマツカサガイなども生息していますが、河川・水路改修などで生息数は減少しています。

また、吉井川・旭川の河口部にオカミミガイ、河口や水門湾の干潟には、甲殻類のシオマネキの生息が確認されています。なかでも、汽水域の生物の生息地として、吉井川水系永江川河口のヨシ原が、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。

(6) 外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを外来生物といい、市内でも多くの外来種の生息・生育が確認されています。特に、生態系などに被害を及ぼす種については、国が外来生物法で特定外来生物に指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを原則として禁止しています。

市内で確認されている主な特定外来生物は、ヌートリア、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル、カダヤシ、ウシガエル、オオキンケイギクなどです。さらに近年は、特定外来生物であるセアカゴケグモの発見やアライグマの目撃情報が寄せられているほか、アルゼンチンアリの生息も確認されています。また、特定外来生物ではないものの、環境省が緊急対策外来種に位置づけたミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）が、市内でも増加しています。

外来生物の中には、健康被害や農業被害等を及ぼすおそれのあるもののほか、生態系に大きな影響を与える種も存在するため、その生息・生育の動向に注意を払う必要があります。

2 自然の保護

岡山市環境保全条例や絶滅のおそれのある種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき、市域の生物多様性の保全のための施策を行っています。

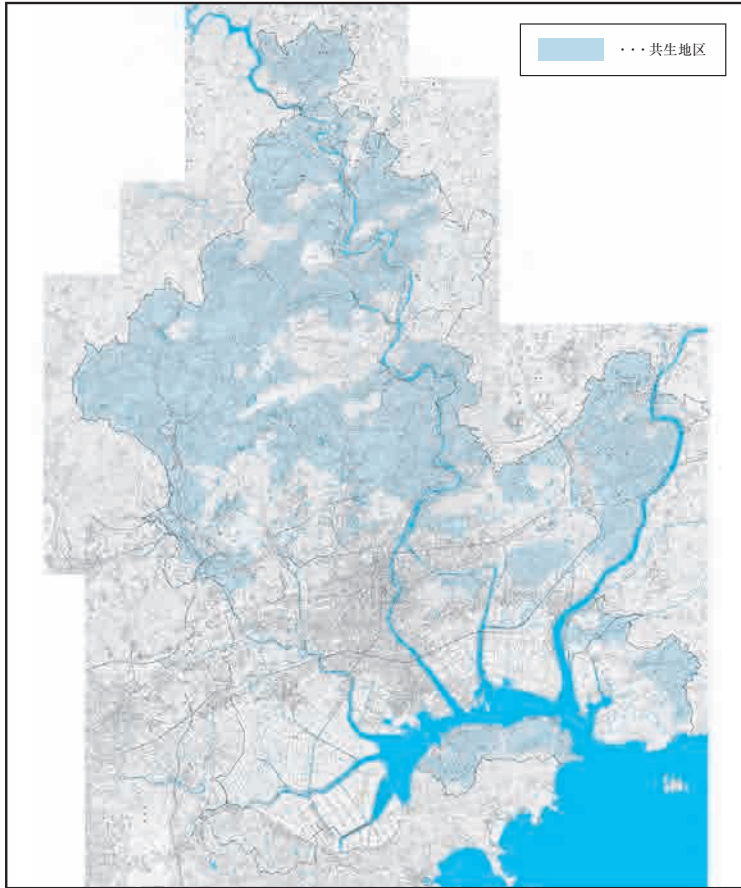
(1) 生物多様性保全のための取組

平成16年3月の岡山市環境保全条例改正に伴い、生物多様性保全条項が追加されました。それに基づき、平成16年度から自然保護活動推進員の委嘱を行うとともに、平成17年度は「生物多様性保全基本方針」及び「自然環境配慮ガイドライン」の策定や環境配慮事項の届出を求める「共生地区」

の指定を行い、平成18年4月1日から共生地区における自然環境配慮届の受付を開始しました。また、ホームページにて市域の自然環境と環境配慮事項の基本的な情報提供を行っています。

さらに、平成29年3月に、岡山市の生物多様性の保全と持続可能な利用を図るための基本的な計画である「岡山市生物多様性地域戦略」を策定し、本戦略を踏まえて、多様な主体が行う生物多様性保全活動や自然体験行事などを推進しています。

図45 共生地区



岡山市生物多様性地域戦略

(2) 貴重な野生生物の保護

市内に生息・生育する野生生物のうち、次に掲げる種が法令により保護対象になっており、捕獲、個体に危害を及ぼす行為などが規制されています。

◆文化財保護法 天然記念物 (国指定)

アユモドキ (S52.7.2指定)

◆種の保存法 国内希少野生動植物種

アユモドキ (H16.7.15施行)

スイゲンゼニタナゴ (H14.9.1施行)

ハヤブサ (H5.4.1施行)

クマタカ (H5.4.1施行)

カワバタモロコ (R2.3施行)

※オオタカは平成29年9月21日に指定解除されました

◆岡山県希少野生動植物保護条例

希少野生動植物種

カワバタモロコ (H24.3.30指定)

ミズアオイ (H16.7.16指定)

◆岡山市文化財保護条例 天然記念物 (市指定)

キビノミノボロスゲ (S60.4.9指定)

①アユモドキ

(国：天然記念物 環境省：絶滅危惧 I A 類
県：絶滅危惧 I 類 IUCN：CR)

昭和52年に国の天然記念物に指定されて以来、岡山淡水魚研究会による保全、調査活動が行われています。同会が平成元年から賞田地区の休耕田を借り上げて産卵場の確保に取り組み、成果をあげています。生息地周辺で影響を与える事業については、文化財保護法に基づき、文化財課が事前協議を実施しており、石積護岸による改修等の配慮を行っています。地域公民館、町内会、保護団体等による啓発活動や、自然保護活動推進員によるパトロールなども行われています。とりわけ、千種では市民参加によるアユモドキの保全活動等が行われおり、平成27年度には「岡山市身近な生きものの里」に認定されています。

また、岡山市教育委員会では、平成17年度からアユモドキの人工繁殖の取組に着手し、平成22年度からは、天然記念物の保全を教育にも活かす目的で、自然の生息場所に近い、千種小学校と高島

小学校で実施しています。両校では、5年生が「総合的な学習の時間」を利用して、アユモドキ学習を行っており、6月中旬に研究者の指導を得て人工繁殖を実施し、繁殖したアユモドキは、地元住民の協力でプランクトンの入った「水田の水」を子ども達が与えて育てています。育てたアユモドキは、水族館などの専門施設で飼育してもらうほか、多くの人にアユモドキを知ってもらうため、両校をはじめ近隣の幼稚園や公民館などで飼育しています。また、平成27年度からは、野生個体への影響を考慮しながら繁殖個体の一部を放流しています。

②スイゲンゼニタナゴ

（環境省：絶滅危惧ⅠA類 県：絶滅危惧Ⅰ類）

水産庁の調査により岡山市高松地区で生息していることが確認されたため、平成12年初めから市内の保全対策が始まりました。岡山市環境保全審査会自然環境保全対策検討専門部会から平成14年2月19日に「岡山市における希少野生生物保護のあり方について（中間報告）」の市長報告がなされ、保全対策に一定の方向性が示されました。ハード面では生息地水路の工法変更を行い、地元協議を経て平成15～17年度に工事が実施されました。またソフト面では14～15年度に、土地改良区、地域住民、市民団体、行政等関係者による検討会を設置し保全手法の検討実践プロジェクトを行い、この枠組みに沿って保全対策を進めています。

平成14年に種の保存法指定種となり、平成16年7月29日に法に基づく保護増殖事業計画が策定されました。本計画に基づき、平成16～17年度に県内のスイゲンゼニタナゴ生息分布及びDNA調査が行われ、市内生息地の状況も把握しました。

なお、最近、スイゲンゼニタナゴが九州地方に生息するカゼトゲタナゴと同種であるとの説が現われていますが、日本魚類学会内でこの説に対し、文献の誤引用であるとの反論がなされていること、環境省が、種の保存法上はスイゲンゼニタナゴとして国内希少野生動植物種に指定されていることに何ら変更はないという見解を示しているこ

となどから、岡山市においても市域に生息するスイゲンゼニタナゴの取り扱いは当面変更しない方針です。

③キビノミノボロスゲ

（市：天然記念物 環境省：絶滅危惧ⅠB類 県：絶滅危惧Ⅰ類）

吉備の中山の麓にのみ分布し、昭和60年に岡山市の天然記念物に指定されました。吉備の中山と呼ばれる一帯は数多くの遺跡・史跡が残されています。こうした貴重な文化遺産や自然を守るべく地元有志で結成された「吉備の中山を守る会」によって、キビノミノボロスゲの保全活動が行われています。本種は他の植物と比べて競争力が弱いため、同会が自生地の除草を年4回程度行うことで、生育環境の維持管理を行っています。

また、本種の生育状況などについては、自然保護活動推進員による監視等も行われています。

④ナゴヤダルマガエル岡山種族

（環境省：絶滅危惧ⅠB類 県：絶滅危惧Ⅰ類）

西大寺の新産業ゾーン造成にともない、西大寺川口に保護地を設けています。この保護地では、平成15年から防鳥ネットの設置や低湿地の整備を行ったうえで周辺開発地の個体を移動し、現在は、施設管理者が生息地の管理を行い、地域住民等で組織された「とよダルマガエルを見守る会」が、保護・調査・啓発活動の中心を担っています。

一方、平成17年から市西部の野殿地区の生息地で民間事業者による開発が行われることになりました。そのため事業者と市条例に基づく環境保全協定を締結し、事業者、市民、行政が協力して生息個体の移動を行い、事業者連携による保全活動が開始されました。現在も、「おかやま大野ダルマガエル保全プロジェクト」として、市民参加の保全活動が継続して行われており、平成29年度には「岡山市身近な生きものの里」に認定されています。

(3) 岡山県自然保護条例に基づく規制、指導

●自然環境保全地域の指定

岡山県では「岡山県自然保護条例」に基づき、

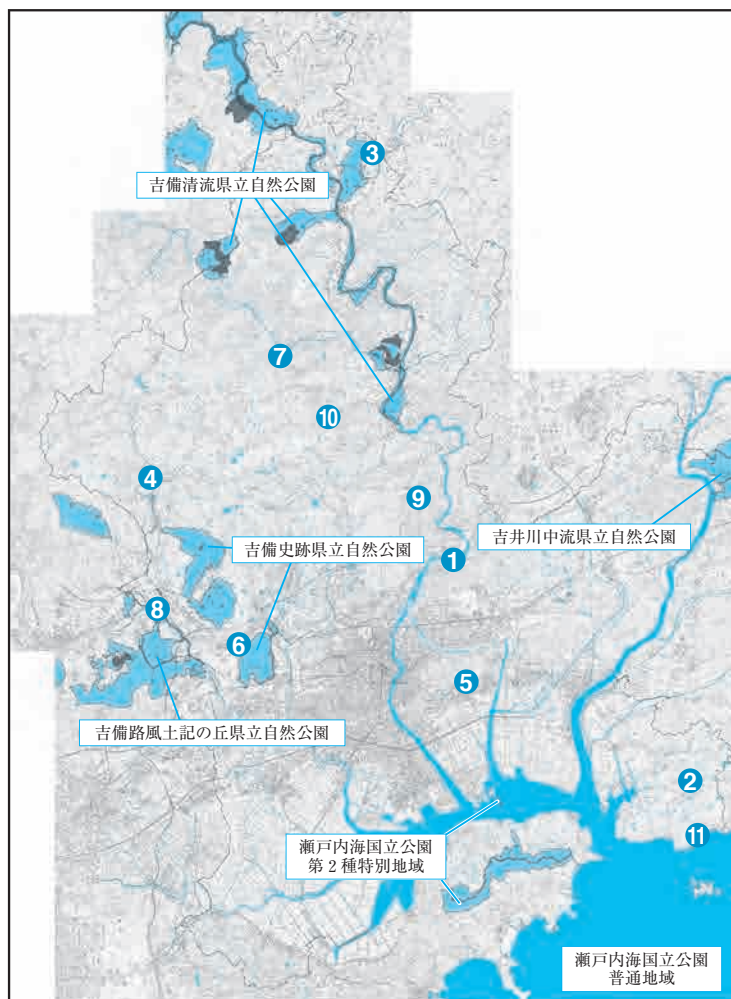
すぐれた自然を残す地域等を指定し、その保護に努めています。市内では下記10地域が指定されており、指定区分に応じて樹木の伐採などの行為が

制限され、保全に影響を及ぼす行為に対しては事前の届出が必要です。

表36 岡山県自然保護条例指定地域一覧

| 指定区分 | 指定地域 | 所在地 | 面積 | 指定年月日 |
|----------|----------|--------|---------|-----------|
| 環境緑地保護地域 | 竜の口地域 | 祇園 | 6.91ha | S48.11.29 |
| 郷土自然保護地域 | 安仁神社地域 | 西大寺一宮 | 6.06ha | S49.12.18 |
| | 三樹山地域 | 建部町下神目 | 13.14ha | S51. 3.30 |
| | 大井宮山地域 | 大井 | 8.60ha | S55. 3.28 |
| 郷土記念物 | 曹源寺の松並木 | 円山 | | S48.11.29 |
| | 吉備津の松並木 | 吉備津 | | S49.12.18 |
| | 九谷の樹林 | 御津宇甘 | | S52. 3.31 |
| | 矢喰の岩 | 高塚 | | S55. 3.28 |
| | 金山八幡宮の社叢 | 金山寺 | | S59. 3.23 |
| | 徳蔵神社の樹林 | 御津河内 | | S63. 3.31 |

図46 岡山市自然公園・自然保護地図



- ①竜の口地域
- ②安仁神社地域
- ③三樹山地域
- ④大井宮山地域
- ⑤曹源寺の松並木
- ⑥吉備津の松並木
- ⑦九谷の樹林
- ⑧矢喰の岩
- ⑨金山八幡宮の社叢
- ⑩徳蔵神社の樹林
- ⑪宝伝・自然海浜保全地区

① 竜の口地域

龍ノ口山（257m）は、竜ノ口八幡宮、竜ノ口グリーンシャワーの森などがあり、市民の憩いの場

になっています。指定地は稜線北側から旭川に接する急峻な斜面で、常緑広葉樹に落葉広葉樹を交える緑があり、周辺の河川、田園と調和した優れ

た自然が広がっています。

② 安仁神社地域

岡山県南部地帯特有のすぐれた自然植生を有する地域です。神社周囲の樹林は、クロガネモチ、アラカシ等の常緑広葉樹を主体にサカキの純林や海岸植生をとどめているウバメガシ、ヤマモモの群生も見られ、周辺の田園景観と一体になってすぐれた郷土的たたずまいを見せています。

③ 三樹山地域

三樹山は志呂神社の社叢であり、これまでほとんど人手が加えられていません。このため、シイノキ、ヤブツバキなど原植生に近い常緑広葉樹が育っており、郷土の自然を知るうえで貴重な地域です。

④ 大井宮山地域

足守川に沿う丘陵にある大井神社の社叢でスギ、ヒノキの大木、アベマキやアラカシ、モミなどの密生した樹林からなり、吉備の風土景観として美しいです。

⑤ 曹源寺の松並木

岡山藩主池田家の菩提寺、曹源寺の参道にあり、寺院裏山の自然環境と調和した良好な景観が維持されています。

⑥ 吉備津の松並木

吉備中山の北西麓にある吉備津神社参道両側に生育する松並木は県下最大で、吉備中山に接する吉備路の代表的風物となっています。



吉備津の松並木

⑦ 九谷の樹林

九谷にある柏原神社の社叢は、イチイガシを主体にした樹林で、スタジイ、アラカシなどが高木

層に混じり、下層にシラカシ、ヒサカキなどの常緑広葉樹が多く生育し、イチイガシ、イヌガシなどの暖帯性植物など小規模ながら暖帯林の指標となる植物が豊富に自生しています。



九谷の樹林

⑧ 矢喰の岩

吉備津彦命の射た矢と温羅の投げた岩が、空中でかみ合い落下したという伝説のある大小5個の花崗岩が、水田地帯の中に静かなたたずまいを見せており、古くから地域の人たちに親しまれています。



矢喰の岩

⑨ 金山八幡宮の社叢

金山山腹の金山寺周辺は、密教寺院の霊山としてのたたずまいを見せています。指定地は、狭い範囲ではありますが樹齢200年を越す天然林で、スタジイを中心にシラカシ、カゴノキなどが見られます。



金山八幡宮の社叢

⑩ 徳蔵神社の樹林

徳蔵城跡東麓の徳蔵神社の周辺に暖帯林特有のシイノキが占有し、アラカシなどが混生、1つの森を形成しています。現在でも原生的な自然環境が保全されています。



徳蔵神社の樹林

●自然保護協定の締結

岡山県自然保護条例第21条に基づき、開発事業者、岡山県、岡山市の3者で締結しています。協定に基づく指導及び事前協議の際には、県自然環境課と協力して調査、情報収集、関係者調整などを適宜行っています。

(4) 自然公園等の保護と利用

●国立公園

国立公園は、優れた自然の風景地で、環境大臣が指定しています。市内では、児島半島の金甲山、貝殻山、児島湾の高島が、瀬戸内海国立公園の第2種特別地域に指定されており、工作物の新改築や植物採取などの行為を行う際に許可が必要です。また、児島湾外の海域は普通地域に指定されています。岡山市では、許可届出申請の受付を行うことになっており、市長意見をつけて県へ進達しています。

表37 国立公園

| 名称 | 面積(陸域のみ) | 指定年月日 |
|------|----------|---------------------------------------|
| 瀬戸内海 | 286ha | S 9. 3.16 S31. 5. 1 (金甲山、貝殻山編入) |

●県立自然公園

県立自然公園は、県を代表する自然景勝地で、県知事が指定しています。市内には、吉備路風土記の丘、吉備史跡、吉備清流、吉井川中流県立自然公園の4つの地域が指定されており、土地の形状変更などに際して届出、許可が必要です。権限委譲により、平成18年4月1日から市が届出受理等の事務を行っています。

また、平成18年3月に吉備路風土記の丘、吉備史跡の2公園地域の公園計画が変更され、県立自然公園内に新たに中国自然歩道が設定されました。

表38 県立自然公園

| 名称 | 面積 | | 指定年月日 |
|----------|-------|---------|-----------|
| | 特別地域 | 普通地域 | |
| 吉備史跡 | — | 1,293ha | S41. 3.25 |
| 吉備路風土記の丘 | — | 227ha | S47. 1.11 |
| 吉備清流 | 208ha | 1,582ha | S58. 3.29 |
| 吉井川中流 | — | 185ha | H 3. 3.30 |



造山古墳 (吉備路風土記の丘)



宇甘溪 (吉備清流)

●自然海浜保全地区

瀬戸内海に残された自然海浜の保全とその下での海水浴等のレクリエーション利用を図るため、

岡山県では「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づき「岡山県自然海浜保全地区条例」を制定し、市内では宝伝地区の1箇所が指定されています。

「砂浜、岩礁その他これに類する自然の状態が維持されている地域」および「海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に利用されており、将来にわたってその利用が適当であると認められる地域」が指定され、指定されると工作物の新築等に関して届出が必要となります。なお、権限委譲により、平成30年4月1日から市が届出の受理等の事務を行うことになりました。

表39 自然海浜保全地区

| 名称 | 面積 | 指定年月日 |
|------|-------------|----------|
| 宝伝地区 | 380m、0.35ha | S57.3.26 |

(5) ホタル生息調査の実施

ホタルが生息する可能性のある地区の協力を得て、ホタル調査を実施しています。令和元年度の調査では、市内207地点（ゲンジボタル182地点、ヘイケボタル96地点）で確認されています。身近な生きものの里のうち、ホタル類をシンボルとしているところでは引き続きホタル類の発生が確認されましたが、福谷、竹枝、灘崎では例年より発生量が少なく、平成30年7月豪雨の際に流された可能性が示唆されました。一方で、足守においては、豪雨で岸がえぐられた場所があったにもかかわらず、例年と同程度の発生が確認されました。認定地域以外では、一宮、津高、御津、建部地域でも生息地が維持されています。瀬戸地域では、水路や池で小規模な発生がみられているほか、市街地中心部でも引き続き小規模発生地が確認されました。

(6) 野生鳥獣の保護及び野生鳥獣による被害対策

鳥獣保護行政は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、県を中心に鳥獣生息基礎調査、鳥獣保護区の設定、鳥獣保護思想の啓発、狩猟の適正化、鳥獣による被害対

策が行われています。そのうち、農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲許可の権限が市町村に委譲されています。岡山市に権限委譲されている捕獲対象種は、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ニホンザル、ノウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニュウナイスズメ、スズメ、ヒヨドリ、カワウ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、コガモ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、キジバト及びカワラバト（ドバト）の26種です。

●有害鳥獣の捕獲

農作物に被害を及ぼすイノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ及びカラスの捕獲について、補助金を交付しています。

●有害鳥獣捕獲活動奨励補助金

有害鳥獣の捕獲活動を実施する駆除班に対し補助金を交付し、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図っています。

●イノシシ等防護柵の設置

イノシシ等有害鳥獣による農作物被害を防止するため、効果的な防護柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵等）の設置に対して助成を行っています。

●有害獣捕獲柵の設置

有害獣（イノシシ、ニホンジカ）による農作物被害を防止するため、町内会等が購入する捕獲柵について助成を行っています。

表40 有害獣の捕獲状況

(単位：頭)

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 | 1 頭あたり補助金 |
|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| ヌートリア | 1,016 | 571 | 530 | 1,196 | 605 | 465 | 2,000 円以内(うち国 1,000 円以内) |
| ハクビシン ※ H27 より | | 3 | 10 | 14 | 13 | 9 | 2,000 円以内(うち国 1,000 円以内) |
| アライグマ ※ H27 より | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2,000 円以内(うち国 1,000 円以内) |
| イノシシ 1月～12月 有害捕獲分 | 961 | 1,231 | 1,419 | 1,790 | 2,176 | 2,772 | 食 肉 19,000 円以内(うち国 9,000 円以内) その他 17,000 円以内(うち国 7,000 円以内) |
| イノシシ 11月15日～3月15日 猟期捕獲分 | 1,740 | 1,441 | 1,735 | 2,582 | 1,682 | 1,792 | 6,000 円以内 |
| ニホンジカ 1月～12月 有害捕獲分 | | 67 | 109 | 57 | 136 | 145 | 食 肉 19,000 円以内(うち国 9,000 円以内) その他 17,000 円以内(うち国 7,000 円以内) |
| ニホンジカ 11月15日～3月15日 猟期捕獲分 | | 164 | 158 | 187 | 143 | 138 | 6,000 円以内 |

表41 イノシシ等防護柵設置状況

(単位：m)

| 年 度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 | 補 助 率 | 補助要件 |
|---------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---|----------------------------------|
| 防 護 柵 設置数量 | 9,074 | 11,703 | 2,646 | 1,850 | 1,850 | 0 | 県補助 1/2 以内 ※ H26 より市補助 1/6 以内追加 | 1 整備地区につき 受益戸数 3 戸以上 |
| | — | 2,380 | 28,745 | 42,359 | 12,358 | 20,698 | 単市補助 2/3 以内 ※ H27 は補助率 1/6、 H28 より補助率 2/3 | 1 整備地区につき 原則として受益戸 数 2 戸以上 |

表42 有害獣捕獲柵設置状況

(単位：基)

| 年 度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R 元 | 補 助 率 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 捕獲柵設置数 | 28 | 32 | 41 | 58 | 32 | 27 | 県補助 1/3 以内 市補助 1/3 以内 ※ H28 より県補助廃止 市補助 2/3 以内 (補助限定額) 1 基当たり 126,000 円 |

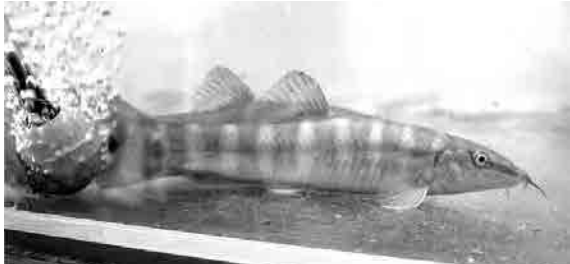
【トピックス】

岡山市を代表する希少な生きものを紹介します。

1. アユモドキ

～市民が守る産卵環境・岡山を代表する淡水魚～

【ドジョウ科】 全長15cm



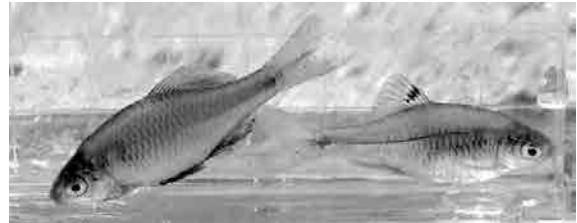
アユモドキはドジョウの仲間ですが、泳ぎ方と生後4～5年以上たった成魚の姿がアユに似ることから、この名前がつけました。県南部の旭川・吉井川・高梁川水系と琵琶湖淀川水系だけに分布しています。体がたてに扁平で、灰白色の体に暗褐色のしま模様がたてに入ります。

普段は河川や水路の石の隙間などに隠れて、主に朝晩活動します。6月に河川増水や水田灌漑により、草が茂る陸地が一時的に水域になると一斉に産卵します。この産卵場が土地改良などで失われ、産卵場と水路、河川の往来が改修で遮断されたことで激減しました。現在、環境省のレッドリスト2020で絶滅危惧ⅠA類、岡山県版レッドデータブック2020で絶滅危惧Ⅰ類、国の天然記念物、種の保存法の国内希少野生動植物種に指定されています。市民団体、地域住民等の保護活動と研究成果の蓄積のおかげで保全されていますが、予断を許しません。かつては食していた魚たちを是非、身近なつきあいの中に取り戻したいものです。

2. スイゲンゼニタナゴ

～春の小川がにあう小さな郷土種～

【コイ科】 全長5cm



岡山は淡水魚の種類が多さが全国有数です。タナゴの仲間（岡山の方言では「カメンタ」「ニガメン」などと呼ばれます。）も8種類確認されており、スイゲンゼニタナゴはその中で最も小型の種類です。国内で岡山県南部と芦田川水系にしか生息していません。

えらぶた後部から尾びれまでつながる美しく淡い青緑色のラインが特徴で、とても気品があります。流れのゆるやかな砂底の用水路や小川を好み、イシガイ、マツカサガイなどの二枚貝に卵を産み付けます。春は産卵の時期で、オスには派手な婚姻色が出ています。

水路改修により緩やかな流れや二枚貝の生息する環境がなくなったこと、また、商業目的での大量捕獲などで急速に数を減らしました。現在、環境省レッドリスト2020で絶滅の危険性が極めて高い絶滅危惧ⅠA類に、岡山県版レッドデータブック2020で絶滅危惧Ⅰ類、種の保存法の国内希少野生動植物種に指定されています。アユモドキ同様、市内でも保全対策が行われています。

3. キビノミノボロスゲ

～なぜここにだけ？謎めいた天然記念物～

【カヤツリグサ科】 高さ60～80cm

5月ごろ、ひっそりと花をつけるこの植物は、現在、吉備中山の麓のみに生育し、市指定の天然記念物になっています。1903年の発見時には新種とされましたが、後日、中国大



陸や朝鮮半島にある植物と同一種とされました。日本での特殊な分布から、神社の禊ぎ用に持ち込まれたものではないかと言われていいますが経緯は謎めいています。管理を放棄して背丈の高い草に覆われると少なくなることから、地元の方が草刈りを行い保全に努めています。目立たない植物ですが、古代吉備のロマンを秘めた植物です。現在、環境省レッドリスト2020で絶滅危惧ⅠB類、岡山県版レッドデータブック2020で絶滅危惧Ⅰ類に指定されています。

エーツと鳴きます。冬期も湿った素堀の水路のあるような田園地帯を好み、足が短くジャンプ力に欠けるため、側溝のコンクリート化や湿田の改良・開発で生息地が激減しており、市内でも保護を行っています。現在、環境省レッドリスト2020で絶滅危惧ⅠB類、岡山県版レッドデータブック2020で絶滅危惧Ⅰ類に指定されています。

4. ナゴヤダルマガエル岡山種族

～ゲールゲール、身近なカエルも絶滅危惧種～

【アカガエル科】 体長5cm



岡山県をはじめ、東海地方から瀬戸内沿岸に分布しています。市内の生息地は数か所で現在は孤立していますが、かつては市内の田んぼで普通に見られたカエルです。トノサマガエルによく似ていますが、岡山種族は背中の真ん中に線がなく、全体的にずんぐりとした体型をしています。6～7月ごろ産卵し、ゲール、ギ

X 快適環境

1 緑の保全

(1) 緑の現況

① 市域全体の概観

岡山市は、北に吉備高原へとつながる丘陵地、中央部には旭川、吉井川の河口に広がる岡山平野、南には児島湾を挟んで瀬戸内海国立公園の一部となる児島半島からなっています。市街地は、周辺四山（操山、半田山、京山、矢坂山）、近郊五山（吉備中山、笠井山、龍ノ口山、芥子山、貝殻山）と呼ばれる山々に囲まれ、平野南部には江戸時代からの干拓事業による田園が広がる、水と緑が豊かな街です。

② 公園の現況

市街地の緑の核となる都市公園には、日本三名園の一つである後楽園や歴史遺産である鳥城公園、約15万本（3,200種）の植物で四季を彩る半田山植物園、河川敷を利用した百間川緑地、用水の流れを活用し中心市街地のオアシスとなっている西川・枝川緑道公園や下石井公園、体育館を中心に多目的な利用のできる浦安総合公園などがありますが、これらの公園面積は11,951,862㎡、市民一人当たりの公園面積は、16.9㎡/人※で、この値は全国値である10.5㎡/人を大きく上回っています。（※一人当たりの面積は令和2年3月31日現在の住民登録人口707,981人で算出）

なお、公園・遊園地等愛護委員会（令和2年3月末現在618団体）と協働で、公園・緑地等の環境美化（清掃・除草等）に努めています。

(2) 緑の保全

① 緑の保護

岡山市域には、岡山県自然保護条例により、歴史的な緑が保護されています。（72ページ参照）

また、快適な環境づくりや都市の景観、風致の維持に欠くことのできない貴重な樹木の保護を目的として「岡山市環境保全条例」に基づき、保存樹68件が指定されています。

② 自然とのふれあいの里山づくり

市街地に近く、良好な自然や古代からの歴史が残されている操山山塊（約258ha）を保全し、より多くの市民に親んでもらえるよう、散策路や解説板などが整備されています。さらに人と自然とが調和してきた里山の暮らしに親しみ、自然や環境、歴史を学ぶ拠点施設として操山公園里山センターが多くの市民に利用されています。

③ 緑のまちづくりの推進

岡山市では「緑の保全」とともに、積極的に緑化を推進しています。

ア. 公共施設等の緑化

公共施設の緑化を進めるため、他部局とも連携を図り、道路や河川、学校等の緑化を推進しています。

イ. 市民参加の緑化推進

緑豊かな都市づくりを進め、市民の緑化意識の高揚を図るため、4、5月を「春の花いっぱい運動期間」、10月を「緑化月間」と定め各種行事を開催するほか、年間を通じて市民参加による緑のまちづくりに取り組んでいます。

○ 春の花いっぱい運動

草花の種子配布、フラワーロード（市道4路線のフラワーポットに季節の花を植栽、管理）、花・緑ハーモニーフェスタ in 西川、花と緑の写生大会、緑の相談所、花と緑のコンクール

○ 緑化月間

草花の種子配布、フラワーロード、緑化作文コンクール、緑の写生大会、緑のハイキング、岡山市緑化推進フェア（緑化・美化功労者感謝状贈呈、花と緑のコンクール等入賞者表彰）

○ その他

市内約300か所の花壇（地元管理等）へ

の花苗配布等

ウ. 民有地の緑化推進

民有地緑化の推進を図るため、(公財)岡山市公園協会により、生垣設置や壁面緑化などの助成事業や、親子ガーデニング教室・園芸講習会の開催、機関誌の発行などを行っているほか、岡山市と協力して各種緑化普及啓発事業を進めています。

表43 都市公園等整備状況

(令和2年3月31日)

| 種 別 | | 箇所数 | 面積(m ²) | |
|------------------|-----------|---------|---------------------|-----------|
| 都 市 公 園 | 街 区 公 園 | 320 | 831,272 | |
| | 近 隣 公 園 | 30 | 561,623 | |
| | 地 区 公 園 | 15 | 2,175,726 | |
| | 総 合 公 園 | 5 | 906,199 | |
| | 運 動 公 園 | 2 | 131,355 | |
| | 特 殊 | 風 致 公 園 | 5 | 3,020,165 |
| | | 歴 史 公 園 | 4 | 251,006 |
| | | 植 物 園 | 1 | 110,075 |
| | | 墓 園 | 1 | 300,000 |
| | 緑 道 | 10 | 167,972 | |
| | 緑 地 | 74 | 2,511,385 | |
| | そ の 他 | 0 | 0 | |
| | 都市公園以外の公園 | | 10 | 494,454 |
| 県管理都市公園(市内) | | 2 | 490,630 | |
| 合 計 | | 479 | 11,951,862 | |

2 都市景観の保全

(1) 都市景観の現況

岡山市の中心市街地は、商業・業務・集客施設やコンベンション施設等が集積するJR岡山駅周辺エリアと、歴史・文化資産が集積する旧城下町エリアの2つの核で形成され、その周囲を市街地が取り囲んでいます。

北側には丘陵・山並みが連なり、南側には干拓地が広がり、児島湾から瀬戸内海へと開けており、その間をつなぐように大きな川が流れているというように、身近に多くの自然を有しており、それが都市の個性ともなっています。

このように岡山市は豊かな自然を背景に古代より吉備文化発祥の地として、また近世においては城下町として栄え、国内文化交流の主要ルートの拠点的作用を果たしてきました。

また、児島湾の干拓・新田開発や百間川の築造など古くから先駆的な都市づくりを行ってきました。

さらに、戦後の経済・産業面での急速な発展を遂げるに伴い都市は拡大していきましたが、一方で歴史的町並みや街なかの緑など、歴史・文化・自然・人々の生活環境などの岡山固有の景観の保全、形成が課題となっています。

(2) 都市景観の保全対策

平成17年度に策定し公表した岡山市景観基本計画を踏まえ、景観法に基づき、平成19年度に建築物等の規制・誘導により良好な景観形成を図る岡山市景観計画、並びに岡山市景観条例を制定し、平成20年度より施行しています。

また、庭瀬・撫川地区、西大寺観音院周辺地区、出石町地区については、まちづくり協定の締結による街並み保全、建物修景に対する助成制度の活用による地域固有の歴史的な景観資源を活かした景観まちづくりに、地元まちづくり協議会とともに取り組んでいます。

都心部においては、主要な道路の無電柱化や修景整備、沿道建物や屋外広告物の規制誘導により、都心部にふさわしい風格と統一感のある景観形成に取り組んでいます。

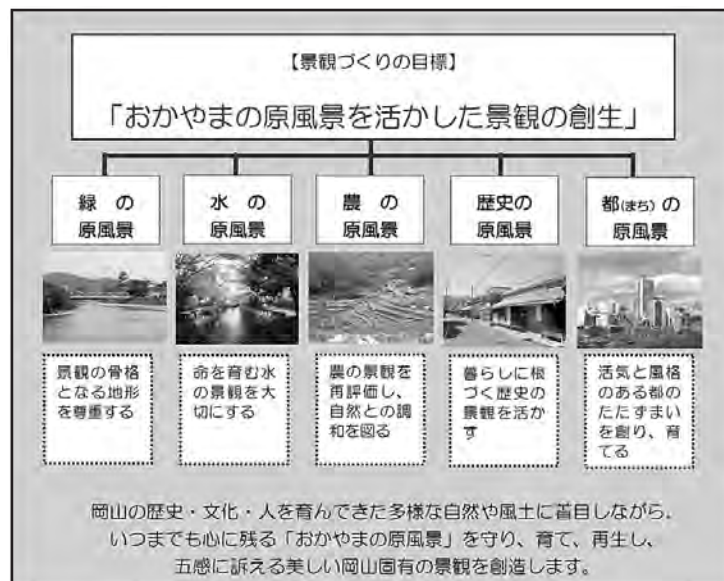
また、住宅地等における地区計画制度の活用による住民主体のまちづくりや、屋外広告物条例による屋外広告物の規制、誘導により美しくゆとりのある景観形成に取り組んでいます。

(3) 景観形成の取組みについて

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等とそこに暮らす人々の営み、社会・経済的活動等が調和することによって生み出されます。すなわち、景観とは単に物の見え方にとどまらず自然的要素と人工的要素が織りなす「環境調和の象徴」であり、私たちの暮らす地域社会の健康性、文化性、快適性を表す重要な環境尺度であると言えます。

岡山市においては、固有の自然・風土や、長い時間をかけて積み上げられてきた人々の営みによって、数多くのすばらしい景観＝「原風景」が形成され、受け継がれてきましたが、都市化の過程の中で見失ったものも多くあります。今後、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、市民生活の質と都市の活力の向上を図り、誰もが岡山に住みたいと思える都市づくり、個性ある地域づくりが求められる中で、これまでに創りあげられた「原風景」に磨きをかけ、新たなる時代に対応した魅力ある「景観」を創造し、未来に引き継いでいくことは、今の時代を生きる岡山市民一人一人に課せられた役割であると言えます。このような基本的な考え方に基づいて、岡山市において、市・市民・事業者等がめざすべき景観づくりの目標を次のとおり設定しています。

図47 景観づくりの目標



平成19年12月に景観法に基づき策定した「岡山市景観計画」により、より実効性ある景観形成の施策、及び市民協働の景観まちづくりを市域全域で展開するために、岡山市全域を景観計画区域に指定し、一定の規模を超える建築、開発等の行為に対して届出・勧告制によって規制誘導を行い、各地域の良好な景観の維持保全、創出を図ってい

ます。
また、中心市街地においては、景観形成重点地区（都心軸沿道地区、岡山カルチャーゾーン）にあわせて、岡山市屋外広告物条例に基づく屋外広告物モデル地区を指定することにより、建物と広告物が一体化した良好な街並みの形成を図っています。

3 歴史的文化的環境の保全

(1) 歴史的文化的環境の概観

温暖な気候と、豊かな自然環境に恵まれた岡山市内には、数多くの文化遺産が存在しており、指定文化財だけでも国指定85件、県指定109件、市指定119件の計313件が存在します。多数の文化遺産の中には、著名な縄文貝塚である彦崎貝塚、弥生時代の大規模集落である津島遺跡や南方遺跡、全国第4位の規模を誇る造山古墳、県内最古級の寺院である賞田廃寺、再建東大寺の瓦を製作した万富東大寺瓦窯跡、比翼入母屋造の本殿をもつ吉備津神社、都市としての岡山の礎となった岡山城跡とその城下町遺構、沖新田、興除新田等の近世干拓事業にかかわる遺構など様々な時代、種類の文化遺産があります。

また近年は、明治～昭和初期の建造物、土木構造物、近代産業遺産や「文化的景観」等、近・現代の人々の営みの跡も文化財として認識されるようになり、保護・保存の要望が高まっています。これはこれまでのような重要な文化財の保護のみならず、地域に根ざし、また時代にとらわれない歴史的・文化的環境の保全と活用が求められていることを示すものです。

(2) 歴史的文化的環境の保全対策

① 埋蔵文化財の保護

古墳や集落跡など、遺跡・土地に包蔵される文化財を埋蔵文化財と呼びます。市域には『改訂岡山県遺跡地図』に登録されているだけで、約3,600ヶ所を数える埋蔵文化財が存在しています。

岡山市では埋蔵文化財の存在状況に関する正確な情報を把握し、その情報を遺跡地図として配布することによって、情報の公開を図り、それに対する認識を深めるよう努めています。同時に埋蔵文化財包蔵地内での開発事業等に対しては、事前にその存在状況を確認し、保存と開発との協議調整を図っています。令和元年度には1000件を超える存在状況の照会があり、また348件の、土木工事に伴う埋蔵文化財発掘の届出・通知がありまし

た。また埋蔵文化財の存在状況の試掘・確認調査は、17件実施しています。

埋蔵文化財は現状で保存することが望ましいのですが、現状保存を図ることができない場合、すなわち埋蔵文化財との関係が恒久的に絶たれてしまうことが予想される場合には、やむを得ない措置として発掘調査等を実施し、記録保存を図ることとしています。令和元年度には、造山古墳と金蔵山古墳の範囲確認調査を実施し、多くの成果を上げることができました。



国指定重要文化財旧旭東幼稚園園舎

② 文化財の保護と管理

文化財を望ましい環境で次世代へ継承するため、文化財の調査等をすすめ、特に重要な文化財については、法や条例のもと、指定や登録といった制度で保護を図っています。

指定文化財等にはその保護のため現状変更などに厳しい制約が設けられますが、同時に保存修理などに対しては補助金による財政的支援をはじめ、文化財の価値を損なわないための指導監督を行っています。また、日常的な管理についても所有者と意志の疎通を図るなど保護対策に取り組んでいます。史跡等については、公開と活用に向けた取り組みのため土地公有化にも努めています。

令和元年度は、国指定重要文化財吉備津神社北随神門（岡山市北区吉備津）の保存修理を実施しました。



国指定重要文化財吉備津神社北随神門保存修理

③ 近代化遺産・文化的景観の保護

近代の建造物や土木構造物が老朽化や施設の更新によって急速に姿を消しつつあることから、平成8年の文化財保護法改正で築50年を経過した建造物に対し「登録文化財制度」が設けられました。

岡山市においてもそれらを、近代化を物語る遺産として認識し、保護に取り組んでいます。現在までに74件が登録されています。

④ 文化財の公開と整備

史跡等の文化財については周辺整備を図って積極的に公開活用するとともに、文化財本来の形状や歴史的景観に修復するための整備事業を推進しています。令和元年度は、史跡千足古墳と史跡岡山城跡の本丸下の段で史跡整備事業を実施しました。また、史跡大廻小廻山城跡と史跡造山古墳、史跡万富東大寺瓦窯跡の史跡整備事業（史跡地公有化事業）及び史跡彦崎貝塚の史跡整備事業（環境整備事業）、天然記念物アユモドキ保全活用事業も実施しました。

発掘調査によって得られた出土物や記録類は、岡山市埋蔵文化財センターにおいて整理や調査、保存処理などを行ったうえで、展示や発掘調査報告書を刊行することにより周知・公開が図られています。令和元年度は『北方長田遺跡』、『津高団地遺跡群』、『南方釜田遺跡』、『岡山市埋蔵文化財センター年報19』、『岡山市埋蔵文化財センター研究紀要第12号』、計5冊の報告書等を刊行しまし

た。

また、平成30年度に行われた発掘調査の成果を紹介するため、令和元年10月29日～10月30日（市庁舎1階市民ホール）で出土遺物や写真パネルを展示する「埋蔵文化財発掘調査速報展」を、また11月9日には岡山市埋蔵文化財センターにおいて、調査の内容を発表する「埋蔵文化財発掘調査報告会」を開催しました。このほか造山古墳で現地説明会を開催し、埋蔵文化財センター講座、彦崎貝塚活用講座、水辺教室も開講しています。

また、足守藩家老杉原家の屋敷である旧足守藩侍屋敷遺構、足守藩の大名庭園の近水園などの文化財施設、灘崎歴史文化資料館、瀬戸郷土館の公開活用を図っています。また指定文化財を中心に、説明板や標識・標柱を設置することにより周知活動にも努めています。

表44 市内指定文化財数

(令和2年3月31日現在)

| 分類 | | 種別 | 国指定 | 県指定 | 市指定 | 合計 | |
|-------------|-------|---------------------|--------------|----------|-----|---------------|----------|
| 指定文化財 | 建造物 | 建造物 | 8 (国宝1) | 16 | 23 | 47 (国宝1) | |
| | | 石造美術 | 3 | 6 | 10 | 19 | |
| | 有形文化財 | 美術工芸品 | 絵画 | 7 | 5 | 6 | 18 |
| | | | 彫刻 | 4 | 8 | 9 | 21 |
| | | | 工芸品 | 31 (国宝4) | 34 | 9 | 74 (国宝4) |
| | | | 書跡典籍 | 1 | 5 | 4 | 10 |
| | | | 古文書 | 1 | 4 | 7 | 12 |
| | | | 歴史資料 | 2 | 2 | 7 | 11 |
| | | | 考古資料 | 2 | 4 | 2 | 8 |
| | 無形文化財 | 各個認定 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| | | 保持団体等認定 (総合認定含む) | 2 | 0 | 0 | 2 | |
| | 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | 0 | 2 | 8 | 10 | |
| | | 無形民俗文化財 | 1 | 4 | 5 | 10 | |
| | 記念物 | 史跡 | 18 | 15 | 14 | 47 | |
| | | 名勝 | 1 (特別名勝1) | 1 | 0 | 2 (特別名勝1) | |
| | | 天然記念物 | 3 (特別天然記念物2) | 2 | 14 | 19 (特別天然記念物2) | |
| | 選定 | 選定保存技術 | 1 | 0 | 1 | 2 | |
| 伝統的建造物群保存地区 | | 0 | - | - | 0 | | |
| 合計 | | | 85 | 109 | 119 | 315 | |
| 登録有形文化財 | | | 74 | - | - | 74 | |
| 重要美術品 | | | 9 | - | - | 9 | |

() 内は国宝・特別名勝・特別天然記念物の内数。

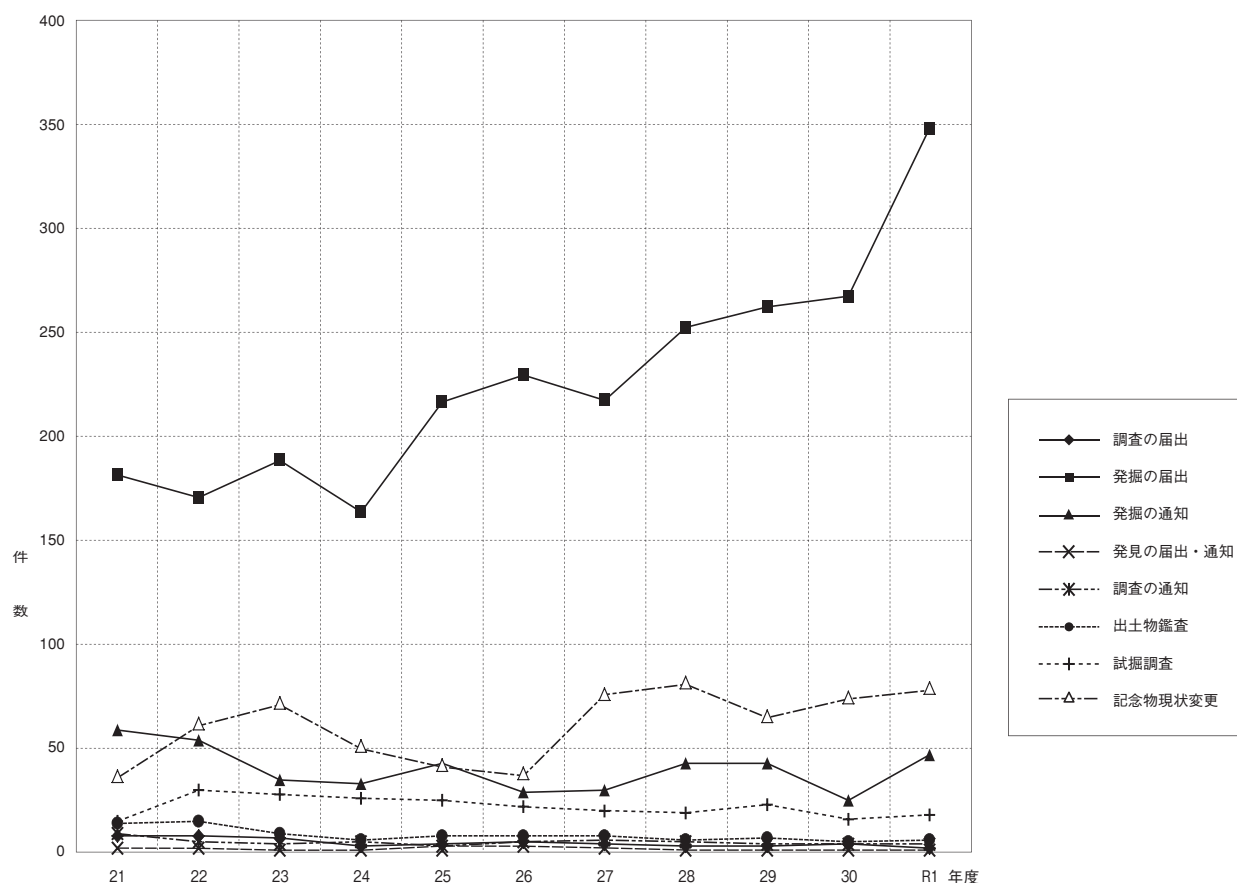
資料 教育委員会文化財課

表45 埋蔵文化財関係届出・通知等の件数

| | 92条 調査の届出 ※1 | 93条 発掘の届出 ※2 | 94条 発掘の通知 ※3 | 96条 発見の届出 ・通知 ※4 | 99条 調査の通知 ※5 | 100・102条 出土物鑑査 ※6 | 試掘調査 ※7 | 125条 記念物現状 変更※8 | 総計 |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|--------------------|-------------------------|------------|-----------------------|-----|
| 平成21年度 | 7 | 181 | 58 | 1 | 8 | 13 | 14 | 27 ※9 | 309 |
| 平成22年度 | 7 | 170 | 53 | 1 | 11 | 14 | 29 | 60 ※9 | 345 |
| 平成23年度 | 6 | 188 | 34 | 0 | 3 | 8 | 27 | 70 ※9 | 336 |
| 平成24年度 | 2 | 163 | 32 | 0 | 4 | 5 | 25 | 49 ※9 | 280 |
| 平成25年度 | 3 | 216 | 47 | 0 | 2 | 7 | 23 | 40 ※9 | 338 |
| 平成26年度 | 4 | 229 | 28 | 2 | 4 | 6 | 20 | 36 ※9 | 329 |
| 平成27年度 | 3 | 217 | 29 | 1 | 5 | 7 | 19 | 70 ※9 | 351 |
| 平成28年度 | 2 | 252 | 42 | 0 | 4 | 5 | 18 | 80 ※9 | 403 |
| 平成29年度 | 3 | 262 | 42 | 0 | 3 | 6 | 22 | 64 ※9 | 402 |
| 平成30年度 | 4 | 235 | 22 | 0 | 3 | 3 | 15 | 64 ※9 | 346 |
| 令和元年度 | 1 | 348 | 46 | 0 | 3 | 5 | 17 | 77 ※9 | 497 |

- ※1 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第92条。
- ※2 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第93条。
- ※3 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第94条。
- ※4 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第96条・97条。
- ※5 平成12年度に文化財保護法改正に伴い、98条の2から58条の2に改正。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第99条。
- ※6 平成9年度に中核市に権限委任。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第100条・102条。
- ※7 平成9年度から58条の2適用。平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第99条。
- ※8 平成16年文化財保護法改正に伴い、平成17年度より第125条。
- ※9 文化財保護法第168条の2（各省庁の長以外の国の機関が記念物等の現状変更をしようとする場合の文化長官の同意を求めるための協議）を含む。

図48 埋蔵文化財関係届出・通知件数



XI 地球温暖化対策

1 地球温暖化の現況

地球温暖化とは、人間の活動に伴い二酸化炭素など大量の「温室効果ガス」が大気中に排出されることにより、地球の平均気温が上昇する現象をいいます。「京都議定書」では、6種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）を削減対象として指定されました。その後、2015年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、三ふッ化窒素（NF₃）が温室効果ガスの種類として追加されています。

地球温暖化が進行すると、気候システムのエネルギーバランスが崩れて異常気象の頻発や、海水の膨張や氷河の融解による海面上昇を引き起こすと予測され、自然生態系や生活環境、農作物などへ及ぼす悪影響が懸念されています。

実際、1880～2012年において、世界の平均気温は0.85℃上昇しています。さらに、最近30年の各10年間の世界の平均気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温となっており、1986～2005年を基準として、21世紀末までには0.3～4.8℃上昇することが予測されています。（気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書より）

これに対し、1997年12月に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において採択され、2005年2月に発効した「京都議定書」において、先進国全体の温室効果ガス排出量を2010年前後までに約5%削減するという数値目標が設定され、日本は2008年から2012年までの第1約束期間に、1990年比で6%削減することが決まりました。

また、2009年9月に開催された国連気候変動首脳会合で、日本は、温室効果ガス削減目標について、中期目標を「1990年比で2020年までに25%削減することを目指す」と表明しました。

しかし、2011年3月11日に発生した東日本大震災・福島第一原子力発電所事故に伴い、温暖化対

策に密接な関係のある我が国のエネルギー政策が大幅に見直される状況となっています。

また、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化問題への対応、経済成長の柱である環境関連産業の育成のためには再生可能エネルギーの利用拡大が急務であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた固定価格買取制度を盛り込んだ「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が2011年8月に成立しました。その後、太陽光に偏った導入や国民負担の増大等の課題が顕在化したことから、新認定制度の導入など、再エネ最大限の導入と国民負担の抑制の両立をかかげ、同法は2017年4月に改正されました。

2013年11月にポーランドのワルシャワで開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）において、日本は、原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点の目標として2020年に温室効果ガスを、2005年度比で3.8%削減する目標を表明しました。

2014年4月11日に政府は原発を「重要なベースロード電源」と位置付け、原発再稼働を進める方針を明記したエネルギー基本計画を閣議決定しました。

また、2015年7月に政府は2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという目標を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

そして2015年11月～12月にかけてフランスのパリで行われたCOP21では、「パリ協定」が採択され、2016年11月には採択から一年以内という異例の早さで発行されましたが、その後、2017年6月、米国が「パリ協定」からの離脱を表明しました。協定には、産業革命前からの気温上昇を2℃未満

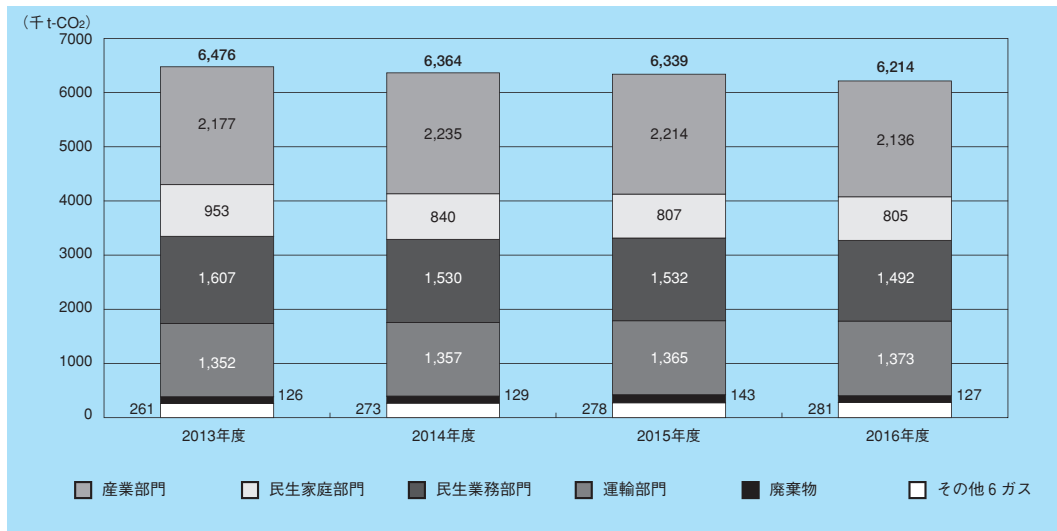
に抑える目標が明記され、1.5℃未満に抑えることも努力目標として掲げられました。196の条約締結国・地域が全て参加する枠組みで、対策の進み具合を評価し、目標を5年ごとに見直す仕組みも設けられています。また今世紀後半に排出量と森林や海による吸収量とのバランスを取り、排出量実質ゼロを目指すこととしています。

一方、岡山市から排出されている温室効果ガス排出量を試算すると、2013年647.6万tであり、部門別では産業部門が全体の33.6%と最も高く、以下民生業務部門（24.8%）、運輸部門（20.9%）、民生家庭部門（14.7%）が続いています。また、現況のまま将来も推移していくと想定した場合の

将来推計値は、2030年で665.3万tであり、全体として2.7%増加することが見込まれます。

このため、岡山市における地球温暖化対策については、平成28年度に改定した「第2次岡山市環境基本計画」及び「岡山市地球温暖化対策実行計画」において、基準年とする2013年の温室効果ガス排出量に対して2020年で9.7%削減、2025年で18%削減、2030年で26%削減を目標とし、産業、業務、家庭、運輸、廃棄物の各部門で、同計画に示された具体的な施策に取り組み、市民協働で環境負荷の少ない持続可能な社会づくりをすすめていく必要があります。

図49 岡山市の温室効果ガス排出量の推移



2 地球温暖化対策

地球温暖化対策の推進のためには、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを発揮することが不可欠です。特に、岡山市は、中小事業者や住民との地域における最も身近な基礎自治体として、地域の自然的社会的条件を徹底的に分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援といった、地域に密着した、地域の特性に応じた最も効果的な施策を、市民、事業者等と連携し進めていく必要があります。

(1) 市民共同発電事業

これは、地球温暖化等の地球環境問題対策の一つとして注目されている「再生可能エネルギーの導入」に、市民と市が協働して取り組むことにより、再生可能エネルギー施設の普及促進や市民等への周知を図ると共に、市民と市が協働して進める地域づくり等のモデルケースとすることを目的としたものです。

今までに、NPO法人が平成14年に岡山市中山保育園に太陽光発電設備や太陽熱給湯設備を、平

成19年には岡山市錦保育園に太陽光発電設備を、平成22年に岡山市福渡保育園に太陽光発電設備を、平成23年度には岡山市立瀬戸町図書館に太陽光発電設備を、平成24年度には岡山市建部保育園に太陽光発電設備を設置しました。市は、設備設置場所を無償貸与し、太陽光発電設備からの発電量に応じた電気料金相当分をNPO法人に交付金として交付しています。また、岡山市市民協働推進モデル事業として平成28年度に岡山市立岡輝公民館と岡山市立岡西公民館、平成29年度に岡山市立一宮公民館に太陽光発電設備を設置しました。これら設備を利用した普及啓発・環境教育を行っています。また、NPO法人が行う環境教育活動を必要な範囲内で支援しています。

(2) CO₂削減／ライトダウンキャンペーン

岡山市は、環境省が全国のライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼びかける、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」に、令和元年度も参加しました。この「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」は、電気の消灯による地球温暖化防止とその啓発を目的として実施されているもので、令和元年6月21日から7月7日までの期間に可能な範囲での消灯を呼びかけました。特に夏至の日の6月21日と七夕で「クールアース・デー」でもある7月7日の午後8時から午後10時までの間、岡山城や岡山シンフォニービルなど37カ所の市有施設でライトダウンを実施し、全国の参加施設とともに、一斉消灯による地球温暖化対策に取り組みました。

各家庭や事業所に対しても、不要な照明の消灯によるキャンペーンの参加とその報告を広く呼びかけるとともに、市域でのライトダウンの取組みを先導的にするモデル事業として、市役所筋沿いの事業所等に一斉消灯を呼びかけました。キャンペーンの期間中、多くの家庭や事業所から参加報告をいただき、市域全体として大きな成果をあげることができました。

(3) 岡山ふれあいセンターESCO事業について

岡山市では、平成13年から「岡山市環境保全行動計画」に基づき、市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷を継続して低減する取組みを推進しています。職員による日常的な省エネ対策や、設備の運用方法の見直し等により、これまで一定の成果を上げてきましたが、今後、市有施設から発生する環境負荷を一層低減していくためには、ハード面での省エネルギー対策が必要となってきています。

このような状況の中、平成20年度に策定した「岡山市地域省エネルギービジョン」では、「公共施設のESCO事業導入推進」を重点テーマの一つとし、民間の専門的な技術を活用した効果的な省エネルギー対策の推進を、優先的に取り組むべき事項として掲げています。

これらの指針に基づき、平成21年度に、市有施設を対象としたESCO事業導入可能性調査を実施しました。その調査結果を踏まえ、平成22年度に、事業成立可能な施設として岡山ふれあいセンターを選定し、ESCO事業導入のためESCO提案の公募を行いました。審議の結果、最優秀提案者を選定し、平成23年度に、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業補助金の交付決定後、最優秀提案者とエネルギーサービス契約を締結しました。契約方法として「シェアード・セイビングス方式」(民間資金型)を採用しています。この契約に基づき、施設の改修工事や試運転及び調整を行いました。令和元年度の実績報告として、エネルギー使用量を27.7%削減、光熱水費を16,412(千円)削減しました。

(4) 電気自動車等の導入

現在、運輸部門のCO₂排出量は1990年比で約21%増加していることや、また、CO₂排出量の約20%が自動車から排出されていることから、自動車対策が重要な柱となっています。

岡山市では、地球温暖化対策や省エネルギー対策への取り組みについて、広く市民の理解を深めてもらうため、平成21年度に電気自動車の導入を

開始し、令和元年度までに電気自動車35台、及び平成30年度に燃料電池自動車1台を導入しています。

この電気自動車等は通常業務で使用するとともに、4Rや環境の講習会等で普及啓発用としても使用しています。

電気自動車等の普及に向けた率先取り組みとして、今後も継続的な導入を行います。

(5) 再生可能エネルギーの普及

現在、地球全体が抱えている深刻な課題である地球温暖化問題を解決するためには、省エネルギー対策のみではなく、再生可能エネルギーへの取り組みが重要となっています。

そのためには、二酸化炭素排出削減に有効な地球にやさしい再生可能エネルギーの普及を進めていく必要があります。

岡山市の太陽光に恵まれた特性を活かし、太陽光発電システムの普及を促進するための率先した取り組みとして、令和元年度には、今認定こども園へ10kw等4施設へ太陽光発電設備を設置しています。

今後も地域での普及をめざし、市有施設への再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

(6) 岡山市市有施設への再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーの利用や地球温暖化対策を推進するには、市民・事業者・行政の協働が必要です。そこで、岡山市では、市民にとって分かりやすい太陽光発電設備等を設置することで、市域全体を牽引していくため、市役所全体が連携して市有施設へ太陽光発電設備等を計画的・効果的に導入することを目指し、平成23年度に「岡山市市有施設への太陽光発電設備等導入方針」を定めました。

この基本方針では、太陽光発電設備・電気自動車・電気自動車用充電設備・市民共同発電事業・「エコ通り」推進事業について、「特に優先して導入する施設」と「導入の検討対象となる施設」に関する基準を設けています。

また、平成26年度は、災害時等に太陽光発電設備で発電した電気を非常用電源として使用することによる分散型電源の確保及び行政財産の有効活用を図るため、屋根貸しを行いました。既存の市有施設9施設について、発電を行う事業を実施する事業者を公募したところ、4施設について事業提案があり、うち瀬戸町カヌー艇庫、承芳ふれあい広場、建部浄化センターの3施設を採用しました。

今後も、市有施設への太陽光発電設備等の「見える化」を図り、家庭等への太陽光発電設備費の助成と合わせて、市域全体での再生可能エネルギー等の普及促進を進めていきます。

(7) スマートエネルギー導入促進補助事業について

岡山市は、低炭素型の都市の実現に向け、市内の住宅・事業所へのスマートエネルギー化に資する機器の導入に対する補助を平成27年4月から実施しています。

①住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業

令和元年度は住宅への太陽光発電システム（新築設置：補助金上限額10万円 既築設置：補助金上限額15万円）、強制循環型太陽熱利用システム（補助金上限額5万円）、自然循環型太陽熱利用システム（補助金上限額3万円）、エネファーム（補助金上限額15万円）、家庭用リチウムイオン蓄電システム（補助金上限額15万円）、ヒートポンプ式給湯器（補助金上限額2万円）、HEMS（補助金上限額10万円）、窓断熱（補助金上限額10万円）、電気自動車等（補助金上限額10万円）、V2H（補助金上限額10万円）、ZEH（補助金上限額50万円）の導入に対し、1,697件の補助を行いました。

②事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業

令和元年度は事業所への太陽光発電システム（補助金上限額100万円）、ガスコージェネレーションシステム（補助金上限額150万円）、LED照明器具（補助金上限額50万円）、高効率空調機器（補助金上限額50万円）、エネルギー管理システム（補助金上限額100万円）、電気自動車等（補助金上限額10万円）、燃料電池自動車（補助金上限額

50万円)、蓄電池(補助金上限額50万円)、強制循環型太陽熱利用システム(補助金上限額50万円)、ZEB(補助金上限額500万円)の導入に対し、261件の補助を行いました。

(8) エコドライブ講習会について

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減のため、平成26年度からエコドライブ講習会を開催しており、令和元年度は、令和元年9月18日、11月1日、11月30日、令和2年1月22日の計4回、岡山県運転免許センターで行い計15名の参加がありました。当日は、JAFの指導のもと、エコドライブ運転操作についての講習や、エコドライブ走行練習等(燃費計測)を行い、参加者は約23.8%の燃費改善を図ることができました。

なお、個々の施策については、それぞれ別に記載していますので、そちらをご参照ください。

- 岡山市環境保全行動計画(→P109)
- 岡山市環境パートナーシップ事業(→P91)
- 環境家計簿モニター活動(→P91)
- 地球環境問題ポスターコンクール(→P97)
- 地球環境問題パネル展(→P93)

XII すべての人の参加による環境づくり

1 環境負荷の少ないくらしのスタイルづくり

(1) 環境家計簿モニター活動

地球温暖化を防止するため、家庭のエネルギー使用量（電気、ガス、水道、灯油、ガソリン、軽油）を調べながら、省エネのくらしを広げる事を目的に、環境家計簿活動を展開しています。

令和元年度には（財）おかやま環境ネットワークと合同で「環境家計簿カレンダー2020」を1,050部作成しました。毎月、省エネの工夫や環境問題に関する知識等が掲載されており、環境家計簿活動参加申込者にカレンダーを配布しました。

(2) 岡山市環境パートナーシップ事業

地球温暖化問題をはじめとする現在の様々な環境問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが身近なところから環境にやさしいライフスタイルやまちづくりに取り組むことが大切です。

そこで、市では、市民や事業者の自主的な環境保全活動をサポートするため、平成13年度から岡山市環境パートナーシップ事業を実施しています。

この事業の対象となる活動は、市民等が地域で行う自主的な環境づくり活動(エコボランティア)と、事業活動から発生する環境負荷を継続して低減する活動(グリーンカンパニー)があり、さらにいくつかの部門に分かれています。

岡山市環境パートナーシップ事業の概要は以下のとおりです。

① エコボランティア活動

地域や環境の問題に対する深い関心とこれを改善する意欲を持ち、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等を「エコボランティア」と位置づけ、それらの活動を支援し、活躍できる場を用意するもので、以下の2部門とします。

ア. アダプト・プログラム部門

市民団体や企業等のみなさんが、主に、

特定の地域内で実施する清掃や緑化、自然保護活動等の自主的な環境づくり活動が対象です。

イ. 地球市民部門

市民団体等が、市域全体や地球全体の観点から取り組む自主的な環境づくり活動が対象です。

② グリーンカンパニー活動

原料の購入から廃棄物の排出・商品の販売等まで、自らの活動から発生する環境負荷を継続して低減していこうとする事業所（公共機関を含む）を「グリーンカンパニー」として位置づけ、それらの活動を支援し、すぐれた活動を市の内外に顕彰していこうとするものです。平成18年2月から、「ISO14001部門」と「エコアクション21部門」の2部門を追加し、以下の4部門としています。

ア. ISO14001部門

組織の活動、製品・サービスが直接的又は間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、その発生を予防するための環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格であるISO14001の認証を取得した事業者が、同規格に基づき実施する活動です。

イ. エコアクション21部門

環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する方法として環境省が策定したエコアクション21の認証を取得した事業者が、同プログラムに基づき実施する活動です。

ウ. 環境活動評価プログラム部門

事業者が、自らの事業活動から発生する環境負荷を継続して低減するため、環境へ

の負荷及び環境保全の取組について自己チェックを行って作成した環境行動計画に基づき実施する活動です。

エ. ステップアップ部門

自らの事業活動から発生する環境負荷を

継続して低減するため、チェックリスト等を利用して策定した具体的な取組事項の実践に取り組む活動で、規模の比較的小さい事業所等による活動が対象です。

表46 岡山市環境パートナーシップ事業登録団体

(令和2年3月31日現在)

| | | |
|--|--------------------------------|-----------------------------|
| 岡山市環境 パートナーシップ事業 (1,325団体 56,116人) | エコボランティア活動 (379団体 18,826人) | アダプトプログラム部門 (368団体 16,866人) |
| | | 地球市民部門 (11団体 1,960人) |
| | グリーンカンパニー活動 (946団体 37,290人) | ISO14001部門 (111団体 10,695人) |
| | | エコアクション21部門 (13団体 1,050人) |
| | | 環境活動評価プログラム部門 (14団体 506人) |
| | | ステップアップ部門 (808団体 25,039人) |

◇環境エコツアー

グリーンカンパニー登録事業所を含む市内事業所を対象に、創エネ・省エネ機器を実際に間

近で見ていただき、これらの機器が環境保全に貢献しているのを実感してもらい、事業所での

創エネ・省エネ化を促進するため、令和元年8月に環境学習エコツアーを開催しました。

平林金属リサイクルファーム御津のリサイクル工程とキリンビール岡山工場の製造ラインにおける環境負荷低減の取組を見学しました。

2 環境教育・学習の推進

(1) 環境学習の機会

◇連携中枢都市圏取組「環境体験エコツアー」

①環境体験エコツアー

「自然体験バスツアー in 真庭」

河川の繋がりや生物多様性等の理解向上を目的に、岡山市のこども達が真庭市に出向き、真庭市のこども達と共に自然体験及び環境学習を行うエコツアーを実施した。

[主催等] 主催：岡山市・真庭市／協力：環境学習センターアスエコ

後援：岡山市社会福祉協議会

[日時] 令和元年7月24日(金) 8:15～17:15

[会場] 真庭市北房地区の備中川 及び北房文化センター(真庭市下砦部248)

[参加者] 岡山市および真庭市の親子56名(岡山市31名、真庭市25名)

②赤磐市環境体験バスエコツアー

「水辺の生き物しらべるんじゃー!!」

河川の繋がりや生物多様性等の理解向上を目的に、岡山市のこども達が、赤磐市に出向き、赤磐市のこども達と共に水辺教室を行い環境学習施設等を巡るエコツアーを実施した。

[主催等] 主催：岡山市・赤磐市

共催：生活共同組合おかやまコープ

後援：岡山市社会福祉協議会

[日時] 令和元年8月27日(火)

8:00～13:30

[会場] エコプラザあかいわ

(雨天プログラム)

[参加者] 岡山市および赤磐市の親子22名(岡山市19名、赤磐市3名)



◇地球環境問題パネル展

6月1日に、市役所1階市民ホールで、地球環境問題パネル展を実施しました。パネル展では、平成29年度の地球環境問題ポスターコンクールの優秀作品や、地球環境問題及び地球環境保全の啓発パネルの展示、体験型展示コーナーの設置、啓発パンフレットの配布等を行いました。

(2) 学校教育における環境教育

①「岡山っ子育成条例」から

平成19年度に、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例(愛称：岡山っ子育成条例)」を制定しました。この条例では、子どもたちが愛されていると実感できる家庭、学校園、地域社会を実現し、市民協働による自立に向かって成長する子どもの育成を目指しています。各学校園では、すべての命を大切にすること、自他の違いを理解し協調すること、自然や環境と調和していくこと、また、自然や美しいものに感動する心を大切にしていくことなどを通して、豊かな人間性の育成に取り組んでいます。

② 各学校での取組

学校では、社会科・理科・家庭科等の教科の中での環境に関する学習はもちろんのこと、児童会や生徒会、またボランティアクラブ・部活動・委員会活動等の子どもたちが主体となった実践的な活動を通して環境美化、環境保護等の活動に取り組んでいます。

また、「総合的な学習の時間」の学習として、現代社会の大きな課題の一つである『環境』に関する課題を取り上げている学校もあります。その中には、学校の外での直接体験を通して豊かな自然環境に触れたり、地域の方、専門の方からの指導を受けたり、離れた学校間での情報交換を行ったりするなど、様々な形で実践的な学習が展開されています。

また、ESD(持続可能な開発のための教育)の推進拠点となる「ユネスコスクール」には15中

学校、36小学校の計51校が認定を受けています。これらの学校の中には、地域の基幹産業の一つである農業をテーマに選び、農家にインタビューしたり、地域で栽培されている農産物マップ作りに取り組んだりしており、環境教育につながる実践を行っている学校があります。

こうした取組を通して、地球がかけがえのないものであることや、自然との「共生」なくして人は生きていけないことを学んでいきます。

(3) 次世代育成における環境教育

① 「自然体験リーダー養成講座」の開設

自然体験が不足しがちな子どもたちのために、自然の中で豊かな遊びを体験する機会を提供するリーダー（指導者）が求められています。

岡山っ子育成局（地域子育て支援課）では、各分野で活躍されている方々のご協力のもと、平成8年度から教育委員会生涯学習課で始めた「自然体験リーダー養成講座」を引き続き開設しています。

同講座では、STEP 1～3の3段階で実施しています。STEP 1では「まずは大人が楽しもう」というテーマで、受講生が五感を使って様々な自然体験を行い、自然に対する感性を高めました。STEP 2では自然体験リーダーズクラブ主催の子どもを対象とした自然体験プログラムにスタッフとして参加し、子どもにとっての自然体験の価値を学びました。そして、STEP 3では受講生が子どもを対象とした自然体験プログラム「森のクエスト～勇者になれ!～」を企画・実践しました。

<自然体験リーダー養成講座 実施概要>

STEP 1 自然との出会い

～まずは大人が楽しもう～

9月14日（土）

…受講生9名

STEP 2 身近な自然と子ども

～次は子どもと楽しもう～

9月28日（土）～9月29日（日）

…受講生6名

STEP 3 自然体験プログラムを創ろう①

—① 10月12日（土）～13日（日）

…受講生5名

STEP 3 自然体験プログラムを創ろう②

—② 10月26日（土）～27日（日）

…受講生5名

STEP 3 今日から君は自然体験リーダー！（実践）

—③ 11月16日（土）～17日（日）

…受講生5名

受講・修了者5名



自然体験リーダー養成講座

② 「自然体験リーダーズクラブ」の活動

「自然体験リーダー養成講座」の修了生と指導者の有志が、平成12年に「自然体験リーダーズクラブ」を発足させました。「子ども」と「自然」が好きな仲間が集まって楽しく活動しています。定期的な実践活動について協議する会合を開くとともに、活動状況を伝える会報「そよご」を毎月発行しています。

令和元年度の活動としては、各公民館主催の自然・環境関係の講座や、小学校でのゲストティーチャーなどとして市内各所で講師を務め、さまざまな自然体験プログラムを企画・実施しました。また、「自然体験リーダー養成講座」のスタッフや講師として、事前の企画と体験活動の指導及び講座の運営を行うなど、幅広い活動を展開してい

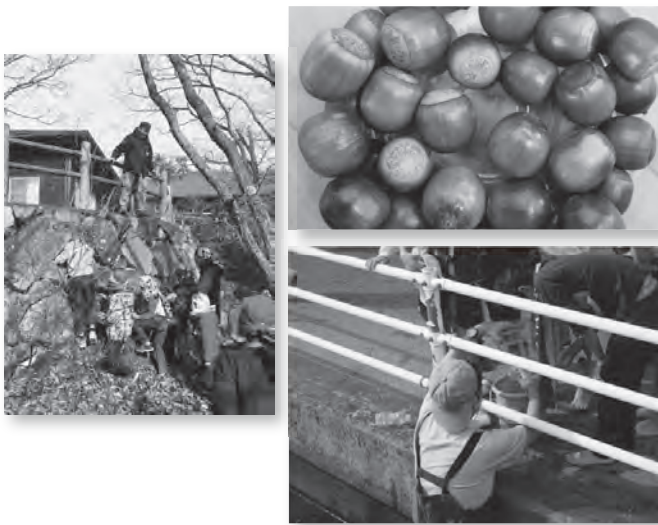
ます。

(自然体験リーダーズクラブ)

自然体験リーダー養成講座修了生及び講座講師が会員で、子どもたちのために、子どもたちと同じ目線で自然を楽しみながら自然の素晴らしさを伝える活動を行っています。現在、20代～70代までの、約50人のメンバーが活動中。

主たる活動として、月1回の定例会、公民館等の施設で、環境講座やクラフト講座の講師をしたり、クラブ主催事業を運営実施したりしています。

今後は、講座の主催にとどまらず、公民館を拠点とした地域レベルでのE S D推進のための基盤づくりや、E S Dの実践活動の成果を公民館事業に活かす取組を推進し、全館でE S D事業の幅広い展開を図りたいと考えています。



自然体験リーダーズクラブの活動

③ 公民館での環境学習について

公民館では、5月30日の「ゴミゼロの日」に因み、環境事業課の協力を得て「ゴミ減量・リサイクル推進週間公民館講座」を全公民館（37館）で実施し、約3,900人の参加がありました。

公民館では取り組むべき重点分野の一つとして、平成31年度も引き続き、「環境意識の高揚」を掲げ、全公民館で117事業を実施し、約11,000人の参加がありました。特に、子どものフリーマーケットや自然体験をはじめとしたE S Dの視点を取り入れた講座の充実に努めました。E S Dの視点を生かすことで日々の暮らしと社会問題とのつながりに気づき、地域課題について自らの行動によって解決に導くことのできる人々の育成を目指しています。

表47 令和元年度公民館環境関係講座一覧

| 番号 | 館名 | 講座名 |
|----|-----|--|
| 1 | 操山 | こどもフリーマーケット |
| 2 | 操山 | おもちゃの病院 |
| 3 | 操山 | 園芸講座&園芸ボランティア「操花会」 |
| 4 | 岡南 | シンプル・エコ講座 |
| 5 | 岡南 | 自然観察会 |
| 6 | 岡西 | ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座 我が家のごみ減量★大作戦 |
| 7 | 岡西 | 暮らしと環境～エコライフのすすめ～ |
| 8 | 岡西 | ゴーヤプロジェクト 2019 |
| 9 | 岡西 | 園芸講座 |
| 10 | 岡西 | 大野学区に生息する絶滅危惧種 ダルマガエルを観察しよう！ |
| 11 | 北 | ごみ減量推進週間関連事業 |
| 12 | 北 | 園芸講座 |
| 13 | 北 | 星を見る会 |
| 14 | 西大寺 | ダルマガエルを保護しよう |
| 15 | 西大寺 | 自然探検 |
| 16 | 西大寺 | ジャコウアゲハ見まもり隊 |
| 17 | 西大寺 | ごみゼロ講座「乾物を使ってイタリアン」 |
| 18 | 西大寺 | 親子で考える食品ロス |
| 19 | 上南 | はじめよう！エコライフ |
| 20 | 上南 | 上南まるごと食べよう会 |
| 21 | 上南 | わくわくふるさと観察隊 |
| 22 | 上南 | 楽しい園芸講座 |
| 23 | 上南 | 育てる園芸教室 |
| 24 | 一宮 | サルベージ・パーティー® |
| 25 | 一宮 | 賢く、もったいないを減らす講座 |
| 26 | 一宮 | ごみ減量・リサイクル推進週間事業「おもちゃの病院」 |
| 27 | 一宮 | 緑のカーテン講習会 |
| 28 | 一宮 | やさしいまち いちのみや |
| 29 | 一宮 | 美味しく楽しく、古典から持続可能を学ぼう |
| 30 | 津高 | ホテルを見る会 |
| 31 | 津高 | 2019 天体観望会 in 津高 |
| 32 | 津高 | 太陽光あれこれ |
| 33 | 津高 | エコデコえんぴつをつくろう |
| 34 | 高松 | エンジョイエコライフ ※米粉料理教室（農林水産課共催）、ポリフェノールの効用、掃除のエコ技等 |
| 35 | 高松 | 園芸セラピー講座 |
| 36 | 高松 | ゴミゼロ講座 身近なものをリサイクル |
| 37 | 吉備 | スローライフでいこう（第1回：ごみゼロ事業） |
| 38 | 吉備 | 米粉でスイーツを作ろう！ |
| 39 | 妹尾 | ごみゼロ環境フェスティバル |
| 40 | 妹尾 | せのおエコくらぶ |
| 41 | 福田 | ごみゼロ週間関連行事 子ども服のリユースコーナー |
| 42 | 福田 | 「地球温暖化」とわたしたちの暮らし |
| 43 | 福田 | はじめての味噌作り |
| 44 | 上道 | 上道の自然を満喫しよう |
| 45 | 上道 | 食品ロス削減 |
| 46 | 上道 | 園芸講座 |
| 47 | 興除 | 日用品ゆずりますコーナー |
| 48 | 興除 | 「ごみ」はどこまで減らせるか？ |
| 49 | 興除 | 初心者のための庭木の手入れ |
| 50 | 興除 | お米のチカラを見直そう！ |
| 51 | 足守 | ごみ減量化推進事業 |
| 52 | 足守 | フード・ドライブ |
| 53 | 足守 | 足守川で魚をつかまえてみよう！ |
| 54 | 足守 | バード・ウォッチング |
| 55 | 足守 | 園芸講座 |
| 56 | 足守 | 食品ロス講座 身近な暮らしの「環境講座」 |
| 57 | 足守 | 食器リユースコーナー |
| 58 | 藤田 | ESD 花いっぱい運動 |
| 59 | 藤田 | ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座「もったいないが地球を救う！なくそう食品ロス！」 |
| 60 | 藤田 | 食器と本のリユースコーナー |
| 61 | 藤田 | ガーデニング教室 |

| 番号 | 館名 | 講座名 |
|-----|-----|--|
| 62 | 大元 | フードドライブ大作戦！ |
| 63 | 大元 | おもちゃリユース会 |
| 64 | 大元 | 食べてつながる出張教室 |
| 65 | 東 | スイッチON！えこらいふ |
| 66 | 南 | ごみゼロ講座 |
| 67 | 南 | 楽しい園芸講座 |
| 68 | 南 | しぜんワクワク体験隊！ |
| 69 | 旭東 | 旭東自然調査隊 |
| 70 | 旭東 | ごみ減量・リサイクル推進週間講座 ①「食器のリユース（再利用）コーナー」 ②「岡山市のごみ処理について」のおはなしと、段ボールコンポストづくり |
| 71 | 旭東 | 楽しい園芸講座 |
| 72 | 操南 | サルベージパーティー® |
| 73 | 操南 | リサイクル講座 |
| 74 | 山南 | はじめよう！地球にやさしいエコライフ |
| 75 | 山南 | 野外活動講座 |
| 76 | 山南 | 自然保護活動 |
| 77 | 山南 | 楽しい園芸教室 |
| 78 | 山南 | 第25回 山南ホテル祭り |
| 79 | 福浜 | 食品ロスをなくしたら |
| 80 | 福浜 | できる！楽しい！エコライフ コンポスト |
| 81 | 富山 | 水とみどりプロジェクト |
| 82 | 富山 | ごみゼロフリーマーケット&食器と本のリユース |
| 83 | 芳田 | ごみ減量・リサイクル推進週間公民館講座「エコ広場」 |
| 84 | 高島 | 川ガキ 2019 |
| 85 | 高島 | 山ガキ 2019 |
| 86 | 高島 | はたる観察会 |
| 87 | 京山 | 岡山 KEEP |
| 88 | 京山 | 食器のリユース（ごみゼロ） |
| 89 | 光南台 | ごみ減量 |
| 90 | 光南台 | お正月風寄せ植え作り |
| 91 | 御南西 | 始めよう！エコ生活 |
| 92 | 御南西 | 楽しい園芸教室 |
| 93 | 旭 | ゴミ・ゼロ フリーマーケット、リユースコーナー |
| 94 | 旭 | 庭であそぼう in 旭公民館 |
| 95 | 旭 | 楽しい園芸教室 |
| 96 | 旭 | 旭園芸部 |
| 97 | 東山 | 東山★親子でしぜん体験 |
| 98 | 東山 | 食器と本のリユース市 |
| 99 | 東山 | ゴーヤ育てたい（隊）！ |
| 100 | 東山 | 旭川クリーン作戦 |
| 101 | 岡輝 | ごみ減量化推進事業エコフェスタ" |
| 102 | 岡輝 | 暮らしの環境学 |
| 103 | 岡輝 | 手作り味噌に挑戦 |
| 104 | 御津 | みつ自然かんさつ |
| 105 | 御津 | みつ環境講座 |
| 106 | 灘崎 | 第6回なださきホテルまつり&ウォーク |
| 107 | 建部町 | ごみゼロ食器交換会 |
| 108 | 瀬戸 | 自然大好き 瀬戸町生きもの探偵団 |
| 109 | 瀬戸 | ゴミゼロ事業 |
| 110 | 万富 | ごみゼロ推進事業 |
| 111 | 万富 | 生き物探検隊 |
| 112 | 万富 | Mantomi 自然 de あそび隊 |
| 113 | 万富 | おいしい野菜塾 |
| 114 | 万富 | おいしい野菜塾 |
| 115 | 万富 | ごみゼロ推進事業 |
| 116 | 万富 | 生き物探検隊 |
| 117 | 万富 | Mantomi 自然 de あそび隊 |

(4) ポスターコンクール

◇地球環境問題ポスターコンクール

地球環境の現状や身近な視点から地球にやさしく住みよい環境をつくるための方法などについて、岡山市内の小学校4年生から中学校3年生の児童・生徒にポスターを描いてもらうことにより地球環境問題に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、岡山市、岡山市教育委員会、(公財)岡山県環境保全事業団及び岡山E S D推進協議会の共催で実施しました。

令和元年度は、小学校10校、中学校11校から138点の応募があり、市長賞小学生の部に御野小

6年橋本佳菜さん、市長賞中学生の部に芳泉中2年馬場三由さんが選ばれ、他95作品が岡山市議会議長賞、岡山市教育長賞、(公財)岡山県環境保全事業団理事長賞、岡山E S D推進協議会長賞、特選及び入選に選出されました。

入賞作品は3月11日から3月31日まで岡山市立中央図書館2階展示コーナーに展示され、市長賞中学生の部に選ばれた馬場さんの作品は令和2年版岡山市環境白書の表紙に採用されました。また、令和元年度の市長賞等4賞8作品は、岡山市のごみ収集車に掲示し啓発活動を推進しました。

3 自主的な活動への支援

(1) 「岡山市身近な生きものの里」事業

平成20年度から「岡山市ホタルの里」事業を展開させた「岡山市身近な生きものの里」事業を展開しています。

この事業では、岡山市内の身近な野生生物をシンボルとして、地域住民、土地所有者等の主体的な活動により、それぞれの地域の特性に応じた環境づくりを図ることができると認められる地域を、住民団体からの申請に基づき、身近な生きものの里として認定しています。

現在、「岡山市身近な生きものの里」に認定され、地域で保全活動が行われているのは、足守、大井、下高田、福谷、高島・旭竜、今谷、曹源寺、山南、室山、竹枝、宇甘西、豊、灘崎、龍泉寺、千種、大野、観音寺用水の17地区で、地域住民の保全活動に対し、活動資材の提供などの支援を行っています。

それぞれの地域では、さまざまな取組によって、生物の生息環境の保全が図られています。一方で、活動団体構成員の高齢化や、ホタル、湿地植物等を鑑賞する際のマナーの悪化などの課題が生じています。



(2) 「子どもエコクラブ活動」の支援

公益社団法人岡山東法人会、県、市の共催で、県下で活動する子どもエコクラブの活動発表・交流を目的とした「第22回子どもエコクラブinおかやま活動発表会」を、令和2年3月8日(日)に岡山県立図書館で開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。

4 情報の提供

(1) 普及啓発冊子

令和元年度に以下の冊子等を作成し、啓発・学習資料として学校、公民館、家庭に配布しました。

「環境家計簿レポート」(1,100部)

「環境家計簿カレンダー」(1,200部)

「岡山市環境白書」(380部)

「PM2.5」(3,000部)

「ホテル啓発チラシ」(5,000部)

(2) 各種メディアを通じた広報活動

○ 市民のひろばおかやま

- 4月号「当新田健康増進施設リニューアルオープン」
(環境施設課)
「家庭ごみ有料指定袋への広告」(環境事業課)
「事業系ごみ減量化等推進優良事業者受賞者決定」(環境事業課)
「コンポストで生ごみ減量」(環境事業課)
「市長杯パークゴルフ大会」(環境施設課)
- 5月号「児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール作品募集」(環境保全課)
「大気汚染防止夏季対策」(環境保全課)
「合併浄化槽の設置補助」(環境保全課)
「トキソウ観察会」(環境保全課)
「公費解体の延長」(環境事業課)
- 6月号「岡山県統一ノーレジ袋デーのお知らせ」
(環境事業課)
「ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰の推薦」(環境事業課)
「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン2019について」(環境保全課)
「平成31年度環境月間パネル展開催の周知」(環境保全課)
「可燃ごみ等のふれあい収集の対象者の拡大について」(環境事業課)
「ESD岡山アワード2019の募集について」
(ESD推進課)
- 7月号「環境学習エコツアーの実施について」
(環境保全課)
「家庭ごみ有料指定袋の減免申請」(環境事業課)
「集まれ!未来のエコ博士の参加者募集」
(環境事業課)
- 8月号「精霊送り」(環境事業課)
「ダイオキシン環境調査」(環境施設課)
- 9月号「児島湖流域環境保全推進期間」(環境保全課)
「災害ごみの出し方」(環境事業課)
- 10月号「児島湖流域清掃大作戦」(環境保全課)
「エコドライブ講習会(体験型/座学型)」(環

境保全課)

「環境学習講座(工場見学)」(環境保全課)

「リチウムイオン電池の発火事故が多発しています」(環境施設課)

「4R啓発展」(環境事業課)

「岡山市美しく快適なまちづくり表彰の推薦」
(環境事業課)

「し尿収集料金の改定について」(環境事業課)

「スマート通勤おかやま2019」(交通政策課)

11月号「合併浄化槽の設置補助」(環境保全課)

「井戸の情報を集めています」(環境保全課)

「防災設備を備えた!今治市クリーンセンター見学ツアー」(環境事業課)

「ESDフォーラム/ESDアワード2019」
(ESD推進課)

「東部健康増進施設(健幸プラザ西大寺)リニューアルオープン」(環境施設課)

12月号「年末年始のごみ収集、し尿収集について」
(環境事業課)

「温暖化防止月間」(環境保全課)

「地球環境問題ポスターコンクール」
(環境保全課)

1月号「家庭ごみの組成分析調査」(環境事業課)

「こどもエコクラブ」(環境保全課)

「年始のごみ収集」(環境事業課)

2月号「西部リユースプラザ臨時休館」(環境施設課)

「可燃ごみ広域処理施設設備基本計画」
(環境施設課)

3月号「美しいまちづくり、快適なまちづくり表彰式」
(環境事業課)

○ 懸垂幕

5月～9月 大気汚染防止夏期対策

6月～7月 CO₂削減ライトダウンキャンペーン

10月～11月 アイドリングストップ

2月 省エネルギー月間

4月～5月、12月～3月

美しく快適なまちづくりの啓発

○ 市政テレビ

・Oniおかやま情報かわらばん

令和元年5月13日 「めだかの学校環境まつり」

令和元年5月13日 「大気汚染」

令和元年6月24日 「節電 ライトダウン」

令和元年7月15日 「家庭ごみ袋の減免申請」

令和元年9月16日 「災害時のごみの出し方」

令和元年12月9日 「年末ごみ収集」

○ 市政ラジオ

・岡山シティエフエム(Radio MOMO)

令和元年5月3日 「大気汚染対策について」

令和元年7月1日 「夏の節電にご協力を」

令和元年7月26日 「家庭ごみ有料指定袋の減免申請」

- 令和元年 9 月 16 日 「災害時のごみの出し方」
- ・山陽放送（RSK）
- 令和元年 5 月 17 日 「めだかの学校環境まつり」
- 令和元年 5 月 17 日 「大気汚染」
- 令和元年 6 月 28 日 「節電 ライトダウン」
- 令和元年 7 月 22 日 「家庭ごみ袋の減免申請」
- 令和元年 9 月 16 日 「いきものフェスタ」
- 令和元年 12 月 13 日 「年末ごみの収集」

5 岡山ESDプロジェクト2015-2019

2005年（平成17年）1月から始まった「国連・持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）の10年」を受けて、岡山市では岡山市環境局環境部環境保全課を事務局として、平成17年4月に「岡山地域『持続可能な開発のための教育』推進協議会（岡山ESD推進協議会）」が立ち上がり、以降、様々な立場の人々がそれぞれの場所で連携しながらESDを推進する「岡山ESDプロジェクト」を行っています。（現在は岡山市市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課が事務局となっています。）平成17年6月には国連大学から世界の6地域とともに世界で最初の「持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点（RCE：Regional Centres of Expertise on Education for Sustainable Development）」のひとつに認定されました。（令和元年末現在は、174地域に拡大）2014年（平成26年）に「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、その成果を踏まえ、ユネスコでは「グローバル・アクション・プログラム（GAP）」を策定し、2015年以降も引き続きESDを推進していくことが示されました。これを受け、岡山市と岡山ESD推進協議会及び同協議会に参加する各組織においては、新たに「岡山ESDプロジェクト2015-2019基本構想」を策定し、引き続きESDの推進に取り組んでいます。

以下に岡山ESDプロジェクトの事業概要を記します。

(1) 目的

岡山地域に暮らすすべての人々の「持続可能な

社会づくり」に関する理解や知識を深め、地域内で自主的・積極的に持続可能な社会づくりに取り組む組織や人の輪を広げます。また、岡山地域の内外でESDに取り組む人たちとの交流・連携を図ることにより、国際社会全体におけるESDの推進や持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指します。

(2) 地域

岡山市を中心とする地域を対象としますが、行政区域にかかわらず岡山県内の河川流域・都市圏などの広域における関連組織と連携を図り、ESDを推進します。

(3) 対象

当該地域内に暮らす人たちを対象としてESDに取り組む組織・団体の活動が対象です。また、ESDが含む広範な分野の中で「環境教育」と「国際理解教育」を中心として、他の分野にも拡大していきます。

(4) 事業期間

平成27年4月からの5年間です。

(5) プロジェクトの内容

① 岡山ESD推進協議会の運営

地域内の教育機関・市民団体・事業者・マスメディア・行政等の団体や組織で構成する岡山ESD推進協議会が中心となってプロジェクトを推進しています。協議会には、委員会・運営委員会があり、

事業方針や事業計画を策定して構成組織の活動を支援しています。

② 岡山ESDプロジェクト参加団体の登録・活動支援

岡山地域でESDに取り組む組織の中で、本プロジェクトの趣旨に賛同する組織等を岡山ESDプロジェクト参加団体として登録し、支援しています。令和元年度末では、307の組織が登録されており、このうち40団体に助成金を交付しました。

表48 令和元年度 岡山ESDプロジェクト活動支援助成金 事業団体一覧

| NO. | 団体名 | 事業名 |
|-----|--|---|
| 1 | 特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構 | 世界の格差と多様性からSDGsを学ぼうー「誰一人取り残さない (No one will be left behind)」世界の実現に向けて今、私たちが知るべきことやるべきことー |
| 2 | 旭川源流大学実行委員会 | 森・川・海の生態関連の大切さを考える事業ー調べて・伝えて・考えるー |
| 3 | いろは邑 | 生まれてきた意味を胎内記憶で知り、自分らしく幸せに生き、互いを尊重し調和する健全な心が育まれる人間関係で世界平和の実現を |
| 4 | 大野川いい川づくり | 大野川で自然と私達の暮らしを学ぶ |
| 5 | 一般社団法人 おいでんせえ岡山 | おいでんせえカフェ |
| 6 | OKAZEN | みんなと考える地域の防災 |
| 7 | おかやまエコマインドネットワーク | 地域を活かす農業と食の安全 |
| 8 | 岡山県立興陽高等学校 | 農業を通じたESD環境活動の実践と啓発 高アミロースふくのこめの栽培・加工および環境に優しい稲作と環境学習の実践 |
| 9 | 岡山県立高松農業高等学校 「高農環境を考える会」 | 「一人の百歩より 百人の一步」プロジェクト |
| 10 | 岡山きょうだい会 | 本当を繋げる、リアルボイス TODOKERU キャンペーン 「障害者を兄弟に持つ私達、今、ちゃんと伝える・・・そして、つながる。」 |
| 11 | 岡山市立岡山後楽館高等学校 まちなかのふるさと教育実行委員会 | トンボの森づくり体験と環境学習 (まちなかのふるさと教育の一環の活動) |
| 12 | 岡山市立岡山後楽館中学校国際理解部 | 国際交流壁画共同制作による国際理解教育 |
| 13 | 岡山・子育て・体験活動グループ 「HUG + KUMU ~はぐくむ~」 | “脱！孤育て” 体験活動「HUG + KUMU ~はぐくむ~」 |
| 14 | 岡山市京山地区ESD推進協議会 | SDGsに取り組むESDによる地域教育力育成事業 |
| 15 | 岡山市立少年自然の家 ファミリー農園クラブ | 岡山市立少年自然の家 ファミリー農園クラブ |
| 16 | 岡山フェアトレードの会 | 研修交流会「フェアトレードとサステナビリティ」 |
| 17 | 岡山ユネスコ協会 | SDGsユネスコ講座と絵画展 |
| 18 | カラフルキッズの会 にじのね | 発達に特性を持つ子どもたち、大人たちが本来持っている力をより社会で発揮して行くための、土台作りとしての情報共有や相談の場、自己理解や他者理解の場の提供。 |
| 19 | 漢字道場 | 生活者のための日本語教室 |
| 20 | 特定非営利活動法人 グリーンパートナーおかやま | 「世界の宝石ー瀬戸内海」を磨くー海底探検隊2019 |
| 21 | 劇団公民館京山 | ミュージカル「つながるねがい 2019」 |
| 22 | 特定非営利活動法人 公共の交通ラクダ | 第24回岡山路面電車まつり |
| 23 | 特定非営利活動法人 国際協力研究所・岡山 | “頑強な青少年と地域づくりプロジェクト” ～学校・NPOの協働を核としたマルチステークホルダー・プロジェクトとして～ |
| 24 | 支援の必要な子と親の会 たんぼほの会 | 発達障害児(者)と社会をつなぐ音楽まつりプロジェクト |
| 25 | 特定非営利活動法人 co2sos | 科学館サイビアにおける環境学習(エコ教室、科学キッズフェスティバル、バーチャル科学館) |
| 26 | 就実・森の学校 | 未来に生かす里山再生事業～南海トラフ地震への対策をめざして(4)～ |
| 27 | たけべ中学生だっぴ実行委員会 | たけべ中学生だっぴ |
| 28 | 特定非営利活動法人 だっぴ | 働き方百科 だっぴ50×50 |
| 29 | ダフェプロジェクト | 多文化共生を考えよう「お隣は外国人」 |
| 30 | 特定非営利活動法人 チャリティーサンタ 岡山支部 | 大人の社会参画の企画を助け、次世代とともに社会課題解決を行うプロジェクト |
| 31 | 津倉わいわいESD | 町内の課題克服と地域リーダー育成のための学習講座会(超高齢化社会に備えて“支え合う地域づくり”を目指す活動) |
| 32 | てつぷら岡山 | 哲学対話の場づくり及び進行役育成事業 |
| 33 | 中撫川東さくらクラブ | おかにし吉備ふれあいひろば |
| 34 | 難病総合支援ネットワーク iSSN | 難病患者・家族を支援する総合ソーシャルネットワークを構築 |
| 35 | 猫の祭展 | 地域交流アートプロジェクト～猫の祭展 |
| 36 | ひまわりの会 | 支援が必要な子の親の会 ひまわりの会 |
| 37 | 福谷おもしろえ～マップ実行委員会 | ふるさとを知ろう「福谷八十八ヶ所巡り」 |
| 38 | 民間国際交流団体C. O. S | 日本人と外国人の相互理解をふかめ、お互いに住みやすい町を作るプロジェクト |
| 39 | 龍泉寺の自然を守る会 | 電子書籍「岡山市の小さな自然再生～龍泉寺の自然を守る会10年の歩み」制作プロジェクト |
| 40 | LOOP⑩(ループ・テン) | 総称「ユニーク・インプロ・ワークショップ」(気になる子どもの発達を促すインプロと気になる子どもとの関係をよりユニークにするお母さんと子ども、すべての見守るインプロワークショップ。レクチャーと演習、魔法のこぼ探し120分。) |

(団体名五十音順)

③ ユネスコスクール活動への支援

岡山県ユネスコスクール高等学校ネットワーク協議会について、ブルガリアのユネスコスクール高校生とのESD交流における活動の支援を行いました。(同協議会参加校数：10校)

④ ネットワークづくり

プロジェクト参加団体の交流会を開催しました。

⑤ 一般市民への啓発活動

令和元年8月19日・20日に、イオンモール岡山で開催された「未来わくわくフェスタ」の一環として、店内の持続可能な商品を分かりやすく理解する体験型イベントを開催しました。(参加者数：約4,500人)

令和元年10月15日から12月10日までを「ESDウィーク2019」とし、25のESD関連事業を開催しました。

また、11月24日に「ESDフォーラム2019」を開催したほか、マスメディアや各種行事で啓発を行いました。

⑥ 他のRCE等との連携・交流・情報交換

第12回アジア太平洋RCE会議に参加し、RCE岡山の取組について発表しました。

⑦ ユース・人材育成

市民団体、企業、行政関係者等を対象に延べ3日間「ESDコーディネーター研修」(参加者数：21名)を実施しました。また、大学生を対象に夏季、春季の2回「ESD大学生インターンシップ」事業(参加者数：20名)を実施しました。

⑧ 優良事例の顕彰

国内外の地域コミュニティにおけるESDの優良事例を顕彰する「ESD岡山アワード2019」を実施しました。

XIII 施策の実施状況

1 令和元年度に実施した施策・事業の概要

※市の各組織・施設が岡山市環境保全行動計画に基づき、主に、それぞれの事務事業自身から発生する環境負荷を低減するために実施した施策・事業は除く

(1) 「市民協働による環境づくりと快適な都市環境が実現しているまち」の実現のために

① 水と緑の潤いのあるまちをつくろう

【都市整備局】

- ・公園・遊園地等愛護委員会の愛護活動の助成
- ・国補公園緑地整備事業
- ・生垣設置、屋上緑化・壁面緑化等への助成
- ・結婚・誕生記念樹等の配布事業
- ・保存樹等の指定

② 安全で快適に通行できるまちにしよう

【環境局】

- ・美しく快適なまちづくり

③ 歴史・文化にふれる美しいまちにしよう

【都市整備局】

- ・都市景観形成事業
- ・修景施設整備補助事業
- ・路上違反屋外広告物一斉指導
- ・岡山市景観まちづくり賞表彰制度

【教育委員会】

- ・史跡大廻小廻山城跡整備事業
- ・史跡造山古墳群保存整備事業
- ・史跡岡山城跡保存整備事業
- ・史跡万富東大寺瓦窯跡整備事業

④ 環境教育・環境学習に取り組もう

【市民協働局】

- ・岡山E S Dプロジェクトの推進
- ・E S D・環境先進都市P Rサイト「おかやまE S Dなび」

【都市整備局】

- ・緑化関係教室開催事業、産官学事業

【教育委員会】

- ・ユネスコスクール推進事業
- ・環境学習事業（めだかの学校環境教室）
- ・親子環境学習サマースクール
- ・公民館環境講座
- ・公民館E S D活動推進事業

【岡山っ子育て局】

- ・自然体験リーダー養成講座
- ・わくわく体験活動促進事業
（わくわく犬島探険隊）

【環境局】

- ・地球環境問題ポスターコンクール
- ・いきものフェスタ
～自然のめぐみふれあい広場～
- ・水辺教室等の環境教育推進事業

【下水道局】

- ・下水道出前授業

⑤ 協働して環境保全に取り組もう

【環境局】

- ・「岡山市環境保全行動計画」の推進
- ・ノーマイカーデー運動
- ・環境パートナーシップ事業
（グリーンカンパニー活動）
- ・環境パートナーシップ事業
（エコボランティア）

【会計課】

- ・用品調達費特別会計におけるグリーン購入
達成率の向上

【消防局】

- ・環境美化対策

【都市整備局】

- ・緑化・美化功労者の表彰
- ・地域緑化事業

(2) 「豊かな自然環境の保全と共生が実現しているまち」の実現のために

① 豊かな自然環境を守り育てよう

【環境局】

- ・開発事業に対する環境配慮の推進

【経済局】

- ・多面的機能支払交付金事業 *事業名変更 (H25は農地・水保全管理支払交付金事業)
- ・中山間地域等直接支払交付金事業
- ・安全安心な農業農業生産確立事業
- ・環境保全型農業直接支払交付金事業
- ・里山再生支援事業
- ・市民憩いの森整備事業
- ・市有林管理事業
- ・分収造林事業
- ・松くい虫対策事業
- ・用排水障害対策事業(特別浚渫)
- ・環境保全対策清水導入事業
- ・浚渫藻刈交付金

【水道局】

- ・水源林事業

② 多様な生きもののつながりを大切にしよう

【環境局】

- ・生物多様性地域戦略の策定
- ・身近な生きものの里事業
- ・ホタル調査
- ・希少種保護事業

【産業観光局】

- ・農作物被害対策事業

【下水道局】

- ・交付金河川改修事業

③ 自然とふれあい親しもう

【保健福祉局】

- ・岡山に生息する淡水魚の展示

【都市整備局】

- ・操山公園里山センターの運営(里山の自然・歴史等をテーマにした環境講座、観察会の開催)

【教育委員会】

- ・公民館での地域の文化・自然体験活動

(3) 「賢い選択による低炭素化と地球にやさしい活動が実現しているまち」の実現のために

① 暮らしと産業の低炭素化に取り組もう

【環境局】

- ・ごみ焼却に伴うサーマルリサイクル及びマテリアルリサイクル
- ・ごみ燃料に伴うサーマルリサイクル
- ・事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業
- ・住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業
- ・市民共同発電事業
- ・地球温暖化防止月間パネル展
- ・省エネルギー月間パネル展
- ・環境家計簿
- ・岡山ふれあいセンターESCO事業

② 低炭素型まちづくりを進めよう

【都市整備局】

- ・駅前広場への路面電車乗り入れ調査・検討
- ・吉備線LRT化検討事業
- ・新たな生活交通の確保

- ・新たな総合交通計画の策定
- ・超小型モビリティの導入可能性検討
- ・自転車先進都市おかやま事業

【環境局】

- ・市有塵芥車等へのバイオ燃料(BDF)の使用の推進
- ・当新田余熱利用健康増進施設整備・運営PFI事業
- ・東部余熱利用健康増進施設整備・運営PFI事業
- ・バイオ燃料地域利用事業
- ・市有施設への太陽光発電等の推進
- ・体験型エコドライブ講習会
- ・アイドリング・ストップ運動
- ・公用車への電気自動車の導入

【消防局】

- ・自転車及び二輪車利用の推進、空調設備の適正利用

- ・ 市有施設再生可能エネルギー利用促進事業

【教育委員会】

- ・ 校舎の改築等に合わせて太陽光発電設備を実施

(4) 「安全な生活環境と循環型社会が実現しているまち」の実現のために

① きれいな水環境、健全な水循環にしよう

【環境局】

- ・ 合併処理浄化槽設置整備促進事業
- ・ 生活雑排水対策の啓発
- ・ 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール
- ・ 児島湖流域清掃大作戦
- ・ 水生植物による水質浄化実践活動の普及推進

【下水道局】

- ・ 汚水処理整備事業

【水道局】

- ・ 浄水場内利用水の循環使用（クローズド処理）

② ごみの減量化と資源化に取り組もう

【環境局】

- ・ 環境ごみスクールの実施
- ・ ごみ減量・リサイクル推進週間啓発
- ・ 岡山市事業系一般廃棄物減量化・資源化推進協議会
- ・ 岡山市減量化・資源化推進優良事業者表彰制度
- ・ 資源回収推進団体報奨金制度
- ・ 廃棄物を再利用する講座（リユースぷらざ）

【水道局】

- ・ 浄水汚泥処分業務

【消防局】

- ・ ごみ減量と資源化の取り組み

【教育委員会】

- ・ ごみ減量リサイクル週間公民館行事

③ 安全で快適な生活環境を守ろう

【環境局】

- ・ 岡南環境センター周辺ダイオキシン類調査
- ・ 東部クリーンセンター周辺大気調査
- ・ 東部クリーンセンター周辺土壌調査
- ・ 東部クリーンセンター周辺ダイオキシン類環境調査

- ・ 当新田環境センター周辺ダイオキシン類環境調査

- ・ 工場・事業場の立入調査、監視及び指導

- ・ ゴルフ場排水水中の農薬調査

- ・ ダイオキシン類常時監視

- ・ 水環境における外因性内分泌かく乱化学物質に関する実態調査

- ・ ダイオキシン類環境調査

- ・ ばい煙等測定業務

- ・ 酸性雨調査

- ・ アスベスト環境測定調査

- ・ 有害大気汚染物質環境調査

- ・ 悪臭測定

【都市整備局】

- ・ 交通渋滞対策の推進、道路環境の改善

④ 減災と環境被害防止に取り組もう

【下水道局】

- ・ 浸水対策事業

2 第2次岡山市環境基本計画における成果指標一覧

成果指標一覧

| 成果指標 | 成果指標の説明・根拠 | 令和元年度実績 |
|---|---|---------|
| 西川・枝川緑道公園の利用者数 | 西川・枝川緑道公園の魅力を高め、1日あたりの利用者数の20%増加をめざす。 | — |
| 公園・緑地の整備や緑化推進の満足度 | 市民協働による緑化施策を推進し、満足度を50%に高めることをめざす。 | 34.9% |
| ごみのポイ捨て数 | 6か所の調査地点のポイ捨て数の平均 | 102個 |
| 屋外広告物モデル地区指定数(累計) | 景観形成重点地区と連携した屋外広告物モデル地区指定数 | 12地区 |
| 景観形成重点地区指定数(累計) | 屋外広告物モデル地区と連携した景観形成重点地区指定数 | 12地区 |
| 地区計画決定地区数(累計) | 本市において地区計画を定めた地区数(累計) | 19地区 |
| 街並み修景助成事業の実施状況(累計) | 街並み修景助成事業の実施件数(累計) | 29件 |
| 文化財の親しみ度 | 岡山の文化財に市民がふれる回数を増やし、年間90,000人に増加させる。 | 81,368人 |
| 史跡指定地の増加と整備事業の推進 | 国庫補助事業による史跡指定地候補の範囲確認調査と整備事業の拡充 | 5か所 |
| 文化振興・歴史保存活用の満足度 | 文化振興や歴史資源の保存への市民満足度を向上させ40%になることをめざす。 | 36.0% |
| 文化活動を行う市民の割合 | 市民意識調査による過去1年間に文化芸術の鑑賞又は参加をした市民 | 57.3% |
| 地域環境教室の新規実施地区数 | 市民が実施主体となって開催する環境学習活動の数 | 15地区 |
| めだかの学校環境講座の年間参加者数 | めだか環境教室及び校外学習等の環境学習における年間参加者数 | 2,169人 |
| わくわく体験促進事業・親子環境学習サマースクールによる自然体験や環境への理解の深まり度 | アンケートで参加後の意識の変化(成果)を調査する(成果の率を参加者全体に対する割合で表す)。(上段:教育委員会、下段:地域子育て支援課) | 93.0% |
| | | 80.0% |
| 自然体験リーダー養成講座修了者の自然体験リーダーズクラブ登録者数 | 指導者として活躍するための情報交換の場である自然体験リーダーズクラブ会員への、養成講座修了者の登録者延べ人数 | 192人 |
| 公民館で開催される環境学習講座の数 | 環境に位置付けられる学習講座数 | 109講座 |
| エコ公民館 取組数 | 市民生活に身近な公民館での実践を通じて、講座生・来館者・職員が一緒になって「エコ」活動への理解を深めていく取組を意識的に行っている公民館(エコ公民館)の数 | 37館 |
| おかやまエコミュージアム(地域まるごと博物館)への参加人数 | エコミュージアムへの参加者数 | 330人 |
| 全小学校区におけるESDの実施率 | 全小学校区で最低年1回以上のESDが実施されていることをめざす。 | 100.0% |

| 成果指標 | 成果指標の説明・根拠 | 令和元年度実績 |
|--|---|-------------------------------|
| ESD プロジェクトの参加組織数 | 地域全体で300以上の組織が参加していることをめざす。 | 307組織 |
| 地域単位の多様な組織が連携して行うESDプロジェクトの数(事業) | 中学校区等の地域単位で連携して行うプロジェクトの増加をめざす。 | 15事業 |
| 市役所の事務事業から発生する温室効果ガス排出量をはじめとする環境負荷の低減 | 「岡山市環境保全行動計画」に定める各種目標値を達成する。 | H25年度比で 14.5%削減 (H30年度) |
| 愛の泉善行賞の表彰数 | 愛の泉善行賞の個人・団体含めた表彰件数(個人は人数) | 12件 |
| 環境パートナーシップ事業に参加する市民の割合 | 環境保全意識の浸透を図るため、環境保全活動に携わる市民の割合の倍増をめざす。 | 7.9% |
| 環境パートナーシップ事業に参加する事業所の数 | 登録事業所数を増加させ、自主的な取組の拡大をめざす。 | 946事業所 |
| 用品特別会計におけるグリーン購入達成率 | 「岡山市グリーン購入基本方針」で定められている調達目標(100%)をめざす。 | 96.1% |
| 農業用水路の浚渫・藻刈を実施する地元組織数 | 用排水運営費の浚渫委託料の支出先数 | 156組織 |
| リフレッシュ瀬戸内(海岸清掃)の参加者数 | 宝伝・海水浴場の清掃者数 | 150 (H30年度) |
| 森林や原野の割合 | 本市の自然の豊かさを代表する森林の保全を推進し、現状の林野率を維持する。 | 44.7% |
| エコファーマーの認定者数 | 県が認定するエコファーマーの岡山市認定農家数 | 79戸 |
| アユモドキの実態調査対象地域の拡大 | 実態調査対象地域の範囲拡大 | 賞田地域(西) |
| ホテルの生息地 | 良好な自然環境を示すバロメーターであるホテルの生息地点数を維持する。 | 207か所 |
| 永江川における緩傾斜護岸の整備事業進捗率 | 事業費ベース | 63.2% |
| 倉安川における自然石護岸の整備事業進捗率 | 事業費ベース | 99.0% |
| 身近な生きものの里認定地区数 | 毎年度1地区の認定をめざす。 | 17地区 |
| 地域環境教室の新規実施地区数(再掲) | 市民が実施主体となって開催する環境学習活動の数 | 15地区 |
| 自然体験・文化伝承に関する公民館講座数 | 環境講座の中でも、自然体験や文化伝承などをテーマとした講座の数 | 57講座 |
| 市内の太陽光発電システム設置件数 | 設置費補助や、普及啓発等により、市内の太陽光発電システム設置件数増加をめざす。 | 27,292件 (R1・12末時点) |
| 市民共同発電所の箇所数 | 市民参加型の発電所の設置を支援し、設置箇所数の増加をめざす。 | 8件 |
| 地球温暖化防止行動の実践度(市民意識調査) | 地球温暖化防止行動の実践度70点(100点満点)をめざす。 | 49.3点 |
| ライトダウンキャンペーン期間中に市域で削減するCO ₂ 量 | 事業者及び市民からのCO ₂ 削減報告量の増加をめざす。 | 2500kg - CO ₂ |
| 市有施設への太陽光発電システム設置件数(累計) | 率先導入による「見える化」を図り、太陽光エネルギーの普及をめざす。(新設には、原則、太陽光発電とLED照明を設置) | 109件 |

| 成果指標 | 成果指標の説明・根拠 | 令和元年度実績 |
|-----------------------------|--|-----------------|
| J R岡山駅の1日あたりの乗降客数 | 公共交通機関の利用促進を図り、乗降客数の増加をめざす。 | — |
| 公用車への電気自動車の導入 | 電気自動車導入によりCO ₂ 削減をめざす。 | 35台 |
| 公共の電気自動車充電設備の設置基数 | 率先導入により、電気自動車やインフラ整備の促進を図る。 | 16基 |
| 児島湖の水質 (COD) | 環境基準 (COD 5.0mg/ℓ未滿) 達成をめざす。 | 7.7mg/ℓ |
| 海域の水質 (COD) | すべての測定地点において環境基準 (COD) の達成をめざす。 | 達成率 1/3 |
| 汚水処理人口普及率 | 効率的な整備手法により汚水処理人口普及率90%をめざす。 | 84.2% |
| 浄化用水導入量 | 非かんがい期における浄化用水の導入量 | 200千t/日 |
| 水路内緑化施設の整備箇所 | 特に下水道等が未整備の地域において、意識啓発・水路の景観形成を目的に実施する。 | 3か所 |
| 事業場排水等の監視 | 2～3年に一度は監視対象とし、のべ350事業場の監視を維持する。 | 334事業場 |
| 市民1人1日あたりのごみ排出量 | ごみの発生抑制の観点から、最も基本的な指標であるごみ排出量を削減し、市民1人1日あたり720gをめざす。 | 821g/人日 (H30年度) |
| 家庭系ごみの排出原単位 | ごみのない清潔なまちをつくる。 | 486g/人日 (H30年度) |
| 事業系ごみの排出原単位 | ごみのない清潔なまちをつくる。 | 335g/人日 (H30年度) |
| 資源化率 | 分別の徹底や拠点回収などの充実により、リサイクルに関する主要指標である資源化率を33%に高める。 | 27.68% |
| 埋立処分率 | ごみのない清潔なまちをつくる。 | 3.98% |
| 建設廃棄物の再利用率 | 建設廃棄物の再利用を推進する。 | 98.0% |
| 建設発生土の利用率 | 建設発生土の利用を推進する。 | 95.9% |
| 東部・西部リサイクルプラザ来場者数 | ごみ分別等の普及啓発のため、現状より少しでも多くの市民の来場をめざす。 | 38,587人 |
| ごみゼロ週間に公民館で開催する関連講座への参加者数 | ごみゼロ週間への取組参加者数 | 3,901人 |
| 有害大気汚染物質の環境基準 | 環境基準の達成 | 100.0% |
| ダイオキシン類の環境基準 | 環境基準の達成 | 100.0% |
| 騒音の環境基準 | 道路に面する地域以外の地域の環境基準の達成 | 100.0% |
| 道路騒音 | 要請限度の遵守 | 100% |
| 道路振動 | 要請限度の遵守 | 100% |
| 大気汚染防止法の規制工場・事業場に対する立入検査実施率 | 年1回以上の立入検査を実施する。 | 18% |

| 成 果 指 標 | 成果指標の説明・根拠 | 令和元年度実績 |
|------------------------------------|---|---------------|
| 臭気指数規制の導入 | 悪臭防止法が適用されている瀬戸支所管内の規制方法を、臭気指数規制に変更する。 | 旧1市2町について導入済み |
| 化学物質に対するリスクコミュニケーションに取り組む工場・事業場数 | 環境保全協定の項目に取り入れる。 | 3事業場 |
| ダイオキシン類対策特別措置法の規制工場・事業場に対する立入検査実施率 | 年1回以上の立入検査を実施する。 | 52% |
| 公害防止施設改善資金融資件数 | 中小企業の設備資金を支援し、公害防止を促進する。 | 0件 |
| 浸水対策実施済み割合 | 浦安・芳田排水区等の管渠・ポンプ場の施設整備（10年間の目標整備面積約390ha） | 46% |
| まちなかのホテルの生息地 | 中心市街地に位置する小学校区内において、ホテルの生息地点数を維持する。 | 15か所 |

XIV 岡山市役所の環境保全行動計画

1 計画の概要

現在、地域や地球規模で起きている様々な環境問題を解決していくためには、私たちの日常の社会経済活動のあり方を見直し、地域から国際社会まで、あらゆるレベルの組織、個人が互いに連携して、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

特に、市役所は、市域の中で最大規模の事業者・消費者の一つであるとともに、地域活動に最も密着した自治体であることから、地域のすべての主体の環境保全への参加を牽引するため、率先して市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷の低減に取り組む必要があります。

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方自治体の事務・事業について、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画（実行計画）の策定や公表、毎年の実施状況の公表等が規定されました。

岡山市では、平成13年6月に「岡山市環境保全行動計画（第Ⅰ期）」（目標年度：平成17年度）を策定し、市役所自らの事務・事業から発生する環境負荷を継続して低減する取組を進めてきました。その後、平成18年6月に改定を行い、「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」（目標年度：平成22年度）を策定し、環境負荷の低減に取り組んできましたが、さらに取組を強化していくことを目的として、平成31年3月に改訂を行い、「岡山市環境保全行動計画（第Ⅲ期）」（目標年度：令和7年度）を策定しました。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、都道府県及び市町村の事務及び事業について策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定したものであり、これに基づいて地球温暖化対策を含む幅広い環境保全に向けた取組を推進しています。

（1）計画期間

平成30年度から令和7年度まで。

（2）計画の対象範囲

原則として市役所のすべての事務・事業とし、出先機関等を含めたすべての組織・施設を対象としています。

（3）対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に規定される7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の4種類の温室効果ガスを対象としています。

（4）基本方針

少子高齢化・人口減少社会を見据えた都市構造への転換、コンパクトでネットワーク化された都市づくり、地域の防災・減災力に重点をおいた災害に強い都市づくり、今後、急速に老朽化することが見込まれている公共施設等の計画的な予防保全等の適切なマネジメントの実施などの岡山市におけるさまざまな課題を解消していく中で、複合的に温室効果ガスを削減することで、地域のすべての主体の環境の保全及び創造への参加を牽引し、率先して市役所自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスをはじめとした環境負荷の低減に向けて、4つの基本方針を定め、同方針に基づく具体的な取組を進めていきます。

1. 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入促進
 - ・省エネ診断及び省エネ改修の推進
 - ・再生可能エネルギーの導入促進
2. 人と環境にやさしい交通体系の構築
 - ・公共交通機関の利便性の向上
 - ・次世代自動車の導入促進
3. 循環型社会の構築

- ・ 4 Rの普及拡大
- ・ 都市緑化・森林保全の推進
- 4. 職員の意識向上と実践に向けた取組
 - ・ 「COOL CHOICE」の普及促進
 - ・ 環境教育・研修の推進
 - ・ 市役所全部署における取組

(5) 削減目標

国の削減目標も考慮し、省エネ機器への更新や再生可能エネルギーの導入などの各施策による削減可能量の推計より、以下のとおり設定しました。

(単位：t-CO2)

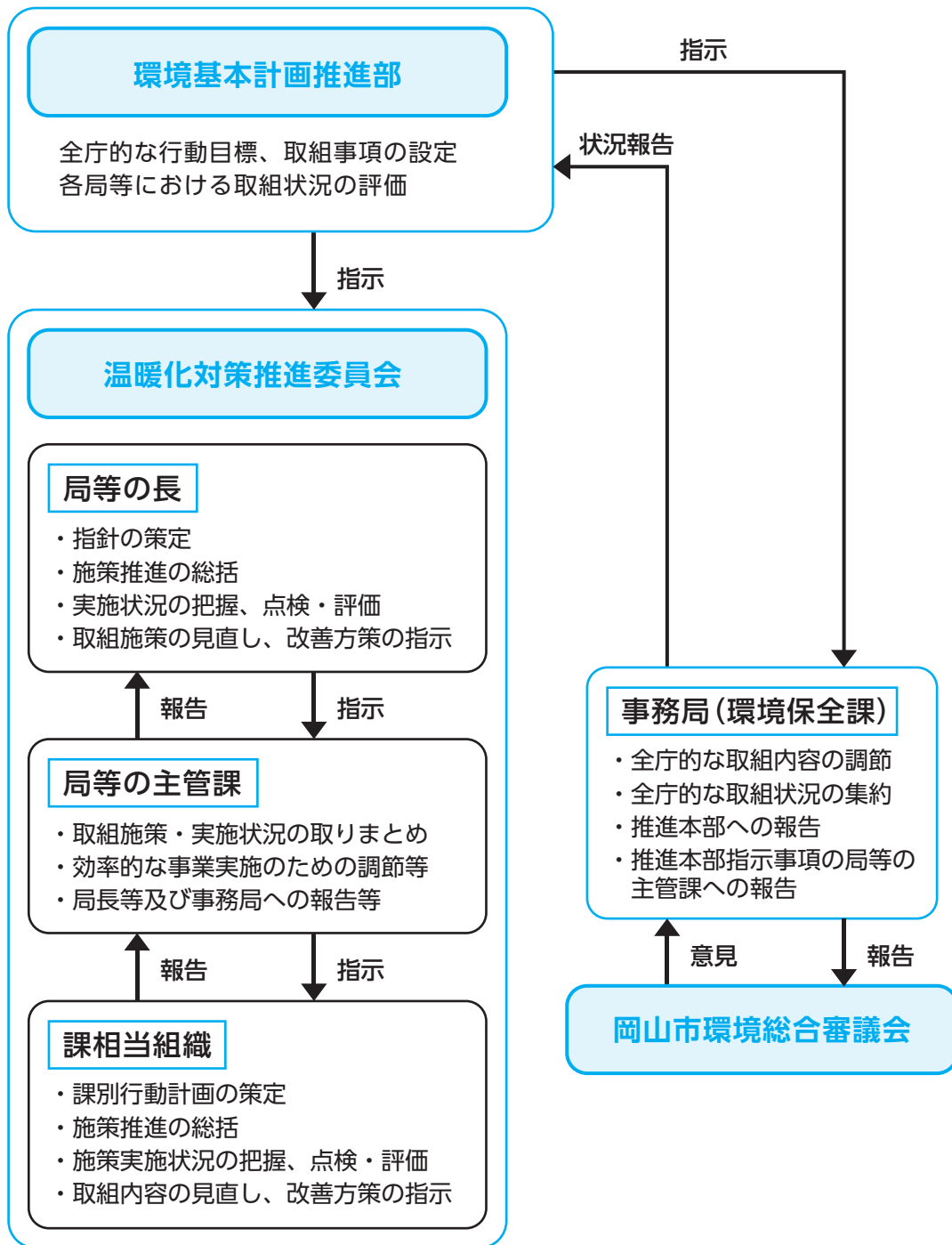
| 温室効果ガス | 平成 25 年度 基準年度 | 令和 2 年度 中間目標年度 | 令和 7 年度 目標年度 | 令和 12 年度 【参考数値】 |
|--------|------------------|-------------------|-----------------|--------------------|
| 排出量 | 205,454 | 175,449 | 157,086 | 141,627 |
| 削減量 | — | △ 30,005 | △ 48,368 | △ 63,827 |
| 削減率 | — | △ 14.6% | △ 23.5% | △ 31.1% |

(6) 計画の実施・運用について

着実に効率・効果的な計画の推進を図るため、「岡山市環境基本計画推進本部設置規程」に基づき、市長を本部長とする環境基本計画推進本部において、計画の進行管理や見直しを行うとともに、温暖化対策推進委員会のもとで施策の推進を図ります。

また、計画に基づく取組の効果等を点検、評価するとともに、全庁的に取組効果を共有し、継続的に取組を推進するため、多層的なPDCAサイクルを取り入れた計画の推進を図ります。

図50 岡山市環境保全行動計画の推進体制



2 計画の実施状況

(1) 令和元年度の実施状況

(前年度（平成30年度）比)

令和元年度は、第Ⅲ期計画とに基づき、局等においてそれぞれの組織の特性に応じた「行動指針」を策定するとともに、課ごとに「行動計画」を策定し、自らの事務・事業から発生する環境負荷を

継続して低減する取組を行いました。また、昨年度の実績を踏まえ、各課等が省エネルギー・省資源などの対策を推進し、前年度（平成30年度）の実績を指標に温室効果ガスの削減や効率的な資源の使用に取り組みました。実施状況については次のとおりです。（表49）

表49 令和元年度温室効果ガス排出量等（前年度比）

| 項目 | H29 | H30 | R1 | 前年度比 |
|---|---------|---------|---------|--------|
| 温室効果ガス総排出量（t-CO ₂ ） | 178,895 | 175,610 | 172,969 | △1.5% |
| うち、一般廃棄物焼却施設を除くすべての施設からの排出量（t-CO ₂ ） | 87,826 | 81,030 | 77,832 | △4.0% |
| うち、一般廃棄物焼却施設からの排出量（t-CO ₂ ） | 91,069 | 94,580 | 95,137 | 0.6% |
| 電気使用量（千kwh） | 118,515 | 110,334 | 111,628 | 1.2% |
| 燃料使用量（CO ₂ 換算、t-CO ₂ ） | 13,501 | 12,055 | 11,978 | △0.6% |
| 公用車等のガソリン使用量（kL） | 566 | 532 | 403 | △24.2% |
| 公用車等の軽油使用量（kL） | 246 | 294 | 311 | 5.8% |

※ 前年度比は令和元年度温室効果ガス排出量等の平成30年度比

※ 市役所全施設を対象とする。割合は四捨五入前の原数値により算出

①温室効果ガス排出量等の実施状況

ア. 温室効果ガス総排出量は、前年度（平成30年度）比で1.5%減少しました。（図51参照）

一般廃棄物焼却施設を除くすべての施設からの排出量は5.7%減少しました。減少の要因としては、公用車のガソリン使用量が、公用車の効率的な運用に努めたこと及びエコドライブを実践したこと等により、減少したことが温室効果ガス排出量の減少の一因と考えられます。

排出量の大きい主な施設の状況は、一部排出量が増加している施設もありますが、全体的には、減少から横ばいの傾向となっています。今後、さらに市民・事業者と協働して、ごみ減量化、資源化を推進していくことが求められます。（図52参照）

図51 温室効果ガス排出量の推移

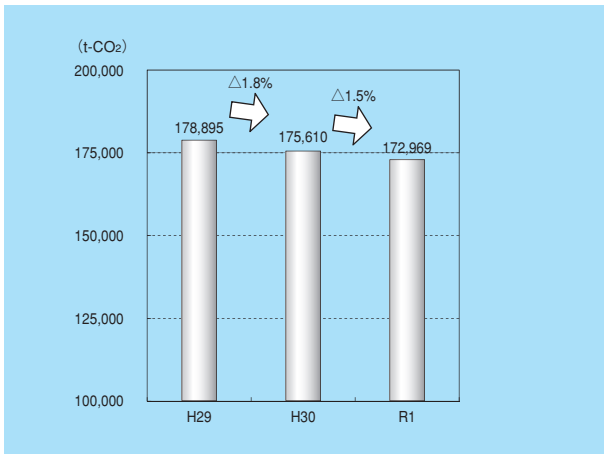


図52 温室効果ガス排出量が多い上位10施設の推移

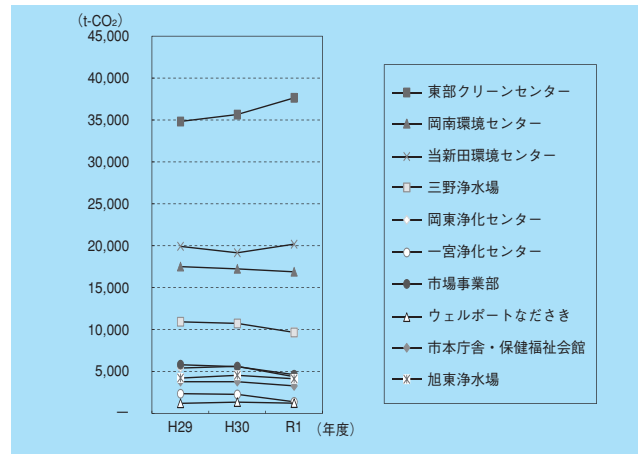
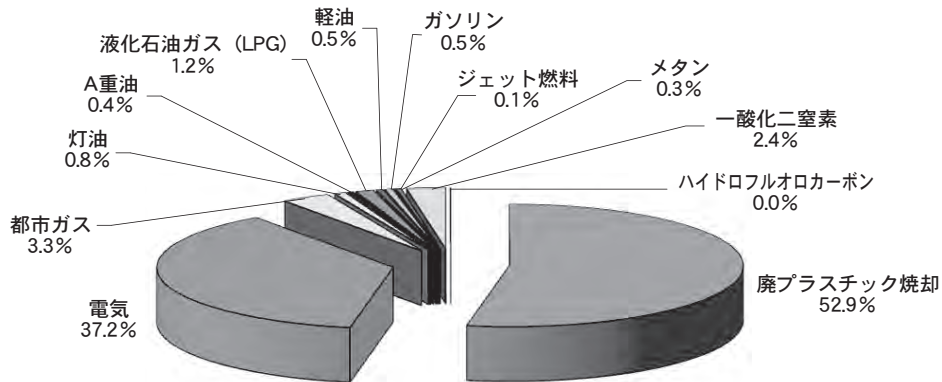


図53 温室効果ガス排出内訳 (令和元年度)



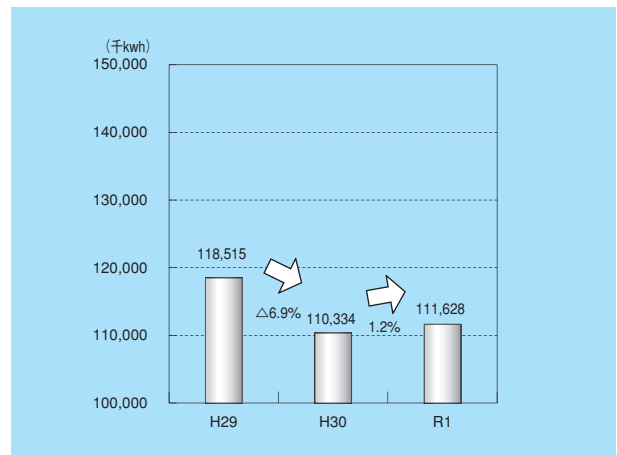
イ. 電気使用量は、省エネルギータイプの設備の導入等は各施設で適宜実施されてはいるが、令和元年度夏期（令和元年6月～8月）の猛暑の影響によるエアコンの稼働率増加等の要因により1.2%増加しました。

気候により電気の使用量は大きく増減すること。また、電気の使用による温室効果ガスの排出量は全体で37.2%と大きな割合を占めていることから、今後、老朽化した消費電力の大きい設備等の省エネルギー化改修等を積極的に導入していくことが必要であると考えられます。

また、引き続き推進員・担当員が中心となって、昼休み等の unnecessary 照明の消灯やOA機器等の節電対策の徹底を職員に呼びかけ、

職場全体として省エネルギー行動を強化していく必要があると考えられます。（図54参照）

図54 電気使用量の推移



ウ. 燃料使用による温室効果ガス排出量は、前年に比べ、0.6%減少しました。(図55参照)

全体的として令和元年度冬期(令和2年1月～3月)が昨年に引き続き暖冬であったため、暖房のための燃料の使用などによる消費量が少なかったものと考えられます。

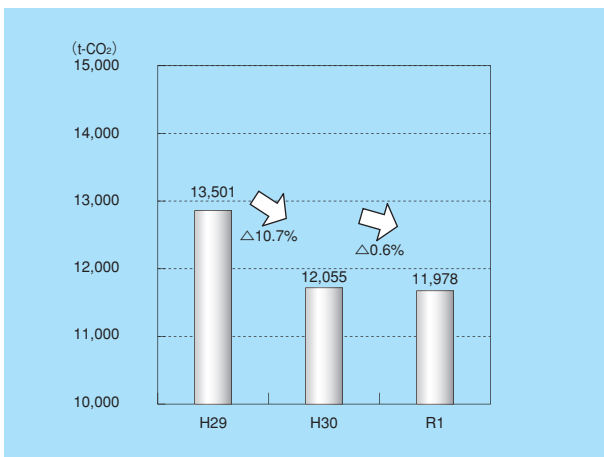
気候により電気の使用量は大きく増減することから、基本的には燃料使用量の削減に向けて、今後、老朽化した燃料使用量の大きい設備等については、積極的に省エネルギー化改修を検討することが必要であると考えられます。

また、クールビズ、ウォームビズの徹底等、職員一人ひとりの削減努力により、削減を進めていく必要があります。

エ. 公用車等のガソリン使用量は、前年度比で24.2%減少しました。公用車の効率的な運用に努めたこと及びエコドライブを実践したこと等によるものと思われます。今後も削減に向けて、庁内向けのエコドライブ講習会の開催や、電気自動車の普及拡大にさらに努めていくことが必要と考えられます。

オ. 公用車等の軽油使用量は、業務量の増加により軽油車両の使用頻度が増えたため、前年度比で5.8%増加しました。これは、BDF車両の老朽化等により軽油を使用する公用車が増加していることが使用量増加の一因であると考えられます。

図55 燃料使用による温室効果ガス排出量



②令和元年度の資源使用量

令和元年度は、第Ⅲ期計画の局等の「行動指針」及び課等の「行動計画」に基づき、各課等が省エネルギー・省資源等を推進し、前年度の実績を指標にして上水道使用量等の削減に取り組んでいます。実施状況については次のとおりです(表50参照)。

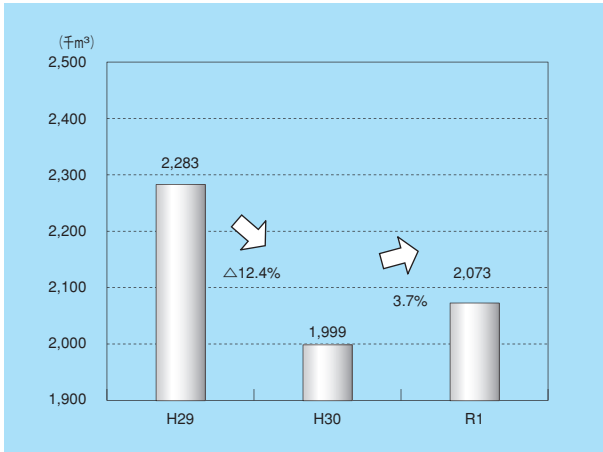
表50 資源使用量の推移

| 項目 | H 29 | H 30 | R 1 | 前年度比 |
|---------------------------|--------|---------|---------|---------|
| 上水道使用量 (千m ³) | 2,283 | 1,999 | 2,073 | 3.7% |
| コピー用紙使用量 (千枚) < A4 換算 > | 96,476 | 105,121 | 104,775 | △ 0.3% |
| 冊子等の紙類使用量 (t) | 766 | 732 | 516 | △ 29.5% |

※ 前年度比は令和元年度資源使用量の平成30年度比。

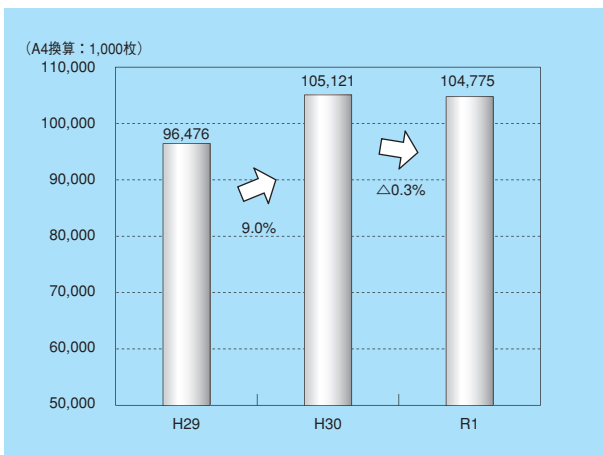
ア. 上水道使用量は、組織的に節水に取り組んだものの、前年度比で3.7%増加となりました。今後も、組織的な節水、漏水等の定期点検の実施に努めることが必要と考えられます。

図56 上水道使用量



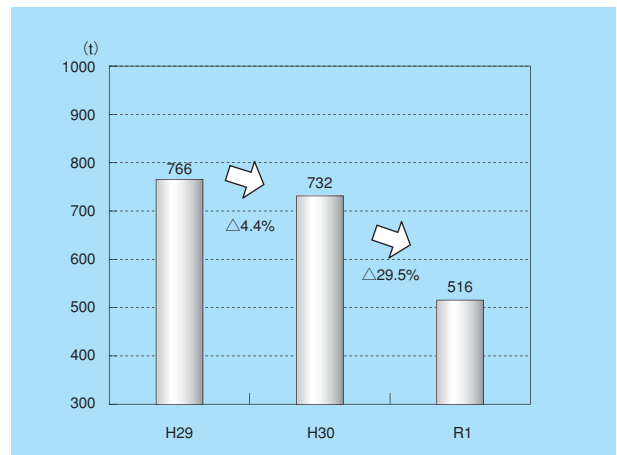
イ. コピー用紙の使用量は、両面印刷、裏紙使用や2 in 1印刷等により削減に努めた結果、前年度比で0.3%減少しました。今後も、ミスコピーの防止、裏面利用の徹底、文書管理システム等の利用によるペーパーレス化の促進はもとより、大量の紙を使用している業務については、その運用方法を見直す等、全庁をあげた取組が必要と考えられます。

図57 コピー用紙使用量



ウ. 冊子等の紙類使用量は、HPへの掲載等による電子データでの情報公開等により、削減に努めた結果、前年度比で29.5%減少となりました。今後も、市民サービスの向上に努めつつ、電子データでの情報公開等を活用していくこととし、作成する場合には、配布先の精査により必要最小部数を発行する等、削減に向けた対策の徹底が必要と考えられます。

図58 冊子等の紙類使用量



(2) 各課等の具体的な取組状況

岡山市の環境保全行動計画の推進に当たっては、それぞれの組織特性を踏まえて取り組むため、各課等で、環境保全行動の「取組項目チェックシート」に基づいて「課別行動計画」を策定しています。

実施結果の概要は以下のとおりで、各課等で取り組んだ項目の平均は22項目であり、評価点（5段階）の平均は4.3でした。分野別では「廃棄物対策」が高いという結果でした。（表51参照）

表51 令和元年度の環境保全行動の取組結果

| 環境負荷のための対策 | 各課で取り組んだ項目の総数 | 自己評価(5段階)の平均点 |
|--------------------|---------------|---------------|
| (1)省エネルギー対策 | 1,410 | 4.3 |
| (2)省資源対策 | 1,950 | 4.3 |
| (3)廃棄物対策 | 596 | 4.5 |
| (4)グリーン購入対策 | 625 | 4.2 |
| (5)公用車による自動車公害防止対策 | 821 | 4.3 |
| (6)職員の環境意識の向上 | 292 | 4.2 |
| 全 体 | 5,694 | 4.3 |
| 対象組織数 | 255 | |
| 平均取組項目数 | 22 | |

各課等で取り組む項目の中では、「各職場の最終退出者は、必ずすべてのOA機器の電源断、照明の消灯を確認し退出する。」(省エネルギー対策)や、「コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、回収・リサイクルを徹底する。」(廃棄物対策)などの平均点が、4.5の評価であり、良好に実施されていきました。一方、「タブレット・プロジェクターを利用するなどし、ペーパーレスで会議を開催する。」(省資源対策)、「マイバッグを持参し、レジ袋の使用を控えるよう努める。」(省資源対策)などは、平均点が4未満であり、実施状況に課題がありました。(表52参照)

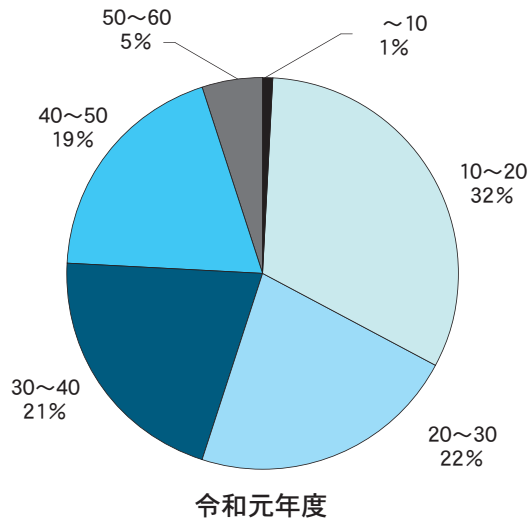
表52 各対策項目における実施状況

| 対策項目 | 実施状況が特に良好な項目 | 実施状況に課題がある項目 |
|----------|---|---|
| | 平均点が4.5以上 | 平均点が4.0未満 |
| 省エネルギー対策 | ◆“COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。 | ◆OA機器等を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。なお、退庁時及び出張時にはACアダプターをコンセントから抜く。 |
| | ◆ブラインドやカーテンを適切に利用し、冷暖房効果を高める。 | |
| | ◆各職場の最終退出者は、必ずすべてのOA機器の電源断、照明の消灯を確認し退出する。 | ◆電気ポットやコーヒーメーカー等の多電力消費機器は、沸騰後速やかにプラグを抜き、保温機能を使わないなど、使用上の工夫を行う。 |
| | ◆残業時や休日出勤時の執務室の照明は、必要箇所以外は点灯しない。 | |
| | ◆会議室、更衣室、倉庫、給湯室、トイレなど断続的に使用する箇所の照明は、使用後は必ず切るとともに、晴天時の窓際、事務室内の未使用スペースの照明は消灯する。 | |
| 省資源対策 | ◆コピー用紙の使用量を月単位で把握・記録する。 | ◆タブレット・プロジェクターを利用するなどし、ペーパーレスで会議を開催する。 |
| | ◆紙類専用の回収ボックスを各課に設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙をすべて収集し、リユースやリサイクルに努める。 | ◆マイバッグを持参し、レジ袋の使用を控えるよう努める。 ◆書類等の保存には、セキュリティに充分留意し、電子媒体を積極的に活用する。 ◆文書管理システム等によりペーパーレス化を推進するとともに、電子化の徹底により資料の共有化を図る。 |
| 廃棄物対策 | ◆分別回収ボックスを事務室等に適切に配置し、スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビン及び雑紙も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底 | ◆環境月間にあわせ、市内各公民館で「ごみ減量・リサイクル関連行事」を行う。 |
| | ◆コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、回収・リサイクルを徹底する。 | ◆公民館講座や町内会及び小中学校への出前講座を積極的に実施し啓発に努める。 |
| | ◆OA機器や家電製品、自動車等を廃棄物として処理する際は、関係法令の規定に基づき、適正に処理・リサイクルを行う。 | ◆市民に対し、広報紙やホームページ及び新聞、テレビ等マスコミを活用して、循環型社会の構築に関する情報提供に努める。 |
| その他の取組 | ◆廊下等については、利用箇所の実態や照度の確保等を勘案した上で、不要な照明の間引きや消灯を行う。 | ◆家庭から排出される「生ごみ」を削減するため、市民に対し生ごみ処理機やコンポスト容器の積極的な利用を呼びかける。 ◆岡山市が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、岡山市が後援等をする民間団体等のイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。 |

今後の温室効果ガス排出量の削減のためには、職員一人ひとりの環境意識の向上と取組の徹底がますます必要となってくることからも、組織の特性に応じて、課題のある項目を所掌する担当員を任命し、取組率の向上を図るための具体的な手順を定め、それを職場全体に周知する等の対策を強化していく必要があります。

一方、各課等における取組項目数については、岡山市環境保全行動計画の推進手順で定められている10項目以上取り組んでいる課等は、全体の99%と良好に実施されています。（図59参照）

図59 各課等での取組項目数



(3) 「岡山市もったいない運動」の取組状況

本市では、「もったいない」を合い言葉として、全職員と市民、事業者が参加と協働により、環境に配慮したライフスタイルや環境保全活動の輪が市内全体に広がっていくことを目指す、「岡山市もったいない運動」を推進しています。

令和元年度においては、次の各事項に取り組むことにより、市役所自身の環境保全行動の一層の徹底を図りました。

① 「もったいない運動」の取組強化

各課等の単位で、エネルギー・コピー用紙使用量及び可燃ごみ排出量の、月単位での把握・記録・報告を行い、自主的に資源・エネルギーの削減を行う取組を「もったいない運動」として、平成19年度より行っています。従来はすべての組織・施設における取組強化を先導するため、重点的に推進体制の強化を図る施設（重点取組施設）として本庁舎、分庁舎及び保健福祉会館並びに温室効果ガス排出量の多い18施設を指定して取組を行って来ました。

平成22年度から、この取組を市役所の全ての組織に拡大し、取組の強化を行っています。

また、平成30年度から、とくに増加傾向にあるコピー用紙使用量の削減を推進するため、定期的に使用量を確認し、都度、使用方法の見直

しを行うこととしました。

② 庁内放送による啓発

環境月間である6月に庁内放送によって、業務に使用していない照明・パソコン等の電源切断や、クールビズ、ウォームビズによる省エネルギー、また、コピー用紙の両面使用や消耗品は必ず使い切る等の省資源を徹底するよう職員に呼びかけました。

(4) 組織や項目別の主な取組

① E S C O事業

E S C O事業は、市有施設での省エネルギーを推進する有効な手法と考えられ、平成21年度に実施した岡山市E S C O事業導入可能性調査に基づき、岡山ふれあいセンターで事業を実施することに決定し、事業者の公募及び選定を行いました。平成23年度に改修工事を行い、平成24年4月からサービスを開始しています。令和元年度の実績報告として、エネルギー使用量を27.7%削減、光熱水費を16,412（千円）削減しました。また、会陽の里においても、平成24年度に事業者との契約、改修工事を実施しました。

② グリーン購入

岡山市では、環境物品等の購入を積極的に推

進することにより、市自らが発生させる環境負荷を低減させ、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指すため、平成14年度に「グリーン購入基本方針」を策定し、特定調達品目及びその判断基準等の見直しを毎年度行っています。令和元年度においては、令和元年10月に第17回目の改定を行い、250品目（うち公共工事関連物品50品目）を特定調達品目として指定しました。

③ 市有施設における再生可能エネルギー導入状況

岡山市では平成28年度に「第2次岡山市環境基本計画(改訂版)」を策定し、市有施設への太陽光発電システムの設置件数を成果指標に設定しています。市有施設への率先導入による「見える化」を図り、太陽光エネルギーの普及をめざしています。令和元年度末における再生可能エネルギーの導入件数は、108件となっています。

④ 職員の環境意識の向上（様々な機会、手法による情報提供に努めた）

職員一人ひとりの環境意識の向上のため、次の事項に取り組みました。

- ア 省エネや省資源等の取組強化に関する庁内放送の実施
- イ 庁内LANを利用した環境行動に関する情報の提供
- ウ 職員階層別研修時における環境保全研修の実施（新規職員研修）
- エ 各課等の推進員等を対象とした全庁的な環境保全研修の実施
- オ 職員を対象としたエコドライブ講習会の実施

～【参考】～

各局室において取り組むべき環境保全行動の実施に関する指針

●危機管理室

- 1 O A機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。
- 2 コピーやプリンター用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 3 夏季にはブラインドなどにより日射をさえぎり、冬季には自然光を積極的に取り入れる。
- 4 「市有施設において職員が使用した弁当容器の処分方針」に基づき、リターナブル容器を利用する。
- 5 急発進・急ブレーキ・空ぶかし・不要物の積載防止等、エコドライブに努める。

●市長公室

- 1 “COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。
- 2 各職場の最終退出者は必ずすべてのO A機器の電源断、照明器具の消灯を確認し退出する。
- 3 複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2 in 1印刷とする。
- 4 コピーやプリンター用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 5 目的地や走行経路の渋滞状況を勘案し、合理的な走行ルートを選択に努める。

●総務局

- 1 「もったいない運動」集計システムへの記録・報告を徹底し、エネルギー使用量等の削減を図る。
- 2 ノー残業デーの徹底
- 3 水曜日の5時15分以降は主催会議を行わない。
- 4 用紙使用の削減に努める。会議資料は両面コピー又は裏面再利用とする。出席者数を事前に把握し、必要部数のみ印刷する。

●政策局

- 1 O A機器等の電気製品を使用しないときは、電源をこまめに切る。
- 2 コピーやプリンター用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- 3 マイカップ・マイボトル・マイ箸を使い、ごみを減らす。
- 4 使い捨て製品の使用を避け、詰め替え可能な製品の購入を積極的に行う。
- 5 急発進加速・急ブレーキ・空ぶかし・不要な荷物の積載をしない等、エコドライブに努める。
- 6 空調機器フィルターの定期的な清掃、吹出口や吸込口周辺の通風を確保する。

●財政局

- 1 昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等O A機器の電源を切る。
- 2 複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2 in 1印刷とする。

- 3 コピー・プリンター用紙を使用する際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を利用する。
- 4 マイバックを持参し、レジ袋を受け取らないようにする。
- 5 分別回収ボックスを利用し、スチール・アルミ缶・ペットボトル、ビン及び雑誌も含めた紙類などの資源化物のリサイクル回収を徹底する。
- 6 燃費を向上させるやさしい発進「ふんわりアクセル『eスタート』」を実施する。

●市民生活局

- 1 始業前、昼休み、時間外勤務中など不要な照明は消す、OA機器類はこまめに電源を切るか、省電力モードにする、最終退出者は消灯等の確認を行うなど、電力使用を必要最低限にする。
- 2 コピー用紙の裏面再利用を積極的に行うとともに、ミスプリント・ミスコピーの防止を徹底し、パソコンでの資料確認や縮小印刷を推進し、用紙の使用量削減に努める。
- 3 会議資料は両面コピーを基本とする。差し支えない場合は会議資料にも裏面再利用を取り入れる。出席者を事前に把握し必要部数のみ印刷する。
- 4 分別回収・リサイクル回収を徹底し、廃棄物の削減に努める。
- 5 「ノー残業デー」を徹底する。
- 6 文房具等事務用品の有効活用を図り、使える資源を無駄にしない。
- 7 「岡山市グリーン購入基本指針」に基づいてグリーン購入を推進する。

●市民協働局

- 1 コピー用紙使用量削減に向け、両面コピー、裏面活用、コピー機設定の確認等の省資源対策を徹底する。
- 2 室内の電気等の使用量削減を目指し、就業前後・昼休み等の不要な照明を消灯し、パソコンの電源を切るなどの省エネルギー対策を徹底する。
- 3 "COOL BIZ (クールビズ)"や"WARM BIZ (ウォームビズ)"等、時季に合わせた服装にする。
- 4 購入する事務用品及び外注印刷物等については、可能な限り「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- 5 ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に努める。

●北区役所

- 1 就業終了時刻2時間後の時点で執務している職員は、再度、周りの状況を点検し、不要な照明及びOA機器の電源を切る。
- 2 昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- 3 OA機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。
- 4 売店等で物品等を購入する際は、マイバッグを持参し、レジ袋等の使用を控えるよう努める。

●中区役所

- 1 両面コピーや不要になった用紙の裏面活用をしたり、会議にはプロジェクターを活用したりするなど、コピー用紙使用量の削減を図る。
- 2 ノーネクタイや重ね着といった"COOL BIZ (クールビズ)"や"WARM BIZ (ウォームビズ)"等、

時期に合わせた服装にする。

- 3 近距離の出張は、自転車や徒歩により行う。市外出張は公共交通機関等を利用するよう努める。

●東区役所

- 1 節電に努める。

[具体的な取組] 不要箇所の消灯、O A 機器不使用時の電源切断

- 2 コピー用紙使用量の節減に努める。

[具体的な取組] 両面コピー、裏面再利用、2 in 1 印刷

- 3 ごみの分別を徹底する。

[具体的な取組] 分類ボックスの設置

●南区役所

- 1 ノーネクタイや重ね着といった“COOL BIZ (クールビズ)”や“WARM BIZ (ウォームビズ)”等、時期に合わせた服装にする。
- 2 施設の冷暖房については、利用者に配慮しながらも、過度な運転にならないように温度管理を行う。
- 3 両面コピーや不要になった用紙の裏面活用をしたり、会議にはプロジェクターを活用するなど、コピー用紙使用量の削減を図る。
- 4 雑紙も含めた紙などの資源ごみの分別・リサイクルを徹底する。

●保健福祉局

- 1 省エネルギー対策

- ・庁舎、施設でのエネルギー使用量の節減に努める。

具体例・・・不要な照明の消灯、使用後のO A 機器等の電源断。時間外勤務の縮減に努める。

各施設や設備等の管理している部署は、一層の運転方法の改善を図る。

クールビズやウォームビズ等、時季に合わせた服装にする。

健康に支障のない限り、近くの階は階段を利用する。

- 2 省資源対策

- ・事務、事業活動を行う中で、紙、消耗品等の使用の削減に努める。

具体例・・・両面コピー、裏面コピーによるコピー用紙使用量の削減

文書管理システムの電子起案を利用し、ペーパーレス化の推進

文具消耗品の適切な在庫管理を行い、余分な在庫を保管しない。

文具消耗品は必ず使い切るようにする。

物品を購入する際は、マイバッグ持参を心掛ける。

- 3 廃棄物対策

- ・庁舎、施設で発生する廃棄物の削減に努める。

具体例・・・分別回収、リサイクル回収、不用品活用掲示板の活用

備品は、修繕等により、長時間利用を心掛ける。

弁当は、リターナブル容器を利用する。

- 4 もったいない運動に基づく取組強化・徹底

- ・コピー用紙使用量の確実な把握

具体例・・・重点取組施設は、システムへの確実な入力。それ以外の部署は、調査票への確実な入力。
コピー用紙が増加している場合は、その理由を点検

●岡山っ子育成局

1 省エネルギー対策

- ・不要な照明及びO A機器等の電源断
- ・クールビズやウォームビズ等、時季に合わせた服装にする。
- ・健康に支障のない限り、近くの階（上り3階、下り4階）は、階段を使用し、エレベーターの使用を抑制する。

2 省資源対策

- ・コピーやプリンター使用の際、両面コピー・使用済み用紙の裏面を使用によるコピー用紙使用量の削減。
- ・専用の回収ボックスを各課に設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙をすべて収集し、リユースやリサイクルに努める。
- ・文具等の消耗品の適切な在庫管理を行い、必ず使い切るようにする。

3 廃棄物対策

- ・分別回収やリサイクル回収に努める。

4 グリーン購入対策

- ・文房具及び事務用品等の購入は、再生材を使用している製品を積極的に購入する。

5 公用車による自動車公害防止対策

- ・公用車利用の際は、不要なアイドリングを停止・急発進・急ブレーキ等、エコドライブに努める。
- ・近距離の外出は、徒歩や自転車の利用に取り組む。

●環境局

テーマ 資源エネルギー循環型業務を徹底追求し、ごみゼロを目指す。

- 1 執務室の照明は、始業前、昼休み、残業時等において、不要なものは消灯するとともに、O A機器不使用時の電源の切断をする。また、最後に退出する者は、電気の消灯等の確認をするなど節電に努める。
- 2 コピー機使用に際しては、ミスコピーの防止に努め、両面コピーを原則とし、コピー用紙の節約に努める。プリンター印字では、事務的にさしつかえない場合は、使用済み用紙の裏面に印字し、紙を無駄にしないように努める。
- 3 事務用品、印刷物等を発注する際には、リサイクル製品や古紙パルプ配合率の高い用紙を積極的に使用し、またリサイクル可能な製品を優先的に購入する。
- 4 ごみの分別を徹底し、リサイクル可能なものがごみとして排出されないようにする。
- 5 自動車の運転については、経済速度を遵守し、不要なアイドリングを停止し、急加速急発進等を行わないで、無駄な燃料の消費を避けることはもちろん、仕業点検等により、常に公用車を良好な状態にすることにより、排気ガス等の排出を抑制するよう努める。

●産業観光局

- 1 昼休み、残業時等の不要な照明の消灯、O A機器不使用時の電源の切断により節電に努める。

- 2 ミスコピーの防止に努め、可能な限り両面コピー、両面印刷及び使用済み用紙の裏紙使用を実施する。
- 3 会議資料の簡素化、資料の電子化、ファイリングシステムによる資料の共有化で省資源対策に努める。
- 4 印刷物には古紙パルプ配合率を明記し、古紙パルプ配合率が高い再生紙を積極的に購入する。
- 5 事務用品等の購入時には、再生材を使用しているものやリサイクル可能な製品を積極的に購入する。
- 6 車の運転時には不要なアイドリングを停止し、経済速度による走行に努める。
- 7 事務用品の無駄遣いをせず、最後まで利用する。また、丁寧に扱い、長期再利用に努める。

●都市整備局

1 省エネルギー対策

照明や各種電気機器についての節電を徹底する。

◇具体的な取組

- ・昼休み時間帯は、市民サービスや業務実施に支障がある場合を除き、執務室照明の消灯やパソコン・プリンター等OA機器の電源を切る。
- ・“COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。
- ・OA機器等の電気製品を、外出等により長時間使用しない際は、電源をこまめに切る。なお、退庁時及び出張時にはACアダプターをコンセントから抜く。
- ・各職場の最終退出者は必ずすべてのOA機器の電源断、照明器具の消灯を確認し退出する。
- ・公務効率の向上等により、毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底をはじめとした時間外勤務の縮減に取り組み、就業時間以降の消灯、節電に努める。

2 省資源対策

文書の電子化によりペーパーレス化を推進すると共に、コピー用紙についても徹底した再利用、リサイクルに努める。

◇具体的な取組

- ・複数頁にわたるコピーや印刷物等は、目的・内容・用途等に応じて、原則として両面コピー・両面印刷・2 in 1印刷とする。
- ・コピーやプリンタ用紙の使用の際、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を使用する。
- ・使用済み封筒は積極的に再利用する。また、庁内会議では、封筒を配布しないと同時に、職員以外が参加する会議・講習会においても、可能な限り封筒を使用しないことに努める。
- ・文書のやりとりには、庁内LAN（掲示板・ライブラリ・E-mail）を積極的に活用し、むやみなプリントアウトを避ける。

3 廃棄物対策

再利用可能な資源の循環型活用に努める。

◇具体的な取組

- ・分類回収ボックスを事務室内に適切に配置し、ごみ箱は1係1個とする。
- ・スチール・アルミ缶、ペットボトル、ビンなどのリサイクル回収を徹底する。
- ・上記以外で、雑紙も含めた紙などの資源ごみの分別を実施する。

4 グリーン購入対策

事務用品は再生品を使用するとともに、エコマーク商品・グリーンマーク商品の積極的な使用に努め

る。

◇具体的な取組

- ・購入する用紙類又は外注印刷物等に使用する用紙類については、「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- ・使い捨て製品の使用を避け、詰め替え可能な製品の購入を積極的に行う。

5 エコイベント対策

イベント自体の楽しさや開催目的を損なうことなく、環境に配慮した取組を実施する。

◇具体的な取組

- ・ごみ箱（分別ボックス）を最小限とするよう工夫し、参加者にはごみの持ち帰りを呼びかけるなどのごみの減量化に努める。

6 公用車による自動車公害防止対策

燃費向上をはじめ、効率的な公用車の運行を心がける。

◇具体的な取組

- ・不要なアイドリングの停止を徹底する。
- ・近距離の出張は、自転車や徒歩により行い（推奨：片道2 km以内）、それ以外は公共交通機関等を利用するように努める。

7 施設の維持・管理、公共工事における環境負荷低減対策

公共工事に伴って排出される様々な環境負荷の低減に努める。

◇具体的な取組

- ・敷地内や室内等の緑化に努める。
- ・建設残土については、残土の発生抑制や工事間での利用に努める。また余剰残土については、改良プラントに持ち込み、他事業等での有効利用に努める。
- ・施設等の設置に際しては、光熱水費等の維持管理費の軽減や、将来、取り壊す場合等に考慮した設計に努める。

8 職員の環境意識の向上

環境保全に関する情報等の収集、提供に努めるとともに、全職員あわせて対策に取り組む。

◇具体的な取組

- ・各課等の課別行動計画の重点的取組事項を、職員及び来庁市民がわかりやすい場所に掲示する。

●下水道河川局

1 省エネルギー対策

- ・昼休み・残業時間等の不要な照明の消灯を徹底するとともに、廊下等については、不要な照明の間引きや消灯を行う。また、近くの階への移動については、階段利用を奨励する。
- ・OA機器電源の不使用时におけるこまめな切断を行う。
- ・水処理施設等の増設・改築にあたっては、維持管理費のコスト縮減を図る観点からも、積極的に省エネルギー型機器・装置の導入を図る。

2 省資源対策

- ・コピー用紙使用量の削減に向け、両面コピー、裏面コピー、コピー機設定の確認等の省資源行動を徹底する。

3 廃棄物対策

- ・雑紙も含めた紙などの資源ごみの分別・リサイクルを徹底する。
- ・市有施設において職員が使用する弁当容器は、リターナブル容器とする。
- ・下水汚泥のリサイクルを徹底する。

4 自動車公害防止対策

- ・公用車の経済的・効率的利用を図り、公共交通機関の利用が合理的な時はこれによるとともに近距離の出張は、自転車や徒歩により行うよう努める。

●会計管理室

- 1 昼休みや残業時に、執務室の不要な照明・O A機器の消灯に努める。また、執務室の最終退出者は、消灯確認を行う。
- 2 原則、両面コピーとする。積極的に裏紙を再利用し、印刷前のプレビュー確認によりミスプリントの防止に努める。
- 3 グリーン購入法に適合する事務用品の購入に努める。
- 4 リサイクル可能なごみの分別を徹底する。

●水道局

- 1 コピー用紙及び印刷用紙の使用量を抑制するため、会議資料の簡素化、両面コピーの徹底、使用済み用紙の裏面利用を徹底する。
- 2 ごみの排出段階での分別を徹底し、リサイクルを推進する。
- 3 各職場の最終退室者は、必ず全てのO A機器の電源断、照明器具の消灯を確認し、退出する。
- 4 近くの階（上り3階、下り4階）は、階段を利用する。
- 5 庁舎等の室内温度を冷房時28.0℃、暖房時20.0℃に設定する。
- 6 O A機器や電気製品の省エネルギー機能を活用し、待機電力の削減に努める。
- 7 不要なアイドルリングの停止を徹底する。
- 8 毎週水曜日のノー残業デーの徹底など、時間外勤務の縮減に取り組み、就業時間以降の省エネルギーに努める。
- 9 水源かん養林のための施策を推進するとともに、水源や河川の自然環境を守るための啓発活動に取り組む。
- 10 水道局独自のEMSの取組の維持及び改善。

●市場事業部

- 1 太陽光発電システムの設置、LED照明への変更（ローエネルギー管理棟）の効果を最大限に発揮するため、省エネルギーに配慮して、時期に合わせた服装をし、不要なLED照明の消灯、O A機器不使用時の電源切断等により、更なる節電に努める。
- 2 ミスコピーの防止に努め、可能な限り両面コピー、両面印刷を実施する。また、古紙パルプ配合率が高い再生紙を積極的に使用する。
- 3 ゴみの分別・リサイクルをより一層推進する。
- 4 電気自動車を優先的に使用するほか、公用車の運転時にはエコドライブによる走行に努める。また、電気自動車急速充電器（無料、24時間充電可能）の利用促進PRを行い、電気自動車普及に貢献する。

●消防局

- 1 昼休み・夜間において消灯・OA機器の電源を切る等、省エネルギー対策に努める。
- 2 ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に努める。
- 3 印刷物の作成は必要最低限とし、両面コピー・裏面活用し、省資源行動に努める。
- 4 公用車の運行に際しては、不要なアイドリングを停止し、燃料消費量の抑制に努める。
- 5 文房具・事務用品は、責任者が適切な在庫管理を行い、使用者は必ず使い切る。

●議会事務局

- 1 議会棟内の電気等の使用量削減のために、就業前後・昼休み等の不要な照明の消灯を出来る限り実施する。
- 2 事務局内において、コピー・印刷のために使用する用紙量の削減のために、両面コピーや裏面活用の励行、事前に必要部数の確認を行い無駄なコピー等を行わないようにするなど、省資源化に向けた努力を日常的に実施する。
- 3 古紙・段ボールなどの再資源化が可能なものの分別や、缶やビンのリサイクル回収を徹底し、局内で発生する廃棄物総量の削減を目指す。
- 4 省エネ運転の励行や、可能な限りの公共交通機関等の利用により、自動車による公害を極力防止する。
- 5 環境に関する研修会等の機会の積極的な活用、職員個々の自己研鑽による環境情報の会得など、職員の環境意識の向上に向けた取り組みを推進する。

●選挙管理委員会事務局

- 1 省エネルギー対策の取り組み
 - ・昼休み、事務室内の未使用スペースの照明の消灯、パソコンの電源を切る。
- 2 省資源対策の取り組み
 - ・ミスコピーやミスプリンターの防止に努める。
 - ・コピーの使用を極力抑える。
- 3 廃棄物対策の取り組み
 - ・雑紙に分類処理できる紙ゴミのリサイクル回収を徹底する。
- 4 グリーン購入対策の取り組み
 - ・事務用品の購入時に、古紙パルプ配合率やリサイクル度を確認して利用する。
- 5 公用車による自動車公害防止対策の取り組み
 - ・目的地が近距離ならば、なるべく公用自転車を利用する。
 - ・停車時は必ずエンジンを切る。
- 6 職員の環境意識の向上の取り組み
 - ・環境保全の情報を職員に周知し、環境意識の共有化を図る。

●監査事務局

- 1 昼休み、就業時間外の事務室内の照明は支障のない範囲で消灯する。
- 2 会議開催等において、クールビズ、ウォームビズ等に合わせた服装での開催を案内する。
- 3 コピー等に際し、用紙の両面使用に努めるとともに、業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面を

使用する。また、会議等の資料作成にあたっては無駄なコピー等を行わない。

- 4 毎週水曜日の「ノー残業デー」を徹底する。
- 5 省エネ運動、廃棄物対策を通じて、環境保全への取り組み、意識啓発に努める。

●人事委員会事務局

- 1 執務室内の照明は、昼休みや業務終了後、業務に支障がある場合を除き消灯し、節電に努める。
- 2 「ノー残業デー」を徹底し、就業時間以降の消灯、節電に努める。
- 3 専用の回収ボックスを設置し、ミスコピー用紙や不要となった用紙を収集し、リユースやリサイクルに努める。
- 4 雑紙などの資源化物の分別を徹底する。
- 5 文房具及び事務用品等の購入は、可能な限り「岡山市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものを選択する。
- 6 “COOL BIZ（クールビズ）”や“WARM BIZ（ウォームビズ）”等、時期に合わせた服装にする。

●農業委員会事務局

- 1 ごみの分別を徹底し、雑誌をゴミ箱に捨てないようにする。
- 2 昼休み・残業時の不要な照明の消灯等、節電を徹底する。
- 3 コピーや印刷物の作成に際しては、両面コピー、両面印刷に努めるほか、使用済み用紙の裏面活用やミスコピー紙のリサイクルなど、省資源を徹底する。

●教育委員会

- 1 省エネルギー
 - ・執務室の照明は、昼休み・残業時において、不要な箇所は消灯する。
 - ・出先施設の冷暖房については、利用者に配慮しながらも、過度な運転にならないように温度管理を行う。
- 2 省資源
 - ・用紙使用量の削減のため、両面コピーや不要になった用紙の裏面活用を積極的に行う。
 - ・文具等の消耗品については、各課ごとに一括管理するとともに、使い切るまで使用を徹底する。
- 3 職員の意識向上
 - ・各職員が日常的に環境保全に対する取り組みを意識するように、各職場において、朝礼・掲示等による周知を行う。

資料編

1. 環境基準等一覧表
2. 環境保全行政組織・機構（令和2年4月1日現在）
3. 市有施設太陽光等発電量一覧表
（1）太陽光発電量 （2）その他の発電量
4. 市域温室効果ガス排出量
5. 環境保全年表
6. 用語解説
7. 岡山市環境保全条例

1. 環境基準等一覧表

大気汚染に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準について (S.48.5.8 環告 25, H.8.10.25 環告 73 改正現在)

二酸化窒素に係る環境基準について (S.53.7.11 環告 38, H.8.10.25 環告 74 改正現在)

| 物質 | 二酸化いおう | 二酸化窒素 | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 光化学オキシダント |
|--------|---|--|---|---|----------------------|
| 環境上の条件 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |

備考 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について (H.9.2.4 環告 4, H.30.11.19 環告 100 改正現在)

| 物質 | 環境上の条件 |
|------------|---------------------------------------|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |

(3) 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について (H.21.9.9 環告 33)

| 物質 | 環境上の条件 |
|---------|---|
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、一日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 |

騒音に係る環境基準 (H.10.9.30 環告 64)

(1) 道路に面する地域以外の地域

| 区分 | 類型 AA | 類型 A | 類型 B | 類型 C |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 昼間 6:00～22:00 | 50 デシベル以下 | 55 デシベル以下 | 55 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |
| 夜間 22:00～翌 6:00 | 40 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | 45 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

(2) 道路に面する地域

| 区分 | 類型 A | | 類型 B | | 類型 C | |
|-----------------|----------------------|--|----------------------|--|----------------|--|
| | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | | 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | | 車線を有する道路に面する地域 | |
| 昼間 6:00～22:00 | 60 デシベル以下 | | 65 デシベル以下 | | 65 デシベル以下 | |
| 夜間 22:00～翌 6:00 | 55 デシベル以下 | | 60 デシベル以下 | | 60 デシベル以下 | |

幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の基準を適用する。

昼間：70 デシベル以下 夜間：65 デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は道路端から20mの範囲を指します。

備考 個別の住居等において騒音の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間：45 デシベル以下、夜間：40 デシベル以下)によることができる。

(3) 新幹線鉄道 (S.50.7.29 環告 46)

| 地域の類型 | 基準値 |
|-------|-----------|
| I | 70 デシベル以下 |
| II | 75 デシベル以下 |

(参考) 岡山市内における当てはめ地域

○道路に面する地域以外の地域、道路に面する地域 (H24.3.29 市告 269)

| 地域の類型 | 類型 A | 類型 B | 類型 C |
|------------------------------|---|---------------------------------|---------------------------------|
| 岡山市 (岡山市御津支所管内及び建部支所管内以外の地域) | 第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 | 第一種住居地域 第二種住居地域 用途地域以外の地域 | 近隣商業地域 準工業地域 商業地域 工業地域 |
| 岡山市御津支所管内及び建部支所管内 | 御津新庄及び御津矢原の各一部 | | 地域の類型 A 以外の地域 |

○新幹線鉄道 (S50.4.15 県告 338)

| 地域の類型 | 当てはめ地域 |
|-------|---|
| I | 地域の類型の当てはめをする地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び用途地域以外の地域 |
| II | 地域の類型の当てはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

水質汚濁に係る環境基準

(1)人の健康の保護に関する環境基準

水質汚濁に係る環境基準について (S.46.12.28 環告 59、H31.3.20 環告 46 号改正現在)

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|-----------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム | 0.003mg/l以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/l以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | トリクロロエチレン | 0.01mg/l以下 |
| 鉛 | 0.01mg/l以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/l以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/l以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/l以下 |
| 砒素 | 0.01mg/l以下 | チウラム | 0.006mg/l以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/l以下 | シマジン | 0.003mg/l以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/l以下 |
| P C B | 検出されないこと | ベンゼン | 0.01mg/l以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/l以下 | セレン | 0.01mg/l以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/l以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/l以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/l以下 | ふっ素 | 0.8mg/l以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/l以下 | ほう素 | 1mg/l以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/l以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/l以下 | | |

備考 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2)要監視項目及び指針値

H21.11.30 環境省水・大気環境局長通知 (環水大土発第 091130004・環水大土発第 091130005)

| 項目 | 指針値 | 項目 | 指針値 |
|-------------------|-------------|--------------|--------------|
| クロロホルム | 0.06mg/l以下 | フェノブカルブ | 0.03mg/l以下 |
| トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l以下 | イプロベンホス | 0.008mg/l以下 |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.06mg/l以下 | クロルニトロフェン | - |
| p-ジクロロベンゼン | 0.2mg/l以下 | トルエン | 0.6mg/l以下 |
| イソキサチオン | 0.008mg/l以下 | キシレン | 0.4mg/l以下 |
| ダイアジノン | 0.005mg/l以下 | フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06mg/l以下 |
| フェントロチオン | 0.003mg/l以下 | ニッケル | - |
| イソプロチオラン | 0.04mg/l以下 | モリブデン | 0.07mg/l以下 |
| オキシシン銅 | 0.04mg/l以下 | アンチモン | 0.02mg/l以下 |
| クロロタロニル | 0.05mg/l以下 | 塩化ビニルモノマー | 0.002mg/l以下 |
| プロピザミド | 0.008mg/l以下 | エピクロロヒドリン | 0.0004mg/l以下 |
| E P N | 0.006mg/l以下 | 全マンガン | 0.2mg/l以下 |
| ジクロルボス | 0.008mg/l以下 | ウラン | 0.002mg/l以下 |

(3)生活環境の保全に関する環境基準（河川）

水質汚濁に係る環境基準について（S.46.12.28 環告 59、H31.3.20 環告 46 改正現在）

(ア)河川（湖沼を除く）

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|--------------------------------------|-----------------|----------------------|-------------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素 要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 1mg/l以下 | 25mg/l以下 | 7.5mg/l以上 | 50MPN/ 100ml以下 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上8.5以下 | 2mg/l以下 | 25mg/l以下 | 7.5mg/l以上 | 1,000MPN/ 100ml以下 |
| B | 水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上8.5以下 | 3mg/l以下 | 25mg/l以下 | 5mg/l以上 | 5,000MPN/ 100ml以下 |
| C | 水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの | 6.5以上8.5以下 | 5mg/l以下 | 50mg/l以下 | 5mg/l以上 | — |
| D | 工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの | 6.0以上8.5以下 | 8mg/l以下 | 100mg/l以下 | 2mg/l以上 | — |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上8.5以下 | 10mg/l以下 | ごみ等の浮 遊が認めら れないこと | 2mg/l以上 | — |

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

(イ)河川（湖沼を除く）

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|----------------|------------------|--------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩 |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生育する水域 | 0.03mg/l 以下 | 0.001mg/l 以下 | 0.03mg/l 以下 |
| 生物特 A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄 に掲げる水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域 | 0.03mg/l 以下 | 0.0006mg/l 以下 | 0.02mg/l 以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 育する水域 | 0.03mg/l 以下 | 0.002mg/l 以下 | 0.05mg/l 以下 |
| 生物特 B | 生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/l 以下 | 0.002mg/l 以下 | 0.04mg/l 以下 |

備考 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(4)生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

水質汚濁に係る環境基準について（S.46.12.28 環告 59, H31.3.20 環告 46 改正現在）

(ア)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|----------------------------------|-----------------|----------------------|-----------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 生物化学的酸素 要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 1mg/l以下 | 1mg/l以下 | 7.5mg/l以上 | 50MPN/ 100ml以下 |
| A | 水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 3mg/l以下 | 5mg/l以下 | 7.5mg/l以上 | 1,000MPN/ 100ml以下 |
| B | 水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの | 6.5以上8.5以下 | 5mg/l以下 | 15mg/l以下 | 5mg/l以上 | - |
| C | 工業用水2級 環境保全 | 6.0以上8.5以下 | 8mg/l以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/l以上 | - |

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(イ)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|---|-----------|-------------|
| | | 全窒素 | 全りん |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/l以下 | 0.005mg/l以下 |
| II | 水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/l以下 | 0.01mg/l以下 |
| III | 水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/l以下 | 0.03mg/l以下 |
| IV | 水産2種及びVの欄に掲げるもの | 0.6mg/l以下 | 0.05mg/l以下 |
| V | 水産3種 工業用水 農業用水 環境保全 | 1mg/l以下 | 0.1mg/l以下 |

- 備考
1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(ウ)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|------------|--------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域 | 0.03mg/l以下 | 0.001mg/l以下 | 0.03mg/l以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/l以下 | 0.0006mg/l以下 | 0.02mg/l以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域 | 0.03mg/l以下 | 0.002mg/l以下 | 0.05mg/l以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/l以下 | 0.002mg/l以下 | 0.04mg/l以下 |

(エ)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

| 類型 | 項目 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 | |
|-----|----|--|------------|--|
| | | | 底層溶存酸素量 | |
| 生物1 | | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 4.0mg/l 以上 | |
| 生物2 | | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 3.0mg/l 以上 | |
| 生物3 | | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/l 以上 | |

備考 基準値は、日間平均値とする。

(5)生活環境の保全に関する環境基準（海域）

水質汚濁に係る環境基準について（S.46.12.28 環告 59, H31.3.20 環告 46 改正現在）

(ア)海域

| 類型 | 項目 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----|----|------------------------------------|-----------------|-----------------------|---------------|-----------------------|-------------------------|
| | | | 水素イオン濃度 (pH) | 化学的酸素 要求量 (COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) |
| A | | 水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 2mg/l 以下 | 7.5mg/l 以上 | 1,000MPN/ 100ml 以下 | 検出されないこと |
| B | | 水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 3mg/l 以下 | 5mg/l 以上 | — | 検出されないこと |
| C | | 環境保全 | 7.0 以上 8.3 以下 | 8mg/l 以下 | 2mg/l 以上 | — | — |

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

(イ)海域

| 類型 | 項目 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----|----|---|------------|-------------|
| | | | 全窒素 | 全りん |
| I | | 自然環境保全及びⅡ以下の欄 に掲げるもの（水産2種及び 3種を除く） | 0.2mg/l 以下 | 0.02mg/l 以下 |
| Ⅱ | | 水産1種 水浴及びⅢ以下の 欄に掲げるもの（水産2種及 び3種を除く） | 0.3mg/l 以下 | 0.03mg/l 以下 |
| Ⅲ | | 水産2種及びⅣの欄に掲げる もの（水産3種を除く） | 0.6mg/l 以下 | 0.05mg/l 以下 |
| Ⅳ | | 水産3種 工業用水 生物生息環境保全 | 1mg/l 以下 | 0.09mg/l 以下 |

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(ウ)海域

| 類型 | 項目 | 水生生物の生息状況の適応性 | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 |
|------|----|---|-------------|---------------|--------------------------|
| 生物A | | 水生生物の生育する水域 | 0.02mg/l 以下 | 0.001mg/l 以下 | 0.01mg/l 以下 |
| 生物特A | | 生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/l 以下 | 0.0007mg/l 以下 | 0.006mg/l 以下 |

(エ)海域

| 類型 | 項目 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|------|----|--|------------|
| | | | 底層溶存酸素量 |
| 生物 1 | | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 4.0mg/l 以上 |
| 生物 2 | | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 3.0mg/l 以上 |
| 生物 3 | | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/l 以上 |

備考 基準値は、日間平均値とする。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準について (H.9.3.13 環告 10、H31.3.20 環告 54 号改正現在)

| 項目 | 基準値 |
|----------------|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/l 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/l 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/l 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/l 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/l 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| P C B | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/l 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/l 以下 |
| クロロエチレン | 0.002mg/l 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/l 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/l 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/l 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/l 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/l 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/l 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/l 以下 |
| チウラム | 0.006mg/l 以下 |
| シマジン | 0.003mg/l 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/l 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/l 以下 |
| セレン | 0.01mg/l 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/l 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/l 以下 |
| ほう素 | 1mg/l 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/l 以下 |

備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準について(H.3.8.23 環告 46、H31.3.20 環告 48 号改正現在)

| 項目 | 環境上の条件 | | 項目 | 環境上の条件 溶出試験 |
|--------------|---------------|--------------------------|----------------|----------------|
| | 溶出試験 | 全量試験 | | |
| カドミウム | 0.01mg/l 以下 | 米0.4mg/kg 以下 農用地について | 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | — | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/l 以下 |
| 有機りん | 検出されないこと | — | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/l 以下 |
| 鉛 | 0.01mg/l 以下 | — | トリクロロエチレン | 0.03mg/l 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/l 以下 | — | テトラクロロエチレン | 0.01mg/l 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/l 以下 | 15mg/kg 未満農用地(田)の土壌について | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/l 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/l 以下 | — | チウラム | 0.006mg/l 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | — | シマジン | 0.003mg/l 以下 |
| P C B | 検出されないこと | — | チオベンカルブ | 0.02mg/l 以下 |
| 銅 | — | 125mg/kg 未満農用地(田)の土壌について | ベンゼン | 0.01mg/l 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/l 以下 | — | セレン | 0.01mg/l 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/l 以下 | — | ふっ素 | 0.8mg/l 以下 |
| クロロエチレン | 0.002mg/l 以下 | — | ほう素 | 1mg/l 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/l 以下 | — | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/l 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/l 以下 | — | | |

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1l につき 0.01、0.01、0.05、0.01、0.0005、0.01、0.8 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1l につき 0.03、0.03、0.15、0.03、0.0015、0.03、2.4 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、H.3 環告 46 に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

ダイオキシン類に係る環境基準

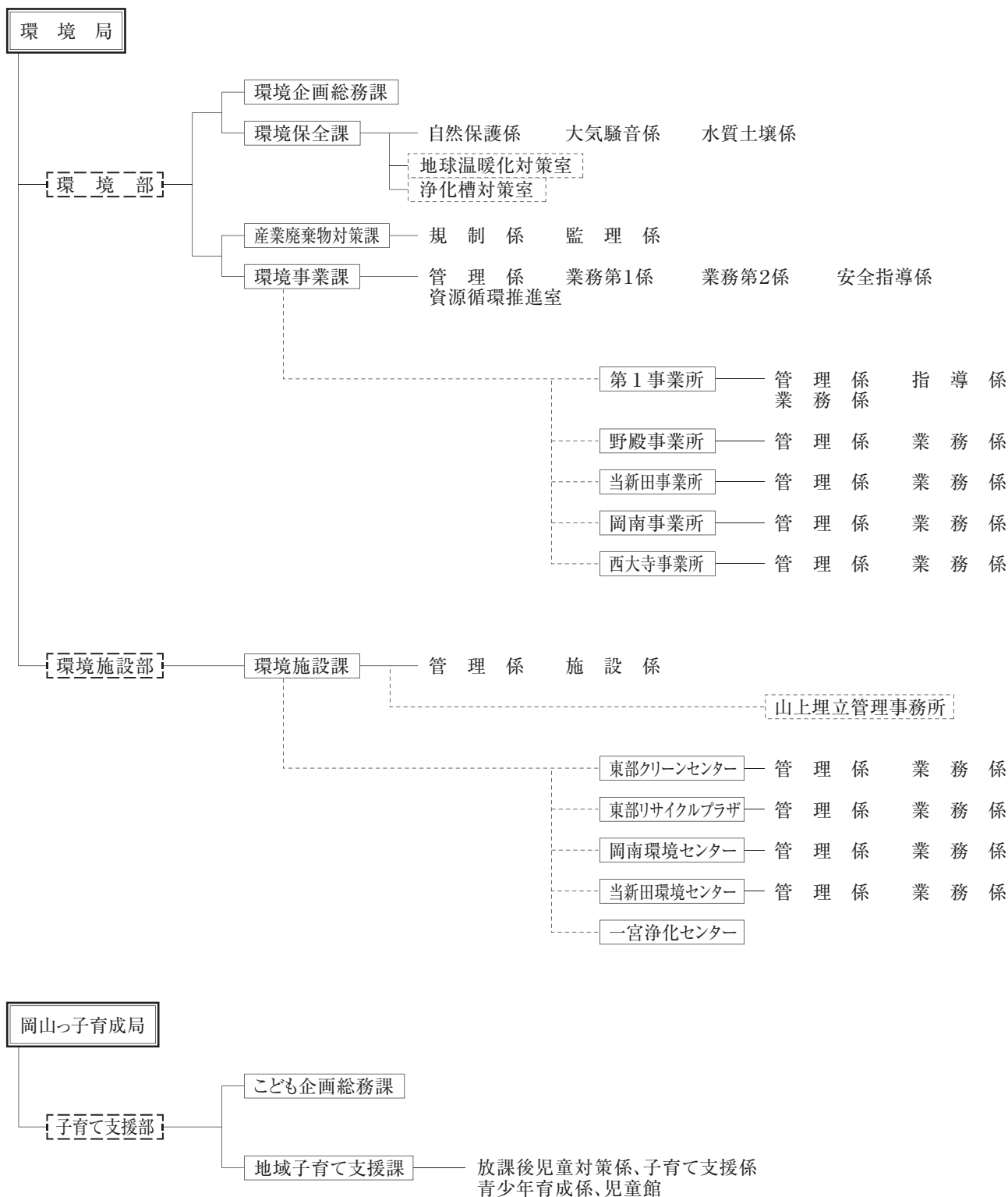
ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(H.11.12.27 環告 68、H.21.3.31 環告 11 改正現在)

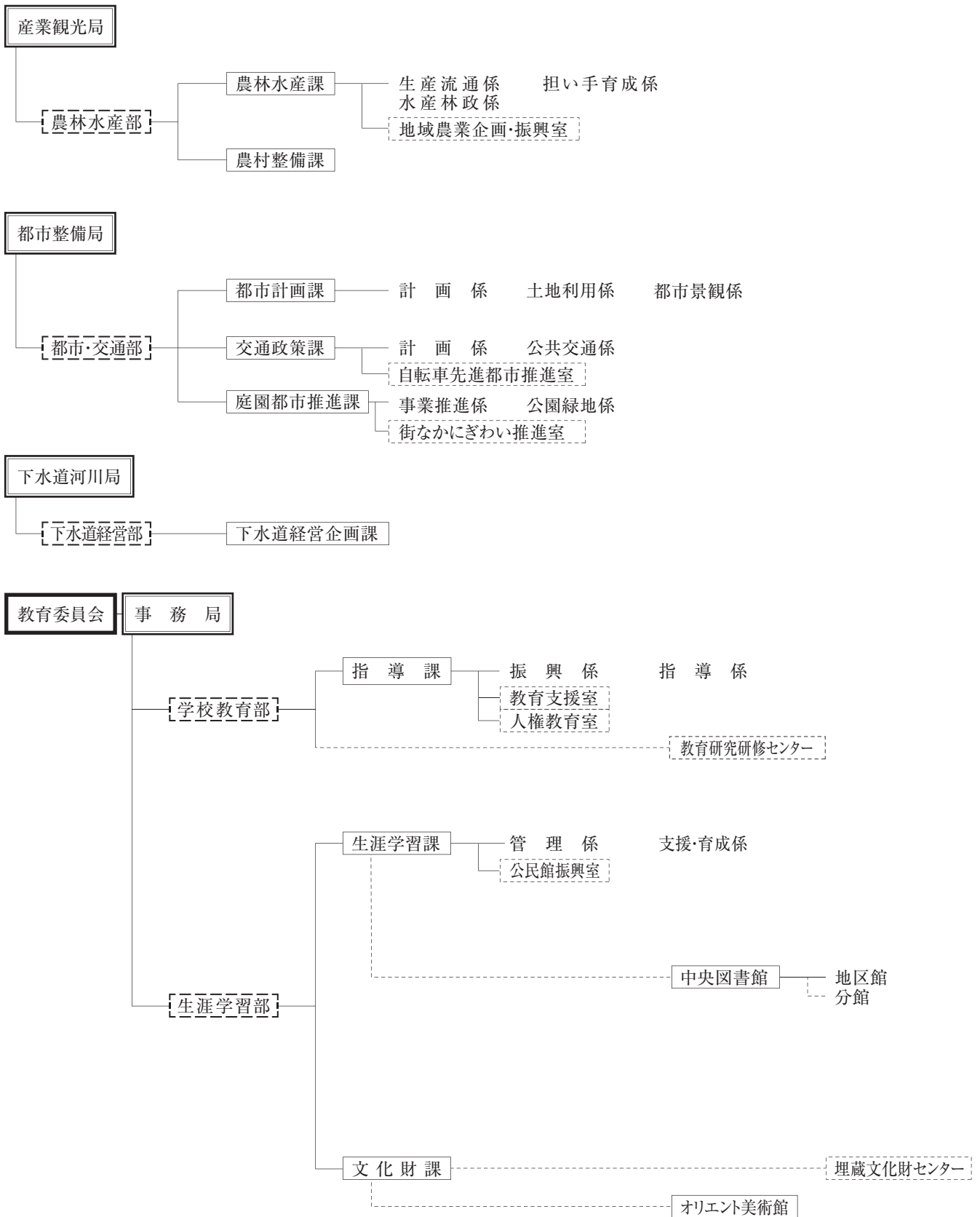
| 媒体 | 基準値 |
|---------------|------------------------------|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/ m ³ 以下 |
| 水質(水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/L 以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g 以下 |
| 土壌 | 1000pg-TEQ/g 以下 |

備考

1. 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる計測方法を除く。以下、「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定する場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

2. 環境保全行政組織・機構（令和2年4月1日現在）





○ 備考

機構図中

 は局相当組織を、 は審議監級相当組織を、 は部相当組織を、 は課相当組織を、 は課内室相当組織を、枠無しは係相当組織をそれぞれ表す。

3. 市有施設太陽光等発電量一覧表

(1)太陽光発電量

| 施設名 | 設置年度 | 出力(kw) | 令和元年度 発電量(kwh) |
|--------------------|------|--------|-------------------|
| 上道学校給食センター | H5 | 10.0 | 7,981 |
| 旭東浄水場 | H6 | 1.0 | 故障中 |
| 貝殻山駐車場公衆便所(市民憩いの森) | H7 | 1.0 | 不明 |
| 城東台小学校 | H10 | 4.6 | 不明 |
| 中山認定こども園 | H14 | 5.2 | 11,221 |
| 御津郷土歴史資料館・交流プラザ | H14 | 30.0 | 14,907 |
| 福祉交流プラザ建部 | H14 | 3.2 | 3,439 |
| ウェルポートなださき | H15 | 3.3 | 不明 |
| 中央小学校 | H17 | 3.3 | 不明 |
| 灘崎認定こども園 | H19 | 10.0 | 不明 |
| 錦認定こども園 | H19 | 10.0 | 不明 |
| おもちゃの宿(めだかの学校内) | H19 | 12.9 | 15,036 |
| 竹枝小学校 | H19 | 18.4 | 5,281 |
| 建部町B&G海洋センター | H19 | 18.6 | 19,510 |
| ほのほの荘 | H19 | 12.9 | 13,649 |
| 福寿苑 | H19 | 9.2 | 10,204 |
| 西消防署 | H20 | 10.0 | 13,280 |
| 西大寺緑花公園 百花プラザ | H20 | 20.0 | 21,608 |
| 市役所本庁舎 | H21 | 20.0 | 20,898 |
| 南方岡山中央認定こども園 | H21 | 10.0 | 故障中 |
| 市庁舎低層棟 | H21 | 20.0 | 20,898 |
| 三野浄水場 | H22 | 30.0 | 37,956 |
| 中消防署 | H22 | 10.0 | 不明 |
| 西小学校 | H22 | 3.5 | 1,458 |
| 岡北中学校 | H22 | 5.1 | 6,512 |
| 吉備中学校 | H22 | 5.1 | 6,493 |
| 操南中学校 | H22 | 5.1 | 6,290 |
| 富山中学校 | H22 | 5.1 | 2,982 |
| 旭東中学校 | H22 | 5.1 | 6,175 |
| 上道中学校 | H22 | 5.1 | 5,911 |
| 妹尾中学校 | H22 | 5.7 | 6,821 |
| 芳泉中学校 | H22 | 5.1 | 6,686 |
| 芳田中学校 | H22 | 5.1 | 6,377 |
| 藤田中学校 | H22 | 5.1 | 不明 |
| 福浜中学校 | H22 | 5.3 | 不明 |
| 福渡保育園 | H22 | 10.0 | 10,731 |
| 岡山後楽館中・高等学校 | H23 | 20.0 | 不明 |
| 建部町文化センター | H23 | 30.0 | 26,777 |
| 中央卸売市場 | H23 | 40.0 | 55,312 |
| 福島コミュニティハウス | H23 | 5.0 | 6,496 |
| 今出張所 | H23 | 5.0 | 6,984 |
| 瀬戸中学校体育館 | H23 | 3.7 | 1,999 |
| 瀬戸町図書館 | H23 | 4.0 | 不明 |
| 金川地区コミュニティハウス | H24 | 5.0 | 6,229 |
| ウェルポートなださき | H24 | 10.0 | 12,793 |
| 太伯認定こども園 | H24 | 10.0 | 13,416 |
| 宇野保育園 | H24 | 10.0 | 0 |
| 東部クリーンセンター(事務所棟) | H24 | 40.0 | 46,491 |
| 神崎緑地プラザ | H24 | 4.0 | 4,626 |
| 浅越スポーツパーク | H24 | 10.0 | 11,537 |
| せのお病院 | H24 | 46.0 | 58,288 |
| 御南中学校 | H24 | 5.0 | 不明 |
| 建部認定こども園 | H24 | 10.0 | 11,902 |
| 古都コミュニティハウス | H25 | 5.0 | 7,264 |
| 南区役所 | H25 | 20.0 | 25,799 |
| 西ふれあいセンター | H25 | 15.3 | 20,587 |
| 六区保育園 | H25 | 10.0 | 12,756 |

| | | | |
|------------------|-----|--------|-------------|
| 番町分署 | H25 | 15.0 | 19,743 |
| 福島小学校 | H25 | 5.0 | 9,704 |
| あしもり学園 岡山市立足守中学校 | H25 | 5.2 | 4,789 |
| 適応指導教室トラングラー宮 | H25 | 14.0 | 不明 |
| 高田コミュニティハウス | H25 | 10.0 | 11,436 |
| 山上環境啓発施設 | H26 | 11.0 | 0 |
| 北ふれあいセンター | H26 | 20.0 | 27,669 |
| 旧足守分室 | H26 | 10.5 | 13,727 |
| 東区役所 | H26 | 20.0 | 27,632 |
| たけべ八幡温泉 | H26 | 10.0 | 12,554 |
| 西大寺小学校 | H26 | 45.0 | 56,843 |
| 伊島小学校 | H26 | 30.0 | 34,704 |
| 芳田小学校 | H26 | 30.0 | 39,147 |
| 瀬戸中学校 | H26 | 40.0 | 52,410 |
| 岡山市立市民病院 | H26 | 110.0 | 120,405 |
| 西部リサイクルプラザ | H26 | 150.0 | 167,071 |
| 承芳ふれあい広場 | H26 | 31.6 | 30,851 |
| 瀬戸町カヌー艇庫 | H27 | 28.6 | 25,832 |
| 建部浄化センター | H27 | 47.6 | 44,642 |
| 南ふれあいセンター | H27 | 10.0 | 13,115 |
| 北消防署 | H27 | 10.0 | 13,640 |
| 竜之口小学校 | H27 | 15.0 | 13,536 |
| 操山中学校 | H27 | 15.0 | 19,919 |
| 吉備公民館 | H27 | 20.0 | 不明 |
| 山上最終処分場 | H27 | 2000.0 | 2,917,348 |
| 中区役所 | H28 | 20.0 | 25,476 |
| 駅元町北自転車駐車場 | H28 | 20.0 | 26,300 |
| 水道局本庁舎 | H28 | 20.0 | 31,244 |
| 北消防署建部出張所 | H28 | 10.0 | 6,319 |
| 西消防署高松出張所 | H28 | 10.0 | 10,849 |
| 西小学校 | H28 | 49.8 | 58,371 |
| 岡北中学校 | H28 | 35.0 | 42,309 |
| 桑田中学校 | H28 | 45.0 | 58,026 |
| 岡輝中学校 | H28 | 45.0 | 不明 |
| 灘崎コミュニティハウス | H28 | 4.5 | 4,411 |
| 迫川コミュニティハウス | H28 | 4.5 | 4,049 |
| 岡西公民館 | H28 | 13.8 | 17,722 |
| 岡輝公民館 | H28 | 28.9 | 38,028 |
| 一宮公民館 | H29 | 12.6 | 16,041 |
| 鹿田小学校 | H29 | 45.5 | 60,149 |
| 小串小学校 | H29 | 10.0 | 7,235 |
| 甲浦認定こども園 | H29 | 10.0 | 不明 |
| 興除認定こども園 | H29 | 5.0 | 14,456.7 |
| 伊島認定こども園 | H30 | 10.0 | 14,738.1 |
| 高島小学校 | H30 | 4.1 | 10,538 |
| 操山公民館 | H30 | 10.0 | 12,397 |
| 岡東浄化センター | H30 | 615.0 | 823,060 |
| 東山斎場 | R1 | 20.0 | 41 |
| 岡山市営駅南駐車場(待合所) | R1 | 3.0 | 令和2年度より稼働開始 |
| 宇野認定こども園 | R1 | 10.0 | 令和2年度より稼働開始 |
| 今認定こども園 | R1 | 10.0 | 令和2年度より稼働開始 |
| 鹿田認定こども園 | R1 | 10.0 | 令和2年度より稼働開始 |
| 旭竜認定こども園 | R1 | 5.0 | 令和2年度より稼働開始 |

(2)その他の発電量

| 施設名 | 設置年度 | 出力(kw) | 令和元年度 発電量(kwh) |
|------------|------|--------|-------------------|
| 東部クリーンセンター | - | 12,100 | 40,172,570 |
| 岡南環境センター | - | 1,700 | 8,282,750 |
| 当新田環境センター | - | 1,960 | 10,077,690 |
| 西大寺小水力発電所 | H26 | 110 | 不明 |

4. 市域温室効果ガス排出量

(単位：千t-CO₂)

| 区 分 | | 平成28年度 (確定値) | 平成29年度 (暫定値) | 増減量 | 増減率 |
|-----------|--------|-----------------|-----------------|-------|--------|
| 二酸化炭素 | 産業部門 | 2,136 | 1,976 | △ 160 | △ 7.5% |
| | 民生家庭部門 | 805 | 798 | △ 7 | △ 0.9% |
| | 民生業務部門 | 1,492 | 1,539 | 47 | 3.2% |
| | 運輸部門 | 1,373 | 1,384 | 11 | 0.8% |
| | 廃棄物部門 | 127 | 128 | 1 | 0.1% |
| 小計 | | 5,933 | 5,825 | △ 108 | △ 1.8% |
| メタン | | 65 | 63 | △ 2 | △ 3.1% |
| 一酸化二窒素 | | 44 | 52 | 8 | 18.2% |
| 代替フロン等4ガス | | 172 | 179 | 7 | 4.1% |
| 小計 | | 281 | 294 | 13 | 4.6% |
| 合 計 | | 6,214 | 6,119 | △ 95 | △ 1.5% |

5. 環境保全年表

| | | |
|----|-----|---|
| 昭和 | 36. | 岡山市公害対策審議会設置 |
| | 39. | 衛生部保健衛生課に公害係設置 |
| | 41. | 「岡山市公害防止条例」制定、公害審議会設置 |
| | 42. | (国)「公害対策基本法」施行 |
| | 43. | (国)「大気汚染防止法」、「騒音規制法」施行 |
| | 44. | 「騒音規制法」の指定地域となる |
| | 45. | 衛生局に公害課設置 岡山市公害対策本部設置 大気汚染測定局稼動開始 |
| | 46. | (国)「水質汚濁防止法」の施行 「大気汚染防止法」の政令市となる 岡山市緑化条例を制定 |
| | 47. | 岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 (国)「悪臭防止法」施行 |
| | 48. | 主要工場等と公害防止協定締結開始 「岡山市公害防止条例」全面改正 正儀・江並・上南・興除測定局を県センターに接続、テレメータ化する |
| | 49. | 「水質汚濁防止法」の政令市となる 「岡山市公害防止条例の規制基準等に関する規則」制定 |
| | 50. | 「悪臭防止法」の指定地域となる |
| | 51. | (国)「振動規制法」施行 |
| | 52. | 岡山市大気汚染監視センター設置、大気汚染測定局7局を本市センターに接続、テレメータ化する 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域あてはめ |
| | 53. | 自動車排出ガス測定局稼動開始 「振動規制法」の指定地域となる 「岡山市中小企業公害防止施設補助金交付要綱」施行 (国)「N O ₂ 環境基準」改正 |
| | 54. | (県)「岡山県環境影響評価指導要綱」施行 新幹線鉄道騒音に係る障害防止対策助成事務に関する協定を国鉄と締結 |
| | 55. | (県)「COD 総量削減計画」公告 |
| | 56. | (県)「岡山県自然海浜保全地区条例」施行 (国)「COD 総量規制」全面施行 (国)「騒音規制法」の指定地域の拡大(市街化調整区域を地域指定) |
| | 57. | 宝伝海水浴場が自然海浜保全地区に指定される 環境水質自動測定局稼動開始 |
| | 58. | 発生源水質測定局稼動開始 「岡山市内に生息する川魚展」等の環境月間行事を開始 気象観測局を金山から高倉山に移設 |
| | 59. | (県)「岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱」制定 (国)「湖沼水質保全特別措置法」施行 (県)「拡声器等による暴騒音規制条例」施行 |
| | 60. | 「雄町の冷泉」が名水百選に選ばれる 騒音に係る環境基準の地域類型のあてはめ(岡山市他9市1町) (国)「湖沼水質保全特別措置法」に窒素・燐の排出基準が追加される 「水辺教室」事業開始 児島湖が湖沼法の指定湖沼に指定され湖沼法の政令市となる 「どこまで見える青空観察コンテスト」実施 |
| | 61. | 岡山市の河川環境指標決定 「川や海をきれいにするための標語コンクール」募集 |

| | | |
|----|-----|---|
| 昭和 | 61. | 「ウォークラリーふるさとの水辺教室」「親子まちの探検隊」事業開始 |
| | 62. | (県)「児島湖に係る湖沼水質保全計画」策定 (県)「児島湖における窒素・燐の環境基準暫定目標」設定 (県)湖沼特定事業場に係るCOD汚濁負荷量規制基準設定 「水質浄化ポスター」事業開始 (県)COD総量規制基準改正 児島湖流域清掃大作戦事業開始(西川) 児島湖流域水質浄化推進員制度創設 「岡山の川・児島湖パネル展」「スターウォッチング星空の街コンテスト」開始 岡山市一般廃棄物処理基本計画策定(昭和63年3月) |
| | 63. | 公害課から環境保全課に課名変更 「小型合併浄化槽設置整備補助事業」開始 「環境教室水生生物編」「水に係わる写真コンクール」「ふるさとの環境教室」開催 |
| 平成 | 元. | 「音に係わるポスターコンクール」開催 岡山市河川環境管理計画策定構想発表 公害監視テレメータシステム更新 (国)特定建設作業に係る規制基準の改正 「近隣騒音市民意識調査」実施 「岡山市の水辺に対する意識調査」実施 (国)「水質汚濁防止法」に有害物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを追加 (国)「水質汚濁防止法」に地下浸透規制を追加 (国)「大気汚染防止法」の特定粉じんに石綿を追加 2. (国)航空機騒音に係る環境基準の類型設定 (国)「水質汚濁防止法」に生活排水対策の推進を追加 「岡山県合併処理浄化槽普及促進協議会」設立 3. (県)「岡山県児島湖環境保全条例」公布 (国)COD総量規制基準改正(第三次総量規制) 岡山市全域が生活排水対策重点地域に指定される 「岡山市ごみ非常事態宣言」が発令される 4. 「地球環境問題ポスターコンクール」事業開始 「岡山市ごみ非常事態宣言」を平成6年3月まで延長 「岡山市水辺環境計画」策定 「岡山市緑のマスタープラン」策定 (国)「水質汚濁防止法」3条3項の上のせ排水基準改正、児島湖流域の20t/日以上に基準適用 岡山市ホタルの里事業開始 (国)廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行 電気自動車導入(公害パトロールカー) 岡山市一般廃棄物処理基本計画策定(平成5年3月) 5. 児島湖流域環境保全実践モデル地区指定開始 「岡山市一般廃棄物処理基本計画」策定 「岡山市都市緑化推進基本計画」策定 「騒音規制法」の環境基準の指定地域拡大(無指定地域を追加) (国)「水質汚濁防止法」の海域に係る排水基準に窒素・燐を追加 (国)「環境基本法」施行 6. (国)「水質汚濁防止法」の有害物質に13項目追加 曹源寺周辺環境整備事業実施 「地球温暖化対策地域推進計画」策定 「岡山県公害防止条例」及び「岡山県児島湖環境保全条例」の一部が市に事務移管 |

| | |
|-------|---|
| 平成 6. | <p>「身近な環境調査」開始 ホタルの里活動団体連絡会議事業開始</p> |
| 7. | <p>「平成7年度全国生活排水対策重点地域指定市町村連絡協議会総会」が岡山市にて開催 (国) こどもエコクラブ発足 (国) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」公布 岡山市一般廃棄物処理基本計画策定(平成8年3月)</p> |
| 8. | <p>(国) 騒音・振動・悪臭の規制地域及び基準の告示 岡山市が「水の郷」として認定される 岡山市環境美化条例公布(10/1施行) 「岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」策定 「岡山市ごみ非常事態宣言」解除 瀬戸内海環境保全特別措置法の政令市となる 「『身近な環境づくり』移動パネル展と移動水族館」開始 (国) 水質汚濁防止法に地下水の浄化措置及び油に係る事故等の措置が追加される 岡山市児島湖流域環境保全推進員ブロック会議(計5ブロック)事業開始 (国) 第四次COD総量削減計画が定められる 「親子わくわくかんきょうかん」事業開始 (国) COD総量規制(第四次)基準値が改正される (県) 岡山県公害防止条例(水質関係)の地下浸透を禁止する物質にPCBなど16物質が追加される (県) 岡山県環境基本条例を制定 「岡山市環境計画検討会中間報告書」公表 岡山市環境計画策定協議会設置 「こどもエコクラブinおかやま」開催</p> |
| 9. | <p>おまちアクアガーデン開園 自然体験リーダー養成講座開始 (国) 地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定される (国) 大気汚染防止法施行令の一部改正により、有害大気汚染物質として、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンが指定される。また、建築物の解体等に伴う石綿飛散防止に係る所要の措置が追加される 4公民館において「ハールポップすい星観察会」実施 (国) 「環境影響評価法」公布 岡山県において清流保全総合指針(おかやま清流ガイドライン)が策定され、西川・枝川用水路が「おかやまの清流」に選定される 「高島・旭竜地区エコミュージアムモデル事業」開始 (国) 気候変動枠組条約第3回締約国会議開催、同会議京都議定書採択 「中学高校環境研究発表会」事業開始 「児島湖ミステリーツアー」実施 本市で「第22回公害苦情相談員ブロック会議(中四国)」開催</p> |
| 10. | <p>「地球を守るこどもエコクラブ展」開催 「岡山市環境基本計画」策定 (県) 海域(児島湾及び牛窓地先)の全窒素及び全燐に係る水質環境基準の水域類型が指定される 「岡山市公害対策本部」を廃止し、「岡山市環境基本計画推進本部」を設置する 岡山市有害化学物質対策連絡会議の設置 「グリーン購入フォーラムin岡山」開催 「ストップ!地球温暖化パネル展」事業開始</p> |
| 11. | <p>本市で「第4回瀬戸内海環境保全市民講座」開催 西大寺地区で魚の大量死発生調査実施 岡山市公害監視テレメータシステム更新</p> |

| | |
|--------|--|
| 平成 11. | <p>本市保健福祉会館が国の総合環境ゾーン・モデル事業の拠点施設のひとつに指定される (国) 騒音に係る環境基準について、騒音レベルの指標が等価騒音レベルに変更され、施行 岡山市産植物目録を発刊する 機構改革により、環境管理係が環境調整室となり自然公園、省エネ・省資源の事務が加 わる また、公害監視センターが環境情報センターに名称変更される</p> |
| 12. | <p>操山公園里山センター開館 (国) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 (県) 岡山県環境影響評価等に関する条例を制定 (国) ダイオキシシン類対策特別措置法施行 「岡山市自動車公害防止計画」策定 「岡山市環境保全条例」公布 岡山市環境保全審査会設置 (国) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律 (グリーン購入法)」公布 (国) 「循環型社会形成推進基本法」公布 中四国環境教育ミーティング 2000 の開催 岡山市環境保全条例施行規則を制定</p> |
| 13. | <p>岡山市公害の規制基準等に関する規則の改正 環境事業局から環境局に名称変更し、保健福祉局から環境保全部門の移管を行い、環境 保全課を廃止し、環境調整課及び環境規制課を設置 環境総務課浄化槽係が環境規制課に浄化槽対策室として移管される 環境パートナーシップ事業開始 「岡山市環境保全行動計画 (地球温暖化部門)」の策定 エコボランティア事業アダプト・プログラム合同調印式の開催 環境未来都市 E X P O 2001 (幕張メッセ) への出展 ユネスコ加盟 50 周年記念事業「みんなで取り組む環境づくりおかやま」の開催 「かおり風景 100 選」に「吉備丘陵の白桃」(岡山市ほか) が選ばれる 環境省選定「重要湿地 500」に「岡山平野のスイゲンゼニタナゴ生息地」「永江川河口」 の 2 地点が選ばれる</p> |
| 14. | <p>岡山市一般廃棄物処理基本計画策定 (平成 13 年 12 月) グリーンカンパニー講習会の開催 市長に、岡山市環境保全審査会が「岡山市における希少野生生物保護のあり方について (中 間報告)」を答申 岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例を制定 環境規制課浄化槽対策室が下水道局に移管され、水質係が水質・浄化槽係に名称変更される 「岡山市グリーン購入基本方針」を策定 「ヨハネスブルグ・サミットに向けた岡山会議」の開催 「岡山市環境保全行動計画 (全体)」策定 ヨハネスブルグ・サミットのサイドイベント「Educating for a Sustainable Future : Action, Commitments and Partnerships」への参加 (国) 「スイゲンゼニタナゴ」が種の保存法の国内希少野生動植物種に指定される 環境パートナーシップ交流会の開催 市民共同発電事業開始 (中山保育園におひさま発電所 1 号機を設置) ユネスコ本部へ「Save the Earth Citizens Registration Rally」の提案 岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例施行規則の制定 「クリーンエネルギーフェア」の開催</p> |
| 15. | <p>(国) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」公布 (国) 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」公布 (国) 「自然再生推進法」施行 (国) 「土壌汚染対策法」施行</p> |

| | |
|--------|--|
| 平成 15. | <p>「岡山市地域新エネルギービジョン」策定 「全国生活排水対策重点地域指定市町村中国ブロック会議」開催 「今保水質自動測定局」休止 市長に、岡山市総合政策審議会・汚水処理施設整備検討委員会が「持続的な発展が可能な岡山市の汚水処理施設整備の基本的な指針の策定について」を最終答申 環境経営セミナーの開催 市長に、岡山市環境保全審査会が「岡山市における希少野生生物保護のあり方について」を答申</p> |
| 16. | <p>「岡山市環境保全条例」を改正し、「生物多様性保全」、「緑の保全」追加 「岡山市エコイベント実施要綱」施行 「市有施設において職員が使用した弁当容器の処分方針」策定 (国)「アユモドキ」が種の保存法の国内希少野生動物種に指定される</p> |
| 17. | <p>(国)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」施行 (国)「京都議定書」発効 「岡山市環境基本計画」改定 「岡山E S D プロジェクト」策定 「環境づくり活動ステップアップ支援事業」開始 (国)「国連持続可能な開発のための教育の10年」開始 山南、上南一般環境大気測定局、庭瀬、清輝自動車排出ガス測定局を廃止 岡山地域が国連大学のR C Eに指定される 岡山市環境保全条例に基づき、「生物多様性保全基本方針」、「自然環境配慮ガイドライン」を決定し、「共生地区」を指定する 「岡山市景観基本計画」策定</p> |
| 18. | <p>市長に、岡山市環境保全審査会が「悪臭防止法に基づく臭気規制のあり方について」を答申 岡山市環境保全条例に基づき、「環境配慮届」の提出が義務づけられる 五明一般環境大気測定局、西祖自動車排出ガス測定局を設置 機構改革により、環境規制課が環境保全課となり、環境調整課を廃止し、環境管理係と自然保護係を環境保全課に移管する。併せて、合併浄化槽推進室も移管する。 (国)「大気汚染防止法」一部改正「アスベスト関連規制」強化 (国)「大気汚染防止法」一部改正「VOC 排出規制制度」追加 (国)「水質汚濁防止法」亜鉛含有量の排水基準値見直し 悪臭防止法に基づく規制方法を改正「臭気指数規制」施行 「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」策定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)の届出事務が岡山県から岡山市へ移行される 岡山市一般廃棄物処理基本計画策定（平成19年3月）</p> |
| 19. | <p>気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第4次評価報告書を発表 「岡山市美しいまちづくり、快適なまちづくり条例」施行 (国)「美しい星50（Cool Earth 50）」を発表 (国)「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」公布、施行 錦保育園におひさま発電所2号機を設置 「岡山市もったいない運動」の実施 E S D・環境活動発表交流会の開催</p> |
| 20. | <p>(国) 京都議定書で定められた削減目標の第一約束期間（H20～H24）に入る 地球温暖化対策を強化するため、環境保全課内に地球温暖化対策室を設置し、環境管理係を廃止する (国)「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 (国)「クールアース・デー」の創設 (国)「低炭素社会づくり実行計画」閣議決定</p> |

| | |
|--------|--|
| 平成 20. | <p>「岡山市環境保全行動計画（第Ⅱ期）」改訂 家庭ごみ有料化開始 「児島湖水質自動測定局・笹ヶ瀬水質自動測定局」休止 第5次岡山・倉敷地域公害防止計画策定 「岡山市地域省エネルギービジョン」の策定 ホタルの里事業を発展させ、「身近な生きものの里事業」開始</p> |
| 21. | <p>住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の開始 公共施設のE S C O事業導入可能性調査の実施 (国)「鳩山イニシアチブ」として1990年比で2020年までに25%削減を表明 (国)環境基準について、公共用水域1項目追加、地下水3項目追加、基準値の一部見直し 南方保育園太陽光発電システム稼働 (国)微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染に係る環境基準を定める 「岡山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画」策定</p> |
| 22. | <p>市庁舎太陽光発電システム稼働 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」施行 電気自動車普及促進事業の開始 福渡保育園におひさま発電所3号機を設置</p> |
| 23. | <p>「岡山市環境保全条例」を改正し、「第4章 環境の保全に関する審議会」を追加 「岡山市環境総合審議会」、「岡山市公害対策審議会」、「岡山市自然環境保全審議会」を設置 (国)「大気汚染防止法」ばい煙量等の測定結果の記録・保存の義務付け、測定結果の未記録等に対する罰則創設 (国)「水質汚濁防止法」事故時の措置の範囲の拡大、排出水等の測定結果の記録・保存の義務付け、測定結果の未記録等に対する罰則創設 (国)「再生可能エネルギー特別措置法」成立 「国連E S Dの10年最終年合会」の開催地が愛知県・名古屋市とともに岡山市に決定 「旧笹ヶ瀬局舎」解体撤去 「旧児島湖局舎」児島湾土地改良区へ譲渡 市立瀬戸町図書館におひさま発電所4号機を設置 「第2次岡山市環境基本計画」及び「岡山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定 (県)「カワバタモロコ」が岡山県希少野生植物保護条例の指定希少野生植物に指定される 岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定(平成24年3月)</p> |
| 24. | <p>機構改革によりE S D最終年合準備室を新設 (国)「水質汚濁防止法」有害物質(1,4-ジオキサン)、指定物質、特定施設の追加 (国)「水質汚濁防止法」地下水汚染の未然防止のための取組制度創設 江並局、東岡山局でPM2.5測定開始 騒音に係る環境基準の当てはめ地域を工業専用地域を除く市全域に拡大</p> |
| 25. | <p>南方局でPM2.5測定開始 建部保育園におひさま発電所5号機を設置 機構改革によりE S D世界会議推進局を新設 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が第5次評価報告書(第1作業部会)を発表 (国)「大気汚染防止法」特定粉じん排出等作業について作業基準等強化(平成26年6月1日施行)</p> |
| 26. | <p>(国)「エネルギー基本計画」閣議決定 「E S Dに関するユネスコ世界会議」関連会議として、「E S D推進のための公民館-C L C国際会議」「ユネスコスクール世界大会」「ユネスコE S Dユース・コンファレンス」「第9回グローバルR C E会議」「教師教育に関する国際会議」開催 「持続可能な開発のための教育の推進に関する条例」施行 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が第5次評価報告書(第2作業部会・第3作業部会・</p> |

| | | |
|----|-----|---|
| 平成 | 26. | <p>統合報告書) を発表 建部小学校及び西祖地区農業集落排水処理場でPM2.5測定開始(平成30年3月31日測定終了)</p> |
| | 27. | <p>(国) 温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年までに26%削減する目標を国連気候変動枠組み条約事務局に提出 (国) 「フロン排出抑制法」施行 (国) 新国民運動「COOL CHOICE」開始 機構改革により市民協働局ESD推進課を新設 「岡山ESDプロジェクト2015-2019基本構想」策定 ユネスコが「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」のキーパートナーの一つに岡山市を認定 (国) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(水銀排出規制) 公布(平成27年6月19日) 住宅・事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業の開始</p> |
| | 28. | <p>(国) 電力小売全面自由化の開始 (国) 「地球温暖化対策計画」閣議決定 (国) 「政府実行計画」閣議決定 環境情報センターが大気騒音係に統合 岡山市大気監視テレメータ室に改名(平成28年4月1日) 「岡山ESDプロジェクト」が2016年ユネスコ/日本ESD賞を受賞(平成28年10月11日日本国内で初受賞) (県) 「瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画」の変更(平成28年10月28日) 岡輝公民館に岡輝おひさま発電所を設置(平成28年11月) 岡西公民館に岡西おひさま発電所を設置(平成29年2月) (国) 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」閣議決定(平成29年3月3日) (県) 「児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画」の策定(平成29年3月30日) 「岡山市生活排水対策推進計画(第二期)」策定(平成29年3月) 「岡山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画」策定 「岡山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改訂)」策定(平成29年3月) 「岡山市生物多様性地域戦略」策定(平成29年3月) 「第2次岡山市環境基本計画(含地球温暖化対策実行計画)」策定(平成29年3月)</p> |
| | 29. | <p>(国) 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」公布(平成29年5月) 岡山市がユネスコ学習都市賞を受賞(平成29年9月18日、日本国内で初受賞) 旧今保環境水質測定局舎建物・土地売却(平成30年3月) 「岡山市環境影響評価条例」公布(平成30年3月20日)</p> |
| | 30. | <p>(国) 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」第1段階施行(平成30年4月) (国) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(水銀排出規制) 施行(平成30年4月1日) 南輝局、吉備局、西大寺局でPM2.5測定開始 岡山市が「SDGs未来都市」に選定される(平成30年6月) 高倉山気象観測局の廃止(平成31年3月31日) 「岡山市環境保全行動計画(第Ⅲ期)」策定(平成31年3月)</p> |
| | 31. | <p>(国) 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」第2段階施行(平成31年4月) 「岡山市環境影響評価条例」施行(平成31年4月1日)</p> |
| 令和 | 01. | <p>(国) 「浄化槽法の一部を改正する法律」公布(令和元年6月19日) 興除局でPM2.5測定開始、非メタン炭化水素の測定を終了 御津大気測定局で測定開始</p> |

6. 用語解説

【ア】

・アユモドキ

ドジョウ科の淡水魚。琵琶湖淀川水系と岡山県だけに生息。水路改良等の影響で近年生息数が激減。昭和52年に天然記念物指定。平成16年に種の保存法の国内希少野生動植物種に指定。絶滅危惧 I A類。

・RCE（持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点）

国連大学が持続可能な開発のための教育（ESD）を推進するために提唱している活動の一つ。公的・非公的機関のネットワークによりESDを推進するモデルとなるもの。2005年6月（平成16年）に開催された「国連大学－ユネスコグローバルセッションと持続可能な未来のための教育会議」で岡山など世界7地域が最初に認定された。（平成25年現在：117地域）

・ESD（持続可能な開発のための教育）

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルによる環境悪化や貧困の増大など弊害を招いた開発を反省し、将来にわたって、また地球規模の視点においても、あらゆる人々が自然環境などと共存できる持続可能な社会の達成を目指す教育のこと。

・石綿（アスベスト）

天然に産する鉱物群のうちで、高い抗張力と柔軟性をもつ特異な繊維状集合をなすもの。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の工業上の諸特性に優れているため、建材、電気製品、自動車などに利用されてきた。吸引により中皮腫等の健康被害を引き起こすとして規制されている。

大気汚染防止法でいう石綿は以下の6種類である。

クリソタイル（温石綿・白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、アンソフ

イライト（直閃石綿）、トレモライト（透角閃石綿）、アクチノライト（陽起石綿）

・一般廃棄物

産業廃棄物以外の固形状または液状の廃棄物。

市民の日常生活に伴うごみ、くみ取りし尿などの生活系廃棄物の他、事業系ごみの中で産業廃棄物に規定されない廃棄物。

・岡山市身近な生きものの里

身近な自然を大切にす地域づくりを目的として、「岡山市ホタルの里」事業を發展させ、平成20年度から行っている事業。足守、大井、下高田、福谷、高島・旭竜、曹源寺、山南、室山、竹枝、宇甘西、豊の11地区が認定され、地元の環境保全活動の支援等を行っている。

・SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

・オゾン層

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、われわれ生物を守っている。冷媒、洗剤、発泡剤などに使用されるCFC（いわゆるフロン）、HCFCなどオゾン層破壊物質は、いったん環境中に放出されると、成層圏まで達し、そこで強い紫外線を浴びて塩素を放出してオゾン層を破壊する。

その結果、地上に達する有害紫外線の照射量が増加し、皮膚がんの増加、生態系への悪影響などが生じるおそれがある。そのためモントリオール議定書により、CFCなどオゾン層破壊物質の生産は中止されたが、過去に生産された物質が相当量残されており、これらの回収が課題となっている。

【カ】

・環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。「家計簿」に記録することで金銭を巡る家庭の活動を把握・解析すると同様に、「環境家計簿」をつけることで金銭では表わせないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。

・環境基準

環境基本法第16条第1項により「人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」とされ、環境改善のための行政目標である。

・環境資源

暮らしを支える資源サービスとして環境の恵みを把握し、資源の持続で公平な供給と維持をめざす試みからみた場合の環境要素。

・環境大気常時監視

大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を継続的に測定すること。環境基準が設定されている二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）、二酸化窒素（NO₂）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）のほか、OxやPM_{2.5}の生成原因となる非メタン炭化水素（NMHC）について測定を実施している。

・外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれる正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。

・環境マネジメントシステム

正常な市場経済活動を維持しつつ環境保全を進めるため、企業が自主的判断により行う環境対策のシステム。環境マネジメントシステムの国際規

格としてISO14000シリーズ、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づくエコアクション21などがある。

・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された国連の組織。各国の政府から推薦された科学者の参加のもと、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。

・規制基準

排ガス、排出水、騒音値及び振動値などの規制が適用される事業場に対し、事業者等が遵守すべき基準として定められたものである。

・京都議定書

1997年（平成9年）12月に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択した、地球温暖化防止のための国際的な枠組。先進国に対する温室効果ガス排出量の削減目標値などが定められた。気候変動に関する国際連合枠組条約締約国の1990年（平成2年）における二酸化炭素総排出量のうち、55%以上を占める55か国以上の締約国が批准、承認等を行った後、90日目に発効される。2005年（平成16年）11月にロシアが批准したことにより、要件が満たされ、2006年（平成17年）2月に発効した。

・区域の指定の解除

要措置区域等の指定は、区域に指定された際の事由がなくなったときにはその指定が解除される。要措置区域において、汚染の摂取経路の遮断が行われた場合は、要措置区域の指定が解除され、形質変更時要届出区域に指定される。形質変更時要届出区域の指定が解除されるためには、基準に適合しない土壌が区域内に存在しなくなる必要がある。

・ COOL CHOICE（クールチョイス）

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のこと。

・ 形質変更時要届出区域

土壤汚染状況調査の結果、汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、土壤汚染の摂取経路がない区域。健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置は不要な区域。ただし、土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事等に届出の義務がある。

・ 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供する水路。

環境基準としては、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が定められている。

・ こどもエコクラブ

環境省が主管する小中学生なら誰でも参加できる環境活動のクラブ。岡山市内に5クラブ（平成25年度）

【サ】

・ 酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる酸性の降下物で、通常pH（水素イオン指数）5.6以下の雨が酸性雨とされている。欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や、森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっている。

・ 指定基準

土壤の汚染状態に関する基準として定められて

いる基準で、土壤汚染状況調査の結果、この基準に適合しない場合は要措置区域等に指定される。地下水摂取などによるリスクからは土壤溶出量基準が、直接摂取によるリスクからは土壤含有量基準が定められている。

・ 指定調査機関

土壤汚染状況調査を行うために環境大臣又は都道府県知事によって指定された調査機関のこと。土壤汚染対策法に基づく土壤汚染の調査は、指定調査機関のみが行うこととされている。

・ スイゲンゼニタナゴ

兵庫県千種川～広島県芦田川の山陽地方の河川のみ分布するタナゴの仲間。水路改良等で激減。平成14年に種の保存法の国内希少野生動植物種に指定。環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠA類。

・ 生活排水

台所、洗たく、し尿浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水をいう。

・ 生活排水処理人口

生活排水処理を、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び簡易沈殿槽などの生活排水処理施設で行う人口。

・ 絶滅危惧種

人為の影響の如何に係わらず個体数が異常に減少し、放置すればやがて絶滅すると推定されるもの。

・ 騒音レベル

音に対する人間の感じ方は音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベル（dB）で表す。実際には騒音計のA特性（聴感補正）で測定した値を騒音レベルとしてデシベル（A）又はdB（A）で表示する。

【夕】

・ダイオキシン類

ダイオキシン類は、主に廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、生殖毒性、催奇形性などの毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。

・地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇することをいう。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書によれば、21世紀末までに地球全体の平均気温が0.3～4.8℃上昇すると予測されている。

・天然記念物

わが国にとって学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの存する地域を含む）で、その保護保存を主務官庁から指定されたもの。

・TEQ（Toxicity Equivalency Quantity：毒性等量）

ダイオキシン類は異性体によって毒性が異なるため、測定値そのままでは毒性の評価をすることが出来ない。そのため、2,3,7,8-TCDD（2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン）の毒性を1とした係数（毒性等価係数、TEF (Toxicity Equivalency Factors)）を実測濃度に掛けた数値の合計のこと。

・特定有害物質

土壌や地下水に含まれることが原因で人の健康に被害を生ずるおそれのある有害物質として土壌汚染対策法施行令で定められた26物質のこと。

第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）、第二種特定有害物質（重金属等）、第三種特定有害物質（農薬等）があり、物質ごとに土壌溶出量基準や土壌含有量基準が設定されている。

【ハ】

・パリ協定

2015年12月にフランスのパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択した、2020年以降の地球温暖化対策を定めた気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。1997年に採択された京都議定書以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みであり、気候変動枠組条約に加盟する全196カ国全てが参加。

・ヒートアイランド

都市において、燃焼、冷暖房、自動車などの放熱や、大気汚染などの影響で周辺部との間に目立った温度差を生じる現象。

・PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している2.5 μm（1 μmは1mmの千分の1）以下の小さな粒子のこと。



（図：PMの大きさ（人髪や海岸細砂）との比較）

・ホタルの里

身近な水辺環境の保全のために平成4年度から地域指定していた制度だが、現在は、「岡山市身近な生きものの里」事業へ移行している。

【ヤ】

・要請限度

自動車騒音や道路交通振動が、この限度を超えて発生した場合には、生活環境が著しく害されるおそれがあるため、公安委員会等に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができる限度のこと。

・ **要措置区域**

土壤汚染状況調査の結果、汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、土壤汚染の摂取経路がある区域。健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域。

・ **要措置区域等**

土壤汚染状況調査の結果、その土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が指定基準を超過した場合に、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定される。これら2つの区域を合わせて要措置区域等という。

【ラ】

・ **緑化協定**

岡山市環境保全条例に基づき、大規模な団地、工場などと敷地内緑化について協定を結んでいる。

・ **レッドデータブック**

国際自然保護連合の種保存委員会が1960年代から出版している絶滅が心配される野生動植物の種や亜種のリスト。各国、地域別の同種のリストもレッドデータブックと呼ばれる。環境庁編のリストは、脊椎動物・無脊椎動物編が1991年に発行、植物編は1998年に完成。

7. 岡山市環境保全条例

平成12年3月22日

市条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針（第7条）

第2節 総合的推進のための施策（第8条—第12条）

第3節 効果的推進のための施策（第13条—第25条）

第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第26条）

第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

第1節 地球環境の保全（第27条・第28条）

第2節 生物多様性の保全（第29条—第29条の20）

第2節の2 緑の保全及び育成（第30条—第30条の19）

第3節 都市生活活動からの環境保全（第31条—第37条）

第4節 事業活動からの環境保全（第38条—第52条）

第4章 環境の保全に関する審議会（第52条の2—第52条の8）

第5章 雑則（第53条—第57条）

第6章 罰則（第58条—第68条）

附則

岡山市は、古くから、瀬戸内沿岸のおだやかな気候と豊かな自然によって形作られる固有の風土のもと、ゆるやかに自然と融和した新田や塩田開発技術、そして多彩な芸術文化・教育などを育んできた。

しかし、20世紀に入り、世界的規模で定着した大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が与える環境への負荷が過大となり、本市においても地域の生活環境が悪化するとともに、その蓄積が、地球規模の環境問題として、人類の生存基盤そのものを脅かしはじめてきている。

すべての市民は、良好な環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を負っている。

新しい千年紀を迎え、私たちは、これまでに、先人達が築きあげてきた豊かな遺産が、それぞれ

の地域の良い環境によって支えられてきたものであることを深く自覚するとともに、その地域の環境を守り育てていくことが、地球環境の保全につながることを理解し、身近なところから環境への負荷の小さいまちづくりに取り組む必要がある。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び行政のすべての人々の参加により、都市の構造や活動を環境保全型へと変え、自然と共生し、環境負荷が小さい、持続発展が可能な都市を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項並びに

公害の防止その他の環境保全を図るために必要な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 環境汚染物質 ばい煙、粉じん、汚水（温水及び廃液を含む。）、騒音、振動、悪臭物質その他の人の健康又は快適な生活を阻害する物質等をいう。
- (5) 特定施設 環境汚染物質を発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある施設であって、規則で定めるものをいう。
- (6) 規制基準 特定施設又は特定施設を設置する工場又は事業場（以下「事業場等」という。）から発生し、又は排出する環境汚染物質（粉じんを除く。）の量、濃度又は程度（以下「環

境汚染物質の量等」という。）についての許容限度をいう。

- (7) 施設管理基準 粉じんを発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準をいう。
- (8) 特定建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する建築物のうち規則で定めるものをいう。
- (9) 貴重野生生物種 市内に生息又は生育する野生生物種のうち、絶滅のおそれがある種として、第29条の5の規定により市長が指定したものをいう。
- (10) 自然環境保全地区 市域のうち、生物多様性の保全を図る必要がある地区として、第29条の10の規定により市長が指定したものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健康で快適な生活の確保が、すべての市民がその生活を営む上で欠くことができない基盤であるという認識のもと、その環境を良好なまま、子孫へと手渡していくことを目指して行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、本市に暮らし活動するすべての人が参加し、人と自然との共生並びに物の循環的利用及び省エネルギーが実現される社会を構築することにより、都市全体が環境保全を基調とした文化を有することを目指して行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるという認識のもとに、その認識が市の施策、事業活動及び市民の日常生活に反映されることにより積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的、社会的特性に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、

広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減等、環境の保全と創造に係る必要な措置を自主的、積極的に講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境保全上の支障を防止するため、都市・生活型公害の防止、資源及びエネルギーの消費抑制、廃棄物の発生抑制等により、日常生活に伴う環境負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、日常生活において、自然環境の保全や美しい都市景観の創出、歴史的・文化的遺産の保全等により、快適な環境づくりに努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定

及び実施は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 産業活動による環境汚染の防止、産業廃棄物の適正処理等により、効果的な公害防止対策を推進すること。

(2) 自動車(原動機付自転車を含む。以下同じ。)による大気汚染、騒音及び振動の防止、生活排水による水質汚濁の防止、一般廃棄物の適正処理等により、都市・生活型公害対策を推進すること。

(3) 貴重な野生生物の生息環境の保全及び保護活動の推進により、生物の多様性の確保を図ること。

(4) 生態系の基盤となる森林、農地、水辺等の保全及び市街地内の身近な自然の保全、育成等により、人と自然が健全に共生するための自然環境の保全対策を推進すること。

(5) 海、河川、ため池等の多様な水辺及び豊かな緑を生かして、都市施設を整備し、魅力ある都市景観を創出すること。

(6) 伝統的な町並み景観の保全、歴史的・文化的遺産の保全等を図り、及び岡山の独自性を生かし、地域の特性に応じた快適な環境づくりを推進すること。

(7) 資源の循環的利用、エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生の抑制等により、資源循環型まちづくりを推進すること。

(8) 地球温暖化の防止及びオゾン層の保護並びに環境保全に関する国際協力を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

第2節 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 目標を実現するための方策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

(環境配慮指針及び行動指針)

第10条 市長は、環境基本計画に基づき、市民及び事業者が環境の保全及び創造を図るために配慮すべき事項を示した指針(以下「環境配慮指針」という。)を策定するものとする。

- 2 事業者及び市民並びにこれらの者の組織する民間団体(以下「民間団体」という。)は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境配慮指針に適合させるように努めるとともに、環境の保全及び創造を図るため、自ら配慮すべき事項を示した行動指針(以下「行動指針」という。)を策定し、当該行動指針が環境基本計画に適合するものであることについての認証を受けるため、市長に申請することができる。
- 3 認証を受けた行動指針に基づき環境の保全及び創造を図ったものは、その成果を市長に届け出るものとし、市長は、当該成果が特に環境の保全及び創造に寄与したと認める場合は、これを表彰するものとする。
- 4 市は、前2項に規定する行動指針に関する取組が促進されるため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめ

その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 効果的推進のための施策

(経済的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境保全及び創造に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的な負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設の整備その他の環境保全上の支障を防止するための事業を推進しなければならない。

(資源の循環的利用及びエネルギーの効率的な利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーが循環的かつ効率的に利用され、廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関して必要な情報を適切に提供するように努めなければならない。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的な環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民及び事業者並びに民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する取組を促進するため、技術的な指導、助言その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理の促進)

第20条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民等の参加)

第21条 前4条に定めるもののほか、市は、市民及び事業者の参加、協力及び連携により環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(調査の実施等)

第22条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備しなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究を行い、並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

(年次報告)

第23条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基

づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境に係る苦情の処理)

第24条 市は、公害その他の環境保全上の支障に係る苦情を適切に処理するとともに、処理結果を当該苦情等の申立者に速やかに通知するように努めなければならない。

(環境保全に関する協定の締結)

第25条 市長は、環境保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全に関する協定を締結するものとする。

第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制

第26条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

第1節 地球環境の保全

(国際協力の推進)

第27条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するように努めなければならない。

(地球環境の保全の推進)

第28条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、市民等が地球環境の保全に関して、相互に連携を深め、協働した行動を推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第2節 生物多様性の保全

(生物多様性の保全に関する施策の推進)

第29条 市及び事業者並びに市民は、生物多様性の保全のため、地域固有の野生生物や生態系を保全するとともに、それを支えてきた地域の生活文化の継承や、人と身近な自然との豊かなふれあいを確保するように努めなければならない。

(土地の形状の変更に伴う環境への配慮)

第29条の2 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者は、その事業の実施に当たって、その事業に係る自然環境への影響が軽減されるよう適切な配慮に努めなければならない。

2 市長は、水路、河川、道路、公園等の建設、改修等の公共事業の計画を定め、及びこれを実施するに当たっては、その事業に係る自然環境への影響が軽減され、回復されるよう十分な配慮をしなければならない。

(生物多様性保全基本方針)

第29条の3 市長は、生物多様性の保全のための基本方針（以下「生物多様性保全基本方針」という。）を定めるものとする。

2 生物多様性保全基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保全すべき自然環境の特質及び緊急に保護を要する野生生物の種の保護その他の市域における生物多様性の保全に関する基本構想

(2) 市域の自然環境の特質に即した、自然環境保全地区の指定及び貴重野生生物種の選定に関する基本的な事項

(3) 自然環境保全地区における自然環境の保全のための規制に関する基本的な事項

(4) 自然環境保全地区における自然環境の保全のための施設に関する基本的な事項

(5) 貴重野生生物種の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、生物多様性の保全に関する重要事項

3 市長は、生物多様性保全基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、第52条の2第3号の岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

4 市長は、生物多様性保全基本方針を定めるときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、生物多様性保全基本方針の変更について準用する。

(自然環境配慮ガイドライン)

第29条の4 市長は、生物多様性保全基本方針に基づき、第10条第1項に規定する環境配慮指針の一環として、自然環境への配慮に関するガイドライン（以下「自然環境配慮ガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 自然環境配慮ガイドラインは、自然環境に影響を与える事業を行おうとする者が当該事業の計画を定め、及び当該事業を実施するに当たり、生物多様性の保全が適正に図られるようにするために配慮すべき事項について定めるものとする。

3 市長は、自然環境配慮ガイドラインを策定するに当たってはあらかじめ、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

4 市長は、自然環境配慮ガイドラインを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、自然環境配慮ガイドラインの変更について準用する。

6 市及び事業者並びに市民は、自らの活動に際し、自然環境配慮ガイドラインに基づいて野生生物の生息又は生育している環境などに配慮することにより、生物多様性の保全に努めなければならない。

(貴重野生生物種の指定)

第29条の5 市長は、市内に生息し、又は生育する野生生物の種のうち絶滅のおそれがあるものとして次の各号のいずれかに該当するものうち、市長が特に保護する必要があると認める種を貴重野生生物種として指定することができる。

(1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生生物

(2) その種の個体の数が著しく減少しつつある野生生物

(3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が

消滅しつつある野生生物

(4) その種の個体の主要な生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生生物

(5) 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生生物

2 市長は、前項の指定又は指定の解除をしようとするときは、あらかじめ岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

3 市長は、貴重野生生物種の指定又は指定の解除を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(貴重野生生物種の所有者等の責務)

第29条の6 貴重野生生物種の個体を所有し、又は占有する者は、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

2 市長は、貴重野生生物種の個体を所有し、又は占有する者に対し、その個体の取扱いに関して必要な指導及び助言をすることができる。

(個体の捕獲等の禁止)

第29条の7 貴重野生生物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

4 市長は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第2項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第2項に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等によって貴重野生生物種の保護に支

障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

5 市長は、貴重野生生物種の保護のために必要な限度において、第2項の許可に条件を付することができる。

6 第2項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(許可の取消し)

第29条の8 市長は、前条第2項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(移入種の放出等の禁止)

第29条の9 何人も、国内及び国外を問わず人為的に移動した動植物で、市内における地域固有の生物相及び生態系を大きく変化させるおそれのある種の個体を放ち、又は人の管理が及ばない状態で植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(自然環境保全地区の指定)

第29条の10 市長は、生物多様性の保全を図るために必要があると認めるときは、次に掲げる区分により自然環境保全地区を指定することができる。

(1) 共生地区 生物多様性の保全を図る上で、人間活動に際しての適切な環境への配慮が求められる一方で、市民、事業者の参加により、地域の保全や管理、野生生物の保護に取り組むことが必要な地区

(2) 貴重野生生物保護区 貴重野生生物種が生息又は生育している地域のうち、当該貴重野生生物種の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案して、特に人間活動に際しての適切な環境への配慮が必要な地区

- 2 貴重野生生物保護区の指定は、指定の区域、指定に係る貴重野生生物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。
- 4 自然環境保全地区として指定される区域内の住民及び利害関係者は、縦覧に供された案について、同項の縦覧の期間の満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき又は自然環境保全地区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。
- 7 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 8 自然環境保全地区の指定は、前項の規定による告示をした日から、その効力を生ずる。
- 9 第3項から前項までの規定は、自然環境保全地区の指定の解除及び区域の変更について準用する。

(共生地区における環境配慮事項の届出)

- 第29条の11** 共生地区内において、別表に掲げる行為のうち、規則で定める要件に該当するものを実施しようとする者は、市長に対し、自然環境配慮ガイドラインに基づいて行おうとする行為に関する環境配慮事項及び場所その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該地区が指定され、若しくはその区域が拡張された日の前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。
- 2 市長は、生物多様性を保全するために必要があると認めるときは、届出をした者の同意を得て、規則で定めるところにより、前項の規定に

基づく届出をした行為について公表し、市民から当該行為周辺地域の野生生物の生息状況に関する情報を求め、この結果を届出をした者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による届出をした者に対し、生物多様性を保全するために必要があると認めるときは、必要な措置について、指導し、又は勧告することができる。
- 4 市長は、第1項の規定により実施された環境配慮事項の内容が特に生物多様性の保全及び回復に寄与したと認める場合は、これを表彰するものとする。

(貴重野生生物保護区における行為の制限)

第29条の12 貴重野生生物保護区内においては、市長の許可を受けずに、次に掲げる行為（第8号から第12号までに掲げる行為については、市長が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）を行ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為又は軽易な行為として規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採すること。
- (7) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に必要なものとして市長が指定する野生生物の種の個体その他のものの捕獲等を行うこと。
- (8) 前号の規定により市長が指定した野生生物の種の個体その他のもの以外で、市長が指定する野生生物の個体その他のものの捕獲等を行うこと。
- (9) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として市

長が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

(10) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして市長が指定する物質を散布すること。

(11) 火入れ又はたき火をすること。

(12) 貴重野生生物種の個体の生息及び生育に支障を及ぼすおそれのある方法として市長が定める方法によりその個体を観察すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請に係る行為が、第29条の10第2項の指針に適合しないものについては、第1項の許可をしないことができる。

4 市長は、貴重野生生物保護区の自然環境を保全するために必要な限度において、第1項の許可に条件を付することができる。

5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなったときにおいて既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までに市長に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

6 貴重野生生物保護区において、非常災害のための必要な措置として、第1項に掲げる行為に該当するものをした者は、その行為をした日から14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。

7 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体は、当該行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

8 国の機関又は地方公共団体は、第5項の規定により届出をして引き続き第1項に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は第6項の規定により届出をすべき行為に該当する場合にその行為をし、

若しくはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、市長にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し)

第29条の13 市長は、前条第1項の許可を受けた者について、偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令等)

第29条の14 市長は、次に掲げる者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期間を定め、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難な場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずるよう命じることができる。

(1) 第29条の7第2項の許可を受けずに貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等をする行為を行った者

(2) 第29条の8の規定により、第29条の7第2項の許可が取り消されたにもかかわらず、貴重野生生物種の生きている個体の捕獲等を行った者

(3) 第29条の12第1項の規定による許可を受けずに同項各号に掲げる行為を行った者

(4) 第29条の13の規定により、第29条の12第1項の許可が取り消されたにもかかわらず、同項各号に掲げる行為を行った者

(5) 第29条の7第5項又は第29条の12第4項の規定により許可に付された条件に違反する行為を行った者

2 市長は、前項の規定により中止命令等をしようとするときは、岡山市自然環境保全審議会に諮るものとする。

(自然環境保全地区以外の地区における行為に対する助言及び指導)

第29条の15 市長は、自然環境保全地区以外の地区において、当該地区の生物多様性の保全のために必要な範囲において、第29条の11第1項に規定する行為を行う者に対し、助言及び指導をすることができる。

(土地の買取り等)

第29条の16 市長は、貴重野生生物種の保護のため貴重野生生物保護区を指定した場合において、必要があると認めるときは、必要とする当該土地をその所有者から買い取り、又は借り上げることができる。

(損失補償)

第29条の17 市は、第29条の12第1項の規定による許可を受けることができないため又は同条第4項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(助言及び支援)

第29条の18 市は、市民や事業者と協働して、市域の生物多様性の保全に取り組むため、これらの者が行う活動を促進するために必要な情報の提供、助言その他の支援措置を講ずるものとする。

(自然保護活動推進員の設置)

第29条の19 市に、自然環境保全地区の生物多様性の保全を図ることを目的として、自然保護活動推進員を置くことができる。

(生物多様性の保全の象徴となる野生生物種の選定)

第29条の20 市は、市民や事業者が、野生生物との豊かなふれあいを図ることにより、生物多様性の保全を図るため、その象徴となる野生生物を選定することができる。

第2節の2 緑の保全及び育成

(緑化の推進)

第30条 市は、緑豊かな生活環境の形成を人間尊重のまちづくりの基調とし、都市緑化の推進が図られるよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにするため、建築物等の敷地、建築物の屋上、窓際等に樹木、花等を植栽することにより、その緑化に努めなければならない。

(緑の基本計画)

第30条の2 市長は、緑の保全及び育成についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑の保全及び育成についての基本的な計画（以

下「緑の基本計画」という。）を策定するものとする。

2 緑の基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 緑地の保全及び緑化の目標

(2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

(3) 緑化推進重点地区における緑化の推進

3 市長は、緑の基本計画を定めるに当たっては、岡山市基本政策等に関する審議会設置条例（平成23年市条例第7号）に規定する岡山市都市・消防政策審議会に諮るものとする。

4 市長は、緑の基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

(緑化推進重点地区)

第30条の3 市長は、総合的な都市緑化を推進していくために、特に緑化の充実を図る必要のある地区及び緑化を推進することが効果的な地区を緑化推進重点地区として指定し、重点的な緑化を図るものとする。

(公共施設の緑化)

第30条の4 市長は、市が設置し、又は管理する公園、広場、道路その他の公共施設について、樹木の植栽等その緑化に努めなければならない。

(団地の緑化)

第30条の5 市長が別に定める基準に該当する団地造成の施行者は、市と協議の上、緑化に努めなければならない。

(工場の緑化)

第30条の6 市長は、工場を設置している者又は設置しようとする者に対し必要と認める場合には、工場内に緑地を確保し、又は樹木、花等を植栽するよう助言又は勧告をすることができる。

(建築物の緑化)

第30条の7 市街地において建築物を設置している者又は設置しようとする者は、屋上、壁面、ベランダ等に樹木を植栽するなど建築物の緑化に努めなければならない。

(緑化協定)

第30条の8 一定の区域の緑化を推進するため、区域内の土地及び建築物の所有者、地上権者及び賃借権者全員の合意により、当該区域の緑化に関する協定をしようとする者は、区域、緑化に関する基準、期間等を定めた緑化協定書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の緑化協定の締結及び実施に関し必要があると認めるときは、助言又は支援をすることができる。

(樹木の保護)

第30条の9 市長は、樹木を保護するため、樹木の所有者に対し、みだりに伐採しないよう要請するとともに、樹木の移植又はこれに代わる樹木の補植に関し、必要な助言、勧告又は支援をすることができる。

(保存樹等の指定)

第30条の10 市長は、快適な環境づくりや都市の美観風致を維持するために必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹又は保存樹林（以下「保存樹等」という。）として指定することができる。

2 市長は、保存樹等を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする保存樹等の所有者の意見を聴くものとする。

3 市長は、保存樹等を指定しようとするときは、あらかじめ総合政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、保存樹等を指定するときは、その所有者にその旨を通知しなければならない。

5 第1項の規定は、次の各号に掲げる樹木又はその集団については、適用しない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又はその集団

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林に係る樹木又はその集団

(3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又はその集団で前2号に掲げるもの以外

のもの

(指定の解除)

第30条の11 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹等の指定を解除することができる。

(1) 保存樹等について滅失、枯死等によりその指定期間が消滅したとき。

(2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

2 所有者は、市長に対し、保存樹等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、保存樹等の指定の解除について準用する。

(標識の設置)

第30条の12 市長は、保存樹等を指定したときは、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務等)

第30条の13 保存樹等の所有者は、当該保存樹等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、保存樹等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(保存樹等に係る行為の制限)

第30条の14 何人も、規則で定める場合を除き、保存樹等を損傷し、又はみだりに伐採してはならない。

(原状回復命令等)

第30条の15 市長は、保存樹等を保護するために特に必要があると認めるときは、前条の規定に違反した者に対し、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(保存樹等に係る届出)

第30条の16 保存樹等の所有者は、当該保存樹等を伐採し、若しくは移植し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 保存樹等について、所有者が変更したときは、

新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 保存樹等の所有者は、当該保存樹等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(保存樹等に関する台帳)

第30条の17 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(報告の徴取)

第30条の18 市長は、必要があると認めるときは、所有者に対し、保存樹等の現状につき報告を求めることができる。

(助言及び支援)

第30条の19 市長は、緑化の推進を図るために必要があると認めるときは、緑化、花壇の設置等を行う市民や事業者に対し、助言、勧告又は支援をすることができる。

- 2 市長は、保存樹等の保全を図るために必要があると認めるときは、それらの所有者に対し、必要な助言及び支援をすることができる。

第3節 都市生活活動からの環境保全

(自動車に係る公害の防止に関する施策の推進)

第31条 市は、自動車の運行に伴って生ずる公害を防止するため、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、交通環境の改善その他自動車の運行に伴って生ずる公害を防止するための総合的な施策を計画的に実施するように努めなければならない。

(自動車の適正な利用等)

第32条 自動車を使用する者及び所有する者は、常に必要な点検整備及び適正な運転を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限にとどめるように努めなければならない。

- 2 自動車を事業活動に使用する者は、輸送効率の向上等により、当該自動車の走行量を抑制するように努めなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、事業者及び市民は、可能な限り徒歩若しくは自転車又は路線バス等

の公共交通機関の利用に努め、自動車に起因する環境負荷の低減に協力しなければならない。

(低公害車の購入等の推進)

第33条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを排出しない自動車、排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車その他の環境への負荷の少ない自動車(以下「低公害車等」という。)を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

- 2 市は、低公害車等の購入及び使用を促進するため、その普及及び啓発に努めなければならない。

(自動車の駐車時の原動機の停止)

第34条 自動車を運転する者は、排出ガスの削減及び騒音防止のため、自動車を駐車する場合には、自動車の原動機を停止するように努めなければならない。ただし、緊急時その他規則で定める場合は、この限りでない。

(合併処理浄化槽の設置等)

第35条 生活排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。)を排出する者は、公共用水域の水質汚濁を防止するために必要かつ有効な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 生活排水を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。)の設置又は集合処理施設(農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)への接続により、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

(ディスプレイの使用制限)

第36条 公共用水域に生活排水を排出する者は、規則で定める場合を除き、ディスプレイを使用しないよう努めなければならない。

(生活騒音の低減)

第37条 日常生活において、音響機器、空調設備、

給湯設備等を使用する者は、近隣の生活環境を損なうことのないように、当該機器又は設備の使用法、配置の方法等に自ら配慮するとともに、相互に協力して地域の生活騒音の低減に努めなければならない。

第4節 事業活動からの環境保全

(規制基準等の設定及び遵守)

第38条 市長は、特定施設から生ずる公害を防止するため、規制基準及び施設管理基準（以下「規制基準等」という。）を規則で定めるものとする。

2 特定施設の設置者は、規制基準等を遵守しなければならない。

(特定施設以外の施設に対する措置)

第39条 市長は、特定施設以外の施設からの環境汚染物質の発生、排出、又は飛散により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該施設を設置する者に対し、公害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(特定建築物の設置の届出)

第40条 特定建築物を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該特定建築物の設置の工事の開始の日の60日前までに、市長に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 事業の内容
- (4) 公害防止の措置
- (5) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による届出のあった場合、その届出に係る特定建築物の設置により、市民の健康又は快適な生活環境を阻害する環境汚染物質を発生し、排出し、又は飛散するおそれがあると認めるときは、その届出のあった日から60日以内に限り、公害防止の措置に関する計画の変更を勧告することができる。

(特定施設の設置の届出)

第41条 特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に次

に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）
- (2) 建築物の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用及び管理の方法（管理の方法にあっては、粉じんに係るものに限る。）
- (6) 環境汚染物質の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項

(経過措置)

第42条 一の建築物が特定建築物となった際、現にその建築物を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該建築物が特定建築物となった日から30日以内に、第40条第1項各号に規定する事項を市長に届け出なければならない。

2 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、前条各号に規定する事項を市長に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第43条 第41条又は前条第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第41条第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第44条 第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者は、その届出に係る第40条第1項第1号若しくは第2号又は第41条第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(承継)

第45条 第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者から、その届出に係る特定建築物又は特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定建築物又は特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定建築物若しくは特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第40条第1項、第41条又は第42条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（特定施設の使用廃止の届出）

第46条 特定施設の設置者は、第41条又は第42条第2項の規定による届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（計画変更勧告及び計画変更命令）

第47条 市長は、第41条又は第43条の規定による届出のあった場合、その届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の量等が当該特定施設に係る規制基準等に適合しないと認めるときは、その届出のあった日から60日以内（騒音にあっては30日以内）に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法に関する計画の変更を勧告し、又は命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置によっては、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の量等を当該特定施設に係る規制基準等に適合させることが著しく困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらずその届出のあった日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

3 前2項の規定により勧告又は命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づき必要な計画の変

更又は廃止を行ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（実施の制限）

第48条 第41条又は第43条の規定による届出をした者は、その届出をした日から60日（騒音にあっては30日）を経過した後でなければ、それぞれその届出に係る特定施設を設置し、及び特定施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法を変更してはならない。

2 市長は、前項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（改善勧告及び改善命令）

第49条 市長は、特定施設に係る環境汚染物質の量等が規制基準に適合していないと認めるとき、又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該特定施設を設置している者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法又は環境汚染物質の処理の方法の改善を勧告することができる。

2 市長は、粉じんに係る特定施設の施設管理基準が遵守されていないと認めるときは、当該特定施設を設置している者に対して、期限を定めて、当該施設管理基準に従うべきことを勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは環境汚染物質の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

4 市長は、第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、期限を定めて、当該施設管理基準に従うべきことを命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

5 前4項の規定は、一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者については、当該施設が特定施設となった日から6月間

は適用しない。

(化学物質の適正な管理)

第50条 事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

2 市長は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を収集及び整理するとともに、事業者に提供するように努めなければならない。

(事故時の措置)

第51条 事業場等の設置者は、事故により当該事業場等から公害の原因となる物質で規則で定めるものを発生し、排出し、又は飛散させることによって、人の健康又は生活環境を損ない、又は損なうおそれを生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、規則で定めるところにより、速やかにその状況及び講じた措置について、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、事故の再発生を防止するための措置に関する計画を速やかに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の事態を発生させた事業場等の設置者が同項の必要な措置をとっていないとき又は同様の事態を発生させるおそれがあると認めるときは、当該事業場等の設置者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとることを勧告し、又は命ずることができる。

(公害防止担当者)

第52条 特定施設の設置者は、当該施設における公害の防止に関する業務を統括する者を選任し、その者の職名及び氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

第4章 環境の保全に関する審議会

(設置)

第52条の2 本市の区域における環境の保全に関する基本的事項の調査審議を分掌して行わせるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、次に掲げる審議会を設置する。

- (1) 岡山市環境総合審議会（以下「環境総合審議会」という。）
- (2) 岡山市公害対策審議会（以下「公害対策審議会」という。）
- (3) 岡山市自然環境保全審議会（以下「自然環境保全審議会」という。）

(環境総合審議会)

第52条の3 環境総合審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全に係る新たな制度のあり方に関すること。
- (3) 環境の保全及び創造に関する重要事項であつて、前条第2号及び第3号に掲げる審議会の所掌に属しない事項

(公害対策審議会)

第52条の4 公害対策審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境汚染物質の監視並びに大気汚染、水質汚濁その他の公害事象の防止対策に関すること。
- (2) 環境中における未規制・有害化学物質の健康影響及び安全性の評価に関すること。
- (3) その他地域の環境汚染防止対策等に関する重要事項

(自然環境保全審議会)

第52条の5 自然環境保全審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生物多様性地域戦略、生物多様性保全基本方針等に関すること。
- (2) 自然環境保全地区の指定及び「身近な生きものの里」の認定等に関すること。
- (3) その他生物多様性の保全に関する重要事項

(組織)

第52条の6 環境総合審議会にあっては委員30人以内、公害対策審議会及び自然環境保全審議会にあってはそれぞれ委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長等)

第52条の7 第52条の2各号に掲げる審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第52条の8 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

第5章 雑則

(予想外の環境保全上の支障に対する措置)

第53条 市長は、この条例に規定しない物質、作業等により環境の保全上の支障が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、その事態を発生させた者に対し、必要な措置をとるべきこと

を勧告することができる。

(報告)

第54条 市長は、生物多様性の保全のために必要な限度において、第29条の7第2項又は第29条の12第1項の規定による許可を受けた者、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、相当な期間を定め、当該行為の実施状況その他必要な事項を報告させることができる。

2 市長は、事業活動からの環境保全のために必要な範囲内において、事業場等の設置者及び関係人に対し、必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第55条 市長は、生物多様性の保全のために必要な限度において、関係職員に、前条第1項に規定する者が所有し、又は占有する土地及び建物に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係者に対して必要な指示若しくは指導をさせることができる。

2 第29条の7第2項又は第29条の12第1項の規定による許可を受けた者は、前項の規定による立入り、検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 市長は、事業活動からの環境保全のために必要な限度において、関係職員に事業場等に立ち入り、帳簿書類又は環境汚染物質を発生し、排出し、飛散させ、又はこれらのおそれのある施設その他の物件を検査させることができる。

4 第1項及び第3項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第1項及び前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公害監視員)

第56条 前条第3項に規定する職員の権限及び公害防止に関する指導の職務を行わせるため、公害監視員を置く。

2 公害監視員は、市の吏員のうちから市長が任

命する。

(委任)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第29条の7第1項又は第29条の12第1項の規定に違反した者

(2) 第29条の14第1項の命令に違反した者

第59条 第47条第2項又は第49条第3項の規定による命令(ばい煙に係る特定施設に関する命令に限る。)に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 第29条の7第5項又は第29条の12第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 第47条第2項若しくは第49条第4項の規定による命令(粉じんに係る特定施設に関する命令に限る。)又は第51条第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第62条 第47条第2項又は第49条第3項の規定による命令(騒音に係る特定施設に関する命令に限る。)に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第63条 第41条又は第43条の規定による届出(ばい煙に係る特定施設に関する届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第54条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第55条第2項の規定に違反する行為をした者

第65条 第41条又は第43条の規定による届出(粉じんに係る特定施設に関する届出に限る。)をせ

ず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第66条 第41条又は第43条の規定による届出(騒音に係る特定施設に関する届出に限る。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第42条第2項又は第51条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第48条第1項の規定に違反した者

(3) 第54条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第55条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第68条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年6月5日から施行する。ただし、第27条から第62条まで及び附則第2項の規定は、平成12年10月1日から、第10条第2項から第4項までの規定は、平成13年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 岡山市公害防止条例(昭和48年市条例第70号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとする。

附 則（平成13年市条例第15号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年市条例第17号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
ただし、第3章第2節の改正規定中第29条の4から第29条の17までに係る部分は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 岡山市緑化条例（昭和46年市条例第136号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の岡山市環境保全条例中これに相当する規定があるときは、同条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹等は、この条例第30条の10第1項の規定により指定されたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年市条例第80号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第52条の6第3項の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。

別表（第29条の11関係）

| | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 建築物の新築又は増築 |
| 2 | 道路の新設又は改修 |
| 3 | 河川その他の公共の用に供する水路の新設又は改修 |
| 4 | 公有水面の埋立て |
| 5 | 土砂等の採取 |
| 6 | 公園の新設 |
| 7 | 土地改良事業 |
| 8 | 開発行為に伴う事業（前各号のいずれかに該当するものを除く。） |

岡山市環境白書(令和2年版)

令和3年3月発刊

編集・発行 岡山市環境局環境部環境保全課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号
TEL(086) 803-1282
FAX(086) 803-1887

桃吉郎

のまち岡山

リサイクル適性[®](A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用しています